

『源平盛衰記』全釈（一〇—卷三—3）

早川厚一
曾我良成
近藤泉
村井宏栄
橋本正俊
志立正知

成親謀叛

新大納言¹成親卿ハ、²実定ノ大将ニ成給ヌルニ³付テ、是モ平家ノ計也ト思ハレケレバ、平家ヲ亡サント謀叛ヲ発、疎人モ⁴入ヌ所ニテ、兵具ヲ調ヘ軍兵ヲ⁵集ラレ、サルベキ者共相語ヒ、此宮ノ外他事無リケル中ニ、多田行綱ヲ招テ⁶酒ヲ勸テ、⁷金造太刀一振⁸引出物ニ⁹賜。酒宴取ヒソメテ、大納言行綱¹¹ガ膝¹²近居ヨリテ、耳ニ口ヲ¹³差寄テ¹⁴私語¹⁵事ハ、「成親不¹⁶思寄¹⁷院宣ヲ¹⁸下賜¹⁹レリ。其故ハ、平家朝恩ノ²⁰下ニ居ナガラ²¹朝家ヲ²²蔑²³ニシ、一門國務ヲ²⁴執行、²⁵国主ヲ²⁶蔑如ス。」「²⁷悪行年ヲ²⁸重²⁹、³⁰狼藉日ニ³¹競リ。依³²レ之³³彼³⁴一類ヲ³⁵可³⁶追討³⁷之由、³⁸仰³⁹ヲ⁴⁰承⁴¹トイヘ共、⁴²且ハ⁴³存知ノ様ニ、成親サセル武芸ノ⁴⁴器ニアラズ。尤⁴⁵猶予スベキヲ、君モ⁴⁶大ニ⁴⁷鬱⁴⁸思召バコソ、如⁴⁹此ハ被⁵⁰仰下⁵¹ラメ。」「⁵²非⁵³レ可⁵⁴奉⁵⁵返⁵⁶院宣。サレバ、一方ノ大将ニハ奉⁵⁷深⁵⁸憑⁵⁹。御辺又源氏ノ⁶⁰藻事也。争カ執心モナカラン。平家⁶¹亡ヌル者ナラバ、日本ノ大将軍共成給ヘカシ。」「⁶²其条奏申サンニ、子細ヤハ有⁶³ベキ」ト⁶⁴語ケレバ、行綱争カイナト云ベキナレバ、⁶⁵酔⁶⁶ノマギレニ「⁶⁷深ク⁶⁸憑⁶⁹給ヘ。承⁷⁰侍⁷¹又」ト⁷²領掌シテ立ニケリ。

³⁹ 東山鹿谷ト⁴⁰云⁴¹所ハ、⁴²法勝寺ノ⁴³執行⁴⁴俊寛僧都ガ⁴⁵領也。後ハ三井寺ニ⁴⁶統テ⁴⁷如意山深、⁴⁸前ハ洛陽遥⁴⁹見渡シテ、而モ在家ヲ⁵⁰隔タリ。⁵¹爰ゾ⁵²究竟ノ⁵³所也トテ、城郭ヲ⁵⁴構、⁵⁵兵杖ヲ⁵⁶用意ス。⁵⁷撰津国源氏ニ多田⁵⁸蔵人行綱ハ、⁵⁹成親兼テ⁶⁰憑⁶¹ケル上、⁶²法勝寺ノ⁶³執行ニ⁶⁴師檀ノ契⁶⁵深シテ、互ニ⁶⁶憑⁶⁷タレタリケレバ、⁶⁸俊寛モ⁶⁹語⁷⁰レ之。」「⁷¹平判官康頼、⁷²近江中將入道蓮海、其外北面ノ下臈共アマタ同意シケリ。彼俊寛僧都ハ、村上ノ⁷³帝⁷⁴第⁷⁵

七王子二品⁶⁰中務親王へ⁶¹具平⁶²六代ノ後胤、⁶³仁和寺ノ法印寛雅ガ子、京極ノ⁶⁴源大納言⁶⁵雅俊卿孫也。此大納言ハ、サセル⁶⁶弓矢取家ニハアラネ共、ユ、シク腹悪、心猛キ人ニテ、常ハ鹵ヲ食シバタ、イテ⁶⁷御座⁶⁸ニケレバ、京極ノ家ノ前ヲバ輒ク人モ⁶⁹不⁷⁰通ケリ。係人ノ⁷¹子ニテ、此俊寛モ僧ナガラ驕ツ、案モ⁷²無⁷³コソ被⁷⁴レ与⁷⁵此⁷⁶事⁷⁷ケレ。

成親卿ノ許ニ⁷⁸松ノ前⁷⁹・鶴ノ前⁸⁰トテ、⁸¹花ヤカナル上童二人アリ。松前ハ容顔⁸²ハ勝タレ共、心ノ色⁸³スクナシ。⁸⁴鶴前ハミメ⁸⁵貌ハ少シ後レタレ共、心ノ色⁸⁶今一際深⁸⁷リケリ。謀叛ノ事ニ依テ、彼ガ心ヲトリ語ハシタメニ、⁸⁸中御門高倉ノ宿所へ、⁸⁹執行僧都ヲ請ジテ、酒ヲ出シ彼上童二人ヲ以⁹⁰様々ニシヒタリケリ。係シ程ニ僧都常ニ通テ、始ハ松前ニ志ヲ顯シケルガ、後ニハ⁹¹鶴前ニ⁹²思移テ、⁹³女子一人儲タリケルトカヤ。大納言此事打解語ヒ給ケレバ、⁹⁴無⁹⁵左右⁹⁶領状モ無⁹⁷リケレドモ、⁹⁸鶴前ニ⁹⁹心ヲ移テ際¹⁰⁰ナク通ケレバ、終ニハカク同意シケリ。

【校異】 1〈近〉「なりちかのきやうは」、〈蓬〉「成親卿は」、〈静〉「成親卿は」。なお、〈近〉は行の冒頭に「成親謀反ノ事」と傍書。 2〈近〉「しつていの」、〈蓬〉「実定の」、〈静〉「実定の」。 3〈蓬〉「付ても」、〈静〉「付ても」。 4〈近〉「いらぬ」、〈蓬・静〉「いれぬ」。「いらぬ」が良い。 5〈蓬〉「あつめらる」、〈静〉「集らる」。 6〈近〉「やうく」に、〈蓬〉「様さま」、〈静〉「さまく」。 7〈近〉「しゆを」、〈蓬〉「酒を」。 8〈近〉「かなつくりの」とし、「かな」の右に「こかね」を傍書。〈蓬・静〉「金造の」。 9〈近〉「ひきで物に」、〈蓬〉「引出物に」、〈静〉「引出物に」。 10〈近〉「たび」、〈蓬・静〉「給ふ」。 11〈蓬〉「ガ」なし。 12〈近〉「ちかう」、〈蓬・静〉「ちかく」。 13〈近〉「さ、やきける」、〈蓬・静〉「さ、やく」。 14〈近〉「事」なし。 15〈近〉「くだしたまはれり」、〈蓬〉「下給へり」、〈静〉「下給れり」。 16〈近〉「しもた、」とし、「し」と「た、」に見せ消ち。「も」の右下に「と」を傍書。「もとに」と読ませる。〈蓬〉「下に」。 17〈近〉「てうけを」、〈蓬・静〉「朝家を」。 18〈近〉「ないがしろにし」、〈蓬・静〉「無代にし」。 19〈蓬・静〉「取行なから」。 20〈蓬〉「国王を」。 21〈近〉「西行」とし、「西」字に見せ消ち。 22〈蓬・静〉「狼籍」。 23〈近〉「まさり」とし、右に「れ」を傍書。「まされり」と読ませる。〈蓬・静〉「競へり」。 24〈蓬〉「承と」。 25〈近〉「かつうは」、〈蓬・静〉「且は」。 26〈近〉「そんじの」、〈蓬・静〉「存の」。 27〈近〉「きに」、〈蓬・静〉「器に」。 28〈近〉「ゆよすべきを」、〈蓬〉「猶預すべきを」、〈静〉「猶予すべきを」。 29〈近〉「おほきに」。 30〈蓬〉「おほしめせはこそは」、〈静〉「思食せはこそは」。 31〈蓬・静〉「なれは」あり。以下、「非可奉返院宣」に続く。 32〈近〉「たのみ」、〈蓬〉「頼み」。 33〈蓬〉「藻事也」、〈静〉「藻事也」。 34〈近〉「ほろびぬる」、〈蓬〉「亡ひぬる」、〈静〉「亡ひぬる」。〈底〉「亡メル」を改める。 35〈近〉「条」とし、「条」の前に補入符あり。右に「そのでう」と傍書。 36〈近〉「かたりければ」、〈蓬・静〉「かたらひければ」。 37〈蓬〉「ノ」なし。 38〈近〉「たのみ給へ」、〈蓬〉「憑給へは」、〈静〉「頼給へ」。 39〈近〉「ひんがし山」、〈蓬・静〉「東山」。 40〈近〉「所に」。 41〈蓬〉「法勝寺寺の」とし、二字目の「寺」に見せ消ちあり。 42〈近〉「によさん」とし、「よ」の後に補入符あり。右に「い」を傍書。〈静〉「如意山」。 43〈近〉「見たして」とし、「見」の後に補入符あり。右に「は」を傍書。 44〈蓬・静〉「こ」。 45〈近〉「くつきやうの」、〈蓬〉「究竟の」、〈静〉「究竟の」。 46〈近〉「所なる」とし、「る」に訂正符あり。右に「り」を傍書。 47〈近〉「かまへ」、〈蓬・静〉「構て」。 48〈近〉「つのくに」、〈蓬〉「撰津国」、〈静〉「撰津国」。 49〈近〉

「くらうと」〈蓬〉「藏人」〈静〉「藏人」。50〈近〉「なりちかのきやう」。51〈近〉「たのみける」。〈蓬〉「頼ける」。52〈蓬・静〉「師壇の」。53〈近〉「ふかうして」。〈蓬・静〉「ふかくして」。54〈近〉「たのみたのまれたりければ」。〈蓬〉「たのみ頼まれたりければ」。55〈近・蓬・静〉「かたらふ」。56〈近〉「へははうぐわん」とし、最初の「は」に訂正符あり。右に「い」を傍書。〈蓬〉「平判官」。〈静〉「平判官」。57〈近〉「あふみのちうじやう」。〈蓬・静〉「近江中将」。58〈近〉「みかと」。〈蓬・静〉「帝の」。59〈近〉「たい七の」。〈蓬〉「第七の」。60〈近〉「なかつかさのしんわう」。〈蓬〉「中務親王」。〈静〉「中務親王」。61〈近〉「具平」。〈蓬〉「具平」。62〈近〉「にんわうの」とし、「う」を見せ消ち。右に「じ」を傍書。〈蓬・静〉「仁王寺の」。63〈静〉「源大納言」右肩に「左大臣顕房子」とあり。64〈近〉「まさとしのきやうの」。〈蓬〉「雅俊卿」。〈静〉「雅俊卿」。65〈近〉「ゆみやとる」。〈蓬〉「弓矢取り」。〈静〉「弓矢とる」。66〈近〉「おはしましければ」。〈蓬〉「御坐ければ」。〈静〉「御坐ければ」。67〈近〉「とをさゝりけり」とし、「さゝ」の上から二重線を施す。右に「らざ」を傍書。「とをらざりけり」とする。〈蓬・静〉「通ざりけり」。68〈蓬・静〉「孫にて」。69〈近〉「なうこそ」。〈蓬・静〉「なく」。70〈近〉「くみせられければ」。〈蓬・静〉「くみせられけり」。71〈近〉「ことに」。〈蓬〉「事に」。〈静〉「事にも」。72〈近・蓬・静〉以下「同意シケリ」まで一字落としてせず。なお、〈近〉「なりちかのきやうの」。〈蓬〉「成親卿の」。〈静〉「成親卿の」。73〈近〉「まつのまへ」とし、「ま」に見せ消ち。右に「ま」を傍書。74〈蓬・静〉「霧前とて」。75〈静〉「声花なる」。76〈近〉「すくれたれ共」。〈蓬〉「勝たれとも」。〈静〉「勝たれとも」。77〈蓬〉「霧前は」。〈静〉「霧前は」。78〈蓬・静〉「形は」。79〈蓬・静〉「色は」。80〈近〉「よく」とし、「く」に見せ消ちあり。右に「て」を傍書。〈蓬・静〉「よつて」。81〈近〉「なかのみかど」。〈蓬〉「中御門」。82〈近〉「やうやうに」とし、「やうやう」の右に「さまく」を傍書。〈蓬・静〉「さまくに」。83〈近〉「しめられたりけり」。〈蓬・静〉「強たりけり」。84〈蓬〉「霧前に」。〈静〉「霧前」。85〈近〉「おもひうつして」。〈蓬・静〉「思うつりて」。86〈近〉「によし」。〈蓬〉「女子」。87〈蓬〉「霧に」。〈静〉「霧に」。

【注解】○新大納言成親卿ハ、実定ノ大将ニ成給又ルニ付テ、是モ平家ノ計也ト思ハレケレバ、成親が平家討滅を考へることになつたきつかけについて、『平家物語』諸本は次のように三様に記す。①〈四闘・長〉。大将任官が平家により阻まれたことを成親は遺恨とし、平家を滅ぼして本望を遂げようとしたとする。②「新大納言口惜被_レ思_ハ余_ト爲_レ何_カ亡_シ」平家ヲ欲_ケ遂_ケ本望_ヲ（二二六左）。③〈長〉については、本全九の注解「宗盛ニ越ラレヌルコソ口惜ケレ」（二九頁）参照。

②〈延・南・屋・覚・中〉。宗盛に越えられたことを特に遺恨とし、平家を滅ぼして本望を遂げようとしたとする。③「平家ノ一男ニ被

超ヌルコソ遺恨ナレ。イカニモシテ平家ヲ滅シテ、本望ヲ遂ム」（二六六ウ）。池田敬子は、〈覚〉の本文についてではあるが、この記事が、「宗盛が平家一門に対する最初の謀叛の計画のきつかけとなつてゐる」（二〇〇頁）ことに注意する。③〈盛〉。「重盛宗盛左右大将」では、「宗盛ニ越ラレヌルコソ口惜ケレ」（本全九—二四頁）とあつたように、成親の怒りは宗盛に向けられていたのだが、ここでは、さらに実定の大将任官も平家のはからいと成親は思い、平家を滅ぼそうとの思いを持つたとする。恐らく、③〈盛〉に見る形は、①②に見る形の改変であらう。③〈盛〉は、「重盛宗盛左右大将」で、「今度ノ大将ハ理運左右

ニ及セ給ハザリケル」（本全釈九—二四頁）実定が、宗盛に越えられたことを「極ナキ御恨」と思いながらも、大納言を辞して引き籠もったのに対し、成親は、宗盛に越えられたことを口惜しく思い、平家を滅ぼし本望を遂げようと思ったとする。つまり、〈盛〉では、宗盛への遺恨を共に持つ実定と成親が、実定は清盛に取り入り左大将任官を果たしたのに対し、成親は平家を滅ぼすことにより左大将任官の遺恨を果たそうとしたと対比的に描こうとするのである。ここで諸本の記事配列と歴史的な事件展開について少し整理をしておきたい。

嘉応二年（一一七〇）十一月 a 高倉天皇御元服の御定。

十二月 b 撰政基房、太政大臣補任。

承安元年（一一七一）一月 c 高倉天皇御元服。

十二月 d 徳子入内。

承安四年（一一七四）三月 e 後白河院、建春門院、厳島御幸。

五月 f 最勝講、澄憲祈雨表白により権大僧

都に補任。

七月 g 相撲節会

安元元年（一一七六）七月 h 建春門院崩御。六条院崩御。

i この頃、加賀の目代師高、白山領を焼き、比叡山が流罪を願う。

治承元年（一一七七）一月 j 内大臣師長、左大将を辞任。

k 重盛左大将、宗盛右大将補任。

l 五条邦綱大納言補任。

三月 m 師長太政大臣補任。徳大寺実定、大

納言還任。

四月 n 比叡山の大眾による神輿振。

五月 o 天台座主明雲、解却。伊豆に配流されるも、衆徒これを奪還。

六月 p 成親、西光、俊寛ら捕縛。成親は備

前配流。西光処刑。俊寛等鬼海が島

に配流。

q 重盛、左大将辞任。

十二月 r 実定、左大将補任。

治承三年（一一七九）三月 s 実定、厳島参詣。

『平家物語』諸本は、治承元年のjkの時間を臘化させて、jをaに連続させ、これに触発されたI成親の大将への願望・祈願を記す（〈延・長〉はabjIcdの順。また〈長〉はcdの年次を「嘉応元年」と誤記する）。これに連続させてkを配置、II平氏打倒計画（鹿の谷の謀議）の発端になったとする点でも共通する。また、このII謀議の後ろにihnoと置き、p謀議の発覚へと展開している点も共通している。つまり、abcdjIkIIihnoまたはabjIcdkIIihnopというのが、諸本に共通する基本的な展開ということになる。問題はその他の記事の位置、および、成親の願望を過分・不当なものである事を非難する一節IIIの位置の関係である（IIIについては〈延〉を引く。「サテ新大納言成親卿被思」ケルハ、殿ノ中将殿、徳大寺殿、花山院ニ被超タラバ何ガセム、平家ノ二男ニ被超ヌルコソ遺恨ナレ。イカニモシテ平家ヲ滅シテ、本望ヲ遂ムト思フ心付ニケルコソ、オホケナケレ。父ノ卿ハ中納言マデコソ至シニ、其子ニテ位正二位、官大納言、年僅ニ四十四、大国アマタ給テ、家中タノシク、子息

所從ニ至マデ朝恩ニ飽滿テ、何ノ不足有テカ、今カ、ル心ノ付ニケム、是モ天魔ノ致ス処也。信頼卿ノ有様ヲ親リミシ人ゾカシ。其時小松大臣ノ恩ヲ蒙テ、頸ヲツガレシ人ニ非ヤ」卷一―六六ウ―六七オ。このⅢの表現およびその配置が前記①―③の分類と密接に関連する。たとえば②に分類される〈延〉では、*abjicd*に*g*を挟んで*k*に続け、次に実定記事*sqr*と置き、ⅢⅡへと展開している。Ⅲの前に徳大寺実定の敵島参詣と左大将就任を記するため、「殿ノ中将殿、徳大寺殿、花山院ニ被超タラバ何ガセム、平家ノ二男ニ被超ヌルコソ遺恨ナレ」の一節が、やや不自然に浮き上がっている。①の〈四〉は、*ab*に続けて*d*を置き（*c*は省略）、*ji*と展開させた後に*l*を挿入、ⅢⅡへと続ける。Ⅰでは、清盛の意思によって邦綱が「一大納言」とされたことと記し（虚構）、宗盛に先を越されたことに加えての清盛の専横に対し、「口惜」く思った成親が「口惜^レ被^レ思^レ余^ト為^レ何^カ亡^レテ平家^ヲ欲^フ遂^テ本望^ヲ」と決意したと記される。〈鬪〉の配列は、*abcdjik*ⅢⅡで、Ⅲ「見此成親卿太太口惜被思之間」は、直接的には宗盛に先を越されたことに対する無念を述べたものと解することができる。表現的に「宗盛ニ越ラレヌルコソ遺恨ナレ」のような語がないので①としたが、文脈的には②の要素が含まれていると見るべきか。また、同じく①に分類される〈長〉は、記事配列的には〈延〉と同じであるが、*k*に「治承元年正月廿四日の除目」と時間が明記されるので、結果的に記事配列における時間の前後が顕在化しているところに特徴がある。またⅢは、実定の左大将任官記事を受けて「新大納言、いよ／＼口おしとおもはれけり。「いかにもして、平家をほろぼして、本望をとげん」とおもふ心つきにけるこそ、おそろしけれ」（Ⅰ―六七

頁）とあるので、〈盛〉的解釈を取り込んで見なせよう。分類②の一つの指標は、Ⅲに「平家ノ二男ニ被超ヌルコソ遺恨ナレ」のような表現が含まれていることにあるが、〈南〉は*abcd*に続いて安元二年と誤記しながら*h*六条院崩御を記し、これに*jikl*ⅢⅡ*sqrinop*と続く。Ⅰが「此邦綱ノ上ラレケル事モ大政入道心ノマ、ナル故也」と結ばれたのに続いてⅢがあるので、配列的には〈四〉に近いが、Ⅲの表現が「宗盛ニ越ラレヌルコソ遺恨ナレ」と、対象を宗盛に限定している点は〈延〉などに近似し、②に分類できる。〈中〉の記事配列は*abcdjiksrq*ⅢⅡ*inop*、Ⅱの中に安元改元の記事があるので、鹿の谷の謀議がそれ以前に設定されていることになる。Ⅲは実定の左大将補任を受けて、「徳大寺殿はかくこそゆゝしくおはしましたしに」（上―四七頁）と、成親の振舞を対比・批判する言葉で始めるが、成親の意識は「平家のじなんむねもりに、こえられぬることこそいこんのしだいなれ」とあるので、②に分類できる。〈屋〉は徳大寺関連の記事*sqr*を欠き、〈覚〉はこれを巻一の「成親死去」の後に置くので、この場面では焦点が宗盛との関係に絞られる。〈盛〉の場合、諸本のなかで唯一Ⅲを*k*と*s*の間に置く。そのため、〈延〉のような不自然さを解消しているが、逆にそこでは「如何ニモシテ、平家ヲ亡シテ本望ヲ遂ント思フ心ノ付ケル事コソ不思議ナレ」という批判が、鹿の谷の謀議という具体的行動とは切り離されてしまい、批判の言葉が浮き上がってしまっている。宗盛との関係、実定との関係をそれぞれ平家の専横の結果として、成親の動機に挙げていくわけだが、逆に、具体的に謀議を企てる成親の行動に対する批判を欠いた形となっている。○平家ヲ亡サント謀叛ヲ発、疎人モ入又

所ニテ、兵具ヲ調ヘ軍兵ヲ集ラレ：以下〈盛〉は、鹿谷謀議の記事を、鹿谷寄合記事と鹿谷酒宴場面（巻四冒頭）とに二分割して記す。

この鹿谷寄合記事は、承安元年（一一七一）七月の相撲の節記事に続き、「成親望大将」「重盛宗盛左右大将」「実定嚴島詔」「同人成大将」「有子入水」と続くが、その間に日付は記されるものの年次が付されることがなく、次に続く「一院女院嚴島御幸」が承安四年三月の記事であることからすれば、承安元年七月以降から承安四年三月までの承安年間のこととなる。前項で示したように、この謀議の日時をいつに想定するかについては、諸本で若干の違いが見られる。そしてもう一つの鹿谷酒宴場面もいつのことか特定しえないが、謀議が露顕した治承元年（一一七七）五月二十七日に至るまでの安元年間（一一七五—一一七七）のことと考えられる。このように〈盛〉が日付の臘化や鹿谷謀議の記事を二分割して記す理由について、源健一郎は、鹿谷寄合から謀議露顕に至るまでの四年前後の時間を埋めるため、記事を二分割し、年代記的な体裁は整えながらも、年次を特定する記事を外し、改元記事をも欠落させて安元年間を臘化し、鹿谷謀議を時間的に融通のきく不確定な存在として設定したとする（五六—五八頁）。○疎人モ入又所ニテ、兵具ヲ調ヘ軍兵ヲ集ラレ：「此宮ノ外他事無リケル中ニ」まで、〈四・闘・延・長・屋・覚〉同。〈延〉「外キ人モ入ラ又所ニテ兵具ヲ調ヘ集メ、可然者ヲ詔テ、此宮ヨリ外ハ他事無リケリ」（巻一一八七オ）。〈南・中〉は一部近似。〈南〉「其（平治の乱の折重盛から受けた）恩ヲ忘テ、此一門ヲ亡スベキ其宮ノ外ハ、又他事ナシ」（上一九七頁）、〈中〉「されどもいっしかそのおんをわすれて、ぐわい人なき所にては、平家をほろぼさんとこのいとなみのほかはまたなし」

（上一四八頁）。〈盛〉の「軍兵ヲ集ラレ、サルベキ者共相詔ヒ」の内、棒線部は〈覚〉に近似し、波線部は〈四・延・長・屋〉に近似する。

〈覚〉「兵具をとゝのへ、軍兵をかたらひをき」（上一四六頁）。諸本では、「軍兵」も「可然者」も、共に「兵士」の意で用いられているが、〈盛〉では、「軍兵」と「サルベキ者共」が区別される形となっている。「サルベキ者共」は、成親によって語らわれた者達のことを言うか。行綱もその一人であったとするのである。なお、〈盛〉では、この後に密告に及んだ行綱の言葉に、「院中ノ人々兵具ヲ調ヘ軍兵ヲ集ラル、事ハ、知召レ候ヤラン」（「行綱中言」。1—三一七頁）とある。○多田行綱ヲ招テ 以下、「領掌シテケリ」まで〈盛〉の独自本文。〈盛〉では、行綱の初出場面。諸本では、鹿谷に寄り合った者達の名寄せが先に記されるが、〈盛〉ではこの後に記される。『兵範記』仁平三年（一一五三）七月十六日条に見る頼盛の「子童（十一）」が行綱ならば、承安年間に行綱は、二十九歳から三十二歳。鹿谷の乱が露顕した治承元年（一一七七）には、三十五歳となる。行綱の父頼盛は、摂関家藤原忠通に近侍し、保元の乱の折には「郎従数百人」（『兵範記』保元元年七月十一日条）を率いて後白河天皇側に参戦し、頼政や重成・信兼等が白河へ派兵されるなか、東三条殿の警備を担当している。また、行綱は、右大臣となった藤原基実の前駆を務めている。一方、摂関家領の多田荘は、この当時清盛の支配下に置かれていた。故に行綱は、清盛に従属する関係にあったと考えられる（元木泰雄①三—五頁）。仁安元年（一一六六）十一月十六日、清盛の内大臣拝賀の折には、散位行綱は前駆を務めている。このように昆陽野や河尻など、摂津国中央部の水陸交通の要衝を勢力圏に収める行綱は、仁安四年（一一六九）

春に福原に移住した清盛とは早くから協調関係にあったと見られる。故に、「日来属平家」(『玉葉』寿永二年七月二十二日条)とされる(川合康①六七頁)。また、行綱は、京においては、平氏一門や源頼政らと並んで院などの命を受けて軍事活動を展開する京武者の一人でもあった(川合康②二四四頁)。とすれば、そのような行綱に対して、なぜ成親が働きかけたのが問題となる。近年では、鹿の谷事件そのものが虚構であるという見方が、歴史学の立場からは強まっている。大きくは、鹿の谷の謀議や行綱の密告はなく、当時院の下で進められていた叡山攻撃を避けたかった清盛が、ありもしない謀議を理由に西光・成親等の捕縛を行ったと見る立場(下向井龍彦三〇〇頁、上杉和彦六二頁など)、謀議の可能性は認めながらも、行綱の密告と謀議を理由とする捕縛は虚構である(謀議は西光の取り調べのなかで初めて発覚した)と見る立場(早川厚一①五八頁、川合康②二四三～二四四頁など)である。では、なぜ行綱の名が挙ってきたのか。これについては、行綱の密告を記す『愚管抄』が成立した承久頃に、そのような風評があったとする立場と(早川厚一①二二頁)、話そのものが慈円周辺で作られたと見る立場(川合康②二四四頁)に分かれている。

○様々酒ヲ勸テ、金造太刀一振引出物二賜(『盛』卷四冒頭の鹿谷酒宴場面には、弓袋の料として成親が行綱に白布五十反を与える記事があるが、それに先立ち、勧誘の料として金作りの太刀を与えたもの。仲間を引き込む際に、酒を飲ませ武具を与える例としては、宗盛の競への饗応場面がある。〈延〉『競ニ酒飲セヨ』トテ、酒取出シテ、種々ノ引出物シタリ。中ニモ黒革威ノ鎧ニ、弓箭大刀共被引タリ。其上猶遠山トテ秘蔵シタル馬ニ、鞍置テ被引タリ(『卷四一三三ウ』。引

出物の慣例については、〈盛』卷十八「同人清水状天神金」に、「能者ヲ請ジテ能ヲ顕ニハ、必酒ヲ進、引出物ヲスルハ習也」(3127頁)との記事がある。○取ヒソメテ「トリヒソメ、ムル、メタ(取り潜め、むる、めた)物を一方へ片寄せておく、あるいは、ある秘密の場所とか人目につきにくい場所とかにおく」(『邦訳日葡辞書』六六六頁)。「古今著聞集」強盗をすべらかさむ料に、日くるれば、家にくだといふ小竹のよをおほくちらしをきて、つとめてはとりひそめけり(『旧大系四四〇頁]。〈新定盛』は、「内密の宴席に招いて」(1172頁)と解するが、取り片付けての意。○大納言行綱ガ膝近居ヨリテ、耳ニ口ヲ差寄テ私語事ハ 他聞を憚る話として成親が行綱に話した話がこの後明かされる。行綱を一方の大將軍と頼む成親は、行綱を味方とすべく懸命に説得に努める様子が、やや芝居がかった姿として描写される。〈盛』では、この後に記される俊寛もまた成親に誘われ与力した人物であるように、成親を乱の首謀者として具体的に記す。○成親不思寄院宣ヲ下賜レリ 成親が行綱に、この場面で平家追討の院宣が下されたことを告げるのは〈盛』独自の趣向だが、〈延』長・屋・覚・中(四・南)は欠巻)でも、行綱密告の場面では、成親の軍兵招集は院宣と称して行われたことが記されている。A〈延』『抑此事ハ、院ハ一定被知食タルカ』ト宣ケレバ、子細ニヤ及候。大納言ノ軍兵被催候シモ、院宣トテコソ催サレ候シカ。其外モ様々ノ事共云チラシテ、『暇申テ』トテ帰ニケリ(『卷一115オ115ウ]。あるいは、〈延』長・屋・覚・中(四・南)は欠巻)〈盛』は後出の④の西光の清盛への答弁の中でも、B「院中ニ被召仕身ニテ候ヘバ、執事別当新大納言殿ノ院宣トテ被催候シ事ニ、与セズトハ、争力申候

ベキ。与シテ候キ」（卷一一一九ウ—二〇オ）とある。但し、行綱の密告場面では、「其外モ様々ノ事共云チラシテ」と記すように、行綱がこの時どれ程本当のことを言ったのかは分からないが（そもそも密告自体が虚構という見方もあるが）、後白河院の鹿谷への御幸をいずれの諸本も記すように、後白河院の関与が何らかの形であったとするのは確かである。例えば、〈延〉でも、後白河院の関与は記すのだが、そうした謀議を積極的に担っていくのは院近臣の者達で、その謀議の中に、後白河院は、徐々に取り込まれていくという形で記される。そのことを最も明瞭に語るのが次の記事である。卷四、三十三「入道ニ頭共現ジテ見ユル事」の場面で、福原で月を眺める清盛の前に現われた四五十程の生首や鬮體に、清盛が一喝する場面である。〈延〉「汝等、官位ト云、俸禄ト云ヒ、随分入道ガ口入ニテ、人トナリシ者共ニ非ズヤ。故無ク君ヲ勸メ奉リ、入道ガ一門ヲ失ハムトスル科、諸天善神ノ擁護ヲ背クニ非ズヤ」（一一七オ）。清盛自身も、後白河院が事件に関わっていることは確認しながらも、それは院近臣等が「故無ク君ヲ勸メ奉」った事件と見なしているのである（早川厚一①五一—五四頁）。次に、〈盛〉では、後白河院との関係をどのように記そうとしているのか、具体的に検証してみよう。関連記事を次に引用する。

①（静憲の後白河院への諫言）成親卿一人ガ勸ニヨツテ、万人悩乱ノ災ヲ致サン事、豈天地ノ心ニ叶ハンヤ。全政道有徳ノ基ニ非ズ、コハ浅増キ御企也（卷四「鹿谷酒宴 静憲止御幸」1—二〇二頁）
 ②大納言宣シハ、「平家ハ悪行法ニ過テ、動スレバ奉嘲朝家之間、可追討之由、被下院宣」タリ（卷五「行綱中言」1—三二八—三一九頁）

③入道、「去社ヨモ御返事アラジ、行綱ハ実ヲ云ケリ。法皇モ知召タルニコソ」トテ、此輩ヲ召誠ケリ（卷五「成親以下被召捕」1—三二三—三三四頁）
 ④西光有ノ儘ニゾ云ケル。「執事別当新大納言殿、院宣トテ催レシカバ、院中ニ被召使身トシテ不叶ト申スベキニアラネバ、平家一門打失テ、西光モ世ニアラント思テ与シテ侍キ。院宣ノ趣キ誰カ可奉背トテ、始ヨリ終マデ白状四五枚ニ記シテ（卷五「成親以下被召捕」1—三二七頁）
 ⑤法皇大ニ驚カセ御座テ、「今朝ノ相国ガ使モ不得御意ツルニ、此等ガ内々計シ事ノ漏ニケルヨ」ト、浅増ク被思召テ（卷六「丹波少将被召捕」1—三三三頁）
 ⑥タトヒ人イカニ讒申トモ、争カ子々孫々マデモ捨患召ベキ。成親卿ガ讒奏ニツカセ御座テ、一門追討セラルベキ由ノ院中御結構コソ返々遺恨ノ次第ナレ。：猶モ北面ノ下臈共ノ中ニ申事ナンド有バ、御軽々ノ君ニテ、一定当蒙追討ノ院宣被下ヌト覚ユ（卷六「入道院参企」1—三三〇頁）
 ⑦抑此間ノ事、西光法師ニ委ク相尋ヌレバ、成親卿ノ謀叛ハ事ノ枝葉也。実ハ叔慮ヨリ思食立ト承レバ、世ノ鎮ラン程暫ク法皇ヲ奉迎、片辺ニ御幸ナシ進セント存ズ。大方近来イトシモナキ者共ガ近習者シ、下剋上シテ折ヲ待時ヲ伺テ、種々ノ事ヲ勸申ナル間ニ、御軽々ノ君ニテハ御座、係乱国ノ基ヲモ思召立ケリ（卷六「入道院参企」1—三三五頁）
 ⑧而ニ君ノ思召立処道理尤モ至極セリ、此一門代々朝敵ヲ平ゲテ、四海ノ逆浪ヲ鎮ル事ハ、無双ノ勲功ニ似タレ共、面々ノ恩賞ニ於テハ、

傍若無人ト申ベシ(巻六「小松殿教訓父」1―139頁)

⑨入道モ多田藏人行綱ガ告知セ奉テヨリ後ハ、君ヲモ後暗御事ニ思奉テ、世ノ中打解タル事モナシ(巻八「慧星出現」1―150頁)

⑩ヤ、法印御房、御辺ハ物ニ心得給テ、成親卿ガ謀叛ノ時、鹿谷ノ御幸ヲモ申止ラレタリシト承レバ、呼返奉テ申候ゾ。…依_レ之又云甲斐ナキ近習ノ者共ノ勸申事ニ著セ給テ、成親已下ノ輩ニ仰付テ、入道ヲ傾ケントノ御気色アリ(巻十一「静憲入道問答」2―195―196頁)

⑫は先のAに該当する記事。鹿谷寄合の席で、行綱が、平家追討の院宣が下されたことを成親から告げられたと、清盛に明かす場面。これは諸本に共通して見られる記事である。但し、〈盛〉の場合は、「平家ハ悪行法ニ過テ、動スレバ奉_レ嘲_レ朝家_ニ之間」と、その理由が説明されている。④では、西光の口から先掲のBのような文言で、今回の企みが院宣として催されたものであることが語られるが、これも諸本に共通する。但し、〈延・長〉は事前に拷問がなされたため、西光があることないことを白状したと記される(「乱形ニカケテ打セタメテ問ケレバ、有事無事落ニケリ」〈延〉巻一一一九オ)。これに対し、〈盛〉では、最初に清盛との対面があり、その場で清盛への悪口を声高に語ったため、拷問に掛けられ、はじめは「不知_レ知」と言っていたものの、最後は「有_レ儘ニゾ云ケル」として、西光の口からも、今回の企みが院宣として催されたものであることと、「世ニアラン」と思う己の野望故与したことが明かされる。これに対して〈屋・覚・中〉は、最初の清盛との対面場面でBと近似の形で悪口を語り、その後、拷問に掛けられ白状をしたとされる。⑦では、西光の白状を聞いた清盛の所感

「成親卿ノ謀叛ハ事ノ枝葉也。実ハ叡慮ヨリ思立ト承レバ」と、後白河院こそ今回の謀叛の張本人だとする。これも諸本に共通している。

〔抑此間ノ事ヲ西光法師ニ委ク相尋候ヘバ、成親卿父子ガ謀反ノ企ハ枝葉ニテ候ケルゾ。真実ニハ法皇ノ御叡慮ヨリ思立セ給御事ニテ候ケリ〕〈延〉巻一四二オ。また、⑧の重盛の言によれば、後白河院が平家討滅をご決意なさったのは至極当然だとする。そうした平家討滅に懸ける後白河院の意を汲んだ成親が、さらに己の大將任官の野望を果たそうとして讒奏し(①⑥⑩)、西光等院近臣を誘い(①)、謀叛を企んだとするのであろう。本全釈巻三「熊野山御幸事」の注解「平家ノ事様御目醒ク被思召」(八一四―四二頁)参照のこと。○

其故ハ、平家朝恩ノ下ニ居ナガラ朝家ヲ蔑ニシ…後白河院が平家追討の院宣をなせ出すこととなったのかその理由を、成親が行綱に説明したもの。鹿谷酒宴の場面では、〈盛〉を含めてそうした記事はない。但し〈盛〉では、前項の注解に引いた②行綱密告場面は、当該記事に類似した記事を見せる。共に〈盛〉段階における増補記事と考えられるよう。なお、〈盛〉のこれ以前の本文で、後白河院の平家に対する憤懣が記された記事としては、巻三「一院御出家」に見る次の記事が該当する。

・一院モ被_レ思召_レケルハ、「昔ヨリ朝敵ヲ誅戮スル者数多ケレドモ、角ヤハアリシ。…清盛カク心ノ儘ニ振舞コソ然ルベカラネ、是モ末代ニ及テ王法ノ尽ヌルニヤ。迎モ由ナシ」思立セ給テ、一筋ニ後世ノ御勤メ思召_レタツト聞エシ程ニ(1―124―125頁)

・平家ノ事様御目醒シク被_レ思召_レ、院ハ有_レ御出家_{ケレ}共、彼一門ハ猶思知ザリケルニヤ、心ノ儘ニゾ振舞ケル(1―130頁)

後白河院の出家（嘉応元年（一一六九）の理由を、平家の専横に対する憤懣に結び付ける〈盛〉の独自記事に関わる部分である（本全釈の注解「二筋ニ後世ノ御勤メ思召タツト聞エシ程ニ」（八一—一九頁）参照）。鹿谷寄合記事（盛）では、承安四年（一一七四）三月以前のことにして設定）に照応する形でこれらの記事が形成されていることが分かる。とすれば、成親が語った後白河院の平家に対する憤懣記事は、成親が捏造して行綱に伝えたものではなかったことが明らかとなる。成親は、そうした後白河院の意を汲んで、己の大将任官の野望を果たすべく、鹿谷謀議の中心的役割を果たすことになったと記すのである。○一門國務ヲ執行、国王ヲ蔑如ス 当該記事は、その前の「平家朝恩ノ下ニ居ナガラ朝家ヲ蔑ニシ」と対句になっていることから、〈蓬・静〉のように、「一門國務ヲ執行ナガラ国王ヲ蔑如ス」とあるのが良いであろう。校異19参照。当該記事の意は、前項と対句であることを考えると、一門の人々が天皇を蔑ろにしながら地方支配を行っていることを言うか。「一院御出家」には、院の近臣の者達は「平家ノ一類ノミ国ヲモ官ヲモ多塞タル事目醒ク思」（一—二四頁）っていたが、後白河院自身も、「昔ヨリ朝敵ヲ誅戮スル者数多ケレドモ、角ヤハアリシ」（一—二四頁）との思いを持っていたとする。○悪行年ヲ重、狼藉日ニ競リ 諸本は嘉応二年の殿下乗合事件をもって、「是ゾ平家ノ悪行ノ始ナル」（延卷一—二二頁）としているが、〈盛〉は卷二「基盛打殿下御隨身」で、平治元年五月に基盛が関白基実隨身に乱暴を働いた事件を記して、「是ゾ平家ノ乱行ノ初トハ聞エシ」（一—一八〇頁）と記す。本全釈六一—一〇頁参照。また、卷三「一院御出家」でも「清盛カク心ノ儘ニ振舞コソ然ルベカラネ」、「平家朝威ヲ蔑ニス

ルモ目醒ク思食ケレバ」（一—二五頁）と、平氏の専横が出家の動機となっていることを強調する。本全釈八一—一九頁参照。○成親サセル武芸ノ器ニアラズ 『愚管抄』は、平治の乱の折の成親について、「フヨウノ若殿上人（旧大系三三六頁）とする。「フヨウ」については、「芙蓉」「不要」と解する説もあるが、「武勇」の意と考えられる。このように、成親には、荒っぽく武士的な性格があり、武芸に通じる面があったとされる。また、成親は、嘉応二年（一一七〇）正月に檢非違使の別当になり、一度解官されるものの、嘉応二年四月に復帰し、権大納言に昇進するまで、五年間にわたってその地位を独占していた（元木泰雄②二〇—二五頁）。○尤猶予スベキヲ 万全の準備が整うまで順延すべきではありませんがの意。但しそうした成親の言葉にもかかわらず、鹿谷の乱がこの後露顕するまでには相当の時間が経過してしまっている。○非可奉返院宣 西光の白状場面においても、院宣に背きたいことについて、次のように言っている。〈盛〉「執事別当新大納言殿、院宣トテ催レシカバ、院中ニ被_レ召使身トシテ不_レ叶ト申スベキニアラネバ、平家一門打失テ、西光モ世ニアラント思テ与シテ侍キ。院宣ノ趣キ誰カ可_レ奉_レ背トテ、始ヨリ終マデ白状四五枚ニ記シテ」（卷五「成親以下被召捕」1—三三七頁）。○御辺又源氏ノ藻事也 「藻事」の用例・意味未詳。〈新定盛〉は、「最中もなかの当て字「藻中」を誤った」可能性を指摘、「源氏の中核的人物の意であろう」（一—一七三頁）とする。〈盛〉卷五「行綱中言」には、清盛の言葉として「行綱ハ源氏ノ最中也」（一—三二七頁）とある。源行綱は、源頼政と共に、源頼光を祖とする。〈尊卑〉によれば、頼光から頼政は五代目（3—二二八頁）、行綱は七代目（3—二二五頁）。摂津源氏として競合する

彼らであったが、平家都落ちの際に、大和源氏の太田太郎頼助（頼資）が、行綱の下知と称して行動していることからすると、行綱は周辺の源氏一門を統率していたかともされる。あるいは、河尻付近を支配していた頼政の滅亡後、行綱が進出した可能性もある（元木泰雄①六頁）。しかし、この当時源氏を代表する者として名の挙がるのは、「殿下乗白」記事に見るように、頼政や時光、光基等であった。〈延〉「頼政・時光体ノ源氏ナムドニアサムカレタラバ誠ニ恥辱ニテモ候ナム」（巻一五六オ）。行綱に、そうした彼らに対する対抗心は当然あったであろう。そこに成親がつけ込もうとしたという設定であろう。○平家亡又ル者ナラバ、日本ノ大將軍共成給ヘカシ 平家が滅びたならば、行綱こそ「日本ノ大將軍」におなりなさいと成親は言ったとするのだが、「日本ノ大將軍」とはどのようなものを言うのか。〈盛〉巻二十「石橋合戦」に、次のようにある。「早彼一門ヲ追討シテ、可奉休逆鱗由太政法皇ノ院宣ヲ被下タリ。錦ノ袋ニ納テ御旗ノ頭ニ挾給ヘリ。且ハ可奉拜。サレバ佐殿コン日本ノ大將軍ヨ。平家コン今ハ朝家ノ賊徒ヨ」（三―二四九頁）。〈盛〉の巻十七「源中納言青侍事」によれば、当初大將軍に預けられる節刀は義朝に預け置かれていたのだが、その後清盛に移行し、さらに頼朝に預け置かれていたのだが、その後清盛の官人ヲ召テ仰ケルハ、『下野守源義朝ニ被預置御劍、イサ、カ朝家ニ背ク心アリシカバ、召返シテ清盛法師ニ被預給タレ共、朝廷ヲ忽緒シ、天命ヲ悩乱ス。滅亡ノ期既ニ至レリ。子孫相続事難。彼御劍ヲ召返ナリ。汝行テ劍ヲ取テ、故義朝ガ子息前右兵衛権佐頼朝ニ預置ベシ』ト有ケレバ、…朝敵誅罰ノ大將軍ニハ、節刀ト云御劍ヲ給習也。太政入道日比ハ四夷ヲ退ケシ大將軍ナリシカ共、今ハ勅宣ヲ背ニ依テ、

神明節刀ヲ被召返ケリ」（三―四三―四七頁）。従来こうした場合の「大將軍」には、「征夷大將軍」として理解されることが多かったが、櫻井陽子によれば、『軍防令』では、節刀を賜るのは「大将」であり、「征夷大將軍」とは限らない。こうした権力移行の物語的枠組みにおいて語られる言葉はすべて「大將軍」「大将」「將軍」であり、決して「征夷大將軍」ではない。このように「大將軍」を概念的な形で用いる場合には、武士の最高権力者としての「武士の大將軍」の意と考えられるとする（二―一四―一七頁）。○東山鹿谷ト云所ハ、法勝寺ノ執行俊寛僧都ガ領也 『平家物語』諸本では、鹿谷は俊寛の領で、そこに城郭を構えていたとするが、『愚管抄』では、鹿谷に山莊を構えていたのは静憲とする。「又法勝寺執行俊寛ト云者、僧都ニナシタビナドシテ有ケルガ、アマリニ平家ノ世ノマ、ナルヲウラヤムカニクムカ、叡慮ヲイカニ見ケルニカシテ、東山辺ニ鹿谷ト云所ニ静賢法印トテ、法勝寺ノ前執行、信西ガ子ノ法師アリケルハ、蓮華王院ノ執行ニテ深クメシツカヒケル。万ノ事思ヒ知テ引イリツ、マコトノ人ニテアリケレバ、コレヲ又院モ平相国モ用テ、物ナド云アハセケルガ、イサ、カ山莊ヲ造リタリケル所へ、御幸ノナリノシケル」（旧大系二四四頁）。山本一は、慈円と静憲との二人の親交からすれば、静憲の山莊が陰謀の場になったことに無関心であるはずがなく、慈円は「謀議が山莊の持ち主の知らぬうちに行われたと考えていた」（四二二頁）かとする。また、木村真美子は、事件後の処遇からすれば、やはり俊寛の山莊と見るべきとする（三八頁）。あるいは、〈延全注釈〉は、「法勝寺ノ執行俊寛僧都ガ領」とは、法勝寺の事務職として鹿谷周辺を管理していたことを意味すると考えれば、法勝寺執行が静憲 寛雅一俊

寛―静憲と代わっていることから見て、俊寛の領という伝と静憲の山荘という伝とは、全く相反する所伝とは言えないかとする（巻一―三八〇頁）。が、いずれにせよ、俊寛の悲劇的な死をこの後語るためには、『平家物語』では、謀議の場が静憲の山荘ではなく俊寛の山荘である必要がある（信太周三〇～三二頁）。○後ハ三井寺二統テ如意山深、前ハ洛陽遥見渡シテ、而モ在家ヲ隔タリ「如意山深、前ハ洛陽遥見渡シテ、而モ在家ヲ隔タリ」は、〈盛〉の独自異文。〈闕・延・長・南・屋・中〉は、山荘が三井寺に接していた理由について、〈延〉「件ノ処ハ、後ハ三井寺ニツゞキテ古城也トテ、彼コニ城郭ヲ構ヘテ平家ヲ討テ引籠ラムトゾ支度シケル」（六七オ）と記す。三井寺は、以仁王の挙兵の折にも明らかのように、親源氏の拠点でもあり、後白河院と密接な関係を持つ寺であった。○撰津国源氏ニ多田藏人行綱ハ、成親兼テ憑ケル上…行綱が謀議に荷担する理由として、〈盛〉は、行綱と成親はかねてから懇意であったことと、俊寛と行綱とは師檀の契りがあり、その関係から俊寛が行綱を語らったとする。事実関係は不明。元木泰雄①は、撰関家領の多田荘は当時清盛の支配下に置かれており、行綱は、十年にわたって清盛の支配を受けていたことから、そのような人物を後白河院が平氏打倒の大將軍に擁立することは考えがたいとする（五頁）。但し、行綱は、この時、「院が急派出来る武力」（佐々木紀一①、九五頁）の一人でもあった。大衆に座主明雲を奪還された時、後白河院は武士を派遣するが、頼政の子兼綱と共に、行綱もその一人であった。「前座主領送使并国兵士（五六騎云々）相具下向、而衆徒二千余人許、行向勢田橋西辺、奪取座主登山了。于時多田藏人行綱・大夫尉兼綱雖追期事歎」（『清辨眼抄』所

収『後清録記』安元三年五月二十三日条。内閣文庫所蔵史籍叢刊古代中世篇第三卷『明法条々勘録 公家新制四十一箇条他』三四六頁）。また、行綱は、鹿谷の乱以後も、後白河院の命を受けながら京や摂津で軍事活動を展開している（川合康①六七頁）。○平判官康頼 康頼の伝記については、山田昭全①②の研究をもとに、その後判明したことを記す。生没年未詳。康頼の出生は、久安の頃（元年は一一四五年）までかという。『倭歌作者部類』によれば、信濃権守中原頼季の子。頼季は、『本朝世紀』康治元年（一一四二）十二月二十一日条に見える「右少史中原頼季（元大学允）」と同一人と考えられる（佐々木紀一②五六～五七頁）。下級官人の一族であつたらしい。〈延・長〉によれば、康頼は阿波国住人とする。〈延〉「彼康頼ハ阿波国住人ニ、品サシモナキ者ナリケレドモ」（巻一―六九オ）。米谷豊之祐は、西光が阿波国在庁官人の素性であることから、西光との縁故があつて、先ず信西の家礼となり、その後後白河院に侍することになった可能性を指摘する（一六三頁）。康頼が中原から平姓に改姓した時期は、「文殿訴訟関係文書写」の「磯部信貞申状写」により、永万二年（一一六六）三月であることが明らかとなった（佐々木紀一②五七頁）。康頼の左衛門尉任官は仁安三年（一一六八）十二月十三日（『山槐記』、承安四年（一一七四）一月十九日に検非違使兼任。仁安四年（一一六九）一月には後白河の熊野参詣に成親らと共に近習の一人として同行（『梁塵秘抄口伝集』新大系一七三頁）、保元二年（一一六〇）九月に法住寺で院が今様談義を催した時にも、成親と共にその座に連なっている（『梁塵秘抄口伝集』新大系一五九頁）。また嘉応二年（一一七〇）四月には、後白河が東大寺において受戒した際、随行者の一人として記

される。康頼は今様を後白河に学び、相当な歌い手であったと見られる。「中比、広言・康頼こそ、具して謡ふ者にてあれ。…旨の所にていとしも無き異様の節などありしかば、具して謡ふに、聴き取りて直すも有り、又教ふる歌もあれば、大様は我が様にてありて皆人我が違はぬ弟子どもと思ひ合ひたれど、違へること多かり」『梁塵秘抄口伝集』新大系一六六頁)、「康頼、声に於きてはめでたき声なり。細く清らなる上に、人うてせず、息強し。声を喉に落し据へて、底に遣ひて、鎮まり染む事ぞ無きは、遣ひ柄なり。敏くもあり」(同一六七頁)。このように康頼は今様・朗唱の場に列席するうちに、自然に院近習の地位を獲得し、成親とも接近していったと考えられる。○近江中将入道蓮海 謀議に荷担した「近江中将入道蓮浄」(〈延〉は「中将」を欠く)は、〈四・鬮・延・長・覚・中〉が、「俗名成雅」とするよう、源成雅のこととされていた。しかし、蓮浄が源成雅の法名であることや、鹿谷の変に成雅が逮捕された事が確認できず、例えば『玉葉』(安元三年六月四日条)『顕広王記』(同六月三日条)が記す逮捕者八人の名は「①俊寛②基仲③基兼④信房⑤佐行⑥康頼」、『百練抄』(同六月四日条)は①③④⑤⑥が同じで、②基仲の代わりに⑦散位章綱の名が記される。今一つ『仲資王記』(同六月三日条)には、①③④⑤⑥が同じで、②基仲の代わりに⑧「近江入道」の名が記される。以上からすると、②基仲こそ⑧近江入道と考えられる。基仲は卜部氏で、兼経の子。一族の多くが院の近臣となっている。また、〈補任〉の建保四年業資王条に「母近江守卜部基仲法師女」とあることから、基仲の呼称は、〈延〉の「近江入道」が正しく、「蓮浄」(〈盛〉の「蓮海」は誤りであろう)は基仲の法名なのである(佐々木紀一③五一～五三三頁)。

対する成雅も、後白河院の近臣であり、近江守の経歴もあり、俊寛の父寛雅の従兄弟にあたることもあって(〈延全注釈〉巻一―三二八頁)、「近江入道」を成雅とする理解が生じたのであろう。○其外北面ノ下臈共アマタ同意シケリ 諸本は、〈盛〉の記す俊寛・行綱・康頼・近江中将入道の他に、〈四・南・屋・覚・中〉は、①山城守基兼②式部大夫章(正)綱③宗判官信房④新平判官資行の四人を記し、さらに〈鬮・延・長〉は、⑤左衛門入道西光を記す。いずれの諸本も、①④の人物は、この後も、配流記事ないしは逮捕記事で名を記すのみであり、〈盛〉の場合は、主要人物に絞った結果であろうか。但し、〈盛〉も、巻六「謀叛人被召捕」では、①基兼と④資行の配流記事を記すことからすれば、加担者として①④の名がある諸本の形が先行形態と考えられる。〈盛〉が、後白河院の近臣である西光の名をも記さないのは不審だが、〈四・南・屋・覚・中〉も同様であり、〈盛〉のみの問題ではない。〈盛〉は、既に巻二「上皇臨幸八波羅」に、平家追討の噂が流れた時、御前に居た西光が、「天ニ口ナシ。人代テイヘリ。驕テ無礼レバ、是天罰ノ徴ナリ。清盛以外ニ過分也。亡ビン瑞相ニヤ」(一―一一頁)と言ったとしていた(〈延〉「天ニ口ナシ。人ヲ以テイハセヨトテ、以ノ外ニ平家過分ニ成行ケバ、天道ノ御計ニテ」〔巻一―五二オ〕のように、諸本にもほぼ同様の言葉がある)。しかし、〈盛〉は、この後の鹿谷酒宴の場面では西光を登場させず(〈延・長〉も同様。登場させるのは〈屋・覚・中〉)、西光が本格的に登場するのは、酒宴の場面以降、山門事件記事の冒頭、北面の者達に関する記事で詳細に紹介される。〈盛〉故少納言入道信西ノモトニ、師光成景ト云者アリ。成景ハ京ノ者、小舎人童太郎丸ト云ケリ。師光ハ阿波国ノ者、種根田

舎人也ケリ。童部ヨリ常ニ召具シケルガ…中略…事ニフレテ賢々シカリケレバ、院ノ御目ニモ懸進セテ被召仕ケリ。師光ハ左衛門尉、成景ハ右衛門尉トゾ申ケル。信西平治ノ乱ニ討レシ時、二人共ニ出家シテ、左衛門入道ハ西光、右衛門入道ハ西景トゾ申ケル。二人ナガラ御蔵ノ預ニテ、猶被召仕ケリ。其西光ガ子息ニ、近藤左衛門尉師高キリ者也ケレバ、檢非違使五位丞マデ成テ、安元々年十一月廿九日ニ、追儼ノ除目ニ加賀守ニナル（一—一〇五—一〇六頁）。この記事はいずれの諸本にも共通して見られる事からすれば、西光が『平家物語』に本格的に登場するのは、山門関連記事からと考えられる。後白河院近臣の内、成親や俊寛・成経・康頼等が関わる事件が鹿谷事件、に対して山門事件に関わったのが、同じく院近臣の西光親子という理解によって描き分けられている可能性も考えるべきだろう（四評釈）二四三頁。早川厚一考察。早川厚一②九—一〇一頁。○彼俊寛僧都ハ、村上ノ帝第七王子二品中務親王（具平）後胤…俊寛紹介の系譜記事、（四・闕・延・長・南・屋・覚）は、「彼俊寛ハ木寺法印寛雅ガ子、京極大納言正俊ガ孫也」（延）卷二—一八九才」と簡略な記事。（尊卑）三一四七九—五二五頁）によれば、系譜は次のようになる。

村上天皇—具平親王—師房—顕房—雅俊—寛雅—俊寛

〈尊卑〉によれば、二品中務親王具平親王は、村上天皇第七の皇子、その具平親王から数えて俊寛は六代の後胤となる。なお、明雲も、具平親王から数えて六代の後胤。（寛）「此明雲と申は、村上天皇第七の皇子、具平親王より六代の御末、久我大納言顕通卿の御子也」（上一六六頁）。○仁和寺ノ法印寛雅ガ子（四・闕・延・長・南・屋・覚）「木寺法印寛雅ガ子」（延）卷二—一八九才。寛雅は、長寛二年（一一六四）

一月十四日に任法勝寺上座（僧綱補任）、のち法印権大僧都（補任）。「木寺」（喜寺とも）は仁和寺の別院で、子の俊寛も仁和寺に属する僧。木寺は寛雅だけではなく、源顕房の子師子や、師子と白河天皇との子覚法法親王といった村上源氏出身者・縁者と深い縁があり、師子と後の夫藤原忠実、その子忠通というように摂関家とも縁があった。また、寛雅の室は源国房の女であるが、八条院の乳母であり、宰相と呼ばれた。その宰相と寛雅との間に生まれたのが俊寛と八条院大納言局で、大納言局は平頼盛の後妻として承安二年（一一七二）光盛を生んでいる。このように婚姻によって結ばれた頼盛と寛雅一族は、八条院の乳母・「ウシロミ」として女院を強力にバックアップする存在であった（林薫九一—九七頁）。俊寛が清盛の怒りを買って鬼海が島から戻されることがなかった理由の一つに、頼盛を初めとする平家との深い縁や、八条院との関係が原因となっている可能性がある。○京極ノ源大納言雅俊卿孫也 俊寛の祖父雅俊は、右大臣源顕房の三男。母は美濃守藤原良任女。号京極。生没年康平七年（一一六四）—保安三年（一一二二）（尊卑）三一五—三二—五三三頁。天永二年（一一一一）任権大納言。『中右記』「源大納言於京極堂中建立堂婆、今日遂供養云々、為公卿一人、如此大善根、誠是希有事歟」（天永三年（一一二二）十二月七日条）。○ユ、シク腹悪、心猛キ人ニテ、常ハ齒ヲ食シバタ、イテ御座ケレバ『十訓抄』八ノ二話には、隣の家から石つぶてを投げられても平然としていた三条内大臣公教と対比して、「京極大納言雅俊卿の、いみじく腹悪しくて、いつとなく歯を食ひつめて、怒りておはしけるには、似給はざりける人なり」（新編日本古典文学全集三五六頁）とある。建長四年（一一五二）

成立の『十訓抄』と文面が近似し注意されるが、関係は未詳。なお、『平家物語』諸本の中では、〈盛〉が『十訓抄』に比較的近い。〈延〉「彼大納言ユ、シク心ノ武ク腹アシキ人ニテ御座ケレバ、京極ノ家ノ前ヲバ人ヲモ輒クトロサズ、常ニ齒ヲクヒシバリテ、嘔リテ御坐ケレバ」(巻一—六九オ—六九ウ)。傍線部を『十訓抄』は欠くが、〈盛〉はこの後に記す。なお、〈盛〉の「齒ヲ食シバタ、イテ」に該当するのが、『十訓抄』では、「齒を食ひつめて」。新編では「食いしめて」の意とし、〈日国大〉では、食いしめるの意とする。〈四・鬪・延・長・南・屋・覚〉は、「齒ヲクヒシバリテ」(延)巻一—六九オ—六九ウ。「しばたたく」の意として、『島原文庫本和歌知蹟集』には、「人のめなどを、はやばやとたたくをば、しばたたくすると云なり。これら、みな、しげきことにつかふこと葉也」(片桐洋一、二七七頁)とある。〈盛〉の場合、「齒ヲ食、シバタ、イテ」とも「齒ヲ食シバタ、イテ」とも解しうるが、いずれにせよ、怒りの余り齒をガチガチさせる様を言うのである。○係人ノ子ニテ、此俊寛モ僧ナガラ驕ツ、俊寛は雅俊の孫であり、校異68の〈蓬・静〉のように、「係人ノ孫ニテ」が良い。〈四・延・長・南・屋・覚〉「孫」〈鬪〉「孫子」。○案モ無コソ 俊寛が今回の謀議に荷担したのも、彼に深い考えがあったわけではなく、祖父雅俊に見た「驕」った気持ち故とする。○成親卿ノ許ニ松ノ前・鶴ノ前トテ、花ヤカナル上童二人アリ 以下の話は、〈延・長〉にも見られる。〈盛〉の場合は、俊寛の謀議への荷担が女の色香に迷ったためのものであることが明かされ、先の「案モ無コソ」を実証する逸話となっている。このように解することができる。〈近・蓬・静〉のように、別記文としない形が本来の形と考えられよう。〈延〉の場

合は、冒頭に「就中、此俊寛僧都ト成親卿ト殊更親ク昵ケル事ハ」(六九ウ)と記すように、俊寛が成親と親しく交わり、ついに謀議に与力することとなった事情を語る。一方、〈長〉の場合は、酒宴の場面の後に本話を記す。但し、「つるがはらに女子一人いできたりけるとかや」として本話は終わり、次に「かのしゅんくわんは木寺のほういんくわんの子、きやうごくの源大納言雅俊のまごなり。：かやうの事にもくみせられけるにや」(一—八二頁)と続く。〈長〉の場合、本話の挿入意図が分かりづらい。もともと本話は、俊寛が成親に荷担することになった事情を記すためのものだったと考えられるが、〈長〉の場合は、荷担した理由を記す傍線部と内容的に重複することを嫌ったためであろうか、省略したために舌足らずな本文になった可能性が考えられよう。なお、上童とする点、〈長〉同、〈延〉「美女」。上童は、「貴族の子弟で、宮中の作法見習いのため昇殿を許されて、側近に奉仕する男女の子供」(日国大)の意だが、ここは、〈延〉が「美女」とするように、「貴人のそばに仕えて、雑用にあたる少女」(日国大)の意の「めの童」のことだろう。なお、成親のもとに仕えていた「松ノ前・鶴ノ前」については未詳。○謀叛ノ事ニ依テ、彼ガ心ヲトリ語ハンタメニ：「…始ハ松前ニ志ヲ顕シケルガ」まで、〈延〉なし。〈長〉「この談儀のためにしゅんくわんはじめて大納言のもとへおはしたりければ、坏酌すゝめられけるに、かの上童一人出しているくさまぐにしいたりけり。これをはじめとしてしゅんくわんつねはよばれければ、二人ながら時々こしうたせなんとせられるほどに」(一—八二—八三頁)。〈盛〉の場合、「彼ガ心ヲトリ語ハンタメニ」とするよう、俊寛を取り込むために、成親が積極的に働きかけたことが記

される。〈盛〉では、成親を乱の首謀者として描こうとすることと関わる。これに対して、〈延〉の場合は、「彼ノ二人ヲ思テ通ヒケル程ニ」（六九ウ）とするように、俊寛が二人の色香に迷い取り込まれ、その様子を成親が見て俊寛を頼むようになったとする。○中御門高倉ノ宿所 〈盛〉は、ここ以外にも、成親の邸宅の地を「中御門高倉」とする記事を二箇所（「小松殿教訓」1—三三八頁、「信俊下向」1—四五〇頁）記す。他本にそうした記載はないが、正しくは『玉葉』文治四年（一一八八）八月四日条の「中御門東洞院故成親卿家」により、

「中御門東洞院」と判明する。中御門北東洞院西の地が成親の邸宅のある地であった。○後二ハ鶴前ニ思移テ、女子一人儲タリケルトカヤ 〈延〉では、器量好しが鶴、氣立ての良いのが松と、〈長・盛〉と逆。俊寛との子をなしたのは松となる。事実関係は未詳。なお、松尾葦江は、〈盛〉では人が選ばれる時、二人目以下が選ばれることが多い例として、他に卷十八「三位入道基等」で鶴射撃に源頼政が選ばれた例、卷二十五「紅葉山葵宿禰」で宿禰が選ばれた例、卷四十二「与一射扇」で射手に奈須与一が選ばれた例を挙げる（一六〇頁）。

【引用研究文献】

- * 池田敬子「宗盛造型の意図するもの—覚一本『平家物語』の手法—」（『軍記物語の窓』第一集和泉書院一九九七・12）
- * 上杉和彦『平清盛「武家の世」を切り開いた政治家』（山川出版社二〇一一・5）
- * 片桐洋一『伊勢物語の研究（資料篇）』（明治書院一九八七・11）
- * 川合康①『源平の内乱と公武政権』（吉川弘文館二〇〇九・11）
- * 川合康②「鹿ヶ谷事件」考」（立命館文学六二四、二〇一一・1）
- * 木村真美子「少納言入道信西の一族—僧籍の子息たち」（史論四五、一九九二・3）
- * 米谷豊之祐「後白河院北面下臈院の行動力を支えるもの—」（大阪城南女子短大研究紀要一一、一九七六。『院政期軍事・警察史拾遺』近代文芸社一九九三・7再録。引用は後者による）
- * 櫻井陽子「『平家物語』の征夷大将軍院宣をめぐる物語」（中世文学と隣接語学4『中世の軍記物語と歴史叙述』竹林舎二〇一一・4）
- * 佐々木紀一①「語られなかった歴史—『平家物語』「山門強訴」から「西光被斬」まで—」（文学二〇〇二・7）
- * 佐々木紀一②「平康頼賢伝」（米沢国語国文三八、二〇〇九・11）
- * 佐々木紀一③「鹿谷の変の近江入道連浄」（米沢国語国文三〇・三一、二〇〇二・12）
- * 信太周「俊寛の悲劇談—柳田国男の論を端緒として—」（神戸大学教育学部国語年誌三、一九八四・11）
- * 下向井龍彦『武士の成長と院政』（日本の歴史第七巻、講談社二〇〇一・5。講談社学術文庫（二〇〇九・3）として再刊）
- * 早川厚一①『平家物語を読む—成立の謎をさぐる—』（和泉書院二〇〇〇・3）

* 早川厚一②「西光説話の成立とその展開」(重記研究ノート五、一九七五・8)

* 林薫「平氏家人の存在形態―嚴島神社主佐伯景弘を事例として―」(中央史学二八、二〇〇五・3)

* 松尾葦江「源平盛衰記の方法―その饒舌さをめぐって―」(東京女学館短期大学紀要三、一九八一・2)、『平家物語論究』明治書院一九八五・3。引用は後者による)

* 源健一郎「源平盛衰記の年代記的性格―鹿谷事件発端部に至る叙述の検討を通して―」(人文論究四一―3、一九九一・12)

* 元木泰雄①「多田行綱と源義経の拳兵」(市史研究さんだ九、二〇〇七・3)

* 元木泰雄②「藤原成親と平氏」(立命館文学八〇五、二〇〇八・3)

* 山田昭全①「平康頼伝記研究(その二)―後白河院近習時代―」(大正大学研究紀要六一、一九七五・11)

* 山田昭全②「平康頼伝記研究(その二)―鹿谷事件・焔洛・麻殖保司―」(豊山教学大会紀要三、一九七五・11)

* 山本一「静賢と俊寛―『愚管抄』と『平家物語』との間―」(北陸古典研究一〇、一九九五・9)、『慈円の和歌と思想』和泉書院一九九九・1再録。引用は後者による)

一院女院嚴島御幸

1 承安四年三月ニ法皇并建春門院、¹安芸国嚴島明神へ可有御幸²由聞エシ程ニ、十六日³癸卯⁴法住寺殿ヲ御門出⁵アリテ、十九日ニ室泊マデ⁶御舟ニ奉ル。同廿六日⁷癸丑⁸、社頭ニ参著セ給ヘリ。則今日一院ノ御奉幣有テ、御正体御経供養アリ。御導師ハ、東大寺ノ別当法印顕恵ヲ⁹被¹⁰召具¹¹タル。差モ¹²遥ノ御参詣ニ、御願文ノナカリケルコソ怪シケレ。同廿七日ニハ、¹³女院ノ御奉幣御正体御経供養アリ。御願文ハ、右大弁¹⁴藤俊経ゾ書タリケル。

【校異】 1 〈近〉 行の冒頭に「一院女院嚴島御幸」と傍書。なお、巻頭目録では〈近〉「一ゐんにようゐんいつくしまのこかう」、〈蓬〉「一院女院嚴島御幸」、〈静〉「一院女院嚴島御幸」。 2 〈近〉「あきのくに」、〈蓬〉「あきの」、〈静〉「安芸の国」。 3 〈近〉「みづのとうし」。 4 〈近〉「御かといて」、〈蓬〉「御門出」、〈静〉「御門出」。 5 〈近〉「ありてそ」とし、「そ」に見せ消ちあり。 6 〈近〉「むろとまりまで」、〈蓬・静〉「室の泊まで」。 7 〈静〉「御船に」。 8 〈近〉「御ほうべい」、〈蓬・静〉「御奉幣」。 9 〈蓬・静〉「東大寺別当」。 10 〈近〉「めしぐせられる」、〈蓬〉「めしぐせられたり」、〈静〉「めし具せられたる」。 11 〈近〉「はるかの」、〈蓬〉「はるく」、〈静〉「はるく」の。 12 〈近〉「にようゐんの」、〈蓬・静〉「女院の」。 13 〈近〉「御ほうべい」、〈蓬・静〉「御奉幣」。 14 〈近〉「とうとしつねぞ」、〈蓬〉「藤原俊経ぞ」、〈静〉「藤俊経ぞ」。

【注解】 ○承安四年三月ニ法皇并建春門院、安芸国嚴島明神へ可有御幸由聞エシ程ニ… 本話は、盛の独自本文。嚴島の社殿のことは、

仁安三年（一一六八）十一月付の「伊都岐島社神主佐伯景弘解」に出て来るが、清盛はこの承安四年（一一七四）に近い時点で、一応の完成と考え、両院を厳島に招待したと考えられる（浅野日出男二八頁）。後白河院は后妃建春門院を伴って、承安四年三月十六日、厳島に向かっている。『玉葉』「癸卯」法皇并女院向「入道相国福原別業」給。来十九日可「参」詣伊津岐島「給」云々。件社此七八年以来靈験殊勝。入道相国之一家殊以信仰。仍所「参」給「云々」。『吉記』「今晷、院并建春門院令「発」向安芸伊津岐島」給。已無「先規」、希代事歟。風波路非「無」其難。上下雖「奇驚」、不「及」是非。御共人、公卿按察使・右衛門督、殿上人左中将知盛朝臣・右中将光能朝臣（為「奉行」）、左馬頭重衡朝臣・左少将時実・左馬権頭信基・右少将成経等朝臣・藏人右少弁親宗、北面下藤尾張守信業・式部大夫光忠・長門守業忠、檢非違使康頼・左衛門尉信盛・僧西光等云々。又顕惠法印参任、可「為」御経供養御導師云々。入道相国自「福原」可「被」参仕「云々」。『顕広王記』「院・女院御」下「向安芸云国伊春島社」、頗可「云」奇異、御共公卿兩三輩、殿上人四五人云々、西宮辺源中納言資賢卿儲「伝馬・人夫」、所「營送」也。清盛の信仰篤い厳島への両院の参詣は、清盛に対する政治的な配慮でもあったし、両院の信仰心のなせるわざでもあろう。その中でも、今回の厳島参詣については、建春門院と宗盛や親宗等文平家の力が大きく預かったとされる。この後に記される参詣の御導師顕慧は、建春門院の伯父であった（清水貞澄二一七—二一八頁）。后妃を具しての遠路への御幸は、先例のない「希代」「奇異」のこともあったと記される（『吉記』『顕広王記』）。しかし、実際には嘉応元年（一一六九）十月の熊野参詣に女院は同行している（『兵範記』十月

十五日条。本全釈八「御出家ノ思出ニ…」の項（三二—三三頁）参照）。なお、このように、後白河院と共に、遠路への旅行や、寺社参詣、相並んで棧敷に渡御して行列を見物したりした女性は、中宮や女御、後宮等が幾人もいたなかで、建春門院に限られていた（角田文衛一四〇—一四三頁）。参詣の供には、右衛門督宗盛を初めとして知盛・重衡等平家の者達が従うと共に、奉行を務めた光能の他、業忠・康頼・西光等院近臣が従うように、建春門院を仲介とした後白河院と清盛との蜜月の関係の中で行われた参詣でもあった。歴史的状況から見ると、このような時期に既に鹿の谷の謀議のような平家打倒の計画を、院が積極的に進めていたとは考えにくい。にもかかわらず、「盛」は院の出家の動機を清盛の専横に対する不満に求めるなど、院と清盛との対立の構図を作り出し、それによって大将となった徳大寺実定の厳島参詣と対比するかのようになり、院・女院の厳島参詣を、あえて鹿の谷の謀議の後ろに置いていることになる。○十九日二室泊マデ御舟二奉ルその日程や航路がほぼ一致する高倉上皇の厳島御幸の場合、治承四年（一一八〇）三月十九日に出発し、その日は邦綱邸のある寺江に宿泊、翌二十日、清盛の用意した唐船に乗る予定のところ、雨や日柄の関係から上皇は輿で人々は馬で福原に向かい宿泊、二十一日は、上皇一行は陸路（但し清盛は唐船で海路）を進み、その日は高砂に宿泊、二十二日は海路を進み室の泊（現兵庫県揖保郡御津町）に宿泊している。〈盛〉の場合、両院は、室の泊まで船で来たことになるが、前項の注解に引用した『顕広王記』によれば、資賢は西宮に伝馬・人夫を用意したとする。とすれば、西宮までは船で、西宮から福原までは陸路を進んだのか。福原で清盛を迎え、さらに厳島を目指したのだが、

そのコースが、海路なのか陸路なのかは不明。次項参照。○同廿六

日〔癸丑〕、社頭ニ参著セ給ヘリ『梁塵秘抄』「口伝集卷第十」に、

「安芸の厳島へ、建春門院に相具して参る事有りき。三月の十六日、京を出でて、同じ月廿六日、参り着けり」（新大系一七六頁）とある

ことから、厳島到着が二十六日であることは確かだろう。とすれば、室の泊から厳島まで七日間要したことになる。高倉上皇の厳島御幸の場合、室の泊以降は、二十三日に備前の国児島の泊に宿泊、以降宿泊地の記載はないが、経由地を記せば、二十四日に備中の国せみと、二十五日に安芸国馬島で禊ぎをし、二十六日の午の時に宮島に到着している。四日要したことになる。遅延の事情は、『古記』三月二十八

日条によれば、風や波が強く備前の国で逗留したためであった。「中宮権大夫被_レ送_レ書云、両院御物語、依_レ風波、兩日間御逗留備前国云々」。なお、両院の還御は、『顕広王記』によれば、四月九日、「院・女院自_レ安芸国還御云々。但_レ婦忌日如何」。○則今日一院ノ御奉幣

有テ、御正体御経供養アリ 今日、後白河院の御奉幣が有り、厳島の御神体に御経を供養したの意。高倉上皇の厳島御幸の折には、初めに客人の宮に参詣し、次に大宮への参詣があった。『高倉院厳島御幸記』

「御神樂終りて、大宮へまいらせ給。御奉幣はてて、御経供養あり。金泥の法花経一部、寿量品、寿命経、御手自書かせたまひける。御導師公願僧止参て、此よしを申あげらる。九重の中を出でて、八重の潮路を分けまいらせ給御心ざしなど、聞く人も袖をしぼりあへず申あげ

【引用研究文献】

* 浅野日出男「厳島大明神心身」（伝承文学研究五六、二〇〇七・五）

* 清水眞澄「音の潮流―厳島内侍考―」（日本歌謡研究四一、二〇〇一・12。『音声表現思想史の基礎的研究 信仰・学問・支配構造の連関』三弥

らる」（新大系一八頁）。○東大寺ノ別当法印顯恵 生年未詳、没年

安元元年（一一七五）二月二十五日。「或云、昨日東大寺別当顯恵入滅、近日之瘡瘡云々」（『玉葉』二月二十六日条）。民部卿藤原顯頼の子。〈尊卑〉（二一九五頁）。兄弟には、葉室大納言光頼の他、栗田口別当惟方・高野宰相入道成頼・平時信の妻となり建春門院の母となった女子がいる。○差毛選ノ御参詣ニ、御願文ノナカリケルコソ怪シケレ 今回

の参詣に際して、後白河院の願文がなかった理由等については不明。あるいは単に記録に残されていないかっただけか。建春門院の願文は次に引かれる。本来、清盛との蜜月関係の象徴ともいえる厳島参詣にもかかわらず、院の願文がなかったことへの不審を強調する事で、その理由が、院の平家への不満によるものであることを匂わせようとした

表現とも取れようか。○同廿七日二八、女院ノ御奉幣御正体御経供養アリ 翌二十七日に、建春門院による供養が同様に行われたかにについては未詳。○右大弁藤原俊経 参議左大弁藤原顕業の二男。永久元年（一一一三）建久二年（一一九二）没。〈尊卑〉（二一九七頁）。

子に親経。嘉応二年（一一七〇）任右大弁。俊経は、近衛・高倉二代の侍読だが、後白河院の諸法会の願文作者としても著名。後白河院の落飾の際の願文（『後白河院御落飾記』）、元暦元年（一一八四）十一月十九日院の御逆修、同二年五月十二日院の地藏供養の願文（以上『吉記』）、その他、『粉河寺縁起』「後白河法皇御願之千手堂中尊因縁第廿一」中にある願文等がある（菅野扶美三八頁）。

らる」（新大系一八頁）。○東大寺ノ別当法印顯恵 生年未詳、没年安元元年（一一七五）二月二十五日。「或云、昨日東大寺別当顯恵入滅、近日之瘡瘡云々」（『玉葉』二月二十六日条）。民部卿藤原顯頼の子。〈尊卑〉（二一九五頁）。兄弟には、葉室大納言光頼の他、栗田口別当惟方・高野宰相入道成頼・平時信の妻となり建春門院の母となった女子がいる。○差毛選ノ御参詣ニ、御願文ノナカリケルコソ怪シケレ 今回

井書店二〇七・12再録。引用は後者による。

*菅野扶美「後白河院の供花の会と仁和寺蔵紺表紙小双紙―後白河院御所・法住寺殿論その二―」（東横国文学二七、一九九五・3）

*角田文衛「建春門院」『後白河院』吉川弘文館九九三・3

1 側聞、2 登、3 中岳、3 而延、4 齡焉、4 漢武建、5 白茅之封、6 祀、6 高禩、6 而獲、7 子矣、7 簡狄感、8 玄鳥之至、9 神靈補助前鑿、既、明者歟。

伏、惟、四德雖、疎、六行雖、闕、初侍、姑山、而承、恩、早編、采名於九々之列、後居、后房、而正、位、更守、謙退於疑々之心、17 忝為、聖皇之母儀、遂、賜、仙院之尊号、造次所、慕者、天神之、無窮也、21 寤寐所思、22 帝業之繁昌也。于、朝于、暮、祈、弘、祈、神、24 於是伊都岐島社者、25 極聖和光之砌、26 大權垂跡之地。青松蒼柏之、託根、29 多送、五百廻之、感月。貴賤高下之、運、心、32 不、遠、千里之、風煙。海中之仙島也、34 省、龍波之浮、蓬壺、35 沙浜之壺祠也、36 知、龍宮之近、筓孺、37 可以採、不死之藥、38 可以得、如意之、珠、39 勝絶之趣、讚、不、可、尽、40 因、茲、現当、之善利、殊、抽、子參之、精誠、蓋、從、法皇之、虛舟、遂、弟子之、懇符、也。旅泊、夜、深、幽月照、懷郷之夢、46 羈、中、春暮、殘花、為、行路之資、遂、就、粉榆之社壇、敬、設、清淨之法会、酒、奉、鑄、顯、大明神本地正体御鏡三面、51 奉、書、全、字、紺紙妙法蓮華經一部八卷、無量義經一卷、觀、普賢經一卷、般若心經三十三卷、大日經二十卷、理趣經一卷、大日真言百遍、十二面真言百返、53 毗沙門真言百返、此中於、大日經者、54 所奉、納、銀筥、也。其外、師子、55 馬、鞍、刀、劍、弓、箭、各、治、金、銅、殊、尽、彫、鏤、58 復、有、色、馬、復、有、八、女、共、施、丹、青、60 限、以、三、千、三、百、一、專、捧、幣、帛、更、副、鈿、篋、其、勤、非、一、63 其、誠、無、二、式、以、此、財、施、法、施、之、功、能、64 仰、彼、權、化、美、化、之、納、受、于、時、岸、風、之、弘、齊、席、香、煙、添、檀、檀、之、薰、67 天、水、之、及、瑞、籬、潮、聲、助、梵、唄、之、曲、69 所、生、勝、因、70 併、資、法、業、先、捧、白、葉、72 奉、祝、紫、宮、73 齋、數、久、遠、屢、獻、桂、文、麻、姑、之、竿、75 繼、嗣、恢、弘、76 芳、耀、瓊、瓊、金、枝、光、77 弟、子、生、涯、尚、遙、78 退、病、源、於、他、土、79 寿、域、新、兆、80 移、南、山、於、前、庭、

【校異】 1 以下「近」は白文で記す。「静」は「側聞」から「幽月照、懷郷之夢、羈」まで「丁分錯簡」あり。校異46参照。 2 「蓬」「登」「静」「登」。

3 「蓬」「延」「静」「延」。 4 「蓬」「漢武建」。 5 「蓬」「封」「静」「封」。 6 「蓬・静」「高祖」。 7 「蓬」「簡狄」。 8 「静」「簡狄」。 9 「至」「至」。 10 「蓬」「六行」。 11 「蓬」「初侍」。 12 「蓬」「姑山」。 13 「蓬」「而承、恩」。 14 「蓬」「而正、位」。 15 「蓬」「守」。 16 「蓬」「心」。 17 「蓬」「忝、為、聖皇之母儀」。 18 「蓬」「賜」。 19 「蓬」「造次所、慕者」。 20 「蓬」「無窮也」。 21 「蓬」「寤寐」。 22 「蓬」「者」。 23 「近」「帝業之」。 24 「蓬」「於是」。 25 「蓬」「極聖」。 26 「蓬」「大權」。 27 「蓬」「地」。 28 「蓬」「託根」。 29 「蓬」「多送」。 30 「近」「歲月」。 31 「蓬」。

「運」^{メクラシ}、「静」^{ハク}、「運」^{ハク}、「蓬」^{トク}、「不遠」^{トク}、「静」^{ハク}、「不遠」^{トク}。「33」^{トク}、「蓬」^{トク}、「風烟」^{フウエン}。「34」^{トク}、「近」^{チカ}。「省」^{カヘリ}、「鼈波」^{カマノ}之「浮蓬壺」^{ウヅク}、「蓬」^{トク}。「35」^{トク}、「蓬」^{トク}、「沙浜」^{シヤヒン}之「靈祠也」^{レイジ}、「静」^{ハク}。「36」^{トク}、「蓬」^{トク}、「知龍宮」^{チリウクウ}之「迎」^{ムカフ}。「答孺」^{コウニ}。「37」^{トク}、「蓬」^{トク}。「可」^カ以「採」^{シク}「不死之藥」^{シシキノクシヤク}、「静」^{ハク}。「可」^カ以「採」^{シク}「不死之藥」^{シシキノクシヤク}。「38」^{トク}、「蓬」^{トク}。「珠」^{シユ}、「静」^{ハク}。「珠」^{シユ}。「39」^{トク}、「蓬」^{トク}。「讚」^{サン}、「静」^{ハク}。「讚」^{サン}。「40」^{トク}、「蓬」^{トク}。「因」^{ヨツテ}「茲」^{ココ}。「41」^{トク}、「蓬」^{トク}。「精誠」^{セイセイ}、「静」^{ハク}。「精誠」^{セイセイ}。「42」^{トク}、「近」^{チカ}。「郷」^{キヤウ}、「蓬」^{トク}、「静」^{ハク}。「從」^{シツカフ}。「43」^{トク}、「蓬」^{トク}。「遂」^{トク}。「静」^{ハク}。「遂」^{トク}。「44」^{トク}、「蓬」^{トク}。「深」^{フカクシテ}、「静」^{ハク}。「深」^{フカクシテ}。「45」^{トク}、「蓬」^{トク}。「懷郷之夢」^{キヤウノユメ}。「静」^{ハク}。「懷郷之夢」^{キヤウノユメ}。「46」^{トク}、「蓬」^{トク}。「羈中春暮」^{キチュウシュンボ}、「静」^{ハク}。「羈」^キ。錯簡部分ここで終わり、「静」^{ハク}の願文冒頭はここから開始。「47」^{トク}、「蓬」^{トク}。「為」^{タリ}「行路之資」^{カウロノサシ}。「静」^{ハク}。「為」^{タリ}「行路之資」^{カウロノサシ}。「48」^{トク}、「蓬」^{トク}。「就」^{ツイテ}。「49」^{トク}、「蓬」^{トク}。「敬」^{ウヤマツ}「設」^{マウケテ}。「静」^{ハク}。「敬」^{ウヤマツ}「設」^{マウケテ}。「50」^{トク}、「蓬」^{トク}。「奉」^{タテマツ}「鑄」^{シユ}「頭大明神」^{タテマツシユトウダイメイシン}本地正体御鏡「三面」^{ミツメ}。「51」^{トク}、「蓬」^{トク}。「奉」^{タテマツ}「書」^{カキ}。「静」^{ハク}。「奉」^{タテマツ}「書」^{カキ}。「52」^{トク}、「近」^{チカ}。「百遍」^{ヒャクペン}「なし」^{ナシ}。大明神 本地正体御鏡 「三面」^{ミツメ}。「静」^{ハク}。「奉」^{タテマツ}「鑄」^{シユ}「頭大明神本地正体御鏡三面」^{タテマツシユトウダイメイシン}。「53」^{トク}、「蓬」^{トク}。「静」^{ハク}。「毘沙門真言」^{ヒサモンシンゴン}。「54」^{トク}、「近」^{チカ}。「所」^{トコロ}「奉納宮也」^{ホウナウキヤ}。「蓬」^{トク}。「所」^{トコロ}「奉納銀宮也」^{ホウナウスルギヤ}。「55」^{トク}、「蓬」^{トク}。「馬鞍」^{ウマサッ}、「静」^{ハク}。「馬鞍」^{ウマサッ}。「56」^{トク}、「近」^{チカ}。「弓」^{ユウ}前、「蓬」^{トク}。「弓」^{ユウ}矢、「静」^{ハク}。「弓」^{ユウ}矢。「57」^{トク}、「蓬」^{トク}。「冶」^{トウ}「金銅」^{キンダウ}、「静」^{ハク}。「冶」^{トウ}「金銅」^{キンダウ}。「58」^{トク}、「蓬」^{トク}。「静」^{ハク}。「復有」^{フクウ}「色馬」^{シキウマ}「なし」^{ナシ}。「59」^{トク}、「蓬」^{トク}。「施」^{ホトコシ}、「静」^{ハク}。「施」^{ホトコシ}。「60」^{トク}、「蓬」^{トク}。「限」^{カキリ}以「卅三」^{サウサン}、「静」^{ハク}。「限」^{カキリ}以「卅三」^{サウサン}。「61」^{トク}、「蓬」^{トク}。「專」^{モハラ}、「静」^{ハク}。「專」^{モハラ}。「62」^{トク}、「蓬」^{トク}。「副」^{ソフ}「鈿」^{チン}「鏡」^{カガミ}、「静」^{ハク}。「副」^{ソフ}「鈿」^{チン}「鏡」^{カガミ}。「63」^{トク}、「蓬」^{トク}。「其」^{ソノ}「誠」^{マコト}「無」^{ナシ}「式」^{シキ}、「静」^{ハク}。「其」^{ソノ}「誠」^{マコト}「無」^{ナシ}「式」^{シキ}。「64」^{トク}、「蓬」^{トク}。「仰」^{アヒキ}「彼」^{カノ}「權化美」^{ケンケツクワミ}之「納受」^{ノウジユ}。「65」^{トク}、「蓬」^{トク}。「弘」^{ハラフ}、「静」^{ハク}。「弘」^{ハラフ}。「66」^{トク}、「近」^{チカ}。「栴檀之薰」^{センタンノカホリヲ}、「静」^{ハク}。「栴檀之薰」^{センタンノカホリヲ}。「67」^{トク}、「近」^{チカ}。「天水」^{テンスイ}之「及」^{トキ}「瑞籬」^{スイリ}、「蓬」^{トク}。「天水」^{テンスイ}之「及」^{トキ}「瑞籬」^{スイリ}。「68」^{トク}、「蓬」^{トク}。「助」^{タス}、「静」^{ハク}。「助」^{タス}。「69」^{トク}、「蓬」^{トク}。「併」^{ヒサヒサ}「資」^{サシ}「法」^{ホウ}「樂」^{ラク}、「静」^{ハク}。「併」^{ヒサヒサ}「資」^{サシ}「法」^{ホウ}「樂」^{ラク}。「70」^{トク}、「蓬」^{トク}。「併」^{ヒサヒサ}「資」^{サシ}「法」^{ホウ}「樂」^{ラク}。「71」^{トク}、「近」^{チカ}。「白葉」^{ハクエフ}、「蓬」^{トク}。「白葉」^{ハクエフ}。「72」^{トク}、「蓬」^{トク}。「静」^{ハク}。「奉」^{ホウ}「祝」^{イハヒ}。「73」^{トク}、「蓬」^{トク}。「齋」^{サイ}「數」^{スウ}、「静」^{ハク}。「齋」^{サイ}「數」^{スウ}。「74」^{トク}、「蓬」^{トク}。「静」^{ハク}。「獻」^{ケン}。「75」^{トク}、「蓬」^{トク}。「繼」^{ケリ}「嗣」^ス「恢」^{クワイ}「弘」^{コウ}。「76」^{トク}、「蓬」^{トク}。「旁」^{カタク}「瓊」^{ジュウ}「芻」^{ソウ}「金」^{キン}「枝」^シ「光」^{クワウ}。「77」^{トク}、「蓬」^{トク}。「弟」^{テイ}「子」^シ「生」^{シユ}「涯」^エ「尚」^{ナガ}。「尚」^{ナガ}の「後」^{ノチ}に「補」^ホ入符あり。左に「遥」^{ハルカシ}を傍書。「78」^{トク}、「蓬」^{トク}。「退」^{シロソケ}「病」^{ビョウ}「源」^{ゲン}於「他」^{タニ}「土」^{ツチ}。「静」^{ハク}。「退」^{シロソケ}「病」^{ビョウ}「源」^{ゲン}於「他」^{タニ}「土」^{ツチ}。「79」^{トク}、「蓬」^{トク}。「壽」^{シユウ}「域」^キ「新」^{シン}「兆」^{テウ}。「静」^{ハク}。「壽」^{シユウ}「域」^キ「新」^{シン}「兆」^{テウ}。「80」^{トク}、「蓬」^{トク}。「移」^{ウツサシ}、「静」^{ハク}。「移」^{ウツサシ}。

【注解】○側聞 神仏に祈願する願文では、「願意をのべるわけである

右、(願意) 敬白

が、これにともなって造仏・写経・仏事など作善業が添えられる。こ

年月日 署名敬白

これらの作善業は祈願を叶えてもらう、いわば謝礼であり、願文に添えてまえるもって果たしておくものと、祈願が叶ったら行なうという約束文の二種がある。両者いずれにしても形式はかわらない。漢文・和文

れらを省略していきなり作善業を書くものもある」(平林盛徳二五〇頁)。(名義抄)「側 カタハラ」(仏上三三)。なお、「側聞」の内容は、「神霊」の「福助」の例として以下記される、「登中岳」から「玄鳥之至」までを指す。○登中岳而延齡焉、漢武建白茅之封 中岳に登りて齡を延ぶるや、漢武白茅の封を建つ。漢の武帝が中岳に登って長

敬白

(作善業)

生を得るにおいて、（封禪のための）白茅の壇（盛り土をしたもの）を築いた、ことを言うものと思われる。これは『史記』『封禪書』『孝武本紀』『漢書』『郊祀志上』に見られる話に基づく記事である。「封禪」とは、天命を受けた帝王が、泰山の山頂で天を祭る「封」と、泰山の麓の小山を払い清めて山川を祭る「禪」からなる、古代帝王の重大な儀礼であった。「封禪書」には、泰山で封禪を行なった黄帝が不死を得て仙人になったという逸話に基づき（「封禪七十二王、唯黄帝得上泰山封」。申公曰、漢主亦当上封、上封、即能僊登天矣」（『新釈漢文大系史記二、明治書院、一九七三・4、七一五頁）、「封者合不死之名也」（同・七二六頁）とある。これに対して、秦の始皇帝は泰山山頂に登り得ないままに封禪を行ない、ために不死を得られなかったとされる。そこで、漢の武帝は不死を求めて黄帝の例に倣って泰山に登り、封禪を行なったことが記される。なお、高倉院の『嚴島参詣願文』には、「彼崇高山之月前、漢武未拜和光之影、蓬莱嶋之雲底、天仙空隔垂迹之塵」と、「漢武帝が崇高山に登った故事と始皇帝が蓬莱山をさがさせた故事」が対句によって表されていることが、小峯和明によって指摘されている（四九七頁）。女院の願文の場合は、嚴島を海中他界である蓬莱山や竜宮に擬えて表現されている（後述）ことからすると、まず不死を求めて山に登った漢武帝の例を冒頭に挙げて、これに対する海中他界である蓬莱山探訪に比すべき旅として、嚴島参詣を表現したもののか。なお、封禪そのものは中岳ではなく泰山（五岳うちの東岳）で行うが、『史記』『封禪書』『孝武本紀』『漢書』『郊祀志上』には、公孫卿の話す申公の言葉の中で、封の祭りをして仙人となって天に登った黄帝がいつも出かけて神と会合した山として、華

山・首山・太室山（つまり中岳崇高山）・泰山・東萊山の五山が挙げられており、また、元封元年三月、漢武帝が封禪の準備をする中、中岳に登ったことについての以下の記載がある。「三月、遂東幸緱氏、礼登中嶽太室。從官在山下聞若有言万歳云、問上上不言、問下下不言。（三月、「漢武帝」遂に東のかた緱氏に幸し、礼して中嶽太室に登る。從官山下に在りて、「万歳」と言ふ有るが若きを聞き、上「山上にいた者」に問ふに上言はず、下に問ふに下言はずと云ふ）。太室（太室山）とは、中岳である崇高山の別名（その最高峰の東峰）である。漢の武帝は実際に封禪の準備段階において中岳に登ったわけである。このことが、不老不死を求めて漢の武帝が中岳（崇高山）に登ったという話の典拠になっているのである。あるいは、元封元年三月についてのこの記載のために、泰山（東岳）と中岳が混同されて、「漢の武帝が）中岳に登って齡を延ばした」という願文の叙述となってしまうたのかもしれない。『史記』『封禪書』『孝武本紀』『漢書』『郊祀志上』には、漢武帝が中岳に登った翌月（四月）に封禪を行ったことについて以下の記載もある。「……天子至梁父、礼祠地主。乙卯、令侍中儒者……行事。封泰山下東方、如郊祠太一之礼。封広丈二尺、高九尺、其下則有玉牒書、書秘。礼畢、天子独与侍中奉車子侯上泰山、亦有封。……丙辰、禪泰山下隄東北肅然山、如祭后土礼。江淮閒一茅三脊為神藉、五色土益雜封。縱遠方奇獸蜚禽及白雉諸物、……封禪祠、其夜若有光、昼有白雲起封中。（『元封元年』四月）」（天子、梁父〔梁父山〕泰山の麓の山）に至り、地主〔地の神〕を礼祠す。乙卯、侍中の儒者をして……事を行はしむ〔祭りを行わせた〕。泰山の下の東方〔つまり梁父山〕に封すること、太一〔太一の神〕を郊祠するの礼の如し。

封〔土を盛って作った壇〕は広き丈二尺〔二丈二尺〕、高さ九尺、其の下に則ち玉牒〔天を祭る祭文〕の書有り、書は秘せり。礼畢り、天子、独り侍中奉車〔天子の乗り物をつかさどる官〕の子侯と与に泰山に上り、亦、封ずる有り。……丙辰、泰山の下陟の肅然山に禅すること、后土〔地の神〕を祭る礼の如くす。江淮の間、一茅三脊なるを神の藉と爲し、五色の土を益して雑へて封ず。遠方の奇獸・蜚禽及び白雉の諸物を縦ち、……封禪の祠は、其の夜、光有るが若く、昼、白雲有りて封中より起こる。つまり、漢武帝は封禪の儀式の際、封土を盛って作った壇〕を築いており、また、揚子江と淮河の間に生じた一茎に三本の脊筋のある茅を編んで供物を捧げるための敷物を作り、五色の土を混ぜ合わせて封禪の際の盛り土とした、とも記されている。これが「漢武建白茅之封」の指す内容であろう。ただし、「白い」茅が「封（盛り土）」に使われたとの記載は、『史記』『漢書』その他の書に見られない。なぜ願文において「漢武建白茅之封」という句が書かれたのだろうか。『史記』『封禪書』『孝武本紀』『漢書』『郊祀志上』には、漢武帝が天道將軍という玉印を奉持する使者に羽衣を着せて、夜、白い茅の上に立たせ、また五利將軍も羽衣を着て白茅の上に立ち玉印を受けた、それは天子のために天神を導くためであったということも記されている（於是天子又刻玉印、曰天道將軍、使使衣羽衣、夜立白茅上、五利將軍亦衣羽衣、立白茅上受印、以示弗臣也。而佩天道者、且為天子道天神也。こうした「白茅」についての記載、ないしは「封禪の祠は、其の夜、光有るが若く、昼、白雲有りて封中より起こる」の奇獸・蜚禽及び白雉の諸物を縦ち」という「白い」雲ないし「白い」雉についての文が、漢武帝が封禪のための壇を築いた話

と混同されて、「漢の武帝が白茅の封を建てた」ということになったのではないかと思われる。なお白茅の呪術性については大形徹（五七―一五八頁）の指摘がある。○祀高禴而獲子矣、簡狄感玄鳥之至。高禴を祀りて子を獲るに、簡狄玄鳥の至るを感ず。簡狄は高禴を祀って子を得るにおいて、玄鳥の飛来するのを感じた、ことを言う。前項の「登中岳而延齡焉、漢武建白茅之封」と対になっている。高禴の祭りについては、『後漢書』『禮儀志上』に、「仲春之月、立高禴祠于城南」、祀以「特牲」との記載がある（以下の説明は、『全訳後漢書』第四冊による）。劉昭注によれば、玄鳥（燕）は陽気を感じて飛来し卵を産みたくさんの雛をかえすことから、玄鳥が飛来した日を特に選んで、子孫繁栄のため高禴の祭りを行う。あるいは、劉昭の引く盧植の注には、玄鳥が飛来する時節は、陰陽の気が拮抗しており、万物が生長するこの時季をみはからって太牢の犠牲を捧げて高禴の神に子宝に恵まれるよう請願する、陽光の降り注ぐ明るい場所にいること、これを高といい、その場所において子宝を望むこと、これを禴ということする（七一―七六頁）。「簡狄感玄鳥之至」の典拠は、遠藤光正（一三頁）が指摘するように、『禮記』『仲春之月、玄鳥至。至之日、以大牢祠于高禴』か、『史記』殷本紀の「殷契、母曰簡狄。有娥氏之女、為帝馨次妃。三人行浴、見玄鳥墮其卵、簡狄取吞之。因孕生契」（新釈漢文大系『史記』一（本紀）一一三頁）であろう。上述の『全訳後漢書』の劉昭注では、殷の始祖となった契の母親である簡狄は、おそらく玄鳥が飛来したその日に高禴の祭りを行ったことが機縁で契を生んだ、あるいは、後漢の学者王逸の説として、簡狄は、帝馨の傍らに侍って台上にあったが、その時燕が飛来して卵を落とし

たのを、簡狄は瑞兆としてその卵を飲み、それが機縁となって契を生んだことを言っていると解する（七四頁）。「祀高禩而獲子矣、簡狄感玄鳥之至」は漢武帝について述べた前項「登中岳而延齡焉、漢武建白茅之封」と対になっているので、「祀高禩而獲子矣、簡狄感玄鳥之至」全体が、簡狄についての典拠に関するものであろう。○**神靈福助前**

鑒既明者歟 神靈の福助、前鑒に既に明らかなるものか。神靈の冥助あらたかなことは、漢の武帝、簡狄の例からも、明らかかなことであるかの意。○**伏惟四德雖疎、六行雖闕** 伏して惟みれば、四德疎かなりと雖も、六行闕くと雖も。四德は、「婦人のもつべき四つの徳。婦

徳（貞順）・婦言（辞令）・婦容（婉婉）・婦功（糸麻）」（日国大）、六行は、「六波羅蜜の行。布施・持戒・忍辱・精進・禪定・智慧の六つの実践」（日国大）。「養母藤原の氏は、芙蓉も花を譲り、麗容を夏姫の徒に比べ、松筠も節を謝ち、貞心を秋胡の婦に校べたまひき。

四德六行、国に奉じ家を御めたまひき」（『江都督納言願文集注解』）左少弁雅兼為養母写経供養願文」七八三頁）、『三国伝記』「梵日、仏在世一人、女長者アリ。心操慳貪ニシテ畜財宝、威儀放逸、謗弘法、六行無跡不修六波羅蜜、四德惣絶、不発四弘誓願。世人は是、慳貪女ト名付タリ」（中世の文学下二二五二頁）、『言泉集』「亡室四德共備六行无闕」（安居院唱導集）上二一三七頁。○**初侍姑山而承恩** 初め姑山に侍して恩を承け。「姑山」は、姑射山、仙洞御所の意。ここは後白河院御所。院の御所を表す名称としては『平家物語』では、「仙洞」「麻（貌）姑射の山」「射山」などが用いられている。山本真吾は「院御所」などと異なり、直接的に表現しないこれらの語がいかなる文献群から受容したものかということ論じ

る。それによれば、これらの語が中国漢文・漢文訓読文、中古和文、記録体の文献群からは通例見出しがたいのに対し、日本漢詩文に集中して用例が認められることから、『平家物語』中の漢語は日本漢詩文を源泉としてその表現世界を広げているものとする。なお滋子が女房名小弁として上西門院（鳥羽帝二女、後白河院姉、同准母）に仕え始めたのは、平治元年（一一五九）、十八歳の頃か。小弁の名は、兄時忠が平治元年十月に右少弁に任じられて以降の改名かという。女房として上西門院に仕えている折に、後白河院に見初められたのであろうが、憲仁（高倉）が応保元年（一一六一）九月三日に生まれていることからすれば、契りを結んだのは永暦元年（一一六〇）中のことと考えられる（宮崎莊平三一―三三頁、角田文衛二二―二三頁）。

その折のことを言うのであろう。○**早編榮名於九々之列** 早く榮名を九々の列に編む。「榮名」は、「名譽」（日国大）。「九々の列を編む」とは、「帝に奉仕する宮女となる。周代に天子は六宮・三夫人・九嬪・二十七世婦・八十一御妻を置いた事からいう」（新定盛）一―一七六頁。「古者天子后立六宮、三夫人、九嬪、二十七世婦、八十一御妻、以聽天下之内治、以明章婦順、故天下内和而家理」（『礼記』昏義）。新釈漢文大系一九礼記下、明治書院一九七九・三、九一七頁。また、『周礼』「大宮家宰下」の鄭玄注には「自九嬪以下九九而御於王所、九嬪者既習於四事、又備於從人之道……女御八十一人当九夕、世婦二十七人当三夕、九嬪九人当一夕、三夫人当一夕」（永懷堂『周礼』鄭玄注、寛延二年前川六左衛門等刊本）ともある。早くも宮女となる榮譽を得たの意。○**後居后房而正位** 後に后房に居て位を正しくし。「初侍姑山而承恩」と対句になっている。憲仁誕生後も後

白河院の寵愛は続いたが、二条天皇との対立の中、小弁が女御となることはなかった。しかし、永万元年（一一六五）七月二十八日に二条上皇が崩じると、仁安元年（一一六六）十月十日には、憲仁の立太子が行われ、滋子は従三位に叙され、翌年正月二十日には、上皇の命により女御とされた（角田文衛一二三～一二四頁）。そのことを言うのである。『言泉集』「上皇姑射之山赤松讓_レ筭院宮后房之砌青椿論_レ」^セ「上皇姑射之山赤松讓_レ筭院宮后房之砌青椿論_レ」^セ（『安居院唱導集』上―三六―三七頁）。○更守謙退於疑々之心 更に謙退を疑々の心に守る。「早編業名於九々之列」と対句になっており、『礼記』の「以明_レ章婦順」、『周礼』鄭玄注「備於從人之道」を受けた表現か。「謙退」は、「へりくだること。謙讓」（『日国大』）。『日本文徳天皇実録』「春枝王。四世従五位下仲嗣王第八之男也。為人謙退。敦崇_レ弘道」（『齊衡三年九月十三日条』。ここでは「婦順」（『婦人従順なこと』（『大漢和』）・「從人之道」を意味するか。「疑々」については、『日国大』は「ひどく疑い危ぶむこと」として当該記事を引く。更にいっそう、用心深い心で婦順の道を守るの意か。○忝為聖皇之母儀、遂賜仙院之尊号 忝くも聖皇の母儀と為て、遂に仙院の尊号を賜る。仁安三年（一一六八）三月二十日に高倉天皇は即位し、母の滋子は皇太后となる。さらに、嘉応元年（一一六九）四月十二日に女院となり、建春門院と定められた。○造次所慕者、天祚之無窮也、寤寐所患者、帝業之繁昌也 造次に慕ふ所は天祚の無窮なり、寤寐に思ふ所は帝業の繁昌なり。対句構成となっている。「造次」は、「にわかるとき。わずかな間」、「天祚」は、「天皇のくらしい。皇祚。宝祚」（『日国大』）。わずかな間にも願うことは、宝祚が永遠に続くことであり、寝ても覚めても思うことは、帝業の繁昌である。○於是伊都岐島社

者、極聖和光之砌、大権垂跡之地… 以下、「勝絶之趣、讚不可尽」まで、伏見稻荷社蔵『諸社功能』にも引かれる（小峯和明四九八頁）。田中幸江によれば、伏見稻荷社蔵本は、守覚法親王の『紺表紙小双紙』（平安末期から鎌倉初期に成立）の一部として仁和寺で編纂されたものという（七四～七五頁）。是に於て伊都岐島社は、極聖和光の砌、大権垂跡の地なり。「極聖」は、「（聖中の至極の意）仏語。仏のこと」、「大権」は、「仏語。権者を敬つていう語。仏菩薩が衆生を救うために、仮の姿をとつてこの現世に現われたものを尊んでいう」（『日国大』）の意。「敵島の本地は大日如来・阿弥陀如来・十一面観音等とされる（所説あり）。本地仏が光を和げ、日本に垂迹権化して敵島明神となつたとするのである」（『新定盛』1―一七六頁）。本全釈卷三「安芸云敵島の項（九一四四～四五頁）参照。○青松蒼柏之託根、多送五百廻之戚月 青松蒼柏の根を託くること、多く五百廻の歳月を送る。『字鏡鈔天文本』「託 ハカリコト、ツク、ヨル、ホコル」（八八九）。「戚月」は、「近・蓬・静」や『諸社功能』の「歳月」が良い。次の「貴賤高下之運心、不遠千里之風煙」と対句となっている。高倉院敵島御幸の折の願文にも、「于_レ時蒼松蒼柏之陰、共添_レ善利之種」（3―三九三頁）とある。この後も、蓬萊と龍宮にあわせて、不死の薬や如来の珠も引き合ひに出され、聖地としての敵島の表現として様式化していたことが知られる（小峯和明四九八～四九九頁）。青々と茂った松や柏が根を張り、五百年の歳月が経過したとするのだが、敵島創建は、推古天皇元年（五九三）とされる。正しくは五八〇余年となる。○貴賤高下之運心、不遠千里之風煙 『諸社功能』は、「運心」を「運志」とする。貴賤高下の心を運ぶこと、千里の風煙を遠しとせず。

都から遠く離れた地にもかかわらず、貴賤上下の者が信心の心を持って往來する様を言う。『高倉院嚴島御幸記』には、公願僧正が、願文で、「九重の中を出でて、八重の潮路を分けまいらせ給御心ざしなど」（新大系『中世日記紀行集』一八頁）と読んだとする。○海中の仙島也、省鼈波之浮蓬壺 海中の仙島や、鼈波の蓬壺に浮かぶを省さらしむ。次の「沙浜之靈祠也、知龍宮之近答孺」と対句になっている。「鼈波」は、「大亀のすむ大海の波。海上の波」、「蓬壺」は、「その形がつぼに似ているところからいう）仙人のすむという蓬萊山の別称」（『日国大』）の意。海中の仙島（宮島）の姿に、靈龜の住む大海の波が蓬萊山を浮かべていることを悟らされ、の意か。〈新定盛〉は、「この願文、神仙思想に凝った漢の武帝や、古代伝説上の皇帝譽の妃簡狄の故事を引く文頭から、全体にわたって、嚴島を神仙靈境とする道教的信仰が覆っており、本地垂迹信仰とも重なってうかがわれる」（1—176頁）と評する。なお、嚴島を「仙島」とする捉え方は、この後の「龍宮」とする点にも窺えるが、『高倉院嚴島御幸記』にも、高倉院が潜水する海女たちを見た記事に続いて、「まことに仙の洞もかくやと、竜宮ともこれをいふにやとおぼゆる所くのみ多かり」（二二頁）とある（清水眞澄二四一頁）。○沙浜之靈祠也、知龍宮之近答孺 沙浜の靈祠や、龍宮の苔孺に近きを知らしむ。「苔孺」について、〈新定盛〉は、「苔に覆われた石垣をいう。孺は水際の垣の意」（1—176頁）とする。しかしながら、「孺」は『漢語大詞典』にも「空地辺縁余地」の意とあるように、この字そのものに「垣」の意はない。沙浜の靈祠からは、龍宮が周辺（靈祠の周辺）の苔生した地から近いことが分かる、の意。○可以採不死之藥、可以得如意之珠 以て不死の藥を採るべく、

以て如意の珠を得べし。不死の藥は、神仙の山にあるとされた。『今昔物語集』汝チ、速ニ蓬萊ノ山ニ行テ不死ノ藥ト云フ藥ヲ取テ可來シ」（新大系2—186頁）、〈盛〉「蓬萊、方丈、瀛州ノ三ノ神仙ノ島ナラバ、不死ノ藥モ取ナマシ」（卷七「俊寛成経等移鬼界島」1—146—461頁）、「昔秦皇漢武ノ、不死ノ藥ヲ採ントテ、方士ヲ使ニ遣シテ蓬萊ヲ求シニ」（4—240頁。卷二十八「経正竹生島詣へ仙童琵琶」）。如意宝珠は、あらゆる願いを叶えるとされる珠で、如意輪觀音や地藏菩薩などの持物とされ、龍の所有物とも考えられていた。本全釈の注解「龍神アマクダリテ、如意宝珠一顆、水精ノ念珠一連、九穴ノ蛸貝一ヲ奉ル」（8—355頁）参照。『愚管抄』には「コノイツクシマト云フハ龍王ノムスメナリト申ツタヘタリ」（旧大系 365頁）とあり、『平家物語』にも、〈盛〉「御垂跡者、天照太神之孫、娑竭羅龍王之娘也」（卷十三「入道信同社并垂迹」2—301頁）等とあるように、「竜王娘」との認識が広く認知されていた。ここで嚴島に触れて、如意宝珠のことが記されるのは、こうした認識による。関口静雄は、「願文はさらに「龍宮」「如意之珠」等々の文辞をもって、女神がかの法華經提婆達多品に伝える、大海娑竭羅龍王宮に棲む竜王の女であることを暗示する」（1—101頁）とする。○勝絶之趣讚不可 勝絶の趣讚じて尽くすべからず。以上が仙境としての嚴島を記した部分。嚴島のすばらしさは褒めても言い尽くせないほどであるの意。○因茲、現当之善利、殊抽予參之精誠 茲に因りて現当の善利は、殊に予參の精誠を抽んづ。「現当」は、「仏語。この世とあの世。現世と来世」、「善利」は、「仏語。仏道に精進することによってもらされるすぐれた利益。仏果」、「予參」は、「參集する人の中に加わ

ること。多くの人の中に参加して、その仲間にはいること。また、その人。参列、「精誠」は、「純粹で誠実なこと。まごころをこめること。また、そのさま」(以上「日国大」)の意。現世と来世の仏果を願って、心を込めて参詣したことを言うか。○蓋従法皇之虚舟、遂弟子之懇符也 蓋し法皇の虚舟に従ひて、弟子の懇符を遂ぐなり。「虚舟」は、『莊子』「方舟而濟於河、有虚船来触舟」を踏まえる。上皇が何者にも囚われない超俗自適の様を言う(『江都督納言願文集注解』三六頁)。「俊頼髓腦」「住吉の神もあはれと思ふらむむなしきふねをさしてきたれば 是は後三條の院の御住吉詣によませ給ひける歌なり。むなしき船とはおりるの帝を申すなり。その心は位にておはしませ程は船に物を多くつめれば海をわたるにおそりのあるなり。その荷を取りおろしつれば、風吹き浪高けれども、おそりのなきにたとふるなり」(『日本歌学大系』1—122頁)。「新定盛」は、「懇符」を「懇切の真心」(1—176頁)の意とする。今回後白河上皇に従い、建春門院も厳島社参の思いを遂げ得たことを言う。○旅泊夜深、幽月照懷郷之夢 旅泊夜深けて、幽月懷郷の夢を照らす。旅泊深更に及んで、かすかな月明かりが故郷を懐かしんで見る夢を照らし、の意。高倉院厳島御幸の折の願文には、「漠々寒風之底、臥旅泊而破り夢、凄々微陽之前、望遠路而極眼」(「延」巻五—九〇オ)とある箇所に該当する。この前後類似する語句が鏤められている。「幽月」は、「光のかすかな月」(「日国大」)の意。○羈中春暮、残花為行路之資 羈中春暮れて、残花行路の資と為る。「羈中」は、「旅にある間。旅行中。旅中」。「夜深」と「羈中」の「春暮」、旅の一日の時間と、旅全体の季節が共に深まっていくものとして対比されている

る。「残花」は、「特に、散り残っている桜の花」(「日国大」)の意。厳島への旅中に春が暮れて、散り残った桜の花が旅の憂きの慰めとなる、の意か。○遂就粉榆之社壇、敬設清浄之法会 遂に粉(粉)榆の社壇に就きて、敬ひて清浄の法会を設く。高倉院厳島御幸記事に、「遂就粉榆之砌、敬展清浄之筵」(3—393頁)とある。「粉榆」は、「漢の高祖が郷里から都に移して父の心を慰めた社の名とその祭神がこの木であるところから)やしる。神社」(「日国大」)の意。ようやく厳島神社の社殿に着いて、敬意を込めて清浄の法会を設けたの意。○迺奉鑄頭大明神本地正体御鏡三面 迺ち大明神の本地正体の御鏡三面を鑄頭し奉る。本殿の御簾の前に懸けられていた三面の鏡を指すのだろう。正体の鏡の例として、春日社の例『春日権現験記』巻十九「正安三年十月廿五日子時、悪党、社頭に乱入て、大宮四所の御正体をのく二面、若宮六面、合て十四面の神鏡を盗取たてまつりて」(『春日権現験記繪注解』和泉書院二二四頁)がある。○奉書金字紺紙妙法蓮華經一部八卷、無量義經一卷、觀普賢經一卷、般若心經三十三卷… 金字紺紙の妙法蓮華經一部八卷・無量義經一卷・觀普賢經一卷・般若心經三十三卷・大日經一部十卷・理趣經一卷・大日の真言百遍・十一面の真言百返・毗沙門の真言百返を書し奉る。高倉院厳島御幸記事には、「奉書写色紙墨字妙法蓮華經一部八卷、開結・般若心・阿弥陀等經各一卷、手自奉書写金泥提婆品一卷」(3—393頁)とある。○此中於大日經者、所奉納銀管也 此の中、大日經に於いては、銀の管に納め奉る所なり。「承安四年建春門院神宝注文」(野坂文書三一六)に、「(建春門院)女院御方御神宝注文 大宮 大日經 理趣經(已上納銀管)」(神道大系『厳島』一三三頁)

とあり、理趣経も銀の筥に入れられている。厳島大明神を大日如来の垂迹とする故に、大日経を最も重んじて特に銀の箱に納めているのである（小倉豊文三頁）。○其外師子・馬〈鞍〉・刀劍・弓箭、各冶金銅、殊尽彫鏤 其の外師子・馬〈鞍〉・刀劍・弓箭、各金銅を治て、殊に彫鏤を尽くす。「承安四年後白河院并建春門院神宝物奉納日記」（新出厳島文書五八）に、「女院御方」から彫金の施された物として、「金銅獅子形六 弓 胡録 劍〈皆金銅〉 金銅馬〈在鞍皆具〉」（神道大系『厳島』一三五頁）とある。「馬〈鞍〉」は、「金銅馬〈在鞍皆具〉」の意と解した。○復有色馬、復有八女、共施丹青、限以三十三 復有色馬有り、復八女有り。共に丹青を施し、限るに三十三を以てす。校注国文叢書源平盛衰記は、「色馬」に、「色は彩なれば、飾馬を牽ぎ奉りたるか、但し此頃既に馬に替へて絵馬を奉ることも行はれたれば或は絵馬ならんか」（上一八〇頁）とする。「八女」は、「八乙女」か。「八乙女」は、「神社に奉仕し、神樂などを奏する少女。八人と人数が限られていたわけではなく、数人の少女を総称したものか」（日国大）の意。『修明門院熊野御幸記』「八女翻袖、御先達給扇」（承元四年五月五日条。神道大系『参詣記』）。共に丹青の色が施され、三十三の数を限ったとするこれらは、次に引く『承安元年伊都岐島社神宝調進状』野坂文書二二五）に見るように、絵馬板や八女板のことであろう。「絵馬板参拾参枚 八女板参拾参枚」（神道大系『厳島』二一九頁）。三十三枚に限られた理由は、『安元二年安金云国司大宮祈念祝詞』（新出厳島文書一一〇）に見る「太宮 正一位伊都岐島大明神卅三社宇豆広前令驚申給国司〈某云々〉」と関わるか。○專捧幣帛、更副細篋。其勤非一、其誠無貳 専ら幣帛を捧げ、更に細篋を副ぶ。其の勤め

一にあらず。其の誠貳無し。「承安四年後白河院并建春門院神宝物奉納日記」（新出厳島文書五八）に、「女院御方」として、「御幣員数同之白妙色紙」金銀幣三十六本（串有之）：蒔絵手篋一合（在物具）（一二四—一二五頁）とある。厳島に帰依して信心の勤めを果たすことは一つだけではなく（幣帛に加えて、「おそろくは経典を収めた」細篋をも献じたことを意味する）、そこに込められた信心の誠には二心がない、の意か。○以此財施法施之功能、仰彼權化美化之納受 此の財施・法施の機能を以て、彼の權化・美化の納受を仰ぐ。〈校注盛〉〈新定盛〉は、共に「此の財施・法施の功を以て、能く彼の權化：」と読むが、対句表現と解し、掲出のように読んだ。「功能」の読み、『邦訳日葡辞書』に「Cóna コウノウ（功能）習熟あるいは経験」（一四七頁）、易林本『節用集』に「功德」「能」「力」（ク言辭・上六六ウ）。「財施」は、「仏語。三施の一つ。金品などの財物を布施すること」、「法施」は、「仏語。三施の一つ。人に仏法を説いて聞かせること。ほつせ」、「權化」は、「仏語。仏菩薩が衆生を救済するために、仮に人間の姿にかえて、この世に現われること。また、その現われたもの。權現」、「実化」は、「仏語。真実の教えをもって衆生を導き救うこと。また、神仏などが真実の姿を現わして、衆生を感化し導くこと」（日国大）の意。○于時岸風之払斎席、香煙添檀檀之薰 時に岸風の斎（斎）席を払ひ、香煙柅（檀）檀の薫りを添へ。「斎席」は、「僧侶を請じて斎食を供する法会。一般には講席を設ける法会をさす」（日国大）の意。岸辺の風が法会に吹いて、香の煙に柅檀の香りが混じりの意。○天水之及瑞籬、潮声助梵唄之曲 天水の瑞籬に及び、潮声梵唄の曲を助く。「天水」は、「空と水。水天」、「梵唄」は、「仏語。

仏徳を替嘆するために、曲調にのせて経文などを唱詠するもの。声明「(日国大)」の意。高倉院嚴島御幸願文に、「潮去潮来之響、暗和梵唄之声」(3—393頁)とある。空と海が瑞籬にまで及び、潮の満ち引きする波の音は、声明の曲に和するかのようであるの意。○所生勝因、併資法楽 所生の勝因、併せて法楽を資く。「勝因」は、「仏語」。すぐれた因縁。善果をもたらす善因、「法楽」は、「仏語」。仏の教えを信受する喜び。仏の教えが生ずる喜び「(日国大)」の意。「(齊席を払う風と梅檀の香、打ち寄せる潮騒と梵歌の曲(という自然と人為)により)生じた善因も、併せて仏を信する喜びを助ける」の意か。○先捧白葉、奉祝紫宮 先づ白葉(葉)を捧げて、紫宮を祝ひ奉る。高倉院の嚴島御幸願文にも、「殊以白葉、奉祈紫宮」(3—394頁)とある。「白葉」は、「仏語」。よい果報をもたらす善の行為。善業。「紫宮」は、「星の名。紫微宮。転じて、天子の居る所をいう。皇居」(日国大)、高倉院の嚴島御幸願文では安徳天皇のことを指していたように、ここは、高倉天皇のこと。○齋数久遠、屢献桂文麻姑之竿 齋数久遠、屢桂文麻姑の竿を献ず。「齋数」は、「齋戒の数」の意か。「桂文」は、「桂父」の誤りか(校注盛)1—94頁)。「桂父」は、「古の仙人の名。(列仙伝)桂父象林人、常服桂葉、顔色如童」(『大漢和辞典』)。「筆海要津」藍子之上「悲想也、八万劫之春秋空過、桂父之得神仙也、三千歳之涼燠不留」(『安居院唱導資料纂輯』三—333頁)。「麻姑」は、『神仙伝』に見える仙女。『唱導鈔』「翡翠簾下 麻姑献三寿」^ニ 椅羅帳中王母讓三齡^ヲ 麻姑者仙人也三見東海之為

【引用研究文献】

*大形徹「茅」について—その呪術的効用をめぐる—(日本研究一八、一九九八・9)

塵 王母仙人也」(『安居院唱導資料纂輯』1—175頁)。安徳天皇の長命を、仙人や仙女の桂父や麻姑の長寿にあやからんことを願うのであろう。○継嗣恢弘、旁耀瓊萼金枝光 継嗣恢弘たり、旁瓊萼金枝の光を耀かす。「継嗣」は、「相続人。あとつぎ。よつぎ。継子」、「恢弘」は、「広く大きくすること。事業や制度、教えなどを世に広めること」、「瓊萼」は、「親王をいう」、「金枝」は、「金枝玉葉の略」、「金枝玉葉」は、「天子の一門。天皇の一門。皇族」(『日国大』)の意。〈新定盛〉は、「継嗣恢弘」後白河院・建春門院の嗣子である高倉帝の皇運が弥栄である事。恢弘はひろがるの意(1—177頁)とする。『江都督納言願文集注解』「叢祠之側、將造神宮寺。以福祚祖考、以恢弘子孫(四—23頁)。高倉天皇の御代が栄え、さらにその親王、その天皇のご一門が栄えんことをの意。○弟子生涯尚遙、退病源於他土、寿域新兆、移南山於前庭 弟子の生涯尚遙かに、病源を他土に退け、寿域新たに兆し、南山を前庭に移す。「弟子」は、建春門院を指す。類似句は、『江都督納言願文集注解』に「金輪聖王、塞邪竇、而献金沙之算、御寿域、而期南山之齡(二—24頁)と見られる。その注では、「寿域」に、「南山之齡」とともに典型的な願文表白語。仁寿の域の意、治まれる世、「南山の齡」に「毛詩」小雅天保に典拠を持つ語で、南山が崩れない如く堅固なることを言い、転じて長寿を表象する語である(二—29頁)とする。我が生涯なお遙かに、病を他に退け、治まれる世として、長寿をあらしめたまえの意か。

*小倉豊文「平家の厳島信仰について」(『瀬戸内海地域の社会史的研究』柳原書店一九五二・3)

*遠藤光正「『源平盛衰記』に引用の漢籍の典拠(1)」(『東洋研究七七、一九八六・1』)

*小峯和明「聖地と願文・表白―『平家物語』の厳島參詣」(『平家物語』の転生と再生』笠間書院二〇〇三・3。『中世法公文芸論』笠間書院二〇〇九・6再録。引用は後者による)

*清水真澄「法会と歌謡―平氏政権下の今様の管理をめぐって―」(『日本歌謡研究大系上巻』歌謡とは何か』和泉書院二〇〇三・5。『音声表現思想史の基礎的研究』信仰・学問・支配構造の連関』三弥井書店二〇〇七・12。引用は後者による)

*関口静雄「厳島信仰と文芸」(『国文学解釈と鑑賞』一九九三・3)

*田中幸江「専修大学図書館蔵『諸社縁起発端』について」(『中世文学四八、二〇〇三・6』)

*角田文衛「建春門院」(『後白河院―動乱期の天皇―』吉川弘文館一九九三・3)

*平林盛徳「仏教文書(一)」(『日本古文书学講座』第五卷中世編Ⅱ雄山閣出版一九八〇・3)

*宮崎莊平「建春門院平滋子とその周辺―建春門院中納言日記」ノートより」(『藤女子大学・藤女子短期大学紀要第一部二、一九七四・12。『平安流日記文学の研究統編』笠間書院一九八〇・10再録。引用は後者による)

*山本真吾「平家物語に於ける漢語の受容に関する一考察―「上皇御所」の呼称をめぐって―」(『国語学』一五七、一九八九・6。『平安鎌倉時代に於ける表白・願文の文体の研究』汲古書院二〇〇六・1再録)

若夫¹現在生之運命有限、百二十之春秋遂²過之夕、³不誤順次之往生、⁴速⁵詣安養之世界。夫当社者、尋⁶内証者則大日也、有便⁷于祈⁸日域之皇胤、⁹思外現者亦貴女也。¹⁰無疑于答女人之丹心。我既為¹¹本朝之国母。旁足¹²蒙¹³当社之神恩。抑至心繫念之輩、¹⁴朝祈暮賽之人、自¹⁵古迄¹⁶今、¹⁷皇羅雲布、或雖¹⁸有¹⁹槐棘之尊貴、敢不²⁰及²¹院宮之往詣。而弟子²²一者被²³扶²⁴當時之信力、一者被²⁵引多劫之宿緣、²⁶勿詭²⁷此場、始²⁸蹈²⁹其跡。若於今日而無³⁰揭焉之驗、恐³¹令後人而生³²疑惑之心。伏乞³³玄心成就、素望³⁴円滿。然則往還之間、³⁵無³⁶風波之難、³⁷先知³⁸冥助之潛通。心意之裏、滿³⁹大小之願、新⁴⁰顯⁴¹利益之現証。⁴²年年歲歲、弥致⁴³欽仰、子々孫々、永可⁴⁴歸依。⁴⁵神而有⁴⁶可⁴⁷知、必垂⁴⁸答脫。重⁴⁹請禪定大相因、⁵⁰今世⁵¹弘⁵²友氣於三觀之窓、⁵³來世⁵⁴証⁵⁵妙果於一仏之土。弟子⁵⁶所以⁵⁷憑⁵⁸彼懇篤之至、亦⁵⁹任⁶⁰知見⁶¹。敬白。

承安四年三月日トゾ書タリケル。

【校異】 1〈蓬〉「現在生之運命有限」^{ケレンサイシヤウシ コレヲウメンメイカキリアリ} 2〈蓬〉「過之」^{コレヲラスコスノ} 3〈蓬〉「不誤順次之往生」^{スギナシ} 4〈蓬〉「尋内証者則大日也」^{アヤマラス シユンシノ ワウシヤウニ}

「不誤順次之往生」^{スアヤマタ シュンシツワウシヤウ}。4「蓬」^{ケイシ}「詣」^{ケイシ}「詣」^{ケイシ}。5「静・蓬」^{ケイシ}「者」^{ケイシ}なし。なお、「蓬」^{ケイシ}「思」^{ケイシ}「外現」^{ケイシ}「静」^{ケイシ}「思」^{ケイシ}「外現」^{ケイシ}。6「蓬」^{ケイシ}「無」^{ケイシ}「静」^{ケイシ}。7「蓬」^{ケイシ}「丹心」^{ケイシ}「静」^{ケイシ}「丹心」^{ケイシ}。8「蓬」^{ケイシ}「朝祈」^{ケイシ}「暮賽」^{ケイシ}「之人」^{ケイシ}「静」^{ケイシ}「朝祈」^{ケイシ}「暮賽」^{ケイシ}「之人」^{ケイシ}。9「蓬」^{ケイシ}「迄今」^{ケイシ}「静」^{ケイシ}「迄今」^{ケイシ}。10「蓬」^{ケイシ}「皇羅雲布」^{ケイシ}「静」^{ケイシ}「皇羅雲布」^{ケイシ}。11「蓬」^{ケイシ}「槐棘之」^{ケイシ}「静」^{ケイシ}「槐棘之」^{ケイシ}。12「蓬」^{ケイシ}「被引」^{ケイシ}「静」^{ケイシ}「被引」^{ケイシ}。13「蓬」^{ケイシ}「忽詣」^{ケイシ}「此場」^{ケイシ}「静」^{ケイシ}「忽詣」^{ケイシ}「此場」^{ケイシ}。14「蓬」^{ケイシ}「静」^{ケイシ}「踏」^{ケイシ}。15「蓬」^{ケイシ}「無揭」^{ケイシ}「焉之」^{ケイシ}「静」^{ケイシ}「無揭」^{ケイシ}「焉之」^{ケイシ}。16「蓬」^{ケイシ}「令」^{ケイシ}「後人」^{ケイシ}「而生」^{ケイシ}「疑惑之心」^{ケイシ}。17「蓬」^{ケイシ}「玄成成就」^{ケイシ}「素望」^{ケイシ}「円満」^{ケイシ}「静」^{ケイシ}「玄成成就」^{ケイシ}「素望」^{ケイシ}「円満」^{ケイシ}。18「蓬」^{ケイシ}「無」^{ケイシ}「静」^{ケイシ}「無」^{ケイシ}。19「蓬」^{ケイシ}「先知」^{ケイシ}「冥助之」^{ケイシ}「潜通」^{ケイシ}「心意之」^{ケイシ}「裏満」^{ケイシ}「大小之」^{ケイシ}「願」^{ケイシ}「静」^{ケイシ}「先知」^{ケイシ}「冥助之」^{ケイシ}「潜通」^{ケイシ}「心意之」^{ケイシ}「裏満」^{ケイシ}「大小之」^{ケイシ}「願」^{ケイシ}。20「蓬」^{ケイシ}「頭」^{ケイシ}「静」^{ケイシ}「頭」^{ケイシ}。21「蓬」^{ケイシ}「年々」^{ケイシ}「歳歳」^{ケイシ}「蓬」^{ケイシ}「静」^{ケイシ}「年々」^{ケイシ}「歳歳」^{ケイシ}。22「蓬」^{ケイシ}「可」^{ケイシ}「帰依」^{ケイシ}「静」^{ケイシ}「可」^{ケイシ}「帰依」^{ケイシ}。23「蓬」^{ケイシ}「神而有」^{ケイシ}「可」^{ケイシ}「知」^{ケイシ}「必」^{ケイシ}「垂」^{ケイシ}「答」^{ケイシ}「問」^{ケイシ}「静」^{ケイシ}「神而有」^{ケイシ}「可」^{ケイシ}「知」^{ケイシ}「必」^{ケイシ}「垂」^{ケイシ}「答」^{ケイシ}「問」^{ケイシ}。24「蓬」^{ケイシ}「今世」^{ケイシ}「扶」^{ケイシ}「天」^{ケイシ}「氣」^{ケイシ}「於」^{ケイシ}「三」^{ケイシ}「觀」^{ケイシ}「之」^{ケイシ}「窓」^{ケイシ}「静」^{ケイシ}「今世」^{ケイシ}「扶」^{ケイシ}「天」^{ケイシ}「氣」^{ケイシ}「於」^{ケイシ}「三」^{ケイシ}「觀」^{ケイシ}「之」^{ケイシ}「窓」^{ケイシ}。25「蓬」^{ケイシ}「来世」^{ケイシ}「証」^{ケイシ}「妙果」^{ケイシ}「於」^{ケイシ}「一」^{ケイシ}「仏」^{ケイシ}「之」^{ケイシ}「土」^{ケイシ}「静」^{ケイシ}「来世」^{ケイシ}「証」^{ケイシ}「妙果」^{ケイシ}「於」^{ケイシ}「一」^{ケイシ}「仏」^{ケイシ}「之」^{ケイシ}「土」^{ケイシ}。26「蓬」^{ケイシ}「所」^{ケイシ}「以」^{ケイシ}「憑」^{ケイシ}「彼」^{ケイシ}「懇篤」^{ケイシ}「之」^{ケイシ}「至」^{ケイシ}「静」^{ケイシ}「所」^{ケイシ}「以」^{ケイシ}「憑」^{ケイシ}「彼」^{ケイシ}「懇篤」^{ケイシ}「之」^{ケイシ}「至」^{ケイシ}。27「蓬」^{ケイシ}「任」^{ケイシ}「静」^{ケイシ}「任」^{ケイシ}。

【注解】○若夫現在生之運命有限、百二十之春秋遂過之夕、不誤順次之往生、速詣安養之世界 若し夫れ現在生之運命限り有り、百二十の春秋遂に過ぎん夕、順次之往生を誤たず、速やかに安養の世界に詣せん。「現在生」は、「現在世」に同じで、「仏語。三世の一つ。現在の世。この世。現世」(日国大)。「百二十之春秋」については、『塵袋』(東洋文庫上―三二六頁)とある。『転法輪鈔』「爱我君法皇往昔初参詣之時御心中發願争保百二十年之玉筭遂三十三度之参詣思食」(安居院唱導集)上―二七〇頁。「順次」は、「来世」の意。「古今著聞集」「念仏音声とゞまりて後も、なを唇舌を動かす事十余反ばかり也。順次之往生うたがひなきもの也」(旧大系九八頁)。「安養の世界」は、「極楽浄土」のこと。若し夫れ、この世での運命限り有って、百二十歳も遂に過ぎようとする時、来世の往生は誤つことなく、速やかに極楽浄土に生まれ出ようの意。○夫当社者、尋内証者則大日也、有便于祈

日域之皇胤 夫れ当社は、内証を尋ねれば則ち大日なり。日域の皇胤を祈るに便有り。「内証」は、本地の意。『嘉元二年僧性恵一切経等奉納状』(野坂文書三三五)「当社権現者、討本地者大日遍照之至尊、論垂迹者百王鎮護之明神」(神道大系「嚴島」一七七頁)。また、『転法輪鈔』に載る「入道太相国安芸国伊都岐島千部経供養表白」(安居院唱導集)上―二七八―二七九頁)でも、嚴島明神は「鎮護国家の明神」と位置づけられ、「大日遍照の尊」であり、嚴島明神が顕れた我が国土は、「処は是れ東方君子の神国なり、地は即ち南浮第一の勝地」と説明される。高橋昌明によれば、この表白は、承安四年三月に、清盛が後白河法皇や建春門院とともに嚴島に参詣した際に、宝前で法華経を供養した時のものであると言(一三六頁)。なお、清盛には、嚴島大明神を大日如来の垂迹とする考えがなかったのは、『平家納経』の長寛二年(一一六四)九月清盛自筆の願文に、「当社は観音菩薩之化現也」と言い、法華経二十八品とその開結二経を主体として書写奉

納し、真言密教所依の大日経その他には全然及んでいないことから明らかである（小倉豊文三頁）。○思外現者亦貴女也。無疑于答女人之丹心。外現を思へばまた貴女なり。女人の丹心に答ふるに疑ひ無し。校注国文叢書源平盛衰記は、「外現」に、「内証に対していへる語、仏家の所謂の仏陀が衆生済度の為方便として仮に神又は人と現るゝをいふ」とし、「貴女」は、「嚴島の祭神は田心姫、市杵島姫、湍津姫の三神、皆女神たるを以て貴女といへる也」（上一八三頁）とする。『平家物語』では、頼朝拳兵の直前に置かれた雅頼の青侍が見た夢では、「嚴島ノ明神ハ女体トコソ聞ケ」（延）卷四—一九ウ）と記される他、『高倉院嚴島御幸記』では、「けだかき女房うしろの障子に写りて、宝殿に向ひたまへる姿を見たる」（新大系『中世日記紀行集』二〇頁）とも記される。故に、嚴島大明神が、女人の心からの願いにお応えくださらないはずがないと言うのである。○抑至心繫念之輩、朝祈暮賽之人、自古迄今、皇羅雲布 抑も至心繫念の輩、朝に祈り暮に賽し人、古より今に迄るまで、皇羅雲布し、「至心」は、「まことの心。至誠のこころ。まごころ」、「繫念」は、「仏語。一つのことだけに心を集中させて、他のことを考えないこと」（日国大）の意。「朝に祈り暮に賽しの人」に類似の句は、高倉院嚴島御幸願文にも、〈盛〉「朝祈之客匪一、暮賽之者且千」（三—三九四頁）とある。嚴島に祈りに詣でお礼参りに訪れる人のことを言う。「皇羅雲布」の使用例は未詳だが、「皇羅」は「星羅」の誤りの可能性もあるか。『経国集』「緑葉雲布朔風澍。紫倉星羅南雁翔」（群書八—五二三頁）。〈新定盛〉は、「星羅雲布」星雲を敷物とする如く群集する意（一—一七六頁）と解する。昔から今に至るまで、嚴島に参詣する人が数限りない様を言う。○

或雖有槐棘之尊貴、敢不及院宮之往詣。或は槐棘の尊貴有りと雖も、敢へて院宮の往詣に及ばず。「槐棘」は、「（えんじゅといばら。中国の周代、朝廷に三槐と九棘を植え、三公は三槐に、九卿は九棘に面して坐位を占めたことに基づく）三槐と九棘。三公と九卿。公卿」（日国大）。高倉院嚴島御幸願文にも、〈盛〉「但尊貴之婦敬雖多、院宮之往来未有之。禪定法皇初貽其儀」（三—三九四頁）とあり、承安四年三月の嚴島御幸が院宮の初例であったことを記す。○而弟子一者被扶当时之信力、一者被引多劫之宿縁、忽詣此場、始蹈其跡。而るに弟子、一つは当時の信力に扶けられ、一つは多劫の宿縁に引かれ、忽ち此の場に詣で、始めて其の跡を踏む。「信力」は、「仏やその教えを信ずる、そのことにそなわる力。転じて一般に信仰の力」（日国大）。弟子は建春門院を指す。今回の嚴島参詣は、一つは現在の信仰心により、今一つは前世からの宿縁に引かれ果たされたことを記す。○若於今日而無掲焉之驗、恐令後人而生疑惑之心。若し今日に於いて掲焉の驗無くんば、恐らくは後人をして疑惑の心を生ぜしめん。もし今日の嚴島参詣に際し、明白な御利益がないようならば、恐らくは後人に嚴島のご利益に疑念の気持ちを抱かせることになるの意。○伏乞玄心成就、素望円満。伏して乞ふ、玄心成就して、素望円満ならんことを。「玄心」は、「信心する心が通じ神仏から助力を得ること。神仏の感応」（日国大）の意。「素望」とは、本来の願望、つまり願文に書かれていた、帝業の繁昌と、建春門院個人の望みとしては長寿と極楽往生が円満に達成されることを望んだもの。○然則往還之間、無風波之難、先知冥助之潜通。心意之裏、満大小之願、新顕利益之現証。校異19に見るように、〈蓬〉は「然れば則ち往還の間、風波の難

無し。先づ冥助の潜通を知る。心意の裏、大小の願を…「へ静」は「然れば則ち往還の間、風波の難無くして、先づ冥助の潜通を知らん。心意の裏、大小の願を…」と読むが、〈校注盛〉は「然れば則ち往還の間、風波の難なく、先づ冥助の密かに心意の裏に通せんことを知らん。大小の願を満して…」（1—177頁）、〈新定盛〉「然れば則ち往還の間、風波の難無くして先づ冥助の潜かに心意の裏に通ずるを知らん。大小の願を満して…」（1—177頁）と読む。ただし、後者の読みだと、「大小の願」をどこに満たすのが不明となり、唐突で不自然な言い方となっているのに対し、先の〈逢・静〉のような読みであれば、「心意の裏に大小の願を満たし」となり自然。また、I「往還の間、無風波之難、先知冥助之潜通」とII「心意之裏、満大小之願、新顕利益之現証」とが対句になっている点でも、前者の読みが正しいことが裏付けられる。おそらく、Iは、「玄応成就」、IIは「素願円望」にそれぞれ対応しているのではないかと思われる。「そうすれば、都との往還の間に風波の難がないことで、先づ神仏が密かに加護していることを知り、心の内を大小の願で満たすことで、新たにご利益の証拠が現れることとなりましょう」の意であろう。○**年年歳歳、弥致欽仰、子々孫々、永可帰依** 年年歳歳、弥欽仰を致し、子々孫々、永く帰依すべし。「欽仰」は、「仰ぎとうとぶこと」（『日国大』）の意。ご利益が得られたならば、今後いよいよ嚴島明神を仰ぎ尊び、子々孫々永く帰依しましよの意。○**神而有可知、必垂答脱** 神として知るべきこと有らば、必ず答脱を垂れんことを。「答脱」は、「下問に答へる」（『大漢和辞典』）の意。○**重請禪定大相国、今世弘友氣於三觀之窓、来世証妙果於一**

仏之土 重ねて請ふ、禪定大相国、今世には友（天）氣を三觀の窓に
 弘ひ、来世には妙果を一仏の土に証せんことを。「禪定大相国」は、
 清盛のこと。「友氣」、〈近〉同、〈逢〉「友氣」、〈静〉「天氣」。「友氣」
 を、〈校注盛〉は、「友氣」憂喜」と解する。「友氣」は未詳、「天氣」
 は「妖氣」の訛か（『参考源平盛衰記』注。〈新定盛〉1—178頁）。
 「三觀」は、「仏語。三種の觀法。天台宗で説く空觀・假觀・中觀の三
 つがもつとも著名」（『日国大』）の意。悟りを開くための三觀を、光
 を取り入れる窓に喩えた表現は、『転法輪鈔』「内護一乘之教法」只
 即三觀之窓是閑」（『安居院唱導集』上—181頁）などに見える。
 校注国文叢書源平盛衰記は、「妙果」を「妙覺果滿の義也、菩提の究
 竟証果即ち仏果のこと也、仏果は事理不二、境智不二、修性不二なる
 不可思議の果なれば之を妙果といふ」の意とし、「一仏之土」を「一
 仏浄土といふに同じ。浄土とは、弥陀には弥陀の浄土あり。薬師には
 薬師の浄土ありて、仏仏皆自己の浄土を有す。浄土は清浄無垢の境に
 して煩惱汚穢なく、快樂のみありて苦痛なき世界といふ、故に一に極
 樂ともいふ、一仏浄土とは同一仏の極樂世界をさしていへる也」（八四
 頁）の意とする。現世においては清盛の心の窓から友（天）氣を払い、
 来世においては清盛が浄土に生まれ変わることを祈願している。ただ、
 友氣が天氣であるとすると、ここに突然現れることにはやや唐突な印
 象を受ける。あるいは、ともすれば我意を通して専横に走る父清盛と
 後白河院との軋轢を懸念しての祈願か。○**弟子所以憑彼懇篤之至、**
亦任知見 弟子彼の懇篤の至を憑み、亦知見に任す所以なり。「弟子」
 は、建春門院の自称。

【引用研究文献】

*小倉豊文「平家の厳島信仰について」『瀬戸内海地域の社会的研究』柳原書店一九五二・3）

*高橋昌明『平清盛 福原の夢』（講談社二〇〇七・11）

【校異】1 〈蓬〉「第一鎮守に」。2 〈近〉「おはします」、〈蓬〉「御座」、〈静〉「御座」。3 〈近〉「あきのかみたる」、〈蓬〉「あきのかみたりし」、〈静〉「安芸守たりし」。4 〈近〉「しんぜられて」、〈蓬〉「信せられて」、〈静〉「信せられて」。5 〈近〉「すゝめ給へり」。6 〈近〉「たうとけれ」、〈蓬・静〉「貴けれ」。7 〈近・蓬・静〉「よのつねの」。8 〈近〉「人」とし、「人」の後に補入符あり。右に「の」を傍書。9 〈近〉「大へんしゆの」、〈蓬・静〉「大偏執の」。10 〈近〉「ぶつじんへ」、〈蓬〉「仏神へ」。11 〈近〉「まふづれば」、〈蓬〉「詣れば」、〈静〉「詣すれば」。12 〈近〉「しつていをも」、〈蓬〉「実定をも」、〈静〉「実定をも」。

【注解】○当社ハ、是当国第一ノ鎮守ニ御座 厳島神社を安芸国の一宮とする文献上の初例は、長寛二年（一一六四）四月二十一日清原清未田嶋等寄進状（平安遺文三三七八）である（上横手雅敬）。その後

の文書には、しばしば「一宮御領」「一御社御領」「当国一宮」等の文字が現れる。安芸国の一宮は、平家時代の厳島社をもってその濫觴と考へるべきかとされる（小倉豊文二二頁）。○太政入道ノ世ニ出ラレシ事、為安芸守時也 〈補任〉によれば、清盛は、久安二年（一一四六）二月二日に安芸守になったとされているが、五味文彦によれば、〈補任〉には多少の混乱があつて、清盛が安芸守になったのは仁平元年（一一五一）二月二日のようである（四八〜四九頁、六八〜六九頁）。〈盛〉の表現だと、清盛が安芸守となった仁平元年（一一五一）を、「太

政入道ノ世ニ出ラレシ事」とすることになる。しかし、「世ニ出」ということからすれば、忠盛の後継の地位をめぐる異母弟家盛との問題が、家盛の不慮の死により解決を見た久安五年（一一四九）三月が大きな転機となつてゐた。安芸守任官の折を強調するのは、厳島への願文であることと関わる。翌久安六年（一一五〇）十二月には、清盛の長男重盛が十二歳で院藏人から内藏人になり、翌年正月には五位に任じられている。ここに忠盛・清盛・重盛と続く平家の嫡流が形成されることになった（五味文彦六二頁）。○被誓ケル事ノ有ケルニヤ、殊ニ彼明神ヲ信ラレテ、加様ニ御幸ヲス、メ申給ヘリ 今回の後白河院・建春門院の厳島御幸を記す『玉葉』によれば、「件社此七八年以来靈驗殊勝、入道相国之一家殊以信仰、仍所參給云々」（承安

四年（一一七四）三月十六日条）とあるが、清盛の厳島初参は、永暦元年（一一六〇）八月五日のこと（『山槐記』）であり、清盛と厳島社との関係がそれ以前から始まっていたことは確認できる。清盛が安芸守となった仁平元年（一一五一）二月以降に関係が生じた可能性はあろう。『転法輪抄』に載る「入道太相国安芸国伊都岐島千部経供養表白」に、「爰禪定尊閣往年ニ一クヒ聴キテ神徳ヲ心竊ヲ竊ヲ帰敬之恩ヲ多歳深致シテ渴仰ヲ身偏任ス神明之恤ヲ蹄依ス二十余年心更無ク忒心参詣四十五度眼敢不横見」（『安居院唱導集』上二七八頁）とある。この表白が、承安四年の後白河院・建春門院の御幸に同行した折の清盛のものとするれば（高橋昌明一三六頁）、表白中の「二十余年」とは、清盛が安芸守となった仁平元年の頃のこととなり符合する。○法皇モ女院モ入道ノ心ニ随ハセ給ハントテノ御為ニヤ、遥々ト有御参詣ケルコソ貴ケレ 先にも、今回の御幸に際して、後白河院の願文がないことに対して、「差モ遥ノ御参詣ニ、御願文ノナカリケルコソ怪シケレ」とあり、今回の御幸が後白河院にとって不本意なものであるかのような印象を抱かせる書きぶりとなっている。御幸の折のことを記す『梁塵秘抄口伝集』では、老巫女の託宣により、後白河院は歌を付すが、その時のことを、「心に後世の事他念無く申し事を言ひ出たりしかば、信発りて、涙抑へ難かりき」（新大系一七七頁）と記しており、清盛との蜜月時代を象徴するような御幸に、院自身も深い感慨を覚えていた様子

【引用研究文献】

- *上横手雅敬「佐伯景弘とその周辺」（仏教藝術五二、一九六三・一一）
- *小倉豊文「平家の厳島信仰について」（『瀬戸内海地域の社会史的研究』柳原書店一九五二・三）
- *五味文彦『平 清盛』（吉川弘文館一九九九・一）

がうかがえる。それをあえてこう記すのは、徳大寺実定と後白河院・建春門院という二つの厳島参詣記事の間に、鹿の谷の謀議を差し挟むことで、両者を対比的に位置づけようとする〈盛〉の意図によるものと見られる。○太政入道ハ極タル大偏執ノ人ニテ〈盛〉では、澄憲が雨乞いをしてみごと雨を降らせたのに対し、清盛が、たまたま雨が降る頃に説法したにすぎないとくさしたことに對し、「是偏ニ澄憲偏執ノ詞也」（一八一―八二頁）と、清盛の偏執ぶりを記す。すなわち、〈盛〉には、わが一門に執着するあまりに「感激しやすい」清盛像と、「嫉妬深い」清盛像の二面が描かれる。感激しやすい清盛像とは、この後にも記される厳島詣でをした実定を左大将にしたり、後白河法皇や建春門院の厳島御幸に感激する清盛像である。一方、嫉妬深い清盛像は、先の澄憲の祈雨説話で記される。雨を降らせた澄憲に対して清盛が冷笑したのは、法住寺殿で澄憲が説法をした時、後白河院がその機転を試すため、「尼下りく」と囃させたところ、澄憲は「女御百人、裨販公卿百人、伊勢平氏験者百人、皆乱行三百人く」と切り返した。それに対し清盛が怒り、重盛がとりなし事なきを得たが、澄憲の雨乞いの折、その遺恨を晴らしたというのである。「大偏執ノ人」という清盛像は、そうした清盛の二面性を示すそれぞれの説話を結び付ける清盛のイメージとして用いられたと松尾葦江は考える（一六七―一六八頁）。

*高橋昌明『平清盛 福原の夢』（講談社二〇〇七・11）

*松尾章江「源平盛衰記の叙事の様相・その一—清盛像から—」（東京女学館短期大学紀要四、一九八二・2。『平家物語語論究』明治書院一九八五・3）

澄憲祈雨〈三百人舞〉

又我一門ニアラヌ¹者ノ僧モ俗モ高名シタリト見聞給テハ、強ニ嫉傾申給ヘリ。其中ニ²今年³春ノ比ヨリ⁴天下旱魃シテ、夏ノ半ニ至リ江河流⁵止リケレバ、土民耕作「**モレノ煩**」⁷歎、⁸国土農業ノ勤ヲ⁹廃ス。¹⁰井水絶ニケレバ、泉ヲ掘テゾ、人ハ¹¹集ケル。清涼殿ニシテ¹²恒例ノ最勝講¹³被¹⁴始行。五月廿四日ハ、¹⁵開日也。二十五日ハ、¹⁶第二日也。朝座¹⁷道師ハ、¹⁸興福寺権少僧都覺長、夕座ハ¹⁹山門ノ権少僧都澄憲、²⁰々々²¹天下ノ旱魃ヲ歎、²²勸農ノ²³廢退ヲ憂テ、²⁴啓曰ニ言ヲ尽シ、龍神ニ理ヲ責テ、雨ヲ祈乞給ケリ。其詞ニ云、

夫²⁵御願者、起²⁶自²⁷寬弘之聖朝、至²⁸于承安之寶曆。法会雖²⁹旧、道儀³⁰弥新、時代雖³¹重、興隆更珍。九林³²祭之裏、專盛³³人事美麗、三示³⁴之問、殊³⁵撰才弁之英傑。故生³⁶聳融叙之倫、演說連³⁷珠、防尚³⁸光基之類、問難³⁹爭鋒。五日⁴⁰開講、法性淵底悉顯、十問⁴¹拳疑、玄宗秘顯無⁴²殘。聖皇⁴³自捧⁴⁴香炉、煙昇⁴⁵三十三天之雲、群臣⁴⁶各列⁴⁷法筵、臉合⁴⁸金子金光之輝。天人⁴⁹光龍⁵⁰神影、降⁵¹上⁵²昇⁵³下、陽台雲頽川星、⁵⁴内凝外聚。寔是⁵⁵鎮護國家第一之善事、攘災⁵⁶招福無双之御願也。抑当⁵⁷嚴重御願之筵、天衆影向之場、聊有⁵⁸可⁵⁹訴申之事。伏見⁶⁰我聖朝御願⁶¹、金光最勝向会、迎⁶²春夏⁶³無⁶⁴怠、歸⁶⁵信法御願、送⁶⁶歲月⁶⁷弥⁶⁸盛、而⁶⁹項年七八箇年、每⁷⁰歲有⁷¹旱魃之憂、不知⁷²如何。就⁷³中今年⁷⁴当下⁷⁵日曜在⁷⁶井宿⁷⁷之月上、天晴⁷⁸弘雲、迎⁷⁹霖月⁸⁰可⁸¹降⁸²雨之候、地乾⁸³揚塵、農夫⁸⁴拱手⁸⁵西作⁸⁶勤已廢。唯非⁸⁷尚⁸⁸羊⁸⁹之忘⁹⁰舞、恐⁹¹有⁹²龍神之為⁹³嘖⁹⁴歎。夫君⁹⁵以⁹⁶民⁹⁷為⁹⁸力、民⁹⁹以¹⁰⁰食¹⁰¹為¹⁰²天。百穀¹⁰³悉¹⁰⁴枯¹⁰⁵、兆民¹⁰⁶併¹⁰⁷失¹⁰⁸計。責¹⁰⁹婦¹¹⁰一人、恨¹¹¹殘¹¹²諸天。夫当¹¹³天然之紀¹¹⁴連¹¹⁵至¹¹⁶災孽之萌¹¹⁷起者、聖代在¹¹⁸之、治世非¹¹⁹無。所謂¹²⁰漢朝¹²¹堯九年¹²²洪水、湯七年¹²³炎¹²⁴旱、本朝¹²⁵貞觀¹²⁶旱、求¹²⁷祚¹²⁸風、承¹²⁹平¹³⁰煙¹³¹塵、正¹³²曆¹³³疾¹³⁴疫、朝有¹³⁵善¹³⁶政、代多¹³⁷賢¹³⁸臣、天然之災¹³⁹氣¹⁴⁰実¹⁴¹不能¹⁴²遁。而¹⁴³至¹⁴⁴近年¹⁴⁵小¹⁴⁶旱者、非¹⁴⁷普¹⁴⁸天¹⁴⁹滿¹⁵⁰遍¹⁵¹之災、非¹⁵²紀¹⁵³運¹⁵⁴令¹⁵⁵然¹⁵⁶之友。恐¹⁵⁷龍¹⁵⁸神¹⁵⁹聊¹⁶⁰相¹⁶¹嫉、天衆¹⁶²少¹⁶³不¹⁶⁴祐¹⁶⁵事¹⁶⁶有¹⁶⁷歎。凡¹⁶⁸代¹⁶⁹及¹⁷⁰澆¹⁷¹季、時¹⁷²属¹⁷³末¹⁷⁴法。一人¹⁷⁵御¹⁷⁶政、争¹⁷⁷無¹⁷⁸背¹⁷⁹天¹⁸⁰心、萬¹⁸¹民¹⁸²所¹⁸³為¹⁸⁴定¹⁸⁵有¹⁸⁶犯¹⁸⁷過。実¹⁸⁸可¹⁸⁹恐¹⁹⁰深¹⁹¹可¹⁹²謝。

【校異】 1 〈蓬・静〉「者ノ」なし。 2 底本、「自是澄憲祈雨事」と傍書。〈近〉「行の冒頭に「澄憲祈雨事」と傍書。なお、巻頭目録では〈近〉「てうけんあめをいのる 三百人のまひ」、〈蓬〉「澄憲祈雨〈三百人舞〉」、〈静〉「澄憲祈雨〈三百人舞〉」。 3 〈近〉「ことしの」、〈蓬〉「今年」、〈静〉「今年」。 4 〈近〉「はるのころより」、〈蓬〉「春比より」、〈静〉「春比より」。 5 〈近〉「てむかはつして」とし、「てむか」の後に補入符あり。右に「かん」を傍書。〈蓬〉「天下旱魃して」、〈静〉「天下旱魃して」。 6 〈近・静〉「と、まりければ」、〈蓬〉「とまりければ」。 7 〈近〉「なげく」、〈蓬〉「歎」、〈静〉「なげき」。 8 〈蓬〉「国土農業勤を」、〈静〉「国土農業勤を」。 9 〈蓬・静〉「瘵す」。 10 〈近〉「せいすい」とし、「せ」に見せ消ちあり。

- 37 〈近〉「開講法性淵底悉顯十問拳」、〈蓬〉「開講法性淵底一悉顯二十問一拳疑」、〈静〉「開講法性淵底悉顯十問拳疑」。38
 38 〈蓬〉「玄宗秘蹟无残」、〈静〉「玄」の直後から錯簡部分（側聞）から「幽月照懷郷之夢、羈」が入り込む。なお、「宗秘蹟无残」。39 〈蓬〉
 「自捧香炉」、〈静〉「自捧香炉」。40 〈蓬〉「烟昇三十三天之雲」、〈静〉「煙昇三十三天之雲」。41 〈蓬〉「法筵」、〈静〉「法筵」。
 42 〈蓬〉「驗合金字金光之輝」、〈静〉「驗合金字金光之輝」。43 〈蓬〉「天人光」、〈静〉「天人光」。44 〈蓬〉「昇」、〈静〉「昇」。45
 〈蓬〉「揚台雲竊川星」、〈静〉「陽台雲竊川星」。46 〈近〉「内外聚」とし、「内」の後に補入符あり。右に「疑」を傍書。〈蓬〉「内凝外聚」、〈静〉
 「内凝外聚」。47 〈蓬〉「鎮護國家第一之善事」、〈静〉「鎮護國家第一之善事」。48 〈近〉「攘招福無双之御願也」、〈蓬〉「攘災招福無双之御願也」、
 〈静〉「攘災招福無双之御願也」。49 〈蓬〉「抑当嚴重御願、延天衆影向之場」、〈静〉「抑当嚴重御願、延天衆影向之場」。なお、「底
 のみ」抑字の直前に一字分の空白あり。50 〈蓬〉「新」、51 〈蓬〉「伏見」、〈静〉「伏見」。52 〈蓬〉「金光最勝両会」、〈静〉「金光最勝両会」。53 〈蓬〉
 「無怠」、〈静〉「無怠」。54 〈蓬〉「送」、〈静〉「送」。55 〈蓬〉「盛」、〈静〉「盛」。56 〈蓬〉「項年七八箇年」、〈静〉「項年七八箇年」。
 57 〈蓬〉「不知如何」、〈静〉「不知如何」。58 〈蓬〉「就中」、〈静〉「就中」。59 〈蓬〉「今年当三日曜在井宿之月」、〈静〉「今年当
 三日曜在井宿之月」。60 〈蓬〉「天晴」、〈静〉「天晴」。61 〈蓬〉「迎霖月可降雨之候」、〈静〉「迎霖月可降雨之候」。62 〈蓬〉「地
 乾揚塵」、〈静〉「地乾揚塵」。63 〈蓬〉「農夫拱手」、〈静〉「農夫拱手」。64 〈蓬〉「西作勤已瘵」、〈静〉「西作勤已瘵」。65 〈蓬〉
 「忌」、〈静〉「忌」。66 〈蓬〉「有龍神之為嘖歎」、〈静〉「有龍神之為嘖歎」。67 〈蓬〉「為」、〈静〉「為」。68 〈蓬〉「枯尽」、〈静〉
 「枯尽」。69 〈蓬〉「併失計」、〈静〉「併失計」。70 〈蓬〉「責婦一人」、〈静〉「責婦一人」。71 〈近〉「恨残諸」、〈蓬〉「恨残諸天」、〈静〉
 「恨残諸天」。72 〈蓬〉「夫当天然之紀運至災孽之萌起者」、〈静〉「夫当天然之紀運至災孽之萌起者」。73 〈蓬〉「聖代在之」、
 〈静〉「聖代在之」。74 〈蓬〉「治世」、75 〈近〉「漢朝堯九年洪」、〈蓬〉「漢朝堯九年洪水」、〈静〉「漢朝堯九年洪水」。76 〈蓬〉「湯七年」、〈静〉

「湯七年」77「蓬」本朝貞觀早「静」本朝貞觀早78「近」永祚風「蓬」永祚風「静」永祚風79「蓬」承平烟塵「静」承平烟塵80「蓬」正曆疾疫「静」正曆疾疫81「蓬」朝有善政「静」朝有善政82「蓬」代「静」代83「近」実不能「蓬」実不能84「蓬」実不能84「蓬」至近年小早者「静」至近年小早者85「蓬」友「静」天86「蓬」聊相嫉天衆少不祐事有欺「静」聊相嫉天衆少不祐事有欺87「蓬」代及澆季「静」代及澆季88「蓬」无背天心「静」無背天心89「蓬」万民所為「静」万民所為90「近」有犯「蓬」有犯過「静」有犯過91「蓬」可恐「静」可恐。

【注解】○澄憲祈雨《三百人舞》以下、「澄憲祈雨説話」（澄憲が承安四年の最勝講の表白の詞で雨を降らせ、その勳賞として権大僧都に任ぜられたとする逸話）は《盛》の独自本文。この逸話は『古事談』（卷三—七九、僧行）、『古今著聞集』（卷二—釈教、六〇話）に記される他、『興福寺略年代記』には、「承安四年五月廿四日最勝講。初日澄憲法印祈雨之説法。即甘雨降。当座任大僧都」（《統群書》二九下—一五二頁）と記される。但し、澄憲が講師を務めたのは二十五日第二目の夕座で、このとき澄憲は、《盛》や『古事談』が記すように権少僧都であった。なお、『古今著聞集』も「澄憲法印」と記す。○強二嫉傾申給へり しつこく嫉み批難し申された、の意。「強」「アナガチ、または、アナガチニ（強ち、または、強ちに）。Xiqini（頼りに）に同じ。無理に、あるいは、どうしても、あるいは、しつこく」（『邦訳日葡辞書』二五頁）。「嫉」「ソネミ、ム、ウダ（嫉み、む、うだ）嫉妬する」（『邦訳日葡辞書』五七三頁）。「傾」は「非難する。けなす」（『日国大』）。「世ニアマサレタル徒者ナンドノ謗リ傾申事ハ」（《盛》卷一、一—四三頁）。○今年春ノ比ヨリ天下早魃シテ 承安四年（一一七四）の早魃については、澄憲による祈雨の説法があった五月二十六日以降も、『玉葉』六月十一日条に、「炎皇之間、天下損亡云々」

とある他、六月二十一日条「未刻以後、雷電甚雨、近日炎皇之愁普于天下」、東寺第二長者任覚於神泉苑行孔雀經御説経、其効験歟、同年七月七日条「昨今共未時計、小雷雨、凡近日炎皇訴諸国一同、雖細脚間灑、敢不_{雨カ}及直国土之損弊云々」、『顯広王記』六月十七日条の裏書にも、「炎皇御下」があり「五社奉幣」が行われたとする。このように、五月から六月にかけて、祈雨・炎皇関連の記事が見られる。○土民耕作ノ煩ヲ歎、国土農業ノ勤ヲ廢ス 土民は「その土地に住む民。土着の住民。百姓。土人」（『日国大』）。国土は「土地。大地」（『日国大』）。農作の営みが成り立たなくなっている様を比喩的に表現したものの。○泉ヲ掘テゾ、人ハ集ケル（井戸の水が涸れてしまったので）泉を掘り返しては、その僅かな水を求めて人々は集まった、の意。○清凉殿ニシテ垣例ノ最勝講被始行 校異12「垣例ノ」は、《蓬・静》「恒例の」が良い。最勝講は金光明最勝王経を講讀して国家平安・天皇安泰を祈る講会で、毎年五月に五日間清凉殿で行われる年中行事。「講師・読師・問者による『最勝王経』の講説を柱とする儀式であり、宮中御齋会はその代表的な法会である。…宮中最勝講は一日に、朝座・夕座の二座が修されるのが基本的なかたちであるが、初日の朝座は天皇出御のもとに行われる」（仁和寺紺表紙小双紙研究

会3―7頁)。「宮中における最勝王経の講説は、すでに延暦二十一年(八〇二)より恒例行事として修されるようになった正月御齋会が三会の一つとしてあったが、この最勝講は一条院の御願により、国家平安、宝祚長遠の祈願として清涼殿において修されたのに始まる」(仁和寺紺表紙小双紙研究会2―122頁)。「権記」長保四年五月七日から十一日にかけての開催記事が記録に残る初見で、最勝王経講と称されていた(『権記』長保四年五月十一日条「最勝王経講結願」)。次に記録に登場するのが『小右記』寛弘二年八月十四日条で(「今日最勝王経講説日也」)、この時は長保四年の例にならって執り行われた(「其儀同長保四年儀」)。以後、次第に恒例行事化する。『公事根源』は「四ヶの大寺、東大寺、興福寺、延暦寺、園城寺 僧の事にけいこの聞えあるをえらびさだむ。証義、講師、聴衆などあり。最勝王経を清涼殿にて講ぜらるゝ也」(元和年中古活字版、国立国会図書館デジタルライブラリー、七五―七六コマ)と記す。また、朱雀院の時から本尊の釈迦、脇侍の毘沙門・吉祥天に加えて四天王像を配するようになったことが記される。その次第については、『江家次第』に概略が記される他、『玉葉』などにも、兼実参加の時の次第が記される。また、仁和寺蔵紺表紙小双紙には「最勝講次第」三帖に五日間にわたる詳細な次第が記されている(仁和寺紺表紙小双紙研究会2―122―123頁)。「講云で効のあった僧には僧階の昇叙が行われていたが、天承元年(一一三二)法勝寺御八講が創始されると、仙洞最勝講と並べて三講と呼ばれて三会と同様僧綱への登竜門となった。即ち、四大寺の学業成就僧は法勝寺御八講、続いて仙洞最勝講の講師を経て最後に最勝講講師に任ぜられ、僧綱予備軍となった。また上流貴族出身の

僧は直参と称して直ちに最勝講の聴衆に加えられ、のち僧綱にまで至る道が開かれていた」『平安時代史事典』九七五頁)。ちなみに承安四年の最勝講は閑院里内裏で行われた。○五月廿四日八、開白也「表白とは表啓告白の略、広義・狹義ふたつの概念がある。前者は法会全般にかかわる唱導の意味で用い、後者は法会のはじめに僧がその趣旨を三宝や会衆に告げる言説をいう。開白、啓白、開啓ともいう」(小峯和明①二八一頁)。「玉葉」承安四年五月二十四日条に「此日、最勝講初日也」とあり、同二十八日条に「最勝講結願也」とあるように、この年の最勝講は、五月二十四日から二十八日にかけて行われた。○二十五日八、第二日也 第二日目の二十五日に、澄憲の夕座の説法が行われた。『玉葉』「光雅進居座前、…経僧綱講師座前、着澄憲僧都座前、有仰事、不聞其詞。仰了、歷本路退下。余不堪不審問、関白。被答云、昨日夕座説法神也妙也。仍有御感之論旨、歎」(承安四年五月二十六日条)。他に、『百練抄』五月二十六日条。○道師 道師は導師に同じ。「法会において、一座の衆僧を引導し、主要な行事を執行する役。多くの場合、礼盤に着して、願文・表白を読み上げ、儀式の中心となる読経、供養法等を行う」(仁和寺紺表紙小双紙研究会、三一―三〇頁)。最勝講の場合は講師が導師を務める。講師は「論義法会において仏前の右側高座にあり、表白に始まる一連の論義次第を主導、経論を講説し、問者との問答をする役」(仁和寺紺表紙小双紙研究会3―101頁)。○興福寺権少僧都覚長 平安後期の興福寺僧。修理権大夫藤原宗兼男。(尊卑)(1―三二〇頁)によれば、母は右中弁藤原有信女で、同母兄に下野守宗長がいる。また、姉には忠盛の後室である池尼上がいる。『本朝世紀』

によれば、近衛天皇の久安五年（一一四九）五月の最勝講に、第二日（二十二日）の問者として初めて参加している（問者覚長〈興福寺。今初度参〉）。久寿二年（一一五五）には、最勝講の講師として「法橋覚長」の名前が見える（『兵範記』五月二十日条）他、嘉応二年（一一七〇）の最勝講では、第三日の夕座の講師に「覚長法眼」の名が（『玉葉』嘉応二年五月二十五日条、承安元年（一一七一）の最勝講第二日朝座講師（『玉葉』同年五月二十一日条）、翌承安二年の最勝講第二日夕座講師（『玉葉』同年五月十五日条）というように、承安四年以前にもしばしば最勝講の講師を務めている。その能説については、承安四年三月に関白基房で行われた法華八講結願の日の論議で講師澄憲（国書刊行会本『玉葉』は「講師隆憲僧都」と記すが「澄憲」の誤記か）と交わした問答について、「問者覚長僧都、問答其優美、又足催感興」（『玉葉』三月八日条）と評される他、同年十月に関白藤原基房の命により、五日間五部大乘経の供養が行われた際、澄憲・観智・明遍・弁曉とともに奉仕し、当時の能説五人と評されている（『玉葉』承安四年十月十七日条「自今日関白嘸」当時之能説五人（隆憲、観智、覚長、明遍、弁曉、五ヶ日之間、日別被供養五部大乘経ニ云々）。同年八月、三会の労により少僧都から権大僧都に任ぜられた（『吉記』承安四年八月九日条）。○山門ノ権少僧都澄憲 平安末から鎌倉初期の天台宗の僧で安居院流唱導の祖。法印。大僧都。少納言藤原通憲（入道信西）の七男。平治の乱により下野国に流されたが、後に許されて帰洛して後は、比叡山東塔北谷の竹林院に居住、後年は竹林院の里房である安居院に住した。〈尊卑〉「四海大唱導一天名人也。此一流能説正統也。能説名才。：号「少納言」。：建仁

三八六入滅」（二―四九二頁）。その説法の実態については『玉葉』に多くの記事が見られることを市古貞次が指摘する（一八四―一八五頁）。「説法優美、衆人拭涙。於澄憲可謂得日、誠珍重也」（寿永元年十一月二十八日条、「説法珍重、太自常、実足當時之逸物、緇素之才共、未如此師之説法、先世之感報也。不能左右々々々」（建久二年（一一九二）十二月五日条）と記されるように、説法が巧みでその弁説は聴衆を魅了した。『古今著聞集』卷十二「偷盜」十九には、奈良の人が澄憲を導師に招こうとし、反対にあつて中止となりそうになったときに、春日明神の御託宣があり結局招かれることになった、その帰路に山賊に会った際には、これを教化して山賊が発心出家したという逸話が記される。聖覚などの子息もまた説法唱導に秀でて父の業を伝えたので、その門流を安居院流と称した。『元亨釈書』卷二十九「唱導」には「治承養和之間。澄憲法師挾給事之家学。據智者之宗綱。台芒射儒林而花鮮。性具出舌端而泉湧。一昇高坐。四衆清耳。晚年不愼戒法。屢生数子。長嗣聖覚克家業課。唱演。自此数世系嗣。覺生隆承。承生憲実。実生憲基。朝廷。其論導緩于閨房。以故氏族益繁」（国史大系三―一四三四頁）と記される。澄憲の子は、このほか高松院（鳥羽皇女、妹子内親王）との間にもいたらしく、その子の受戒記事が『玉葉』建久二年（一一九二）四月二十四日条に見える（木村真美子四一頁）。また宗論にも優れていたらしいことが『法然上人行状絵図』からもうかがえることが指摘される（市古貞次一八七頁）。これに関連して、『平家物語』は、明雲の伊豆配流に際して一心三観の相承血脈を授けられたことを記す（『盛』卷五「澄憲賜血脈」〈屋・覚・中〉卷二「座主流」）。

この他、神輿振に際して祇園別当として山王神輿の効験を説いたこと（〈延〉巻一「神輿祇園へ入給事」、南都焼亡に際して「法滅の記」を書いたこと（〈延〉巻五「南都ヲ焼払事」、〈長〉巻十一「南都合戦同焼失事」）などが記される。また、後白河院との関係も深かったよう（木村真美子四〇頁）、牧野淳司は澄憲を「寵僧」と記した『玉葉』建久四年（一九九三）二月二十日条の記事を紹介する（この記事は国書刊行会本では「但無証義者、隆憲依^{（源頼朝）}為故院寵僧也」となっているが九条家本では「澄^{（源頼朝）}院^{（源頼朝）}也」とある）。なお、その表白文などの著作は、『澄憲作文集』、『澄憲表白集』、『言泉集』などに収められる。

○勸農ノ廢退 勸農は「農業を奨励すること」へ日国大。「律令政府は国守が年に一度属郡を巡行し、民情を視察し、これを教化すべきことを定めていたが、その際、国守が郡領を督励して農功を勧め、農事荒らすことなく、郡内の田疇を闢くべく努力するよう命じていた（戸令国守巡行条）」（国史大事典）。早魃のために耕作が放棄され、国司等による勸農の営みが疎かにされている様を言うか。

○啓白 「法会や修法を始めるにあたり、本尊の前で法会の趣旨を読み上げること。狭義の表白を指す。狭義の場合、特に区別して啓白と言うものか、両者の区別は詳らかでない。またはその文章自体をも指す」（仁和寺紺表紙小双紙研究会 3―185頁）。なお、〈延〉巻一「後二条関白殿滅給事」では、「其啓白詞云」として詞を引いた後に「其比ノ説法、表白ハ秀句ヲ以テ先トス」（1―180ウ）としている。ちなみに表白については、「法会修法において、導師が仏事の目的や趣旨を仏前で読み上げ、本尊・列衆に告げること。またはその文章をいう。通常、導師によってとり行なわれる神分・表白・願文・諷誦文・

仏名教化・説法（釈経釈仏）・別願・廻向と続く一連の典礼を広義の表白といい、この台本を説草と呼ぶこともある。この中で読まれる漢文体の文章を狭義の表白と云う（同 3―185頁）。導師が高座（礼盤）に上り、神下ろしに当る神分で神仏を場に呼び寄せ、『般若心経』を唱えてから法会の趣旨を述べるのが表白であった（小峯和明① 二八五頁）。〈盛〉では「啓白」の語は頻出するが（又一切経并金泥ノ法華経書写供養アリ。澄禅法印ヲ以テ被啓白」（1―123―1―二三三頁）など、「表白」は一例も見られない。前掲の〈延〉「表白ハ秀句ヲ以テ先トス」などの一文も〈盛〉にはない。なお、この表白と一部本文が近似する『貞慶表白集』では「請雨啓白」と題されている。

○龍神ニ理ヲ責テ、雨ヲ祈乞給ケリ この後、澄憲は、祈雨説法で、早魃が生じたのは、龍神が仏法擁護の誓願を違えたためであると理を尽くして責め立てる。その結果、「龍神道理ニセメラレ、天地感応シテ、陰雲忽ニ引覆、大雨頻ニ下ケリ」と記される（大島薫三三頁）。

○夫御願者、起自寛弘之聖朝、至于承安之宝曆 以下、〈盛〉に引かれる願文は、醍醐寺三宝院蔵『表白集』下冊「最勝講第四座啓白詞但除釈経之詞」（醍醐）と略称、東寺宝菩提院本『公請表白』（公）と略称）「同講 承安四年第四座」、「澄憲作文集」（作）と略称）「第七十二 最勝講第四座啓白両御祈也 澄憲依勸賞一当座任大僧都一 承安四年五月日」に〈盛〉と近似した本文がある他、金沢文庫蔵『言泉集』四帖之三「最勝講廻向 最勝講廻向詞」や『貞慶表白集』「請雨表白」にも、その一部が見られる（後藤丹治、清水有聖①、大島薫ほか）。この表白は、〈醍醐〉の題にあるごとく、〈仏・経釈〉の後ろに置かれた〈説法〉の最終段である〈施主段〉として唱えられたもので

あることが、大島薫によって指摘されている（三二頁）。以下、〈醜〉〈作〉〈公〉との主立った異同も確認する。〈醜〉は東大史料編纂所蔵の謄写本、〈作〉は東大国語研究室蔵の謄写本、〈公〉は山崎誠②の翻刻による。『言泉集』はかなり異同が大きいため対象としない。〈公〉「寛弘の聖朝より」から「興隆は更に珍し」までを欠く。夫れ御願は、寛弘の聖朝より起り、承安の宝曆に至る。最勝講の御願は、寛弘年間、一条天皇の御代に始まり、承安の今、高倉天皇の治世至るまで続いているの意。寛弘は一条天皇の治世の年号。最勝講が寛弘二年以降年中行事化したことについては、「清涼殿ニシテ」の項参照。承安は高倉天皇の治世の年号。この最勝講が行われている承安四年の現在を意味する。なお、〈盛〉の表白本文の典拠については、醍醐寺三宝院蔵『表白集』との近似性に着目した後藤丹治が「本文は全く盛衰記に同じであるが、一二の誤脱があつて、盛衰記の文の方がよいと思はれる所がないではない。がそのために盛衰記の文を先出とする事は勿論出来ない。∴盛衰記の祈雨の条の全体としての出典は他にあるとしても、啓白の詞及び御請文は澄憲表白集から転載したものと看做したい。かくて平家盛衰記の作者の机上、必ず一部の表白集あつて、作者の詩囊を肥やした事であらうと思ふ」（五〇—五一頁）と指摘する。なお『澄憲作文集』も〈盛〉に近く、その異本注記はほぼ〈盛〉に一致する。『言泉集』『公請表白』は異同が大きい。清水宥聖①は、「なお誤解を恐れずに言うならば」と断りながらも、「三宝院本『表白集』に後世の作為が感じられないでもなく」、注進文部分に注目するならば資料的には「公請表白」が優先する可能性が高いこと、三宝院本『表白集』に見られる異本の校合が〈盛〉と一致することから、三宝院本

書写者の机上に〈盛〉があったと見られること、三宝院本『表白集』および〈盛〉の注進文が、他の澄憲の文案に見られない候文であることからすると、注進文については三宝院本が〈盛〉を引用した可能性も考えられることなどを指摘する（三二二頁）。○法会雖旧、道儀弥新、時代雖重、興隆更珍。〈公〉欠く。「旧」は〈醜〉「古」。法会は旧りたりと雖も、道儀はいよいよ新たななり、時代重ぬと雖も、興隆は更に珍し。この最勝講の法会は長い年月を経ているとはいへ、道儀はますます新たになり、時代を重ねてきたといいながら、その興隆はさらにまれなほどになっている、の意。○九禁之裏、専盛人事美麗、三宗之間、殊撰才弁之英傑。「裏」は〈公〉「間」、「美麗」は〈醜・作・公〉「壯麗」（但し〈作〉は「麗」の左に「美イ」、「英傑」は〈醜〉「英駿」として左に「傑イ」、〈公〉「英髪」。九禁の裏専ら人事の美麗を盛んにし、三宗の間、殊に才弁の英傑を撰べり。宮中においては人々は美しく装って振る舞い、三宗の間からは殊に弁舌の才に優れた人物を選んだ、の意。三宗は、僧が選ばれる東大寺（華嚴宗）、興福寺（法相宗）、延暦寺・園城寺（天台宗）を指すか。〈校注盛〉は「天台・真言・法相の三宗」と注するが、宮中最勝講の僧を選出する範囲に、真言寺院は含まれていない。才弁は「清涼殿ニシテ」の項の『公事根源』の「四ヶの大寺、東大寺、興福寺、延暦寺、園城寺僧の、事にけいこの聞えあるをえらびさだむ」とあるのが参考となる。○故生肇融叙之倫、演説連珠、防尚光基之類、問難争鋒。「防尚」は〈醜・公〉「防尚」。故に生肇融叙の倫は、演説珠を連ね、防尚光基の類は、問難争を争ふ。『江都督納言願文集』1—12「同院金泥一切経供養御願文」の「生肇融叙之輩、飛錫連跡。防尚光基之類、方袍成群」（山崎誠①

一四二頁)を踏まえた表現か。生肇融叡は「鳩摩羅什の高足で、訳経に当った竺道生・僧肇・法融・僧叡を指す」(山崎誠①一四五頁)。「東大寺縁起絵詞」「秦弘始三年十二月羅什三藏始来地来訳出般若法花七十四部経論ヲ専以三論ヲ心要トス負笈ノ門徒三千有テ寫瓶ノ上足ハ八人生肇融叡等は也」(小山正文二七六頁)。防尚光基は「玄奘の四人の高足、神昉・嘉尚・普光・窺基らを指す。法相宗の高僧で「成唯識論」の編纂に従った」(山崎誠①一四五頁)で、「防」は「昉」が正しい。〈公〉「列座者、昉尚光基之類」(慈恩大師四人弟子也)、出リ自八識五重之窓、応撰者生肇融叡之徒、(羅什三藏四人弟子也)、来リ從三觀十乘ノ室」(最勝講結願詞△二条内裏新造後始被行之応保二年 初参)一〇四頁)。演説は、「文字でなく、声音によって道理や教義、また意義などを述べ、説くこと。説明すること」(日国大)。問難は、「問い質し非難すること。問いつめること。問詰」(日国大)。生肇融叡や昉尚光基のような学識に優れた僧たちが、最勝王経を講じ、論争を繰り広げることを喩えた表現。他に、〈盛〉に近似した表現が、『鳳光抄』「生肇融叡之輩座々、誦詞鋒、防生光基之類日々、闘智能」(『安居院唱導集』上二三五九頁)に見られる。○五日開講、法性淵底悉頭、十問拳疑、玄宗秘頤無残「淵底」は〈醜・公〉「制底」〈作〉「最底」、「秘頤」は〈醜・公〉「秘蹟」〈作〉「秘蹟」。五日講を開きて、法性の淵底悉く頭れ、十問疑を挙げ、玄宗の秘蹟残ること無し。五日間の講によって、森羅万象の本質は悉く頭かになり、問者の発する十の問によって、奥深い教えの隠れた本旨は残るところなく明かされるの意。校異38「頤」は〈蓬・静〉「蹟」が正しい。法性は、「仏語。一切の存在、現象の真の本性、万有の本体。不改不変の真理を示す語」

〔日国大〕。玄宗は「奥深く不可思議なことを説く学派の意。本来は、老荘など道家の教えをさしていた語であるが、仏教にもいう。特にわが国では仏教についていうことが多い」(角川古語大辞典)。「懐風藻」釈道慈「妙通三藏之玄宗、広談五明之微旨」(旧大系一六五頁)。蹟は「さく」または「じゃく」で「おくぶかい。幽深で見難い。又、其の道理」(大漢和)。「本朝文粹」八「沙門敬公集序」一切経論、漸探秘蹟」(国史大系一九下—一八九頁)。なお、〈新定盛〉は「五日講を開き、法性の淵底悉く十問拳疑を顕す。玄宗秘頤残る無し」と読み下すが、表白文の場合、対句的表現を連ねるという慣行があることからすると、「五日開講」と「十問拳疑」、「法性淵底悉頭」と「玄宗秘頤無残」がそれぞれ対になっていると見るべきだろう。○聖皇自捧香炉、煙昇三十三天之雲「捧」は〈公〉「執」、「雲」は〈公〉「空」。聖皇自ら香炉を捧げ、煙三十三天の雲に昇り。「金光明最勝王経」卷六「四天王護国品」にある一節、「彼人王手執香炉。燒衆名香供養経時。其香煙氣於一念頃遍至三千大千世界。百億日月。百億妙高山王。百億四洲。於此三千大千世界一切天龍藥叉健闍婆阿蘇羅揭路荼緊那羅莫呼洛伽宮殿之所。於虛空中。充滿而住。種種香煙。變成雲蓋。其蓋金色。普照天宮。如是三千大千世界。所有種種香雲香蓋。皆是金光明最勝王経威神之力」(大正新修大藏経三九—二九二頁)を踏まえた表現か。天皇が自ら捧げる香炉の煙は三十三天の雲の上に昇り、の意。三十三天は「仏語。欲界六天の一つ。須彌山の頂上の帝釈天の城をめぐって四角にそれぞれ峰があり、そのおのおの、八つの天があるという。中央の帝釈天と四方の各八天を合計したものの称。忉利天」(日国大)。○群臣各列法筵、險合金字金光之輝「臣」は〈醜・公〉「卿」

（醜）は「臣^イ」と注記。「各」は〈醜・作〉ナシ、「法筵」は〈公・作〉「法筵」、「醜」は〈公〉「眼」、「合巳」は〈公〉「瞻」。群臣各法筵に列なり、醜金字金光の輝きに合へり。群臣は法会の席に連なって、金泥で書写された金光明最勝王経の輝きを目の当たりにする、の意。法筵は、「仏法を説く所。説法の席。經典を講じたり、法話したりする集まり。また、法事の席。法座」〈日国大〉。金光は金光明最勝王経のこと、金字はそれが金泥で書写されている様を表す。「鳳光抄」「写^テ金字金光明最勝王経」、「每^レ塔各令^レ置^二一部^一」（『安居院唱導集』上—三七五頁）。これは『続日本紀』からの引用で、聖武天皇が詔を下し、国ごとに国分寺と国分尼寺を建てることを命じた際に、国分寺の塔に金字の『金光明最勝王経』を安置することを定めたことにちなんで、宮中最勝講でも金泥経を用いたか。『続日本紀』天平十三年（七四一）三月十四日条「朕、又別擬、写^テ金字金光明最勝王経」。每^レ塔各令^レ置^二一部^一」（新大系—二三八八頁）。○天光龍神影、降上昇下、陽台雲、潁川星、内凝外聚 「潁川」は〈醜・作〉「叡川」。天人の光、龍神の影、上より降り下より昇り、陽台の雲、潁川の星、内に凝り外に聚まる。天人の光が空から降り、龍神の影が下から昇るがごとく、また、陽台に雲が凝集し、潁川に星が聚るがごとくである。陽台は「中国四川省東部、巫山県の城内の北隅にある山名」〈日国大〉。「文選」「高唐賦」によれば、楚の襄王が宋玉と雲夢の台に遊んだ時、高唐の高殿を眺めると、その上に雲気があり、高くまっすぐに昇るかと思えば、すぐに形を変え、しばらくの間に変化して窮まることなかった。王が宋玉に何の気かと尋ねると、先王の懐王が昼寝をした時神女が現れ、寵愛を受けたのち、「私は朝は朝雲となり暮れには雨となり、朝

な夕な陽台の下にいる」と言って立ち去ったという話をした。朝になると確かにそのとおりであったので、襄王は女のために朝雲廟を造ったという（新釈漢文大系八一—三四三頁）。陽台に雲が凝集するとはそのことを指す。『本朝文粹』「不知陽台朝雲之未^レ歸歟」（国史大系二九下—二七八頁）。潁川星は、『太平御覽』卷三百八十四「人事部二五 幼智上」には、「漢雜事」からの引用として、漢末に太史家が星を見て、英才賢徳の者が集まっていることを知り、調査させたところ、潁川郡で陳太丘父子四人が集まっていた故事が記される。檀道鸞『続昌陽秋』「陳仲弓從^レ諸子姪造^レ荀父子。于^レ時德星聚、太史奏、五百里賢人聚」（新釈漢文大系七六、明治書院一九七五・一、二二頁）。『世説新語』「德行一」には、陳太丘（陳寔）が息子たちを供として荀朗陵（荀淑）を訪ねたとき、太史が「真人東行」と奏上したことが記される。「潁川星」はこうした故事を踏まえた表現。したがって「潁川」が正しい。『本朝文粹』三三八〈江匡衡〉「浮^レ酈水^一以^レ拔糝、自^レ聚潁川之星」（国史大系二九下—二六九頁）。『転法輪鈔』「聽聞朝^ニ妄想^一於^レ陽台之雲^ニ山宮水舍^一ノ接^ニ綺筵^一、咲^レ塵務^一於^レ潁川之星^ニ凡^ニ見^一今^ニ度^一御願折^レ橋慢^一憧^一」（『安居院唱導集』上—三三七頁）。○寔是鎮護国家第一之善事、攘災招福無双之御願也 「寔」は〈醜〉「実」として「寔イ」と傍記。寔に是れ鎮護国家の第一の善事にして、攘災招福の無双の御願なり。攘災は「わざわざいを払いのけること。また、そのための祈祷」〈日国大〉。「右攘災招福、懸於^レ仏法之威験、護国利民、縁於^レ賢哲之祈祷」（『尾張国郡司百姓等解』『宝生院文書』永延二年十一月八日、平安遺文二・三三九）。金沢文庫蔵湛睿唱導資料「皆是^レ一切衆生利益安樂之計^一五畿七道攘災招福之基^一」（納富常天①

二〇頁。○抑当殿重御願之筵天衆影向之場、聊有可訴申之事。「抑当」は〈醜〉「但當」として「抑^ホ」と傍記、〈公〉「今」、「天衆」は〈公〉「諸天」、「影向」は〈醜〉「影響」、〈作〉「響」、「場」は〈公〉「庭」、「事」は〈公〉「旨」。抑も殿重御願の筵、天衆影向の場に当たり、聊か訴へ申すべきの事あり。清水有聖②はこの表白について、「鎮護国家を祈る最勝会として「第一之善事」は「攘災招福」の御願こそ無双のものであると述べた上で、ここから「早魃に対しての祈雨を表白を述べている」のであり、「あるべき姿を外してまで祈雨の説法を行った事は、澄憲が世上の民意を敏感に意識しそれを直ちに表白の中で述べて行くという、いわゆる時宜に叶った説法を行った」(二〇三頁)ものとする。大島薫も「この説法にも、宮中最勝講における旨趣として「玉体安穩、宝祚延長」を祈願するべく、常套的に用いられた文言が確認される。ただし、その願旨を「寔にこれ、鎮護国家第一の善事にして、攘災招福無双の御願なり」と述べつつ、その意図するところを請雨祈願に読み替える弁辞を連ねて、「抑も殿重御願の筵、天衆影向の場に当たりて、聊か訴へ申すべきの事あり」と表白し、「伏して我が聖朝の御願を見るに：如何といふことを知らず」と転じて、「早魃の憂へ」に關して「恐らくは龍神の噴を為すこと有らんか」と述べる」と、この一連の章句が論理の転換点となっていることを指摘する(三二一—三二二頁)。○伏見我聖朝御願、金光最勝両会、迎春夏無怠。「我」は〈醜・公〉欠く。伏して我が聖朝の御願を見るに、金光最勝の両会、春夏を迎へて怠ることなく。金光最勝の両会を、毎年春夏の時期に怠りなく行い、の意。「金光最勝両会」は、『金光明最勝王経』に關わって宮中で行われる二つの法会、御齋会と最勝講を指す。御齋会は「正月八日

から十四日までの七ヶ間、天皇が大極殿に出御、金光明最勝王経を講説して国家の安穩を祈請する儀式」、最勝講は「『日本書紀』の「天武天皇九年五月朔、是日始説金光明経于宮中及諸寺」とあるのを起源とする」(山中裕一三九頁)。金光明経会が一月に、最勝講が五月に行われたことを「迎春夏無怠」と表現したか。○帰仏信法御願、送歳月弥盛 帰仏信法の御願、歳月を送りて弥盛なり。仏に帰依し仏法を信仰する皇室の精神は、長い年月を経てますます盛んになっている、の意。ここまでは、本朝における「金光明最勝王経」供養の歴史をたどり、それが歳月とともにますます盛んになっていることを強調している。○而項年七八箇年、毎歳有早魃之憂、不知如何。「項」は〈作・公〉「頃」が正しい。「七八箇年」は〈醜〉「七八年以来」〈公〉「七八年^{ヨリ}来」、「憂」は〈醜〉「愁」〈公〉「災」、「不知如何」は〈醜〉「不知如事」〈作〉「不知何^{トスル}事」〈公〉「迎秋^ツ無租税之力」。而るに頃年七八箇年、歳ごとに早魃の憂ありて、如何といふことを知らず。ところが、ここ七八年の間、毎年早魃の被害が続いているが、その理由が分からない、の意。『兵範記』仁安二年(一一六七)七月十六日条、同三年(一一六八)六月十三日・十四日条、嘉応元年(一一六九)六月二十四日・二十八日条、嘉応二年(一一七〇)五月二十七日条に、災旱・祈雨の記事が見えるほか、『玉葉』嘉応二年(一一七〇)五月二十八日条「天下有旱魃之訴云々」、同年六月二日条「近日下民愁旱魃、仍自去廿八日、被始行^ニ孔雀経御説経^ニ」、承安三年(一一七三)七月一日条「近日炎旱殊太、於醜^ニ酬清灑^ニ、被^レ行御説経^ニ云々」、承安四年(一一七四)六月十一日条「炎旱之間、天下損亡云々」、同年七月七日条「凡近日炎旱訴諸国一同」。『吉記』承安三年

六月二十二日条「炎天高晴、早魃及数日了」など、この時期毎年のように早魃に悩まされていた。なお、「京都歴史災害年表」（京都歴史災害研究六、二〇〇六・6）参照。○就中、今年当日曜在井宿之月、天晴払雲、迎霖月可降雨之候、地乾揚塵、地乾揚塵「就中」〈公〉欠く、「天晴払雲」〈公〉欠く。「迎霖月可降雨」は〈公〉「臨陰雲降霖雨」、「候」は〈作〉「催也」、「地乾揚塵」は〈公〉「天清、払雲翳、地乾揚埃塵」。霖は「降り続く雨。ながあめ。霖雨」（日国大）。就中今年は日曜井宿に在るの月に当たり、天晴れて雲を払ひ、霖月の雨の降るべきの候を迎ふるも、地乾きて塵を揚げ。今年は、太陽が井宿にある月（この願文を奉っている五月）において、空が晴れて雲を払拭し、長雨の月（つまり梅雨時）の雨が降るべき時節を迎えたのに、大地は乾いて土埃を揚げている、の意。「井宿」は「井」とも言い、「二十八宿の一つ。南方第一宿。ふたご座のμ星付近で井の字形になっている部分にあたる」（日国大）。二十八宿とは、月や太陽などの天体の位置を示すために、天の赤道に沿って（実際には黄道にもほぼ沿っている）二十八の星座を定めたものである。地球が太陽の周囲を一年間に一周公転するので、地球から見ると、太陽は一年間に一周の速度で黄道上を回っているように見える。（太陽から見ると、その周りを公転する地球は、二十八宿を一日に一度移動して一年間で一周する。逆に地球から太陽を見ると、太陽は、太陽から地球を見た場合と常に正反対の方角の宿に位置しつつ、やはり黄道上の二十八宿を一日に一度ずつ移動してゆく。）太陽から見て地球が毎年同じ時期に井宿とは正反対の方角の宿に來ているように、地球から見ると、太陽は一年間で一周、黄道上を巡り、毎年それと同じ時期に（そして毎年同じ期間）、黄道上の井宿

の位置に來ているのである。『宋史』律曆志九・渾儀には、二十八宿の各宿がそれぞれ何度あるかについて記載しており、井宿については三十四度あると記している。（なお、天の周囲は三百六十五度余りとされており、その度数は西洋の天文学で言うところの度数とほとんど同じとみなしてよい。）太陽は一日に一度黄道上を進むので、つまり太陽が毎年井宿にある期間は三十四日間である。『晋書』天文志上・儀象に以下の記載がある。「至呉時、中常侍盧江王蕃善數術、伝劉洪乾象曆、依其方而制渾儀、立論考度曰：「……周天三百六十五度五百九十分度之百四十五……：黄道、日之所行也。……以至於夏至、日在井二十五度、……（呉の時に至りて、中常侍盧江の王蕃、數術を善くし、劉洪の乾象曆を伝へ、其の方に依りて渾儀を制し、立論考度して曰く：「……天の周りは三百六十五度五百九十分度之百四十五（つまり三百六十五度と五百九十分の百四十五度）三百六十五度余り）にして、……：黄道とは、日の行く所なり。……夏至に至るを以て、日は井の二十五度に在り、……）」三国の呉の時代に、王蕃（二二八〜二六六）が、後漢末の劉洪（一三〇頃〜二一〇頃）の制定した乾象曆という曆（大雑把に言って紀元二〇〇年ごろ）に基づいて渾儀を作り（三世紀中盤）、「夏至の時に、太陽が黄道上の井宿の二十五度にある」と述べているのである。とすると、紀元二〇〇年頃の曆での夏至の際、三世紀半ばに太陽は黄道上の井宿の二十五度にあつたわけである。地球の歳差運動により、宿の位置は千年で十四度ほど西にずれていく。西曆一七四四年においては、夏至の際、太陽は井宿の十一度（二十五度―十四度＝十一度）にあつたことがわかる。夏至が現在の曆でいう六月二十二日なので、一七四四年当

時、太陽は今の暦でいうところの六月二十二日に井宿の十一度に位置したことになる。太陽は一日に一度進むので、つまり、太陽は(今の暦でいう)六月十一日(二十二日―十一日―十一日)に井宿の〇度の位置にきた、つまり六月十一日に井宿に入ったということになる(六月十一日というのはあくまでも王蕃の言葉に基づいて割り出した日にちなんで、若干の誤差はありうるかもしれないが、西暦一七四四年当時、毎年ほぼこの時期に太陽が井宿に入ったということに間違いはなはずである)。長雨の時期というのにも合っており、また、当時の暦での五月というのにも外れていないと思われる。なお、『貞慶表白集』「請雨啓白」に「今年之三秋、当百穀可熟、菓之月、天晴、弘ヒ雲、迎、霖月可降、雨之候、地乾、揚塵」とある(『統真言宗全書』三一―七〇頁)。以下にも引用するように、澄憲の祈雨表白と、貞慶の「請雨表白」は極めて類似する表現が多く、関係があることは明らかである。後者が前者を参照したかとも思われるが、なお検討すべきである。なお、貞慶は藤原通憲(信西)の孫、父は貞憲。澄憲の甥に当たる。

○農夫拱手西作勤已廢 「農夫拱手」は「醒」。「農夫悉無拱手」(作)「農夫拱手」(公)「田、夫抛犁、西作勤已廢」は(作)「東作勤已廢」(公)。「農業欲廢」。農夫は手を拱き、西作の勤め已に廢る。(新定盛)は「農夫手を拱きて勤めを作すことを已に廢す」と読み下す。東作は「平秩東作」(『書経』「堯典」(『新釈漢文大系』『書経』上―二二頁))とあり、春の耕作を意味する。(寛)卷十「大嘗会之沙汰」に「春は東作の思ひを忘れ、秋は西収のいとなみにも及ばず」(下―二五五頁)とあるほか、(盛)卷二十七「天下餓死」には「春夏ハ炎旱、秋冬ハ大風洪水不、斜、懇ニ東作ノ勤ヲ致ナガラ、空西収ノ宮絶ニケリ」

(4―一五八―一五九頁)、卷四十三「京都注進事」にも「春夏ハ旱魃シテ、秋冬ハ大風洪水、適雖致東作之業、終不及西収之勤」(6―一八四頁)とあり、また『願文集』「東作西収之業。恨猶不聽」(苦提之種) (『統群書』二八上―五三〇頁)などいづれも「東作」と「西収」が対として用いられていることからすると、「西作」は(盛)の誤記の可能性が高い。『貞慶表白集』「請雨啓白」には「農夫拱手、東作勤已廢、田菌失潤而西収宮欲絶」(七〇頁)のように、本来このような対句であるべきところだろう。○唯非尚羊之忘舞、恐有龍神之為嘖歎。「唯非」は(公)「何唯」、「忘」は(醒・作)「忘」、「為」は(公)「含」、「嘖」は(醒)「嘖故」。校異65は、(醒・作)も「忘」とあり、『貞慶表白集』「請雨啓白」も「忘」とあることからすると、(蓬・静)の「忘」がよいか。唯、尚(商)羊の舞を忌めるのみに非ず、恐らくは、龍神の嘖りを為すこと有らんかと。ただ、雨が降りそうになると舞を舞うという伝説の鳥商羊がその舞を忘みつしんでいるというだけではなく、おそらくは龍神が嘖りをなしているためであろう。尚羊は商羊と同じ。「雨が降りそうになると舞う」という伝説上の鳥の名。転じて雨をもたとえていう(日国大)。「恐有龍神之為嘖歎」は「恐龍神聊相嫉」と呼称し、雨が降らない理由として、降雨を司る龍神の意思が働いていることを推察、後半の龍神への叱責の布石となっている。『貞慶表白集』「請雨啓白」「唯非商羊之忘、飛舞、恐有龍神之為嘖歎」(七〇頁)。○夫君以民為力、民以食为天。夫れ君は民を以て力と為し、民は食を以て天と為す。君主は民を自らの力として大切にし、民は食を最も重要なものとする。「王者、以民為天、而民以食为天」(『漢書』「酈食其伝」)『和刻本正

史漢書（一）『汲古書院一九七二・7、五二七頁』。「王者以民人為天、而民人以食为天」（『史記』酈生陸賈列伝、新釈漢文大系九〇、明治書院一九九六・6、二八三頁）。『明文抄』「帝道部上」では「王者以民人為天、而民人以食为天。」（山内洋一郎二六頁。ただし底本である神宮文庫蔵本では傍線部「人」を欠く）として『史記』の一節、『玉函秘抄』巻中では「王者以民为天、民以食为天」（山内洋一郎二三四頁）として『漢書』の一節としてこの句を引くが、『明文抄』「人倫部」には「君以人為天、人以食为天。」（山内洋一郎二七八頁）ともある）、遠藤光正は「この句の出典は『史記』巻九十七の酈生食其伝か、『漢書』巻四十三にみえる酈食其伝を引いたものであろう。しかしながら、『史記』には「王者以民人為天、而民人以食为天」とあって、『明文抄』の字句とは異なるところから、盛衰記は『明文抄』か『玉函秘抄』の句を典拠として引用したものとと思われる」（一三—一四頁）と指摘する。なお、早くは『遍照發揮性靈集』の「天長皇帝於大極殿屈百僧あまひ、願文」に「国以民為基。人以食為命」（旧大系一九三頁）と見えるし、より近い形の物としては、三善清行「意見十二箇条」の第一条「応消水旱求豊穰」に、「国以民为天。民以食为天。無民何據。無食何資。然則安民之道。足食之要」（『本朝文粹』巻二、国史大系二九下—四三頁）とある。また、『本朝文粹』巻三「詳循吏」の菅原輔正の間に「国者以民為道。民者以国為家」（国史大系二九下—七三頁）ともあり、『漢書』『史記』の一節は、雨乞い願文等に定型の物として広く浸透し活用されてきたとみられる。なお、次段に「意見十二箇条」からの引用が大きくあることを考えるならば、次項を含め「意見十二箇条」を意識し

た可能性が高いか。『貞慶表白集』請雨啓白「情以、君以民為力、民以食为天」（七〇頁）。○百穀悉枯尽、兆民併失計。百穀悉く枯れ尽きなば、兆民併ら計を失はん。穀物がごとく枯れ尽きてしまったならば、数多の民はみな生活の糧を失うであろう。『漢書』「王莽伝」の「百穀豊茂シラシラ、庶草蕃殖ナリ、元元驩喜、兆民頼福」（『和刻本正史漢書（二）』一九七二・8、一〇四四頁）とは正反對の事象ということになる。『貞慶表白集』「請雨啓白」「百穀悉枯尽シラシラ、地民併失計」（七〇頁）。○責婦一人、恨残諸天。「責」は〈作〉「責」。責一人に帰せば、恨み諸天に残さん。その責任を国王一人に帰すというのであれば、国を守るべき諸天に恨みを残すことにならう。『金光明最勝王経』には、この経文を聴受し佛法を護持する王に対し、四天王をはじめとする諸天がこれを擁護し、宮殿・城邑・国土の諸悪災をことごとく消滅する旨を繰り返し述べる。その一方で、王がこの経文の流布に尽力しないならば、四天王・諸天はその国土を捨ててこれを擁護せず、国土は様々な災害に見舞われて、人民も多くの苦悩を受けるであろうことが説かれている。澄憲はここまでの説法で繰り返し我が国における敬仏と『金光明最勝王経』供養の歴史を説いてきた。したがって、今の災旱の原因を王一人の不信に求めるわけにはいかないことを、ここで強調する。『貞慶表白集』請雨啓白「責婦一人、恨残諸天」（七一頁）。○夫当天然之紀運至災孽之萌起者、聖代在之、治世非無。「夫」は〈公〉ナシ、「孽」は〈醒・作・公〉「孽」。夫れ天然の紀運に当たりて、災孽の萌し起るに至りては、聖代にも之れ在り、治世に無きに非ず。人知の及ばない巡り合わせとして、災害の萌しが現れるに至っては、聖代といえども災いは起るものであり、太

平の世であっても災害がないわけではない、の意。「天然」は「人の作為が加わっていないこと。自然のままであること。また、そのさま。また、人の力ではおよばないことやそのさま。自然。」(日国大)。「紀運」は「機運」に同じ。「災孽」は災いのこと。(作・公)の「孽」は「ひこばえ」の意で誤り。『転法輪鈔』縦横災孽漫延(安居院唱導集)上(二二九頁)、『表白集』「私災孽於百万里之外耳者」(統群書)二八上(四七四頁)、『廷尉故吏』には「今月六日變異頻至、兩曜共蝕、衆星乱行、咎徵可畏、災孽欲□□」(統群書)一二下(八五二頁)など頻出する。「治世」は「よく治まっている世の中。太平の世」(日国大)。徳のある王の治世であっても、人知の及ばないこととして災害が起ることを強調し、堯・湯以下の聖代に起こった災害を列挙する。『貞慶表白集』請雨啓白「但、当天然之紀運、至災孽之萌起、聖代在之、治世非無」(七一頁)。○所謂漢朝堯九年洪水、湯七年炎旱也。「七年」は(醒・公)「七日」(醒)傍注「日カ」、(公)傍注「七日者、一説云、七日並出云々」。所謂漢朝の堯の九年の洪水、湯の七年の炎旱なり。『漢書』「食貨志」「聖王在上、而民不凍飢者、非能耕而食之、織而衣之也。為開其資財之道也。故堯禹有九年之水、湯有七年之旱、而國亡捐瘠者、以畜積多而備(先具)也」(和刻本正史漢書(一))二七八頁)。本来は国に大きな災害があったにもかかわらず、十分な備えがなされていた故に、民が窮乏する事がなかったことを言い、堯禹や湯の善政を賞賛した叙述。ここでは転じて聖王の御代であっても天災に見舞われた例とする。湛睿唱導資料「アノ辰旦国夏禹王時九年洪水入候程率土悉不耕作依之天下失其資糧万民殆及餓死思サコソ

——ソレヨリ来賢有巧人九年蓄加様九年洪水入候時衣食不闕之様支度計候(納富常天②一八四頁)。ちなみに、堯の晩年に九年間の洪水があったことについては、『書経』「堯典」、『史記』「五帝本紀」などにその記事が見える。また、商(殷)湯王の時に七年間の大旱があり、太史が一人を生贄に祈れば終息すると占ったところ、湯王自らが生贄になろうとしたという逸話が『十八史略』「殷」に記される。『貞慶表白集』請雨啓白にも同文あり。○貞觀旱「貞觀」は(作)「貞元」。「貞觀」は清和天皇の治世から陽成天皇の治世にかけての年号。貞觀十七年(八七五)夏に旱魃が起り、祈雨が行われたことが『三代実録』や『祈雨日記』に記される。『三代実録』卷二十七清和天皇貞觀十七年六月八日条「近来経日涉旬。雨沢不降。百姓農業枯損。因茲卜求皇大神。齋女不奉。依致此災。賜賜卜申。是非故怠。今必卜定。令奉仕。仍且其由。為令禱申。奏(國史大系四一三三頁)。同六月二十三日条「不雨数旬。農民失業。転経走幣。祈請仏神。猶未得嘉澍。古老言曰。神泉苑池中有神龍。昔年炎旱。焦草礫石。決水乾池。發鍾鼓声。応時雷雨。必然之驗也。於是勅遣右衛門権佐從五位上藤原朝臣遠経。率左右衛門府官人衛士等於神泉苑。決中出池水。正五位下行雅樂頭紀朝臣有常率諸樂人。泛龍舟陳鐘鼓。或歌或舞。聒声震天」(國史大系四一三六四頁)。「祈雨日記」貞觀十七年八月己未。依旱災祈雨奉幣諸社(統群書)二五下(二一九頁)。「貞慶表白集」請雨啓白「我朝貞元旱、永祚風、承平、煙塵、正暦、疾疫也」(七一頁)。○求祚風 校異78「求祚風」は(近・蓬・静)「永祚風」が正しい。(醒・作・公)は「永祚」。「永祚」は一条天皇の

治世の年号。永祚元年（九八九）八月十三日に大風が吹き、宮城の門や建物の多くが倒壊・損壊した他、京中・畿内に多くの被害が出たところが『日本紀略』『扶桑略記』他に記される。『日本紀略』八月十三日条「西戌刻。大風。宮城門舍多以顛倒。承明門東西廊。建礼門。弓場殿。左近陣。前軒廊。日華門御輿宿。朝集堂。応天門東西廊卅間。会昌門。同東西廊卅七間。儀鸞門。同東西廊卅間。豊業殿東西廊十四間。美福。朱雀。皇嘉。偉鬻門。達智門。真言院。并諸司雜舍。左右京人家。顛倒破壊。不可勝計。又鴨河堤所々流損。賀茂上下社御殿。并雜舍。石清水御殿東西廊顛倒。又祇園天神堂同以顛倒。一条北辺堂舍。東西山寺皆以顛倒。又洪水高潮。畿内海浜河辺民烟。人畜田畝為之皆没。死亡損害。天下大災。古今無比」（国史大系五一一〇〇四頁）。また、『今昔物語集』卷十九にも、この大風で比叡山東塔の大鐘が吹き落たとされた話が記される（比叡山大鐘為風被吹之語第三十八）。『愚管抄』「永祚ノ風サラニヲヨバヌ天災ナリ」（旧大系一八三頁）。○承平煙塵 「煙塵」は「醒」「煙災」。「承平」は朱雀天皇の治世の年号。「煙塵」は「戦場に巻き上がる砂塵。転じて、戦乱。戦塵」へ日国大。『長恨歌』「九重城闕煙塵生、千乘万騎西南行」（新釈漢文大系『白氏文集』二下―八一―頁）。『宝物集』第二種七卷本卷一「まして震旦は合戦を前とし、煙塵を業とする国なれば」（新大系『宝物集 閑居友比良山古人靈託』一〇五頁）。承平五年（九三五）頃に勃発した天慶三年（九四〇）まで続いた平将門の乱と、これに連動した天慶年間純友の乱を指す。○正暦疾疫 「醒」は「正暦疾疫」から「天然之災」までを欠く。「正暦」は「作」「正歴」。「正暦」は一条天皇の治世の年号。正暦四年（九九三）夏から長徳元年（九九五）夏にかけて疫病（痘

瘡）が流行、多くの死者が出たことが『日本紀略』『扶桑略記』『本朝世紀』『百練抄』『愚管抄』『采花物語』等に記される。『日本紀略』後篇九一条天皇正暦四年八月二十一日条「紫宸殿。建礼門。朱雀門大破。依天变并炮瘡也」（国史大系三二一七八頁）。同正暦五年七月末条「自去四月至七月。京師死者過半。五位以上六十七人」（同一七八頁）。正暦五年末条「今年。自正月至十二月。天下疫癘最盛。起自鎮西。遍滿七道」（同一七九頁）。貞観から正暦にいたる災害列挙の記述は、〈盛 卷四十三「安德帝不吉瑞」に「貞観ノ早、永祚ノ風、承平ノ煙塵、正暦ノ疾疫、上代ニモ有ケレ共、彼ハ其一事計也」（六一一―八五頁、〈四・長〉にも同様の表現がある）があることを小峯和明②が指摘する（二五〇頁）。ただし、小峯は「安德帝不吉瑞」の一節を『貞慶表白集』の「請雨啓白」の影響とみるが、これまでも見てきたように、これは澄憲の「祈雨表白」と重なるところがきわめて多く、貞慶が澄憲の影響を受けたと見るべきだろう。したがって「安德帝不吉瑞」は、澄憲「祈雨表白」の影響と見るべきだろう。○朝有善政、代多賢臣、天然之災氣実不能遁 「天然之災氣実不能遁」は〈公「仏法不衰、僧侶高德、天然之災都不能遮」。朝に善政ありて、代に賢臣多しといへども、天然の災氣実に通ること能はず。前出「夫当天然之紀運…」に呼応した一節。「朝」は「一人の君主が統治する間。御代。御宇。また、その君主」へ日国大。御代に善政が行なわれ、賢臣があまたいても、自然の災害から遁れることは出来ない、の意。異朝の堯・湯にはじまり、本朝の清和・朱雀・一条など優れた天皇の御代でも、さまざまな災害が起こっていることを指す。『貞慶表白集』請雨啓白」にもほぼ同文あり。○而至近年小阜者、非普天満遍之災、

非紀運令然之友「近年小旱」は〈公〉「当世小災」^ニ、「令然」は〈作〉「令然」^レ、「令」の左に「イ元」とあり。〈公〉「必然」、「友」は〈作〉「天」^エ。校異85「友」は〈静〉「天」が正しい。而して近年の小旱に至りては、普天満遍の災に非ず、紀運令然の天^{わさは}ひに非ず。近年の小旱に至っては、世に一般的な災いではなく、紀運としてしかるべき災いでもない、の意。善政が行なわれ、賢臣が数多い御代にもかかわらず起こった、通常では説明のつかない災害として近年の旱魃を位置づけている。『貞慶表白集』「請雨啓白」にはば同文あり。「非」純運令然之天^{ヨツ}とす。○恐龍神聊相嫉、天衆少不祐事有歟。「龍神」は〈公〉「神明」、「天衆」は〈公〉「龍天」、「不祐」は〈醒〉「不助」、「事有」〈公〉欠く。恐らくは龍神聊か相嫉み、天衆少しく祐げざること有らんか。この異常な旱魃の背後には、龍神の道理からはずれた嫉みがあり、天衆が国を助けることを若干怠っているからではないか、と原因究明の矛盾を転じている。前出「恐有龍神之為」^レ「噴歟」を受けた表現であり、龍神に加えて天衆の責任も追求している。『貞慶表白集』「請雨啓白」にはば同文あり。○凡代及澆季、時属末法

【引用研究文献】

- 〈公〉は「謝其過」^ヲ、陳^{シテ}其^ノ罪^ヲ、重^テ述^スへ^ル旨趣^ヲ、重^テ明^シ道^ノ理^ヲ、何全無感心乎、夫代及澆濟、時及末世^ニ。「末法」は〈醒〉作「末代」。
- 凡そ代澆季に及び、時末法に属す。澆季は「道德の薄れた人情軽薄な
- 市古貞次「信西とその子孫」(日本学十院紀要四二二三、一九八七・10)
- 遠藤光正「源平盛衰記」に引用の漢籍の典拠(二)(「東洋研究七七、一九八六・1」)
- 大島薫「安居院澄憲の〈説法〉——承安四年宮中最勝講における勸賞をめぐって——」(仏教文学二四、二〇〇〇・3)
- 大曾根章介「澄憲作文集」(『中世文学の研究』東京大学出版会一九七二・7)

末の世」(日国大)。〈盛〉「サレバ西行法師ガ夢ニモ、時澆季ニ及、世末代ニ臨テ、万事零落スレドモ、歌道計ハ猶古ニヲトラストイヘリ」(巻七「和歌徳」1—471頁)。〈寛〉「是も世澆季に及で、人梟患をさきとする故也」(上—三〇頁)。『転法輪鈔』「抑大菩提世及澆季時属末法」(『安居院唱導資料集』上—二六二頁)。『貞慶表白集』「請雨啓白」にはば同文あり。「代」を「世」とする。○一人御政争無背天心、万民所為有犯過。「御政」は〈公〉「政」、万民所為有犯過」は〈公〉「万民為定有懷聖鑑」、〈公〉は以下独自異文「四重十悪、人之所犯、五戒八斎世之不持、孝行忠節人之所難、嫉賢容能世之所常」。一人の御政争か天心に背くこと無からんや、万民の所為に定めて犯過有らん。天皇の政がどうして天の意思に反することがないはずがあるうか、万民の所為におそらくは犯過があるに違いない。犯過は「罪科を犯すこと」(日国大)。澆季・末法という時代において、人は期せずして必ず過ちを犯しているに違いない、それが龍神の憤り、天衆の不興を招いているのだ、という論法か。○実可恐深可謝「深」は〈醒〉「実」〈公〉欠く。実に恐るべく、深く謝すべし。だからこそ恐れ畏みて、深く反省すべきである、の意。『貞慶表白集』「請雨啓白」「雖可^レ美^ル恐^ル深^ク可^レ謝^ス」(七一頁)。

- * 木村真美子「少納言入道信西の一族―僧籍の子息たち―」（史論四五、一九九二・3）
- * 後藤丹治『戦記物語の研究』（筑波書店一九三六・1。改訂増補版、磯部甲陽堂一九四四・2。引用は改訂増補版による）
- * 小峯和明①「表白（仏教文学講座第八卷『唱導の文学』勉誠社一九九五・3。『中世法会文芸論』等間書院二〇〇九・6再録。引用は後者による）
- * 小峯和明②「貞慶表白集」小考（国文学研究資料館紀要二〇、一九九四・3。『中世法会文芸論』等間書院二〇〇九・6再録。引用は後者による）
- * 小山正文「永享三年延宮本「東大寺縁起絵詞」翻刻」（同朋学園仏教文化研究所紀要九、一九八七・9）
- * 清水有聖①「澄憲と説法道」（榊田博士頌寿記念 高僧伝の研究）山喜房仏書林一九七三・6）
- * 清水有聖②「澄憲・聖覚の文学」（『仏教文学講座 第八卷』勉誠社一九九五・3）
- * 仁和寺紺表紙小双紙研究会『守覚法親王の儀礼世界―仁和寺藏紺表紙小双紙の研究―』全三冊、勉誠社一九九五・2）
- * 納富常天①「混睿の唱導資料について（四）」（鶴見大学紀要三二、一九九五・3）
- * 納富常天②「混睿の唱導資料について（二）」（鶴見大学紀要二〇、一九九三・3）
- * 牧野淳司「澄憲」の項（『平家物語研究大事典』東京書籍二〇一〇・11）
- * 山内洋一郎『本邦類書 玉函秘抄・明文抄・管蠡抄の研究』（汲古書院二〇一二・5）
- * 山崎誠①『江都督納言願文集注解』（塙書房二〇一〇・2）
- * 山崎誠②「刊謄『公請表白』翻刻並びに改題」（国文学研究資料館文献資料部編、調査研究報告一七、一九九六・3）
- * 山中裕『平安朝の年中行事』（塙書房一九八〇・1）
- 1 但情 重案二事情、我大日本国、本是神国也。天照大神子孫、永為我國主、天兒屋根尊子孫、今佐我朝政、以神事、⁷ 國務、以祭祀、⁸ 為朝政。⁹ 善神、¹⁰ 可守之國也、龍天、¹¹ 不可棄之境也、何況、¹² 欽明天皇代、¹³ 佛法初渡本朝、¹⁴ 推古天皇以來、此教盛行。降及、¹⁵ 聖武御宇、¹⁶ 弥盛尊重。¹⁷ 其堂宇之崇、¹⁸ 佛像之大、¹⁹ 敢非人力之所為、²⁰ 如鬼神之製。又令、²¹ 七道諸国立、²² 国分尼寺。凡、²³ 上自群公卿士、²⁴ 下至諸國黎民、²⁵ 競捨田園、²⁶ 皆施仏地、²⁷ 爭傾財產、²⁸ 悉獻三宝。不修仏事、²⁹ 不為生類、³⁰ 不立堂塔、³¹ 者、不列人数。³² 国風俗習、³³ 久積深馴、³⁴ 近自畿内、³⁵ 遠及七道。³⁶ 摂州上宮太子、³⁷ 立四天王寺、³⁸ 過者悉知極樂東門、³⁹ 泉州行基菩薩、⁴⁰ 託生大鳥郡、⁴¹ 立寺於四十九所。⁴² 南都七大諸寺比薨、⁴³ 田園皆為三宝之地。⁴⁴ 東京、⁴⁵ 数代御願、⁴⁶ 接軒立錐、⁴⁷ 無非精舍之地。⁴⁸ 弘法大師卜紀州高野山、⁴⁹ 溢三密流於四海、⁵⁰ 扇十乘風於一天。此外、⁵¹ 七道諸国、⁵² 九州、⁵³ 卒土、⁵⁴ 山無大小、⁵⁵ 皆松坊比櫓、⁵⁶ 寺不弁公私、⁵⁷ 悉国郡卜領。一、⁵⁸ 国田地、⁵⁹ 帝皇進止実少、⁶⁰ 皆為三宝之領。一、⁶¹ 九州正税、⁶² 国家用途不幾、⁶³ 併宛仏界之

供⁶¹。然⁶²則⁶³、秋⁶⁴林⁶⁵四⁶⁶天⁶⁷、廻⁶⁸照⁶⁹之⁷⁰、龍⁷¹神⁷²八⁷³部⁷⁴、以⁷⁵目⁷⁶視⁷⁷之⁷⁸。⁷⁹十六⁸⁰大⁸¹國⁸²加⁸³留⁸⁴國⁸⁵有⁸⁶、五⁸⁷百⁸⁸中⁸⁹國⁹⁰加⁹¹留⁹²境⁹³有⁹⁴。法⁹⁵弘⁹⁶還⁹⁷有⁹⁸滅⁹⁹時¹⁰⁰、道¹⁰¹盛¹⁰²必¹⁰³有¹⁰⁴衰¹⁰⁵國¹⁰⁶。々¹⁰⁷有¹⁰⁸善¹⁰⁹王¹¹⁰、又¹¹¹有¹¹²惡¹¹³王¹¹⁴、君¹¹⁵信¹¹⁶正¹¹⁷法¹¹⁸、臣¹¹⁹又¹²⁰信¹²¹邪¹²²法¹²³。彼¹²⁴70 罽¹²⁵賓¹²⁶國¹²⁷秋¹²⁸池¹²⁹、¹³⁰瀑¹³¹流¹³²而¹³³漸¹³⁴溢¹³⁵、¹³⁶國¹³⁷界¹³⁸、¹³⁹耆¹⁴⁰闍¹⁴¹崛¹⁴²春¹⁴³苔¹⁴⁴、¹⁴⁵聖¹⁴⁶跡¹⁴⁷埋¹⁴⁸而¹⁴⁹只¹⁵⁰有¹⁵¹猛¹⁵²獸¹⁵³。¹⁵⁴毘¹⁵⁵舍¹⁵⁶利¹⁵⁷國¹⁵⁸尋¹⁵⁹仏¹⁶⁰跡¹⁶¹、¹⁶²大¹⁶³林¹⁶⁴精¹⁶⁵舍¹⁶⁶空¹⁶⁷聞¹⁶⁸名¹⁶⁹、¹⁷⁰給¹⁷¹孤¹⁷²獨¹⁷³園¹⁷⁴訪¹⁷⁵伽¹⁷⁶濫¹⁷⁷、¹⁷⁸祇¹⁷⁹園¹⁸⁰精¹⁸¹舍¹⁸²唯¹⁸³有¹⁸⁴礙¹⁸⁵。阿¹⁸⁶育¹⁸⁷大¹⁸⁸王¹⁸⁹歸¹⁹⁰正¹⁹¹法¹⁹²、後¹⁹³為¹⁹⁴弗¹⁹⁵沙¹⁹⁶密¹⁹⁷多¹⁹⁸被¹⁹⁹滅²⁰⁰、²⁰¹梁²⁰²武²⁰³帝²⁰⁴崇²⁰⁵正²⁰⁶法²⁰⁷、後²⁰⁸值²⁰⁹唐²¹⁰武²¹¹宗²¹²滅²¹³之²¹⁴。

- 【校異】1 〈近〉「但」なし。2 〈蓬〉「事情」但。3 〈蓬〉「事情」静。4 〈蓬〉「大日本国」静。5 〈蓬〉「大日本国」静。6 〈蓬〉「为我国主」静。7 〈蓬〉「为我国主」静。8 〈蓬〉「为我国主」静。9 〈蓬〉「为我国主」静。10 〈蓬〉「为我国主」静。11 〈蓬〉「为我国主」静。12 〈蓬〉「为我国主」静。13 〈蓬〉「为我国主」静。14 〈蓬〉「为我国主」静。15 〈蓬〉「为我国主」静。16 〈蓬〉「为我国主」静。17 〈蓬〉「为我国主」静。18 〈蓬〉「为我国主」静。19 〈蓬〉「为我国主」静。20 〈蓬〉「为我国主」静。21 〈蓬〉「为我国主」静。22 〈蓬〉「为我国主」静。23 〈蓬〉「为我国主」静。24 〈蓬〉「为我国主」静。25 〈蓬〉「为我国主」静。26 〈蓬〉「为我国主」静。27 〈蓬〉「为我国主」静。28 〈蓬〉「为我国主」静。29 〈蓬〉「为我国主」静。30 〈蓬〉「为我国主」静。31 〈蓬〉「为我国主」静。32 〈蓬〉「为我国主」静。33 〈蓬〉「为我国主」静。34 〈蓬〉「为我国主」静。35 〈蓬〉「为我国主」静。36 〈蓬〉「为我国主」静。37 〈蓬〉「为我国主」静。38 〈蓬〉「为我国主」静。39 〈蓬〉「为我国主」静。40 〈蓬〉「为我国主」静。41 〈蓬〉「为我国主」静。42 〈蓬〉「为我国主」静。43 〈蓬〉「为我国主」静。44 〈蓬〉「为我国主」静。45 〈蓬〉「为我国主」静。46 〈蓬〉「为我国主」静。47 〈蓬〉「为我国主」静。48 〈蓬〉「为我国主」静。49 〈蓬〉「为我国主」静。50 〈蓬〉「为我国主」静。51 〈蓬〉「为我国主」静。52 〈蓬〉「为我国主」静。53 〈蓬〉「为我国主」静。54 〈蓬〉「为我国主」静。55 〈蓬〉「为我国主」静。56 〈蓬〉「为我国主」静。57 〈蓬〉「为我国主」静。58 〈蓬〉「为我国主」静。59 〈蓬〉「为我国主」静。60 〈蓬〉「为我国主」静。61 〈蓬〉「为我国主」静。62 〈蓬〉「为我国主」静。63 〈蓬〉「为我国主」静。64 〈蓬〉「为我国主」静。65 〈蓬〉「为我国主」静。66 〈蓬〉「为我国主」静。67 〈蓬〉「为我国主」静。68 〈蓬〉「为我国主」静。69 〈蓬〉「为我国主」静。70 〈蓬〉「为我国主」静。71 〈蓬〉「为我国主」静。72 〈蓬〉「为我国主」静。73 〈蓬〉「为我国主」静。74 〈蓬〉「为我国主」静。75 〈蓬〉「为我国主」静。76 〈蓬〉「为我国主」静。77 〈蓬〉「为我国主」静。78 〈蓬〉「为我国主」静。79 〈蓬〉「为我国主」静。80 〈蓬〉「为我国主」静。81 〈蓬〉「为我国主」静。82 〈蓬〉「为我国主」静。83 〈蓬〉「为我国主」静。84 〈蓬〉「为我国主」静。85 〈蓬〉「为我国主」静。86 〈蓬〉「为我国主」静。87 〈蓬〉「为我国主」静。88 〈蓬〉「为我国主」静。89 〈蓬〉「为我国主」静。90 〈蓬〉「为我国主」静。91 〈蓬〉「为我国主」静。92 〈蓬〉「为我国主」静。93 〈蓬〉「为我国主」静。94 〈蓬〉「为我国主」静。95 〈蓬〉「为我国主」静。96 〈蓬〉「为我国主」静。97 〈蓬〉「为我国主」静。98 〈蓬〉「为我国主」静。99 〈蓬〉「为我国主」静。100 〈蓬〉「为我国主」静。101 〈蓬〉「为我国主」静。102 〈蓬〉「为我国主」静。103 〈蓬〉「为我国主」静。104 〈蓬〉「为我国主」静。105 〈蓬〉「为我国主」静。106 〈蓬〉「为我国主」静。107 〈蓬〉「为我国主」静。108 〈蓬〉「为我国主」静。109 〈蓬〉「为我国主」静。110 〈蓬〉「为我国主」静。111 〈蓬〉「为我国主」静。112 〈蓬〉「为我国主」静。113 〈蓬〉「为我国主」静。114 〈蓬〉「为我国主」静。115 〈蓬〉「为我国主」静。116 〈蓬〉「为我国主」静。117 〈蓬〉「为我国主」静。118 〈蓬〉「为我国主」静。119 〈蓬〉「为我国主」静。120 〈蓬〉「为我国主」静。121 〈蓬〉「为我国主」静。122 〈蓬〉「为我国主」静。123 〈蓬〉「为我国主」静。124 〈蓬〉「为我国主」静。125 〈蓬〉「为我国主」静。126 〈蓬〉「为我国主」静。127 〈蓬〉「为我国主」静。128 〈蓬〉「为我国主」静。129 〈蓬〉「为我国主」静。130 〈蓬〉「为我国主」静。131 〈蓬〉「为我国主」静。132 〈蓬〉「为我国主」静。133 〈蓬〉「为我国主」静。134 〈蓬〉「为我国主」静。135 〈蓬〉「为我国主」静。136 〈蓬〉「为我国主」静。137 〈蓬〉「为我国主」静。138 〈蓬〉「为我国主」静。139 〈蓬〉「为我国主」静。140 〈蓬〉「为我国主」静。141 〈蓬〉「为我国主」静。142 〈蓬〉「为我国主」静。143 〈蓬〉「为我国主」静。144 〈蓬〉「为我国主」静。145 〈蓬〉「为我国主」静。146 〈蓬〉「为我国主」静。147 〈蓬〉「为我国主」静。148 〈蓬〉「为我国主」静。149 〈蓬〉「为我国主」静。150 〈蓬〉「为我国主」静。151 〈蓬〉「为我国主」静。152 〈蓬〉「为我国主」静。153 〈蓬〉「为我国主」静。154 〈蓬〉「为我国主」静。155 〈蓬〉「为我国主」静。156 〈蓬〉「为我国主」静。157 〈蓬〉「为我国主」静。158 〈蓬〉「为我国主」静。159 〈蓬〉「为我国主」静。160 〈蓬〉「为我国主」静。161 〈蓬〉「为我国主」静。162 〈蓬〉「为我国主」静。163 〈蓬〉「为我国主」静。164 〈蓬〉「为我国主」静。165 〈蓬〉「为我国主」静。166 〈蓬〉「为我国主」静。167 〈蓬〉「为我国主」静。168 〈蓬〉「为我国主」静。169 〈蓬〉「为我国主」静。170 〈蓬〉「为我国主」静。171 〈蓬〉「为我国主」静。172 〈蓬〉「为我国主」静。173 〈蓬〉「为我国主」静。174 〈蓬〉「为我国主」静。175 〈蓬〉「为我国主」静。176 〈蓬〉「为我国主」静。177 〈蓬〉「为我国主」静。178 〈蓬〉「为我国主」静。179 〈蓬〉「为我国主」静。180 〈蓬〉「为我国主」静。181 〈蓬〉「为我国主」静。182 〈蓬〉「为我国主」静。183 〈蓬〉「为我国主」静。184 〈蓬〉「为我国主」静。185 〈蓬〉「为我国主」静。186 〈蓬〉「为我国主」静。187 〈蓬〉「为我国主」静。188 〈蓬〉「为我国主」静。189 〈蓬〉「为我国主」静。190 〈蓬〉「为我国主」静。191 〈蓬〉「为我国主」静。192 〈蓬〉「为我国主」静。193 〈蓬〉「为我国主」静。194 〈蓬〉「为我国主」静。195 〈蓬〉「为我国主」静。196 〈蓬〉「为我国主」静。197 〈蓬〉「为我国主」静。198 〈蓬〉「为我国主」静。199 〈蓬〉「为我国主」静。200 〈蓬〉「为我国主」静。201 〈蓬〉「为我国主」静。202 〈蓬〉「为我国主」静。203 〈蓬〉「为我国主」静。204 〈蓬〉「为我国主」静。205 〈蓬〉「为我国主」静。206 〈蓬〉「为我国主」静。207 〈蓬〉「为我国主」静。208 〈蓬〉「为我国主」静。209 〈蓬〉「为我国主」静。210 〈蓬〉「为我国主」静。211 〈蓬〉「为我国主」静。212 〈蓬〉「为我国主」静。213 〈蓬〉「为我国主」静。214 〈蓬〉「为我国主」静。

中国「加々留境有法弘還滅時」。「静」十六、大國加々留國有五百、中国加々留境有法弘還滅時」。66「蓬」「盛」。「静」「盛」。「衰」。67「蓬」「衰」。「静」「衰」。68「蓬」「静」「善」なし。69「蓬」「信」。「静」「信」。70「蓬」「蜀賓國秋池」。「静」「蜀賓國秋池」。71「近」「潺湲而漸溢國界」とし、「潺」の右下に「流」を傍書。「蓬」「潺湲流」而漸溢國界。「静」「潺湲流」而漸溢國界」。72「蓬」「蒼閣嶺春苔」。「静」「蒼閣嶺春苔」。73「蓬」「聖跡埋而只有猛獸」。「静」「聖跡埋而只有猛獸」。74「蓬」「毘舍離國尋」。「静」「給孤獨園訪」。「伽藍」。75「蓬」「大林精舍空聞名」。「静」「阿育大王歸」。「静」「阿育大王歸」。76「蓬」「給孤獨園訪」。「伽藍」。77「近」「唯礎」。「蓬」「只有礎」。「静」「只有礎」。78「蓬」「阿育大王歸」。「静」「阿育大王歸」。79「蓬」「為非沙密多」。「被滅」。「静」「為非沙密多」。「被滅」。80「蓬」「武帝崇正法」。「静」「武帝崇正法」。81「近」「值唐宗滅之」とし、「唐」の後に補入符あり。右に「武」を傍書。「蓬」「值唐武宗滅之」。「静」「值唐武宗滅之」。

【注解】○我大日本國、本是神國也 「我」は「醜」「吾」「大」は「作」。「朝」。我が大日本國は、本是神國なり。「我朝ハ神國トシテ大權アトヲ垂レ給フ」(『沙石集』旧大系六四頁)。「吾レ聞ク、大日本國は神國なり」(『倭姫命世記』、日本思想大系『中世神道論』三二—三三頁)。「大日本者神國也」(『神皇正統記』旧大系四一頁)など、中世には日本を神國とする言説がたびたび登場する。『軔法輪鈔』「夫我大日本國者神明伝(テト)統(ト)本是神國也」(『安居院唱導集』上—二六頁)。なお、日本を神國とする思想については、『神皇正統記』の補注「大日本者神國也」(一九五頁)の他、本全釈四「日本ハ是神國也」の項(二六頁)参照。『貞慶表白集』請雨表白「大日本國、本是神國」(七一頁)。前段に引き続き、『貞慶表白集』に一致する文言が続く。○天照大神子孫、永為我國主、天兒屋根尊子孫、今佐我朝政、以神事為國務、以祭祀為朝政 「大神」は「作」「太神」。「子孫」は「作」ナシ、「天兒屋根尊」は「醜」「天兒根御命」(「根」に「耶」と傍注)。「作」「天兒耶根命」(「公」「天兒根命」。「子孫」は「作」欠く、今佐)は「公」「伝輔」。「神事」は「醜」。「公」「敬」。「神事」。「祭祀」は「公」「祭祀」。天照大神の子孫、永く我が国主と為り、天兒屋根尊の子孫、今我が朝政を佐け、神事を以て國務と為し、祭祀を以て朝政と為す。天照大神の子孫を國王とした神國日本が、二神の約諾によって天兒屋根尊の子孫を補佐役として、神事・祭祀を行うことよって國を治めている、の意。天照大神と天兒屋根尊の二神約諾神話については、本全釈卷二「天照大神、兒屋根尊ニ仰合テ云ク」の項(四—二七頁)参照。神事・祭祀をもって國務・朝政とすることについては、『続日本紀』宝龜七年四月十二日条「勅、祭祀神祇、國之大典」(新大系『続日本紀』5—二二頁)にある。『貞慶表白集』「請雨表白」は、「以神事為國務、以祭祀為朝政」を欠く。一方『貞慶表白集』「神社表白」には「就中日本者、天照大神之子孫、永踏天子之位、天兒屋根尊之苗裔、今佐天下之政、以敬神為國、以祭祀為國法」(五八頁)とある。○善神尤可守之國也、龍天輒不可棄之境也 「尤」は「公」欠く、「龍天」は「作」「竜神」。「神」に「天イ」と傍注、「輒不可棄」は「公」「不可奇」。「境」は「醜」。「作」「故」。「境」と異本注記)。善神尤も守るべきの國なり、龍天輒く棄つべからざる

の境なり。神国であるとの前の主張を受けて、だから善神・龍天ならば当然守護すべき地であると主張する。『貞慶表白集』「請雨表白」は前半なく、「龍天輒不可棄之地也」(七一頁)。○何況欽明天皇代、**仏法初渡本朝**。「天皇」は〈公〉欠く、「本朝」は〈公〉「此朝」。何に況んや欽明天皇の代に、仏法初めて本朝に渡る。前の神国日本との主張に対して、以下では仏法尊崇の国としての日本という主張を展開する。欽明天皇は六世紀中葉の第二十九代天皇。『古事記』『日本書紀』によれば継体天皇の嫡子で母は皇后の手白香皇女。仏教の渡来は、『日本書紀』では欽明十三年(五五二年)と記されている一方、『上宮聖徳法王帝説』や『元興寺縁起』では、欽明七年(五三八年)とされている。この『日本書紀』に記載された仏教公伝を示す百濟聖明王からの上表文、欽明天皇が使者に応えた詔のいずれにも、七〇三年に漢訳された「金光明最勝王經」に依拠した表現があるとの指摘がなされており(藤井顕孝)、吉田一彦はこの問題について、「仏教伝来から三宝興隆の詔に至る『日本書紀』の仏教関係記事は、一つのストーリーのもとに構成された、一連の記事」であり、それは「末法↓魔仏↓魔仏との戦い↓仏法興隆」という筋立て」になっており、「仏教伝来記事では『金光明最勝王經』が用いられて文章がつくられていた」(51―1頁)と指摘する。なお、「欽明天皇代」以降「不列人数」までの文は、『本朝文粹』に収められた三善清行「意見十二箇条」の一節によると指摘される(柿村重松六頁、大曾根章介四〇〇―四一頁)。

「欽明天皇之代、**仏法初伝本朝**。推古天皇以後、此教盛行。上自群公卿士、下至諸國黎民。無不建寺塔者。不列人数。故傾尽資産。興造浮圖。競捨田園。以為仏地。多買良人。以為寺奴。

降及天平。弥以尊重。遂傾田園。多建大寺。其堂宇之崇。仏像之大。工巧之妙。莊嚴之奇。有如鬼神之製。似非人力之為。又令七道諸國建國分二寺。造作之費。各用其國正稅。於是天下之費。十分而五。(國史大系一九下―四一―四三頁。傍線部は〈盛〉とほぼ一致する箇所、波線部は「九州正稅、国家用途不幾、併宛仏界之供」に対応)。三善清行の文章は、本来、仏教への過大な傾斜・財政的支出を批判したものであるが、澄憲はこれを利用して全く逆の文脈を作り出していることになる。矢口邦子は、澄憲の説教に「この「意見十二箇条」の国稅用途批判が暗に踏まえられていた」(四一頁)可能性を指摘する。『貞慶表白集』「請雨表白」にほぼ同文あり。○推古天皇以來、此教盛行、降及聖武御宇、弥盛尊重。「天皇」は〈公〉欠く、「盛行降」は〈作〉「盛始降」、「聖武」は〈公〉「聖武天皇」、「盛尊重」は〈作〉「尊重盛也」として、「重」と「也」にそれぞれ「イ無」と傍注。推古天皇より以來、此の教へ盛行し、降りて聖武の御宇に及び、弥盛んに尊重す。推古天皇の御代は即ち聖徳太子が仏法擁護を勧めた時代である。『日本書紀』は推古二年二月丙寅のこととして、推古天皇が仏教興隆の詔を下したことを記す。「詔皇太子及大臣、令興隆三宝。是時、諸臣連等、各為君親之恩、競造仏舎。即是謂寺焉」(旧大系『日本書紀』下一一七五頁)。また聖武天皇が国分寺・国分尼寺および東大寺を建立したことは周知。『貞慶表白集』「請雨表白」推古天皇代「恢弘最盛日域」(七一頁)。○其堂宇之崇、**仏像之大、敢非人力之所為、如鬼神之製**。「所為」は〈醒〉「為」〈公〉「為」、「如」〈醒・作・公〉「有如」。『本朝文粹』の通り、本来は「有如」だろう。其の堂宇の崇きこと、仏像の大きいなること、敢へて人の力の

所為に非ず、鬼神の製るがごとし。「聖武帝の御願として建立・造立された大仏殿・大仏の強大なるをいう」（『新定盛』1—180頁）。○又令七道諸国立国分尼寺（公）この句欠く、「令」は（醒）「者」（作）「今」。又七道諸国をして国分尼寺を立てしむ。『類聚三代格』卷三には国分寺・国分尼寺建立の勅とされる天平十三年二月十四日付けの文書が収録されており、「毎国造僧寺必令有廿僧。其寺名爲金光明四天王護国之寺」。尼寺二十尼。其寺名爲法華滅罪之寺」（国史大系一〇八頁）と記される。○凡上自群公卿士、下至諸国黎民、競捨田園、皆施仏地、争傾財産、悉献三宝。「凡」は（公）欠く、「自」は（醒）欠く、「卿士」は（作）「卿公」（公）に「士力」と傍注（公）「卿公」、「下」は（作）「欠く」、「皆」は（公）欠く、「争」は（作）「諍」、「献」は（公）「奉」。凡そ上は群公卿士より、下は諸国黎民に至るまで、競ひて田園を捨て皆仏地に施し、争ひて財産を傾け悉く三宝に献ず。「意見十二箇条」は、仏教への過大な傾斜、国家・国民の疲弊を批判する文章であったが、ここでは、仏教への帰依の深さを示すものとして賞賛的に語られる。『貞慶表白集』請雨表白「以降上自一天群卿、下至四海黎民、競捨田園、皆施仏地、争傾財産、悉献三宝」（七二頁）。○不修仏事者、不爲生類、不立堂塔者、不列人数「仏事」は（醒・作）「仏地」。仏事を修せざるは生類たらず、堂塔を立てざるは人数に列せず。前項と同じく、「意見十二箇条」では、人々が競って仏教への喜捨を行なったために、国が疲弊したことを批判する文脈で用いられている一節が、ここでは帰依の深さを賞賛する表現へと転じられている。○国風俗習、久積深馴、近自畿内、遠及七道「近自畿内、遠及七道」は（公）「畿外」。

国風俗習、久しく積り深く馴れ、近くは畿内より、遠くは七道に及ぶ。このような敬仏の精神は国の風、俗の習として長年にわたって人々の間に深く浸透し、近くは畿内から、遠く七道に至るまで、津々浦々に及んでいる、の意。○撰州上宮太子、立四天王寺、過者悉知極楽東門「撰州」は（公）欠く、「過者」は（公）「遇」、「極楽」は（公）「極楽浄土」。撰州には上宮太子、四天王寺を立て、過ぐる者悉く極楽の東門たるを知る。上宮太子は聖徳太子のこと。用明天皇の第二皇子で母は穴穗部間人王、名は厩戸豊聰耳皇子、聖徳太子は諡名。推古天皇の摂政として蘇我馬子とともに内政・外交に尽力した。推古三〇年（六二二）没、四十九歳。太子が四天王寺を建立したことについては、『日本書紀』に「於撰津国、造四天王寺」（旧大系下—一六五頁）と記される。その東門が極楽に通じることについては、『聖徳太子伝暦』に「是歳、四天王寺始壊、移建難波、荒陵東下、本願縁起云：宝塔金堂相当極楽東門中心」（国立国会図書館デジタルコレクション、二八コマ）ほか、『今昔物語集』卷十一「聖徳太子建天王寺語第二十一」に「其寺ノ西門ニ、太子自ラ、「釈迦如来転法輪所 当極楽土東門中心」ト書給ヘリ。是ニ依テ、諸人彼ノ西門ニシテ弥陀ノ念仏ヲ唱フ。于今不絶シテ、不参ヌ人無シ」（新大系三—一六三頁）などの言説として流布し、『梁塵秘抄』卷二にも「極楽浄土の東門は、難波の海にぞ対へたる、転法輪所の西門に、念仏する人参れとて」（新大系五四頁）と謡われる。『転法輪鈔』安元二年九月天王寺御逆修旨趣「昔此ノ地何事有尺迦如来転法輪処、今正何方当極楽土東門中心」（『安居院唱導集』上—二四三頁）。なお、極楽の東門が、天王寺の西門に当たるといふ信仰は、聖徳太子の日記と信じられている『四

天王寺御手印縁起」(寛弘四年(一〇〇七)発見の奥書がある)の「昔
 釈迦如来転法輪所」「宝塔金堂、相当極楽浄土東門中心」のことはを
 始まりとする。その後、上東門院彰子の天王寺西門における日想観(栄
 華物語)「殿上花見」等によって、天王寺の難波の海に面した西門は
 極楽浄土の入口であるとする信仰がほぼ定着した(岩崎武夫二一〇
 頁)。○泉州行基菩薩、託生大鳥郡、立寺於四十九所「託生大鳥郡」
 は〈公〉「生給^ル和州^ノ中^ニ」、「寺」は〈醜・作〉欠く。泉州には行基
 菩薩、生を大鳥の郡に託して、寺を四十九所に立つ。行基の誕生の地
 について『続日本紀』は「俗姓高志氏。和泉国人也」(新大系三一
 六〇頁)と記し、『三宝絵』は「行基菩薩ハモト薬師寺ノ僧也。俗姓
 ハ高階氏、和泉国大鳥郡ノ人也」(新大系九二頁)、『日本往生極楽記』
 二は「行基菩薩、俗姓高志氏、和泉国大鳥郡人也」(思想大系五〇二頁)、
 『今昔物語集』卷十一第二は「行基菩薩ト申ス聖在ケリ。和泉ノ国、
 大鳥ノ[□]時、物ニ被裏テ生レタリケレバ」(新大系三二二頁)
 と記す。また、『日本霊異記』中七「俗姓越史也。越後国領城郡人也。
 母和泉国大鳥郡人」(新大系三三三頁)と、和泉国大鳥郡は母の出身
 地とする。なお、行基による寺院建立については、『続日本紀』が「留
 止之處、皆建道場」。其畿内凡四十九処、諸道亦往々而在。弟子相繼、
 皆守「遺法」(新大系三二二頁)と記し、最澄『顕戒論』には「行
 基僧正四十九院」(国立国会図書館デジタルコレクション、卷上二七
 コマ)、『日本往生極楽記』には「菩薩畿内建立道場凡四十九処」(五〇二
 頁、注に拠れば「三十九」とする本もあり)、『今昔物語集』にも「此
 行基菩薩ハ畿内国ニ四十九所ノ寺ヲ[□]給ヒ、悪キ所ヲバ道ヲ造
 リ、深キ河ニハ橋ヲ巨シ給ヒケリ」(新大系三一六頁)とあるのに

対し、『三宝絵』は「畿内ニハ三十九所、他国ニモ甚タヲホシ」(九三
 頁、注に拠れば四十九とする本もあり)と異なる数を記す。○南都
 七大諸寺比量、田園皆為三宝之地 南都の七大諸寺は量比べ、田園
 皆三宝の地と為る。南都には七大諸寺が量比べるように建ち並び、
 周囲の田園はみな仏法に属する地となっている、の意。南都の七大諸
 寺とは、東大寺、興福寺、元興寺、大安寺、西大寺、薬師寺、法隆寺
 のこと。『扶桑略記』延長四年(九二六)十二月十九日条に「七大寺。
 東大寺。興福寺。元興寺。大安寺。薬師寺五寺。布各十端。西大寺。
 法隆寺二寺。各五百端」(国史大系三二一九八頁)とある。『貞慶表白
 集』「精舎表白」に「南都七大諸寺比量、北京数代御願構^ヲ軒^ヲ」(五八
 頁)とある。○東京数代御願、接軒立錐、無非精舎之地 「御願」
 は〈作〉「御影」、「軒」は〈作〉「斬」、「錐」は〈作〉「計」(傍記)「錐
 キリライ」、「地」は〈醜・公〉「処」(傍記)「地」(傍記)。東
 京数代の御願、軒を接ね錐を立て、精舎の地に非ざるは無し。京の東
 の地は白河院以来の数代にわたる御願寺が、軒を接するように建ち並
 び、僧院でないところがないほどである、の意。「東京数代御願」は、
 「京都賀茂川東の白河の地に建てられた六勝寺を云う。白河帝御願法
 勝寺・堀河帝御願尊勝寺・鳥羽帝御願最勝寺・待賢門院御願田勝寺・
 崇徳帝御願成勝寺・近衛帝御願延勝寺」(新定盛 1—181頁)。「南
 都七大寺」の一節と対となっており、奈良も京都も、いずれも寺院
 が軒を並べた仏法の地となっていることを強調している。前項で引用
 した『貞慶表白集』の「北京数代御願構^ヲ軒^ヲ」に当たる。○弘法
 大師ト紀州高野山、溢三密流於四海 伝教大師点江州比叡嶺、扇十乘
 風於一天「ト」は〈醜〉「下」、「溢三密流於四海」は〈作〉「敷三密

儀於四海」〔儀〕に「流イ」と傍記）〈公〉「灑五智水於四海」〔点〕は〈醒〉「下」〔ト〕と傍記）〈作〉「黙シ」、「江州」は〈公〉「近江」、「扇十乘風於一天」は〈作〉「扇一乘風於普天」。弘法大師、紀州高野の山を下して、三密の流れを四海に溢れしめ、伝教大師、江州比叡の嶺を点じて、十乗の風を一天に扇ぐ。弘法大師空海が紀国の高野山に金剛峯寺を開いてより、真言密教の三密の行法は世界に広まり、伝教大師最澄が近江国の比叡山に延暦寺を開いてより、天台宗の十乗観法は世界に行き渡っている。空海によって真言宗が、最澄によって天台宗が我国に開かれてより、それらの教えが国中に広がっていることを表した比喩的表現。聖徳太子による四天王寺創建、行基菩薩による四十九寺創建と対応した叙述。三密は「仏語。秘密の身・口・意の三業。すなわち、仏の身体と言語と心によってなされる不思議なたらき。また、密教の行者が手に契印を結ぶ身密と、口に真言を唱える口密と、心に本尊を観する意密とをいう」（日国大）。十乗は「十乗観法」、「仏語。天台宗で円頓止観を行なうに当たって、その軌範とする一〇種の観じ方。この一〇によって悟りの境界に導かれるというところから、十乗という。すなわち、観不思議境・真正発菩提心・善巧安心止観・破法編・識通塞・道品調適・対治助聞・知次位・能安忍・無法愛の総称」（日国大）。四海は「四方の海のうちの意から）国内。くにじゅう。また、世界。世の中。天下」（日国大）。一天は「一天下」、「天の下すべて。世の中全体。一国全体。一天。いってんげ。一天世界」（日国大）。四海・一天ともに世界を意味し、しばしば対として用いられる。〈覚〉「入道相国、一天四海をたなごゝるのうちに握り給ひしあひだ」（上—一六頁）。これも『貞慶表白集』『精舎表白』

に「聖武皇帝者扶桑ノ賢王、点シテ御笠山之麓ニ建閣浮無双之伽藍」。上宮太子者異朝權化、トテ難波津之測、崇ニ弘法最初之精舎」。弘法大師者、トテ紀州高野山ニ敷ク三密之流於四海」。伝教大師者、点シテ江州比叡山ニ扇ク一乘之風於普天」（五八頁）とある。なお、この後に前掲「南都七大諸寺比量」が続く。小峯和明は『貞慶表白集』のこの一節について、「本朝文粹」や『江都督納言願文集』をはじめ、平安朝の漢文献には「故事因縁」として日本の先例がひかれる場合はきわめて稀である。それがみられるのは安居院の澄憲あたりからであろうか。歴史のつみあげや時代状況の変転によって、次第に日本古代の歴史も正当な権威ある故事として認識されるようになったのだろう」（三三九頁）と指摘する。○此外七道諸国、九州卒土、山無大小、皆松坊比擔、寺不弁公私、悉国郡卜領。「卒土」は〈醒〉「普天」〔天〕に「亡イ本」と傍記）〈作〉「平土」〔平〕に「卒イ」と傍記）〈公〉「率土」、「比擔」は〈公〉「接軒」、「不弁」は〈醒・公〉「不謂」（〈醒〉は「謂」に「弁」と傍記）。此の外七道諸国、九州の卒土、山は大小無く、皆松坊擔を比べ、寺は公私を弁へず、悉く国郡領を卜む。七道は、東海・東山・北陸・山陰・山陽・南海・西海の諸道でこの道に連なる諸国で日本全国を意味する。九州は日本全土。もともとは中国全土を意味する語で、夏禹の時代に全土を九域に分けたことによる（『書経』禹貢）。転じて日本全土を意味するようになった。「九州八島無算人。自古今来無常身」（『経国集』一〇「入山興」、群書八—五〇九頁）。卒土は「地の続くかぎり。国土のはて。天子の治下全体。しゅっと」（日国大）。松坊は松房、僧房を意味する。『日吉山王利生記』七「修因の善悪にしたがひて。居所の尊卑あり。或は朱楼紫殿檀林宝樹の厳浄なる所も

あり。或は松房竹窓蓬門紫戸の蕭條たる巷もあり」(統群書二下—六九〇頁)。○一國田地、帝皇進止実少、皆爲三寶之領。九州正税、国家用途不幾、併宛仏界之供。「実少」は(ハ)「者少」^{クシテ}、「領」は(ハ)「地」。一國の田地、帝皇の進止実^ニに少なく、皆三寶の領と爲る。九州の正税、国家の用途幾ばくならず、併しながら仏界の供に宛つ。一國の田畑の内、天皇が支配できる地は実に少ない、大半は皆寺院の領する所であるからだ、全国から集まる正税の内、国家の為に用いられるのは幾ばくもない、それは大半が寺院の為に供せられているからだ、の意。進止は、「土地・財産・人間などを思いのままに支配すること。「しんじ」とも読み、進退ともいう。古代には「所勸」「沙汰」などの広い意味で用いられる場合があったが、次第に限定され、中世では所領・所職に対する充行と没収、補任と改易の権利を行使することを意味するようになった」『国史大辞典』。正税は「古代において、国郡行政の経費や国から中央政府への交易進上物の調達に使用するための財源として、郡に設置された正倉に収納して国司が管理・運用をした稲穀」(『国史大事典』)、『貞慶表白集』「請雨表白」「一國田地、帝王進止実^ニ少^{クシテ}、多名三寶之領^一。正税^{セイ}国家用途不幾、併宛^{アツル}仏界之供^一者歟」(七一頁)。○然則釈梵四天、廻眸照之、龍神八部、以目視之。然れば則ち釈梵四天、眸を廻らし之を照らし、龍神八部、目を以て之を視る。釈梵は「仏語。仏法を守護する帝釈天和梵天。仏教の守護神として採り入れられた、インド神話での最高神であるインドラ神(帝釈天)とブラフマン(梵天)」(『日国大』)、四天は四天王、龍神八部は「仏語。仏法を守護する八部衆。八部衆のうち龍神が特にすぐれているところからいう。天龍八部」(『日国大』)。「釈梵四天」「龍

神八部」は護法の神々を総称したもので、仏法守護を自らに課した神々に対して、仏国である日本の守護を祈願する言葉。諸注釈が「釈迦・梵天・四天王」の意とするのは誤り。(『盛』は平氏の攻撃によって南都が焼亡した際に、「神社仏閣悉ク焼ニケリ。梵釈四王、龍神八部、冥官冥衆ニ至ルマデ定テ驚駭給ラントゾ覺エシ」(巻二十四「胡德衆河南浦樂」3—1500頁)と記す。『貞慶表白集』請雨表白も同文。○十六大國加々留國有、五百中國加々留境有。「加々留國」は(ハ)「加之留國」(ハ)「如此國」^{ニキ}、「加々留境」は(ハ)「如此境」^{ニキ}。十六の大國にかかる國や有る、五百の中國にかかる境や有る。十六の大國は、「印度には古代十六の大國があったという。釈迦の靈山説法の時十六大國の王が參集し歸依したとされる」(『新定盛』(1—181頁)。「仁王般若波羅密經」受持品第七)には、其南閻浮提有十六大國。五百中國十千小國」(大正新修大藏經8—183—184頁)とあり、十六大國については、憍薩羅國・舍衛國・摩竭提國・波羅奈國・迦夷羅衛國・鳩尸那國・鳩唎彌國・鳩留國・罽賓國・彌提國・伽羅乾國・乾陀衛國・沙陀國・僧伽陀國・健拏掘闍國・波提國の名を挙げる。なお十六大國の國名については資料によって異なり一定しない(金子芳夫六六五—六七六頁)。また、小峯和明は『貞慶表白集』について「和習化の表現にきわだった特徴がみられる」(二五三頁)として、そのひとつとして「請雨表白」の「かかる國」「かかる境」という指示語の言い回しも一般の表白にはあまりみられず、注意されてよいだろう」(二五一頁)と指摘する。さらに、「故事因縁」として、天竺や中國の故事ではなく、日本の先例が引かれることや、「月の鼠」や「羊の歩み」など、歌語として広まった独特の表現が見られることなども、和習化

の表現として見なしうとする（三七—二四六頁）。とするならば、「和習化」という特徴は、澄憲の表白にすでに認められることになる。

なお、十六大国・五百中国という表現は「十八ノ大国ニモスギ、五百ノ中国ニモ超タリ」（新大系『保元物語』上「將軍塚鳴動」三五頁）のように用いられるようになる。『貞慶表白集』「請雨表白」「十八ノ大

国ニ有ル加留留国^{カカ}、五百中国^{ヒヨク}ニ有ル加留留境^{カカ}」（七一頁）。○法弘還有滅時、道盛必有衰国「有滅時」は〈作〉「滅時」〈公〉「滅」、必有衰国」は〈醜〉「又有衰代」〔又〕に「必」と傍記）〈作〉「必衰^ク」〈公〉

「自^レ有衰」。法の弘まれども選りて滅する時有り、道盛んなれども必ず衰ふる国有り。本来ならば仏法が弘まり、仏道が興隆すれば、国は安定し繁栄するはずであるのに、逆に滅亡したり、衰退したりする場合があることを説く。具体的には後に続く異朝の例を導き出すための言葉。

○国^ニ有善王^ニ又有惡王^ニ、君信正法^ニ臣又信邪法^ニ。「有善王」は〈公〉「善王^モ」、「君信正法」は〈公〉「民信^{トモ}正法^ヲ」、「民又信邪法」は〈醜・公〉「又信邪道」。国に善王有り、又悪王有り、君正法を信じ、臣又邪法を信ず。具体的には、後述の阿育王と弗沙密多、梁武帝と唐武宗の例を指すか。

○彼^レ罽賓国^ニ秋池^ニ、潺湲流^リ而漸溢^ス国界^ニ、耆闍崛^ニ春苔^ニ、聖跡埋^レ而只有^レ猛獸^ニ。「流而漸溢国界」は〈公〉「溢^リ冰遍^リ国土^ニ」、「春苔」は〈公〉「春洞^ニ」、「聖跡埋而」は〈公〉「賢聖者」。彼の罽賓^{けいひん}国の秋の池は、潺湲と流れて漸く国界に溢れ、耆闍崛の春の苔は、聖跡埋もれて只猛獸有り。罽賓国は「古代北印度の国名。阿羅婆楼龍王がここに大雨を降らし龍池となしたという」（新定盛）1—181頁。「爾時罽賓国中有龍王。名阿羅婆楼」。國中種禾稻。始欲結秀。而龍王注大洪雨。禾稻没死流入海中」〔善見毘毘婆沙〕大正新修大蔵

經二四—六八五頁）。潺湲は「水が流れるさま。水が清く、さらさらと流れるさま。また、その音を表わす語。：せんえん」（日国大）。三卷本『色葉字類抄』に「潺湲^{せんえん}（河海部センエン）（セ暁字・下一〇オ）、温故知新書』に「潺湲^{せんえん}（潺湲^{せんえん}）字左訓「セ、ナキ）」（セ乾坤門・卷上ノ下一六）とある。耆闍崛は「古代インド、マガダ国の首都、王舎城の北東方にそびえていた山。釈迦説法の地。靈鷲山（日国大）。いずれもかつての聖跡が跡形もなくなりましたことをいう比喩的表現か。○毗舍利国尋仏跡、大林精舎空聞名、給孤独園訪伽藍、祇園精舎唯有礙。「仏跡」は〈公〉「精舎^ヲ」、「大林精舎」は〈公〉「大林^ノ園精舎」は〈公〉「祇園」、「礙」は〈醜・作・公〉「礎」（〈醜〉は「ツミシノミ」とルビ）。校異77「礙」は〈近・蓬・静〉「礎」が正しい。毗舍利国に仏跡を尋ぬるに、大林精舎は空しく名を聞く、給孤独園に伽藍を訪ふに、祇園精舎は唯だ礎のみ有り。毗舍利国（毘舍離国）は「中印度の国名」（新定盛）1—181頁）。大林精舎は「王舎城近くにあった竹林精舎。印度の最初の僧園（同）と注するが、誤り。毘舍離国の大林精舎はこれとは別の天竺五精舎の一つ。釈迦が最期の説法の旅の立地地であり、そこに於て自らの入滅を予告したことで知られる。「如是我聞、一時仏在。毘舍離国。大林精舎。重閣講堂。告諸比丘。却後三月。我当般涅槃」〔仏説觀音最勝菩薩行法經〕（大正新修大蔵經九—三八九頁）。「毘舍利国ノ大林精舎、重閣講堂ニ御坐テ、却後三月当般涅槃ト説キ玉フ」（華藏寺蔵『釈迦如来八相次第』真福寺善本叢刊『中世仏伝集』四〇三頁）。祇園精舎は給孤独者の異名を持つ須達多が祇陀太子の難題に心えて買い取ろうとした園林に建てら

る。経二四—六八五頁）。潺湲は「水が流れるさま。水が清く、さらさらと流れるさま。また、その音を表わす語。：せんえん」（日国大）。三卷本『色葉字類抄』に「潺湲^{せんえん}（河海部センエン）（セ暁字・下一〇オ）、温故知新書』に「潺湲^{せんえん}（潺湲^{せんえん}）字左訓「セ、ナキ）」（セ乾坤門・卷上ノ下一六）とある。耆闍崛は「古代インド、マガダ国の首都、王舎城の北東方にそびえていた山。釈迦説法の地。靈鷲山（日国大）。いずれもかつての聖跡が跡形もなくなりましたことをいう比喩的表現か。○毗舍利国尋仏跡、大林精舎空聞名、給孤独園訪伽藍、祇園精舎唯有礙。「仏跡」は〈公〉「精舎^ヲ」、「大林精舎」は〈公〉「大林^ノ園精舎」は〈公〉「祇園」、「礙」は〈醜・作・公〉「礎」（〈醜〉は「ツミシノミ」とルビ）。校異77「礙」は〈近・蓬・静〉「礎」が正しい。毗舍利国に仏跡を尋ぬるに、大林精舎は空しく名を聞く、給孤独園に伽藍を訪ふに、祇園精舎は唯だ礎のみ有り。毗舍利国（毘舍離国）は「中印度の国名」（新定盛）1—181頁）。大林精舎は「王舎城近くにあった竹林精舎。印度の最初の僧園（同）と注するが、誤り。毘舍離国の大林精舎はこれとは別の天竺五精舎の一つ。釈迦が最期の説法の旅の立地地であり、そこに於て自らの入滅を予告したことで知られる。「如是我聞、一時仏在。毘舍離国。大林精舎。重閣講堂。告諸比丘。却後三月。我当般涅槃」〔仏説觀音最勝菩薩行法經〕（大正新修大蔵經九—三八九頁）。「毘舍利国ノ大林精舎、重閣講堂ニ御坐テ、却後三月当般涅槃ト説キ玉フ」（華藏寺蔵『釈迦如来八相次第』真福寺善本叢刊『中世仏伝集』四〇三頁）。祇園精舎は給孤独者の異名を持つ須達多が祇陀太子の難題に心えて買い取ろうとした園林に建てら

れた寺院。本全釈一―五頁参照。『宝物集』「毘沙離国の仏跡をたづぬれば、大林精舎は名をのみきく。給孤独園の伽藍をとぶらへば、祇園精舎は名をのみきく石ずへのみ残り」(新大系一五三頁)を、同脚注は澄憲の表白集(醍醐寺三寶院蔵)に拠つたかとする。また(盛)巻九「仏ノ教説シ給ヒケル祇園精舎モ竹林精舎モ孤狼ノ棲トナリ、鷲峯山モ孤獨園モ只柱礎ノミ残レリ」(山門堂塔)2―三頁)も類似する(諸本にも同様の本文あり)。○阿育大王帰正法、後為弗沙密多被滅、梁武帝崇正法、後值唐武宗滅之(公)この前に「月氏聖跡興廢如此」あり。「帰正法後」は(作)「帰正法」(公)「帰正法」(多)「多」(公)欠く、「崇正法後」は(醜)「崇仏道」(公)「崇仏道」(滅之)は(公)「滅亡」。阿育大王は正法に帰するも、後に弗沙密多の為に滅ぼされ、梁の武帝は正法を崇むるも、後に唐の武宗の之を滅ぼすに値ふ。阿育大王(アショカ王)は古代インドのマガタ国の王。はじめは専制君主として権力を振るつたが、後に仏法に帰依し、中央・地方の統治機関の機能を、人民の間に正法を弘め育てることに重点を置くようにした。『阿育王伝』によれば、王は全土に八万四千塔を造立したとされる。「還与後嗣式摩留王式摩留子名耆呵提。耆呵提子名弗舍摩。弗舍摩子名弗舍密哆。弗舍密哆其諸臣議言。云何当使名字流布於世耶。時有輔相答言。汝昔先王阿恕伽王。閻浮提起八万四千塔以百億金施。隨仏法幾時住世名字常在。王能学起八万四千塔。名字亦可久流於世。答言昔者先王威德能弁此事。我今何能作如是業。更可以其余方便同阿恕伽王不也。有邪見輔相言。修福作惡二俱得名。先王能起八万四千塔名德久流。汝若壞之名流後世。弗舍密哆使集四兵向雞頭摩寺欲壞寺門。爾時寺門有師子吼。王大恐懼不敢入寺復還歸來」(『阿育

王伝』大正新修大藏経五〇―一一頁)。「天然ニモ仏滅度百年ノ後、阿育ト云王アリ。姓ハ孔雀氏、王位ニツキシ日、鉄輪飛降ル。転輪ノ威徳ヲエテ、閻浮提ヲ統領ス。アマサヘ諸ノ鬼神ヲシタガヘタリ。正法ヲ以テ天下ヲオサメ、仏理ニ通ジテ三寶ヲアガム。八万四千ノ塔ヲ立テ、舍利ヲ安置シ、九十六億千ノ金ヲ棄テ功德ニ施スル人ナリキ。其三世孫弗沙密多羅王ノ時、悪臣ノス、メニヨ(ツ)テ、祖王ノ立タリシ塔婆ヲ破壊セント云悪念ヲオコシ、モロくノ寺ヲヤブリ、比丘ヲ殺害ス。阿育王ノアガメシ雞雀寺ノ仏牙齒ノ塔ヲコボタントセシニ、護法神イカリヲナシ、大山ヲ化シテ王及び四兵ノ衆ヲオシコロス。コレヨリ孔雀ノ種永絶ニキ。カ、レバ先祖大ナル徳アリトモ、不徳ノ子孫宗廟ノマツリヲタ、ムコトウタガヒナシ」(『神皇正統記』武烈天皇)旧大系八九頁)。梁武帝は南朝梁の初代皇帝蕭衍。雍州刺史であった時、暴政を敷いていた南朝齊の皇帝蕭宝卷を打倒すべく兵を挙げて殺害、代わって擁立した和帝から禪讓を受けて天監元年(五〇二)に帝位に即き、梁を興した。治世の前半期には善政を敷き実績をあげたが、後半期には仏教への傾斜が強まり、仏教の戒律に従って菜食を堅持した生活をし、仏典の注釈を著すなどしたため、「皇帝菩薩」とも称された。しかしながら、自らが建立した同泰寺で「捨身」の名目で莫大な財物を施与するなどして財政の逼迫を招いた。また朱异(『平家物語』冒頭で安禄山などとともに挙げられる逆臣の一人)に代表される寒門出身者を重用したことで、官界の綱紀も乱れ、ついには反乱を起こした侯景による幽閉の中で逝去。唐武宗は唐朝十八代皇帝。李徳裕を宰相に登用し、宦官勢力の抑制や中央集権体制の立て直しに努める一方、道士である趙昇を信任し、道教に傾斜するあまり「会昌の廢仏」と

称される廃仏令を出した。卷二十四「仏法破滅ノ人ヲ尋ルニ……阿育 尼ヲ埋ミ書籍ヲ焼、唐武宗、会昌太子、三宝ヲ滅キ」（「仏法破滅」3 大王ノ太子弗沙蜜多、寺塔ヲ破壊シ聖教ヲ亡ス。震旦ニハ秦始皇、僧 一五〇二頁）。

【引用研究論文】

* 井上薫『日本古代の政治と宗教』（吉川弘文館一九六一・7）

* 岩崎武夫「天王寺西門考」（文学一九七四・9。『続さんせう太夫考—説経浄瑠璃の世界』平凡社一九七八・4再録。引用は後者による）

* 大島薫「日本において編纂された説法資料に関する考察」（二〇〇六年四月二〇日、韓国仏教学会発表資料）

* 大曾根章介『「本朝文粹」と『平家物語』—章句の引用について—」（共立女子大学短期大学部紀要九、一九六五・12）

* 柿村重松「本朝文粹の文句と平家物語」（『松井博士古稀記念論文集』日黒書店一九三二・2）

* 金子芳夫「資料集一—四」原始仏教聖典の仏在処・説処一覽—その他国篇」（中央学術研究所紀要モノグラフ篇一五『原始仏教聖典資料による 釈尊伝の研究』【二五】「資料集篇VII」二〇〇九・10）

* 小峯和明「貞慶『表白集』小考」（国文学研究資料館紀要二〇、一九九四・3、『中世法会文芸論』笠間書院二〇〇九・6再録。引用は後者による）

* 藤井顕孝「欽明紀の仏教伝来の記事について」（史学雜誌三六—八、一九二五・8）

* 矢口邦子「『公請表白』・『玉葉』から見る安居院澄憲—安元以前—」（芸文研究八〇、二〇〇一・6）

* 山中裕『平安朝の年中行事』（瑞書房一九七二・6）

* 吉田一彦『日本書紀』仏教伝来記事と末法思想（その一—五）」（人間文化研究七、二〇〇七・6 / 九、二〇〇八・6 / 一〇、二〇〇八・10 / 一一、二〇〇九・6 / 一二、二〇一〇・6）

1 豈如哉、我₂ 国家₁ 一₂ 帰_レ 仏₃ 永₃ 無_レ 改₄、一₄ 弘_レ 法₅ 遂₅ 不_レ 墮₆。自₆ 欽₆ 明₆ 一₆ 至₆ 当₆ 今₆ 一₆ 五₆ 十₆ 二₆ 代₆、7 未_レ 聞_レ 下_レ 背_レ 仏_レ 法_レ 之_レ 君_上、推_レ 古_レ 天_レ 皇_上 以_レ 来_上 五₆ 百₆ 七₆ 十₆ 八₆ 余₆ 年₆、未_レ 見_レ 棄_レ 仏_レ 法_レ 之_レ 代_上、然_レ 则_レ 天_レ 人₉ 不_レ 護_レ 我_レ 国_者、即_レ 不_レ 護_レ 常_レ 住_レ 三_レ 宝_上、龍_レ 神_若 惡_レ 我_レ 国_者、即_レ 奉_レ 惡_レ 三_レ 宝_上 福_レ 田_上。不_レ 降_レ 雨_上、失_レ 地_レ 利_上 者_上、仏_レ 界_皆 施_レ 供_レ 養_上、14 不_レ 止_レ 災_上 損_レ 人_レ 民_上 者_上、出_レ 家_上 定_レ 滅_レ 徒_レ 衆_上 歟。17 護_レ 国_四 王_上、18 発_レ 誓_レ 願_レ 於_レ 仏_前、龍_レ 神_八 部_上、19 奉_レ 仏_レ 勅_レ 於_レ 在_レ 世_上、20 忘_レ 護_レ 法_レ 誓_レ 於_レ 心_中 歟、21 誤_レ 我_レ 国_風 於_レ 眼_前 歟。天_レ 人_龍 神_上、過_レ 勿_レ 憚_レ 改_レ。速_レ 降_レ 甘_レ 露_雨、25 忽_レ 災_上 旱_上 憂_上。伝_レ 聞_レ、中_レ 天₂₆ 金_レ 皇_衛 大_レ 国_上、每_レ 年_上 一_度 設_レ 法_会、28 難_レ 陀₂₉ 跋_レ 難₃₀ 守_レ 其_レ 国_上、風_レ 雨_順 時_上。今_レ 見_レ 南_閩 浮_大 日_本 国_上、32 春_夏 二_度 修_レ 大_レ 会_上、難_レ 陀₃₃ 跋_レ 難_何 衛_レ 此_レ 朝_上、雨_レ 沢₃₄ 不_レ 階_時、徒_レ 雨₃₆。80 億_諸 大_龍 王_雨 惜_レ、何_レ 不_レ 降_レ 我_レ 国_上。39 無_レ 罪_六 十_余 州_人 民_上、忽_レ 失_レ 口_中 食_上。此₄₁ 言_必 達_レ 上_天 之_レ 聞_上、此₄₂ 時_速 除_レ 下_土 之_レ 憂_上。玉_レ 休_安 穩_上、宝_レ 祥_延 長_之 唱_上、讓_レ 座_之 啓_白。45 今_レ 只_レ 代_レ 民_述 一_レ 国_之 大_レ 訴_上、代_レ 君_陳 一_レ 心_之 深_レ 誠_上。49 万_機 政_令、未_レ 出_レ 叡_情、彼_レ 倉_之 責_何 故_上。

一國賞罰、⁵²未任神襟、⁵³上怨之咎無由。⁵⁵驚三界諸天、聽此詞、聚四海龍神、⁵⁶怨此事。⁵⁷冀不廻時日之程、⁵⁸忽降甘露之霑。然則春稼秋熟、⁶⁰國保九年之蓄、⁶¹月俸有⁶²余、民誇⁶³五榜之慶。抑付⁶⁴經有⁶⁵多文段、⁶⁶初文如何。トゾ被⁶⁷啓曰タリケル。

- 【校異】 1 〈蓬〉「豈如哉」、〈静〉「豈如哉」。 2 〈蓬〉「国家」、〈静〉「国家」。 3 〈蓬〉「無故」、〈静〉「無レ改」。 4 〈蓬〉「弘」、〈静〉「弘」。
- 5 〈蓬〉「不墮」、〈静〉「不墮」。 6 〈蓬〉「至」、〈静〉「至」。 7 〈蓬〉「未聞背⁶⁸仏法之君」、〈静〉「未聞背⁶⁹仏法之君」。 8 〈蓬〉「余年」の後に「余年」とし、二字を見せ消ち。 9 〈蓬〉「不護我國者」、〈静〉「不護我國者」。 10 〈蓬〉「不護」、〈静〉「不護」。 11 〈近〉「奉惡三宝福不降雨」とし、「福」の後に補入符あり。右に「田」を傍書。また「田不降雨」に見せ消ち。〈蓬〉「奉⁷⁰惡三宝福不降雨」、〈静〉「奉⁷¹惡三宝福不降雨」。 12 〈蓬〉「失地利者」、〈静〉「失地利者」。 13 〈蓬〉「絶」、〈静〉「絶」。 14 〈蓬〉「不止災」、〈静〉「不止災」。 15 〈蓬〉「損人民者」、〈静〉「損人民者」。 16 〈蓬〉「滅徒衆歟」、〈静〉「滅徒衆歟」。 17 〈蓬〉「護国四王」、〈静〉「護国四王」。 18 〈蓬〉「発」、〈静〉「発」。 19 〈蓬〉「奉⁷²仏勅於在世」、〈静〉「奉⁷³仏勅於在世」。 20 〈蓬〉「忘⁷⁴護法誓於心中歟」、〈静〉「忘⁷⁵護法誓於心中歟」。 21 〈蓬〉「誤⁷⁶我國風於眼前歟」、〈静〉「誤⁷⁷我國風於眼前歟」。 22 〈蓬〉「改」、〈静〉「改」。 23 〈蓬〉「降」、〈静〉「降」。 24 〈近〉「其露雨」。 25 〈蓬〉「忽除⁷⁸炎早憂」、〈静〉「忽除⁷⁹炎早憂」。 26 〈近〉「舍大国」とし、「舍」の後に補入符あり。右に「衛」を傍書。〈蓬〉「舍衛大国」、〈静〉「舍衛大国」。 27 〈蓬〉「設」、〈静〉「設」。 28 〈静〉「難陀」。 29 〈蓬〉「跋難陀」。 30 〈蓬〉「守⁸⁰其国風雨順時」、〈静〉「守⁸¹其国風雨順時」。 31 〈蓬〉「今見⁸²南浮大日本国」、〈静〉「今見⁸³南浮大日本国」。 32 〈蓬〉「春夏」、〈静〉「春夏」。 33 〈蓬〉「跋難陀」。 34 〈蓬〉「衛」、〈静〉「衛」。 35 〈蓬〉「不階時」、〈静〉「不階時」。 36 〈蓬〉「雨」、〈静〉「雨」。 37 〈近〉「八十億諸龍王」とし、「諸」の後に補入符あり。右に「大」を傍書。〈蓬〉「八十億諸龍王」、〈静〉「八十億諸龍王」。 38 〈蓬〉「不降」、〈静〉「不降」。 39 〈蓬〉「無⁸⁴罪六十余州人民」、〈静〉「無⁸⁵罪六十余州人民」。 40 〈蓬〉「忽失⁸⁶口中食」。 41 〈蓬〉「言」、〈静〉「言」。 42 〈蓬〉「達⁸⁷上天之間」、〈静〉「達⁸⁸上天之間」。 43 〈蓬〉「時」、〈静〉「時」。 44 〈蓬〉「除⁸⁹下土之憂」、〈静〉「除⁹⁰下土之憂」。 45 〈蓬〉「讓⁹¹座々啓白」、〈静〉「讓⁹²座々啓白」。 46 〈蓬〉「今」、〈静〉「今」。 47 〈蓬・静〉「代」、〈静〉「代」。 48 〈蓬〉「代」、〈静〉「代」。 49 〈蓬〉「万機⁹³政今」、〈静〉「万機⁹⁴政今」。 50 〈近〉「禾出⁹⁵叡情」、〈蓬〉「未出⁹⁶叡情」、〈静〉「未出⁹⁷叡情」とし、「未」字左訓「ス」。 51 〈蓬〉「何故」、〈静〉「何故」。 52 〈蓬〉「未⁹⁸任神襟」とし、「未」字左訓「ス」。 53 〈蓬〉「上怨之」、〈静〉「上怨之」とし、右に「云イ」を傍書。 54 〈近〉「無田」。 55 〈蓬〉「驚⁹⁹三界諸天聽此詞」、聚四海龍神、¹⁰⁰は難読、〈静〉「驚¹⁰¹三界諸天、聽此詞、聚四海龍神」。 56 〈蓬〉「怨」、〈静〉「怨」。 57 〈蓬〉「時日之」、〈静〉「時日之」。 58 〈蓬〉「忽降¹⁰²甘露之霑」、〈静〉「忽降¹⁰³甘露之霑」。 59 〈蓬〉「甘露之霑」。 60 〈蓬〉「春稼秋熟」、〈静〉「春稼秋熟」。 61 〈蓬〉「国」、〈静〉「国」。 62 〈蓬〉「月俸有¹⁰⁴余」、〈静〉

「月俵有^{ケツツホカ}余^{アツテマツリ}」62「蓬・静」トコロニ。63「近」柳付経、^{ソナリ}「抑付^{フツテ}経^{キヤウニ}」^{ソナリ}「抑付^{フツテ}経^{キヤウニ}」^{ソナリ}「抑付^{フツテ}経^{キヤウニ}」64「蓬」多受段^{タシユムケン}。65「近」初文如何トク、^{ソナリ}「初文如何トク」^{ソナリ}「初文如何トク」。

【注解】○豈如哉、我国家一帰仏永無改、一弘法遂不墮。「哉」は〈作〉欠く、「我国家」は〈公〉「我朝」、「無は〈醒・公〉不」、「法」は〈醒〉

「公」^{トク}「墜」^{トク}。「道」^{トク}「法」と傍記、「墮」は〈醒〉^{トク}「隨」^{トク}〈作〉「隨」^{トク}。豈に如かんや、我が国家は一たび仏に帰して永く改むること無く、一たび法を弘めて遂に墮さず。以下、ひとたび栄えた仏法

が後に排斥された歴史を持つ天竺・震旦に対して、日本の優位を強調する。○自欽明至当今五十二代、未聞背仏法之君、推古天皇以来

五百七十余年、未見棄仏法之代。「五十二代」は〈醒・公〉「五十一代」、「推古天皇以来五百七十余年」は〈公〉「自推古皇當時四百余年」、「棄」

は〈公〉「忘」。欽明より当今に至るまで五十二代、未だ仏法に背くの君を聞かず、推古天皇より以来五百七十余年、未だ仏法を棄つるの代

を見ず。前段の「何況欽明天皇代、仏法初渡本朝」以下を受けた叙述。日本が仏法伝来以来、継続的に深く帰依をし続けてきたことを強調している。実際には欽明天皇を継いだ敏達天皇の時代には、廃仏派

の物部守屋と中臣氏が勢いづき、それに崇仏派の蘇我馬子が対立する

という構図になっていた。崇仏派の蘇我馬子が寺を建て、仏を祭ると

ちようど疫病が発生したため、敏達天皇十四年（五八五年）には仏教

禁止令が出され、仏像と仏殿を燃やされている。敏達天皇はまもなく病が重くなり崩御したことが記紀に記される。澄憲の表白はこの史実

を無視して、日本における一貫した敬仏の歴史を強調する。なお、『参

考源平盛衰記』が「按ズルニ、欽明ヨリ高倉ニ至ルマデ五十一代、其ノ間五百八十二年也」（新定盛）一一八二頁）と注を付すように、

二十九代欽明天皇より八十代高倉天皇までは、五十二代。推古天皇元年は五百九十三年、承安四年（一一七四）までは、五百八十二年となる。○然則天人不護我国者、即不護常住三宝、龍神若惡我国者、即

奉惡三宝福田。「然則」は〈公〉「故」、「天人」は〈作〉「諸天」、「即」は〈公〉欠く。然れば則ち天人我が国を護らざれば、即ち常住の三宝

を護らず、龍神若し我が国を惡まば、即ち三宝の福田を惡み奉る。欽

明天皇以来一貫して敬仏を貫いている日本を、もし天人が守護しない

のであれば、それはまさに常に保たれてきた三宝を護らないことに等

しく、龍神がこの国をもし惡むとすれば、それは三宝の福德を豊かに

もたらず国を惡むに等しいことである、の意。福田は「仏語。田がよ

く物を生ずるように、福德を得させる人のこと。仏や僧、父母、貧者

などを敬い、施しを行なうとき、多くの福德を生み、功德が得られる

ところから、これを田にたとえていう。仏を大福田といい、仏や僧を

恭敬福田（敬田）、父母や師を報恩福田（恩田）、貧者や病者を貧窮福

田（悲田）という。その他、種々の福田を数える」（日国大）。「慳

貪ナル者ハ人ニモアタヘズ、善根ニモシ入ズ、三宝ノ福田、父母師長

ノ恩田、貧病乞凶ノ悲田ニモ施セズシテ」（沙石集）卷七「無情俗事」

旧大系三〇八頁。『貞慶表白集』「請雨表白」「然則天人若不護我

国者、即不護常住三宝、龍神若惡捨我國者、即奉惡三宝、

福田」（七一頁）。○不降雨失地利者、仏界皆施供養、不止災損人

民者、出家定滅徒衆。「施」は〈作〉「絶」^{トク}「断」^{トク}、「損」は〈公〉「滅」、

「出家」は〈公〉「僧侶」「徒衆」は〈公〉「教量」。校異13「施」は〈蓬・

「絶」が正しい。雨を降らさず地の利を失はば、仏界皆供養を絶たん、災止どめず人民を損ぜば、出家定めて徒衆を滅せんか。雨を降らさず大地の恵みを失えば、仏教界もみな供養の糧を失うことになろう、災害を止どめず人民を損じることになれば、僧侶は教化すべき人々を失うことになろう、の意か。徒衆は「あとに従う人々。供の人々。弟子の人々。また、民。庶民。大衆」（『日国大』）の意。なお「公」「教量」は、「仏の教えを思量すること」（『日国大』）の意。『貞慶表白集』「請雨表白」「不_レ降_レ雨_ヲ而失_レ地利_ヲ者、仏界皆絶_ス供養_ヲ、不_レ止_レ災損_レ人民_ニ者、道人定_テ滅_シ徒衆_ヲ」（七一頁）。○護国四王、発誓願於仏前、龍神八部、奉仏勅於在世、忘護法誓於心中歟、誤我國風於眼前歟。「護国」は「公」「護世」、「我國」は「公」「国土」。護国の四王は、誓願を仏前に発し、龍神八部は、仏勅を在世に奉りき、護法の誓ひを心中に忘るるか、我が国の風を眼前に誤るか。『公請表白』「如説仁王会略次第」の「一切三宝梵天帝尺、護世四王、龍神八部」（二一九頁）、『転法輪抄』「護世四王龍神八部」（二二八頁）のように「護世」がよい。『金光明最勝王經』では、この經典を聴聞し正法を護持する王がいる時には、四天王をはじめとした諸天が王や国土を護する旨を繰り返し述べる。澄憲は日本における敬仏の歴史を繰り返し強調することで、逆に四天王や龍神八部に、釈迦に対して行なった誓約の履行を迫るのである。仏勅は「仏のおことは。また、仏のお告げを述べること」（『日国大』）。○天人龍神、過勿憚改「公」この句欠く。天人龍神、過ちて改むるを憚ること勿れ。遠藤光正は、出典として「過則勿憚改（明文抄則作即、管蠡抄憚作渾）。論語（玉函秘抄卷中。明文抄四、人事部下。管蠡抄第七、過改の項）」を挙げ、「この句は『論

語』の学而篇と子罕篇に見える。これを典拠としたものである」と指摘する（一四頁）。○速降甘露雨、忽除災旱憂「災旱」は「公」「災旱」、「憂」は「醒」「愁」。速やかに甘露の雨を降らし、忽ちに災旱の憂を除け。『逢・静』『災旱』（校異25参照）。『災旱』の用例としては、『扶桑略記』寛和三年五月二十九日条に、「又大赦天下。依災旱也」（但し、頭注では「災、恐虫作炎」。国史大系三二二五七頁）とある他、『三代実録』元慶二年八月二十七日条に、「撰津国頻年災旱、道殍盈路」（国史大系四一四三三頁）が見られる。○伝聞、中天舍衛大国、毎年度設法会、難陀・跋難陀、守其国、風雨順時「中天舍衛大国」は「公」「中天竺」「摩竭陀国」は「公」「難陀」は「故」「難陀」、「跋難陀」は「作」「跋難陀」は「公」「跋陀」、「其」は「公」欠く。伝へ聞く、中天舍衛大国は、毎年一度法会を設くるに、難陀・跋難陀其の国を護り、風雨時に順ふ。中天舍衛大国は舍衛城を首都とするコーサラ国の事で十六大国の一つ。難陀・跋難陀は八大龍王の一つ、兄弟とされる。『古昔物語集』卷一第二話「難陀・跋難陀ノ龍王ハ、虚空ノ中ニシテ清浄ノ水ヲ吐テ太子ノ御身ニ浴シ奉ル」（新大系一七頁）、『三国伝記』卷九第一「難陀・跋難陀トテ兄弟ノ大龍須弥ノ辺リノ海ニ居セリ」（中世の文学下――二一九頁）のように常に対で語られる。「有八龍王。難陀龍王。跋難陀龍王。娑伽羅龍王。和修吉龍王。徳叉迦龍王。阿那婆達多龍王。摩那斯龍王。優鉢羅龍王等。各与若千百千眷属俱」（『妙法蓮華經』「序品」、大正新修大藏經九一二頁）。『妙法蓮華經文句』に「次列八龍者。難陀名歡喜。跋名善。兄弟常護摩竭提」。雨沢以時国無饑年。瓶沙王年為一会。百姓聞皆歡喜。從此特名」（大正新修大藏經三四―二四頁）とあるのを踏まえた一節か。但し、『妙法蓮華經文

句』では「摩竭提」とあり、これを「中天舎衛大國」としているのは不審。○今見南閻浮大日本國、春夏二度修大会、難陀・跋難何衛此朝、雨沢不階時、徒雨「閻」は「醒・作」欠く、「大会」は「醒」「最勝大会」〈公〉「講会」、難陀」の前に〈公〉「則」、「何衛此朝雨沢不階時徒雨」は〈公〉「擁之有被災旱、徒雨」、何」は〈作〉「何来」、「雨沢不階時」は「醒」「不雨沢叶時」、「階」は〈作〉「楷」。今南閻浮の大日本國を見るに、春夏に二度大会を修す、難陀・跋難何ぞ此の朝を衛り、雨沢時に階はず、徒らに雨る。年に一度の法会を開いて仏を供養する舎衛國（正しくは摩竭提國）ですら、難陀・跋難陀がこれを守護し、風雨が時宜になつてゐるのに、年に春夏二度の法会を開いて仏を供養している日本を、どうして難陀・跋難陀が守護せず、ために雨が時宜にかなわず、無駄に降るのであるのか、の意。○八十億諸大龍王雨惜、何不降我國。無罪六十余州人民、忽失口中食「無罪」は〈公〉「若干」、「忽失」は「醒」「悉失」〈公〉「悉欲失」。八十億の諸大龍王雨を惜しみて、何ぞ我が國に降さざる。罪無き六十余州の人民、忽ちに口中の食を失はん。いかなる理由で八十億の諸大龍王が雨を惜しんで、我國に降らさないのであるのか、そのために日本六十余州の罪なき人民は、忽ちに食べき食物を失うことになるのだろうか、の意。『大方広仏華嚴經』如来出現品に「如是等八十億諸大龍王、各雨大海、皆悉展轉」（大正新修大藏經一〇—二七四頁）を踏まえた表現。校異37で〈蓬〉「八十德」とあるのは誤り。○此言必達上天之間、此時速除下土之憂「言」は〈作〉「詞」、「必」は〈公〉欠く、「上天」は〈作〉「天」。此の言必ず上天の間に達せば、此の時速やかに下土の憂ひを除きたまへ。上天（≡天）と下土（≡地）を対とした表現。

「雲生」上天。人託下土」（『本朝文粹』一「視雲知隱賦」、国史大系二九下—一四頁）。○玉体安穩、宝祚延長之唱、讓座之啓白「座」は「醒・作」「座々」〈公〉「座座」。玉体安穩、宝祚延長の唱、座の啓白に讓る。最勝講の本来の目的は「玉体安穩、宝祚延長」を願うところにあるが、澄憲の表白においては、これは最勝講における座の啓白に讓つて、ここでは述べない旨を述べる。『転法輪鈔』「如法転読大般若表白」「此経者莫耆良薬也。熟蘇法味也。以致玉体安穩、以致宝祚延長」（『安居院唱導集』上—三〇頁）。○今只代民述一國之大訴、代君陳一心之深誠「只」は「醒」「人」、「大訴」は「醒」「大愁」〈公〉「憂」、「深誠」は〈公〉「誠」。今は只、民に代はりて一國の大訴を述べ、君に代はりて一心の深誠を陳ぶ。『公請表白』の付記によると、この時の最勝講においては祈雨の勅命は下されていなかったにもかかわらず、澄憲は報國の忠節から、あえて祈雨を祈願している。「今年炎旱事、民拏而雖有憂、朝家沙汰不急、最勝講之間、別無祈雨之勅命、少僧兼懷報國之忠節、推企当座之啓白」（山崎誠一〇九頁）。前項では、最勝講本来の目的「本来玉体安穩、宝祚延長」の祈願は「座之啓白」に讓るとあったが、付記のような事情が反映されているとみられる。○万機政令未出叡情、彼蒼之責何故、一國賞罰未任神襟、上怨之咎無由「今」は「醒」「命」〈公〉欠く、「未」は〈作〉「今」、未全、「彼」は〈作〉「披」、「神襟」は〈作〉「禁」、「襟イ」と傍注、「上怨」は「醒・作」「上玄」〈作〉「玄」に「怨」と傍注）、〈公〉「上玄」の賞罰、未だ神襟に任せざるに、上怨の咎由無し。万機の政令も、一國の賞罰も、いずれも未だに天皇の御心から出たことはないにもか

ならず、天の謹責や上怨の咎を受けるのは道理に反している、の意。
 〈盛〉諸本や〈作〉はいずれも「万機政令」とするが、「一國賞罰」と
 対句をなしていることを考えるならば、「政令」は「政令」の誤記か。
 彼蒼は「蒼天」の意。『詩経』「秦風」六「黃鳥」の一節「彼蒼者天」
 による。「離家三四月、落涙百千行。万事皆如夢、時々仰彼蒼」（菅原
 道真「自詠」〔旧大系』菅家後集』四七七頁）。叙情は「天子の御心」。
 「自顧試庸短 何能繼叡情」（『懷風藻』〔從五位下大学助背奈王行文』
 「上巳禊飲、応詔」〔旧大系』懷風藻』一二五頁）。神襟は「神の思し
 召し。また、貴人の心のうち」（『日国大』）。『權記』寛弘八年（一〇一一）
 五月二十七日条「徒不_レ可_レ令_レ勞_レ神襟」。「上怨」は未詳。〈醜・作・
 公〉のように「上玄」とすれば「天」の意。「彼（披）蒼」との対を
 考えるならば「上玄」が正しいか。○驚_三界_三諸_三天、聽_三此_三詞、聚_三四_三海
 龍_三神、怨_三此_三事 「聽此詞」は〈公〉「訴此事」、「聚」は〈公〉「指」、
 「龍神」は〈醜〉「獸衆」〈公〉「龍衆」、「怨此事」は〈作〉「愁此事」
 「愁」に「怨」と傍記）〈公〉「聞此旨」。三界の諸天を驚かして此の
 詞を聴かしめ、四海の龍神を聚めて此の事を怨む。三界は「仏語。いっ
 さいの衆生の生死輪廻する三種の迷いの世界。すなわち、欲界・色界・
 無色界をいう」（『日国大』）、四海は「仏語。須彌山をとりまく四方の
 外海」（『日国大』）。『貞慶表白集』「請雨表白」「驚_三三_三界_三諸_三天、敬_三
 啓_三此_三理、聚_三四_三海_三龍_三神、深_レ為_レ此_レ恨」（七二〜七三頁）。○冀_不
 廻_三時_三日_三之_三程、忽_レ降_レ甘_レ露_レ之_レ霑 「冀」は〈醜・公〉「願」、「忽」は〈公〉「急」、
 「甘露之霑」は〈醜・公〉「甘雨之沢」（〈醜〉「霑イ本」）。〈公〉はこの
 後「当座祈願旨趣、如此」とし、〈盛〉に近似する本文はここまでで
 ある。冀くば時日の程を廻らさず、忽ちに甘露の霑を降さんことを。

冀は「こひねがふ。ねがふ。のぞむ」（『大漢和』二〇九頁）。霑の音
 は「テン」、訓は「うるほふ。うるほす」（『大漢和』（二二一五九頁）。
 即座に雨を降らすことを願った詞。『貞慶表白集』「請雨表白」伏願、
 不_レ廻_三時_三日_三、忽_レ降_レ甘_レ雨」（七二頁）。○然_レ則_レ春_レ稼_レ秋_レ熟、国_レ保_レ九_レ年
 之_レ蓄、月_レ俸_レ有_レ余、民_レ誇_レ五_レ袴_レ之_レ慶 「春稼」は〈醜〉「雲稼」〈作〉「穀家」
 （上に「春稼イ」を補入）、「俸」は〈醜・作〉「捧」、民_レ誇_レ五_レ袴_レ之_レ慶
 は〈作〉「民袴五袴之慶」。然れば則ち春稼秋熟し、国九年の蓄へを保ち、
 月俸の余り有りて、民五袴の慶を誇らん。「国保九年之蓄」は『礼記』王
 制の「国無九年之蓄曰不足、無六年之蓄曰急、無三年之蓄、
 曰国非其国也。三年耕、必有一年之食、九年耕、必有三年之食」。
 以三十年之通、雖有凶旱水溢、民無菜色。然後天子食、日举
 以樂」（『新釈漢文大系』一九七〜一九八頁）による。これを踏まえた表
 現は、『漢書』「食貨志」にも見える（「民三年耕、則余一年之蓄」：
 二十七歳、遭_レ九年ノ食、然_レ後_レ王_レ德_レ流_レ治_レ礼_レ樂_レ成_レ焉」）『和刻本正史
 漢書（一）』二七七頁。「五袴」は、五着の袴で「人民の生活にゆと
 りがあることにたとえる」（『日国大』）。後漢の廉范が蜀の太守として善
 政を行い、人民が「廉叔度、来_レ何_レ暮、不_レ禁_レ火、民安_レ作、平
 生無_レ襦、今_レ五_レ袴」（『後漢書』「廉范伝」）『和刻本正史後漢書（二）』
 七二四頁）と歌ったという故事による。他に、『江都督納言願文集注
 解』の「民に五袴」の注解参照。この故事については、『蒙求和歌』
 三「廉范五袴」として、「廉范ハサキノマツリコトヲアラタメテ。人
 ヲアハレフ心フカ、リケレハ。イヘクニミツマウケテ。火ヲフ
 セカシムレバ、人ノワツラヒナシ。トキニタミウタヒテ云ク。廉叔度
 来何暮。不_レ禁_レ火_レ人安情。昔日無_レ一_レ襦。今有五_レ袴」（『続群書一五上』

八八頁）。先に引いた『本朝文粹』卷三「詳循吏」の大江掬周の対

にも、「錦繡」公稽之嵐。乗熊賦而行。五袴之歌自高。割虎符

而宣威」（国史大系二九下—七三頁）とある。他に、『江都督納言願

文集』自料大般若経供養願文に「国余九年之蕃、俗誇五袴之資」

（山崎誠『江都督納言願文集注解』四七三頁）、『貞慶表白集』「請雨表

白」然則、国保九年之蕃、民多^{ラシ}五袴之慶」（七二頁）。○抑付

経有多文段、初文如何「段」は「醜」欠く、「初文」は「醜」「楊文」

【参考文献】

*遠藤光正『源平盛衰記』に引用の漢籍の典拠（一）（『東洋研究』七七、一九八六・一）

*山崎誠「刊謬『公請表白』翻刻並びに解題」（国文学研究資料館文献資料部編『調査研究報告』一七、一九九六・3）

〈作〉欠く。抑も経に付きて多くの文段有り、初文如何。『曼荼羅八講

論義抄』に「抑就^モ講讀^{キチ}曼荼羅」。有多^ニ文段。其初文如何」（大

正新修大蔵経八三—三八五頁）とあるように、表白・論議で用いられ

る慣用句。仁和寺蔵「紺表紙小双紙」所収「最勝講中間講師次第」に

収載される「夕座」の次第に、「次积教—次問経初文」とあることから、

「积教」すなわち〈説法〉を終えた後に唱えられたものと確認できる（大

島薫二二頁）。

龍神道理ニセメラレ、天地感応シテ、陰雲¹忽ニ引覆、大雨頻ニ下ケリ。上²一人ヨリ、下百官ニ至マデ、当座ノ³効験事ノ⁴不思議、⁵信仰

涙ニ頭タリ。時ノ撰政松殿、被奏申ケルハ、「説道ノ⁶拔群、当座ノ降雨、古今誠ニ類ナシ。可有⁸御勸賞歟」ト。奏聞シ給ケレバ、同廿八

日ハ結願ノ日ニテ有ケルニ、頭左中弁長方¹⁰朝臣¹¹公卿座ノ前ヲ経テ、¹²殿下ノ御前ニ¹³ス、ミテ、¹⁴仰曰、権少僧都澄憲ガ¹⁵説法之効験¹⁶掲焉也。

仍権大僧都ニ上給。長方又¹⁷蒙殿下之御目、左大臣ノ方ニ¹⁸向テ同此趣ヲ仰。左府澄憲ヲ座前ニ召テ、勅定之趣¹⁹ヲ仰ニ²⁰ス。澄憲本座ニ

帰著セントシケレバ、²¹威義師覚俊起座シテ南ノ²²弘庇ニ出テ、「澄憲権大僧都ノ²³從僧侍ヤ」ト召ケレ共、心得ズシテ見エザリケレバ、覚俊重テ

召テ草座ヲ²⁴取テ覚長ガ上ニ置。覚長忽ニ²⁵居下ル。澄憲又²⁶又²⁷居上ル。当座ノ面目²⁸説道ノ高名、²⁹今日ニキハマレリ。

【校異】 1 〈蓬〉「たちたちに」。2 〈近〉「人」字に濁音有り。3 〈近〉「かうげん」、〈蓬・静〉「効験」。4 〈蓬・静〉「不思議」。5 〈近〉「しん

かう」、〈蓬〉「信仰」、〈静〉「信仰」。6 〈近〉「せつたうの」、〈蓬〉「諸道の」、〈静〉「説道の」。7 〈近〉「ぼつくん」、〈蓬〉「拔群」、〈静〉「拔群」。

8 〈近〉「御けんじやう」、〈蓬・静〉「御勸賞」。9 〈蓬〉「奏し」。10 〈近〉「あそん」、〈蓬・静〉「朝臣」。11 〈近〉「くきやうのさの」、〈蓬・静

「公卿座の」。12 〈近〉「てんかの御まへに」、〈蓬〉「殿下御前に」、〈静〉「殿下御前に」。13 〈蓬〉「すゝみ見て」。14 〈近〉「おほせていはく」、〈蓬

「仰曰」、〈静〉「仰曰」。15 〈近〉「せうほうの」とし、最初の「う」に見せ消ちあり。右に「つ」を傍書。16 〈近〉「いちしるき也」、〈蓬〉「掲焉

也」、〈静〉「掲焉也」。17 〈近〉「かうふり」、〈蓬・静〉「かうふりて」。18 〈近〉「むかつて」、〈蓬・静〉「むかひて」。19 〈蓬〉「ヲ」なし。20 〈近〉「き

ちやくせんと」、〈蓬・静〉「帰着せんと」。21 〈蓬〉「威義師」、〈静〉「威義師」。22 〈近〉「ひろひさしに」、〈蓬〉「弘庇に」、〈静〉「弘庇に」。23 〈近〉「じ

うそう、《蓬》「從僧」《靜》「從僧」。24《近》「とつて」《蓬》《靜》「取て」。25《近》「いひたる」。26《蓬》「更」《靜》「更」。27《近》「るのぼる」、
 《蓬》「居上」《靜》「居上」。28《蓬》「諸道の」。29《近》「けふに」《蓬》「今日に」。

【注解】○龍神道理ニセメラレ、天地感応シテ、陰雲忽ニ引覆、大雨頻ニ下ケリ 澄憲の説法の後に雨が降ったことについては、『玉葉』や『古事談』にその記事が見える。『古事談』卷三十七九「然間天氣霽懸陰雲四起、忽降甘雨如車軸、其詞曰達天龍之聽歎、仏法靈威、雖未代可謂奇特云々」(新大系三四一頁)。このときの様子を『玉葉』は次のように記す。「講師説経之間、藏人左衛門權佐光雅進「公卿座末、候氣色、関白被目之、光雅進居座前、随関白之可許、入從南第一間、經僧綱講師座前、着澄憲僧都座前、有仰事」(不聞其詞)、仰了、歷本路退下、余不堪不審、問関白、被答云、昨日夕座説法神也又妙也、仍有御感之綸旨歎、左幕下被問余、答以博陸旨、関白又被語余云、當非感説法之優美、被尊祈請之効驗也、則是炎旱涉旬、民戸有愁、仍祈以請雨、蓋是御願之趣也、昨日祈申此趣、言泉如涌、聞者莫不動心、情、自曉天果以降雨、故有此叡感者也者」(承安四年五月二十六日条)。澄憲が夕座の説法をおこなった翌日の第三日目に、講師が説法を行なっている間に、関白の指示を受けた藏人光雅が、異例にも澄憲の前に座って何事かをささやいたというのである。その言葉を聞き取れずに不審に思った兼実が関白基房に尋ねたところ、昨日の夕座の説法がきわめて優れていたもので、それに対して御感の綸旨が伝えられたのだという。関白は重ねて、この御感に単に説法の優美であった事に対してではなく、表白で祈雨を祈願し、その結果として今日の暁より雨が降った事に対する叡感であるとのことであった。『玉葉』には、

説法の詞がきわめて優れていたこと、結果として翌暁に雨が降ったことが叡感を招いたことのみが記されるが、『古事談』は、澄憲の表白の内容を受けて「其詞曰達天龍之聽歎」と記していることになる。澄憲の表白が単なる祈雨ではなく、理によって龍神に非を訴えるものであったこと、その結果として雨が降ったと認識されていたことなどを明らかにしており、《盛》もまたこの文脈に沿ってこの逸話を展開している。なお、『公請表白』にも、勸賞の事情を記した「澄憲自身と思われる」(清水有聖二二五頁)一文が記されている。「今年炎旱事、民卒而雖有憂、朝家沙汰不急、最勝講之間、別無祈雨之勅命、少僧兼懷報国之忠節、推企当座之啓白、即夜及暁天降微雨、漸及夕、雨脚滂沱、月卿雲交皆以嘆伏、撰祿被執奏可有勸賞之由、法皇有御承之氣、先以職事光雅、於講座、被仰叡感之由、翌日逐被仰勸賞事、儀尤嚴重也、仍依法皇勅命、注進此説法詞、先上最勝講当座賞、延曆靜照、園城源泉等也、其例尤希、彼不感感心歎」(山崎誠①一〇九頁)。ここには、このとき炎旱で民衆が苦しんでいるにもかかわらず、祈雨の勅命は未だ無く、澄憲がえて祈雨表白をおこなったこと、結果として雨が降り、関白基房が執奏によって勸賞が実現したこと、表白の詞を注進するよう勅命が下ったことなどが記されており、その内容はおおむね《盛》の記事と合致する。○上一人ヨリ「一人」は、天皇のこと、ここは高倉天皇を指す。○時ノ撰政松殿、「説道ノ抜群、当座ノ降雨、古今誠二類ナシ。可有御勸賞歎」ト奏聞シ給ケレバ 撰政松殿(基房)が澄憲の説

法に感じ、勸賞を奏上したことは、二十六日段階で基房から兼実_ニに相談があったことが『玉葉』承安四年五月二十六日条に記される。「余云、有_ニ先例_一哉、関白云、依_レ説法_ニ雖_レ有_ニ勸賞之例_一、不被_レ仰_ニ勸賞_一、無_ニ御感之例_一、今度何無_ニ勸賞_一哉者、余云、唯_レ不堪_ニ説法之優美_一、猶有_ニ不次之朝恩_一、何況今已有_ニ祈雨之靈験_一、何無_ニ其實_一哉者、関白諾、事了。兼実の先例の問いに対し、基房は説法に對しての勸賞の先例はあるが、勸賞なくして御感のみあった例はないことを述べて、澄憲に對して勸賞を行なうべきか否かを兼実_ニに相談している。これに對して兼実は、説法がきわめて優美であつたことに加えて、院の御感があつたこと、祈雨の靈験があつたことから、勸賞するのが妥当と答えている。これについて大島薫は、基房が「説法」による祈雨効験を公認するべく勸賞しようとしたこと、「澄憲の勸賞は説法」に優れたためでなく、説法」によって請雨を祈願し、降雨に至らした効験に對するものである。修法や読経でなく、龍神を説き伏せるべく表白された「詞」に効験があつたと公認するかどうか、この勸賞において問題とされた」（三六〇—三七頁）ことを意味していると指摘する。また、基房が主催した法会に澄憲が勤仕した例からも、基房が澄憲の後見者の役割を果たしていたと推察する（三五頁）。○

同廿八日ハ、結願ノ日ニテ有ケルニ、二十八日結願の日の次第については、『玉葉』承安四年五月二十八日条に詳しい。「最勝講結願也、有_ニ僧事_一云々、権大僧都澄憲（祈雨説法賞、当座被_レ仰_レ之云々、上卿左大臣、召_ニ澄憲於座下_一仰_レ之、澄憲復座之間、從僧改草座（依_ニ綱所命_一改_レ之、後聞関白仰_ニ綱所_一、綱所仰_ニ從僧_一云々）、澄憲着_ニ覺長之上_一、道俗衆庶莫_レ不_レ驚_ニ耳目_一、誠是当座面目、後代名譽也、希有

之珍事、何事如_レ之乎、被_レ逐_ニ源泉之跡_一云々、或人云、覺長損_ニ面色_一云々、見者以為_ニ素不_レ如_レ不出仕_一、抑、左府迷_ニ作法_一、依_ニ関白之教諭_一行之云々、雖_レ非_ニ大事_一、依_ニ希代之事_一、不_レ覺_ニ旧事_一歟、法眼実海（醍醐座主兼海、清滝御読経賞讓、本阿闍梨、権律師延泉（禎喜僧正、孔雀經御読経賞讓、此外、有_ニ阿闍梨解文等_一云々、後聞、澄憲勸賞事、当座仰_レ之処、左大臣起座之後、於_ニ殿上_一、被_レ仰_ニ頭弁_一、自_ニ余事於_レ陣被_レ仰_ニ右少弁親宗_一云々、愚意案_ニ之_一、今日当座可_レ被_レ仰_ニ勸賞_一者、何有_ニ先日之御感_一哉、事已_ニ重疊_一、又似_ニ無_ニ道理_一、須_ニ先日叡感之時_一、可_レ被_レ仰_ニ此賞_一也、或人云、今度勸賞等事、法皇不_レ許_レ之、執柄強_レ之云々。これによると、この日澄憲に祈雨説法の賞として権大僧都に任ぜられることが、左大臣（經宗）を上卿として澄憲に伝えられた。澄憲が元の座に返ろうとすると、從僧が澄憲の草座を覺長の上座に移したので（関白が綱所に命じ、綱所が從僧に指示したのだという）、澄憲は覺長の上座に着く事になった。なお、『玉葉』が今回の澄憲の先例として引く「源泉之跡」とは、『僧綱補任』によれば、長曆四年三月二十三日の最勝御八講で法眼に叙任された件であつた。「源泉（三月廿三日叙_ニ階法眼_一。御前最勝御八講説法美也妙也。仍_ニ蒙_ニ恩賞_一。退_ニ本座_一律師等座著座）」（大日本仏教全書六五—四九頁）。○

頭左中弁長方朝臣 平安末期の官人、歌人。藤原氏北家顕隆流（葉室流）。父は権中納言從_ニ二位顯長_一、母は権中納言從_ニ三位藤原俊忠女俊子_一。久安二年（一一四六）八歳で六位藏人に補せられ、同年八月に叙爵（從五位下）、久寿二年（一一五五）從五位上・丹後守、以後三河守、中宮権大進、皇后宮大進を経て、平治元年（一一五九）藏人に補せられ、応保元年（一一六一）右小弁、嘉心二年（一一七〇）從四位上藏人頭

に叙任された。安元二年（一一七七）参議に任ぜられて公卿に列し、同三年（一一七七）には従三位・備後権守、治承三年（一一七九）正三位・左大弁に叙任され、治承四年（一一八〇）には高倉天皇の院別当を務め、近江権守を兼任した。治承五年（一一八一）、権中納言に任ぜられ「八条中納言」と称される。寿永二年（一一八三）従二位に昇叙、同年八月に病により出家。建久二年（一一九一）五十三歳（尊卑）によれば五十二歳）で薨去した。山門の大衆が騒動を起こして座主明雲の配流が詮議されたときには、ひとり処分に反対し（〈盛〉巻五「山門奏状」、治承四年福原遷都に際しては、ひとり京都にとどまったことから留守中納言と呼ばれた（〈盛〉巻十七「新都有様」）。遷都後に清盛から新旧どちらの都がまさっているかと問われると、新都を批判し遷都に導いたこと（『統故事談』巻二二四）、頼朝挙兵の報を受けては、徳政の重要性を主張して後白河法皇幽閉の解除・院政復活を主張し（『古今著聞集』巻三二八七「前右兵衛佐頼朝の謀反を群議の事」、『玉葉』治承四年十二月三日条、『山槐記』治承四年十一月二十九日条）、北陸の敗北に際しては勅使を遣わしての和平を主張する（〈盛〉巻三十「平氏侍共亡事」）など、「権力に屈しない実直な性格と有能な官僚であった」（鈴木治子六六頁）。〈盛〉は長方が出家してしまった事を「大才無双、文章相兼タリ。殆不恥上古名臣、寄事於素意、剃落鬢髮」。悲哉君子道消テ小人諍進コトヲ（巻四十六「義経始終有様」6—三七〇頁）と評している。歌人としては、『千載和歌集』以下の勅撰集に四一首入集。元暦元年（一一八四）九月の別雷社後番歌合、文治元年以前の石清水歌合に出詠している。日記として『禪中記（長方卿記）』がある。なお〈盛全釈〉六「長方被任右少弁」（二〇頁）

の項参照。なお、前掲『玉葉』に、「左大臣起座之後、於殿上、被仰頭弁」と記される「頭弁」が長方である。○仰曰、権少僧都澄憲方説法之効験掲焉也。仍権大僧都二上給。先に引いた大島薫の指摘にあるとおり、澄憲昇進の理由として、「説法之効験」が「掲焉」であったことが述べられている。掲焉は「著しいさま。きわだっているさま。目だつさま。また、きっぱりとしたさま」（日国大）。人々の感涙を招いた説法自体の優美さもさることながら、あくまでも勸賞の理由は「効験」にあった。○左大臣 このときの左大臣は藤原経宗。〈盛全釈〉六「永暦元年二月廿一日に：」（一五頁）の項参照。前掲『玉葉』にも「上卿左大臣、召澄憲於座下仰之」とある。○澄憲本座二帰著セントシケレバ： このあたりの叙述はほぼ『玉葉』に重なる。「澄憲復座之間、從僧改草座」（依綱所命改之、後聞白仰綱所、綱所仰從僧云々、澄憲着覚長之上、道俗衆庶莫不驚耳目、誠是当座面目、後代名譽也」（承安四年五月二十八日条）。割注では、綱所が從僧に草座を改めるよう指示したとする。綱所とは、「門跡や大寺で」「各寺の僧官が出仕し法務を執行した役所。また、そこに詰める威儀師・從儀師など」（日国大）で、「威儀師覚俊」に当たる。〈盛〉の叙述はこうした事実に基づいている。「威儀師覚俊」については次段参照。○覚長 修理権大夫藤原宗兼の男、母は右中弁藤原有信女、兄弟に、下野守宗長の他、平忠盛の室であり家盛や頼盛の母の池禪尼がいる。興福寺僧。当該話の最勝講の折には、「少僧都覚長・澄憲」（玉葉）五月二十六日条と記される。また、関白家の五部大乗経供養が行われた際は、「当時之能説五人」として「隆憲・観智・覚長・明遍・弁曉」と名が記される（『玉葉』承安四年十月十七日条）。なお、最勝

講が行われた翌月六月十五日に、「或人云、覚長僧都死亡云々」（『玉葉』）との噂が流れている。翌日には「僻事」であると分かるのだが、そうした噂が流れた一因として、今回の最勝講における覚長の失意が考えられよう。五月二十八日条の『玉葉』には、覚長の落胆ぶりが、「或人云、覚長損面色云々、見者以為素不_レ如_レ不出仕」と記されていた。

○当座ノ面目說道ノ高名、今日ニキハマレリ 「說道」は「仏語」。道を説くこと。道理を説くこと。説教。せちどう。また、単に話すこと。言うこと」（『日国大』）。ここでは説法の道を意味するか。清水宥聖は「宸筆御講結願詞」の注進文から、「ここで特に注目すべきは再度にわたって説法の道が言われていることで、澄憲が自分の説経が単なる技

【参考文献】

- * 大島薫「安居院澄憲の〈説法〉——承安四年宮中最勝講における勸賞をめぐる——」（『仏教文学』二四、二〇〇〇・3）
- * 清水宥聖「澄憲と説法道」（『榎田博士頌寿記念 高僧伝の研究』山喜房仏書林一九七三・6）
- * 鈴木治子「澄憲草追善表白に描かれた藤原長方」（『国文学踏査』一九、二〇〇七・3）
- * 中村文「能吏の孤独——藤原長方伝素描——」（『叢書 想像する平安文学 六 家と血のイリュージョン』勉誠社二〇〇一・5。『後白河院時代歌人伝の研究』笠間書院二〇〇五・6再録。引用は後者による）
- * 山崎誠①「刊謄『公請表白』翻刻並びに解題」（『国文学研究資料館文献資料部編『調査研究報告』一七、一九九六・3）
- * 山崎誠②「『安居院法則集』解題并翻刻」（『国文学研究資料館文献資料部編『調査研究報告』一三、一九九二・3）

覚長ガ門弟等、恥辱ヲ₁歎、出仕ヲ制シ申。覚長₂存ル旨アリトテ、猶出仕ス。威儀師覚俊、昨日ハ覚長ガ草座ヲ澄憲ノ₃上ニシキ、今日ハ澄憲ガ草座ヲ覚長ガ₄上ニシク。無₂面目₅、ミエケルニ、覚長₆奏ケルハ、「今日出仕、身₇取テ雖_レ似₂恥辱₈、普天之、降雨ハ一道ノ₁₀名望也。争カ₁₁忘₂天感₁₂可_レ存我執₁₃哉。為_レ勸後昆₁₄、恥ヲ押_レヘテ₁₅参内」ト申タ₁₆リケレバ、諸卿各被₂感申₁ケリ。後朝₂俊恵法師ト云₁₅者イヒ送タリケルニハ、

¹⁶ 雲ノ上ニ響ヲ聞_レバ君ガ名ノ雨ト降ヌル音ニゾ有ケル

巧ではなく、平安中期以降の伝統を踏まえているものであることの自覚と、記録化して後代に伝えようとする意思の明白な表示であろう」（三八四頁）と指摘する。澄憲の時代には、「説法」が「説法の道」「説法道」として強く意識されていることになる。安居院僧信承作とされる『安居院法則集』には、「口伝云 出雲路云、当家ノ祖師相承云、諸道ノ奥旨ヲ窮、当道ノ口決ヲ能_レ習₂云程ノ事、屈_レ仏果ニマテ不_レ習₁、受其ノ相伝₂不_レ云也。就中至説道者、仏使_レ代_レ他₁、直至道場頓証菩提₂教₁師₂乎」（山崎誠②、一五六頁）とある。山崎誠は、傍線部を、「唱導を導師が仏使いとして衆生を修業によらず頓証菩提に導くことと規定している」（一四八頁）と読む。

17 澄憲返事二ハ、

18 天照ス光ノ下ニウレシクモ雨ト我名ノフリニケル哉

20 打統三三日三夜降ケレバ、畿内遠国ニ至マデ民九年ノ蓄ヲ悦、人五袴ノ樂ニ誇ケリ。23 蔵人左衛門権佐光雅ヲ以テ仰下サレテ云、「説法依一殊勝」感心イチシルキ也、尤感ジ思召処也」猶敬感之余、啓白之詞ヲ尋召レケルニ、御請文ニ云、「最勝講啓白詞、謹以令注進候。30 一

驚叡聴³¹「忽蒙異³²賞、再及³²叡覽」永留³²後代」。実是一道之光采、万代之美談者歟。34 骨縱埋「龍門之士」、名可³⁵留³⁵鳳闕之雲、喜懼之至、啓而有³⁶余而已、澄憲恐惶頓首³⁶謹啓」トゾ被³⁷申上タル。加様³⁸上³⁸一人ヨリ下³⁹万民ニ至マデ、難⁴⁰有事ニコソ感嘆シケルニ、³⁷太政入道ハアザ咲テ、「人ノ病⁴⁰ノ休比⁴¹ニ⁴²醫師ハ⁴²驗アリ。是ヲ⁴³醫師ノ高名ト云様ニ、⁴⁴春ノ比ヨリ⁴⁵早シテ、五月雨ノ降比⁴⁶ニ説法仕合セテ、澄憲ガ高名ト人ノ沙汰スラン事、イトオカシキ事也」トテ興⁴⁷ナクゾ被⁴⁷申ケル。是偏⁴⁸澄憲偏執ノ詞也。

【校異】1 <近>「なげき」、<蓬>「歎て」、<静>「なげきて」。2 <近>「けんずる」とし、「け」に見せ消ちあり。右に「ぞ」を傍書。3 <近>「うえに」、<蓬>「上に」、<静>「上に」。4 <近>「うへに」。5 <近>「みえにけるに」。6 <蓬・静>「奏し申けるは」。7 <近>「今日しゆつし」、<蓬>「今日の出仕」、<静>「今日の出仕」。8 <近>「とつて」、<蓬・静>「とりて」。9 <近>「かうは」、<蓬>「降雨は」、<静>「降雨は」。10 <近>「めいもうなり」、<蓬>「名望也」、<静>「名望也」。11 <近>「てんかんをわすれ」、<蓬>「忘¹²天威」、<静>「忘¹²天威」。12 <近>「がしうをそんずけんや」、<蓬>「我執を存へき哉」、<静>「我執を存へき哉」。13 <近>「こうこんのすゝめのために」、<蓬>「後昆をすゝめむため」、<静>「後昆をすゝめんため」。14 <近>「さんだいです」、<蓬>「参内」、<静>「参内」。15 <近>「物の」。16 <近>上句は二字落とし、下句は改行して二字落としなし。<静>二句に分け、それぞれ一字落とし。17 <近>「てうけんの返事には」、<蓬>「澄憲返事には」、<静>「澄憲返事には」。18 <近>上句は二字落とし、下句は改行して二字落としなし。<静>二句に分け、それぞれ一字落とし。19 <蓬>「降にける哉と」。20 <近>改行せず。21 <近>「五くわの」、<蓬・静>「五袴の」。22 <近>「たのしみに」、<蓬・静>「楽に」。23 <近>「くらうどのさゑもんの」、<蓬>「蔵人左衛門」、<静>「蔵人左衛門」。24 <近>「いちしるし」、<蓬>「掲焉也」、<静>「掲焉也」。25 <蓬>「寛召」、<静>「思食」。26 <近>「けいひやくの」、<蓬>「啓白の」。27 <近>「御うけぶみに」、<蓬>「御請文に」。28 <近>「さいせうかうけいひやくのことは」、<蓬>「最勝講啓白」。なお、<近>はここから改行せず。29 <近>「つつしんでもて」、<蓬>「謹以」、<静>「謹以」。30 <近>「「たびゑいちやうをおどろかし」、<蓬>「一驚」驚³¹叡聴」。31 <近>「「たびゑいちやうをおどろかし」、<蓬>「一驚」驚³¹叡聴」。32 <近>「ふたゝびゑいらんにをよぶ」、<蓬>「再及」再³²叡覽」。33 <近>「ひたんなる」、<蓬>「美談」、<静>「美談」。34 <近>「こつはたとひりようもんのつちにうつむとも」、<蓬>「骨縱埋」龍門之士」、<静>「骨縱埋」龍門之士」。35 <近>「ほうしやうの」とし、「しやう」に上から一重線を施す。右に「けつ」を傍書。36 <近>「きむけいとぞ」、<蓬・静>「謹啓とぞ」。37 <近>「たいじやうにうだうは」。38 <近>「あざはらひて」、<蓬>「あざ咲て」、

〈静〉「あさ咲て」。39 〈近〉「ノ」なし。40 〈近〉「やすまるころに」、〈静〉「休比に」。41 〈近〉「くすしは」、〈蓬・静〉「医師は」。42 〈近〉「けん」、〈蓬〉「験」、〈静〉「験」。43 〈近〉「くすしの」、〈蓬・静〉「医師の」。44 〈蓬〉「春比より」。45 〈近〉「ひてりして」、〈蓬〉「早々て」、〈静〉「早々て」。46 〈近〉「ふるころに」、〈蓬・静〉「ふり比に」。47 〈静〉「是に」。48 〈近〉「へんしゆの」、〈蓬〉「偏執の」、〈静〉「偏執の」。

【注解】○覚長方門弟等、恥辱ヲ歎、出仕ヲ制シ申。覚長存ル旨アリトテ、猶出仕ヌ。覚長の門弟が出仕を制止したことは、『古事談』も

「覚長僧都門弟等、当座超越可為恥辱、不可出仕之由、頻以諷諫、然而不承引」（新大系三四二頁）と記す。前掲『玉葉』二十八日条には、「或人云、覚長損面色云々、見者以為素不_レ如_レ不出仕」とあった。○

威儀師覚俊 威儀師は、「法会の際衆僧の先に立ち指図する僧のこと。

…（中略）…衆僧を様々な場へ案内する引頭の役を負うこともあり、法会全般の進行を把握し、法会を整え滞りなく進行させる責務がある。

…（中略）…儀式前においては威儀師と従儀師が僧侶の出仕を確認し、僧座に標を立てる役を負う。衆僧四人、螺吹二人の後に引頭として

威儀師が二人、法服に赤袈裟を着して並ぶ。法会の開始合図である「惣礼」を発するのも威儀師である」（仁和寺紺表紙小双紙研究会『守

覚法親王の儀礼世界』、三一—〇二頁）。覚俊は、系譜未詳。『僧伝史料』に見るように、記録上の初出は、『兵範記』保元三年三月十一日

条「従儀師覚俊」、威儀師着任は仁安二年（一一六七）十月二十日（兵範記）。以降、嘉応元年（一一六九）三月二十二日の春季御読経（兵

範記）、承安元年（一一七一）十一月三十日の臨時仁王会（兵範記）、承安三年六月二十九日の最勝寺御八講（吉記）、承安四年三月三日

の関白第での仏経供養（玉葉）などにおいて威儀師を務めている。治承二年（一一七八）五月二日に入寂。「威儀師維禪（総在庁覚俊去

二日死去云々。其替所被_レ仰下也」等也」（山槐記）治承二年五月

二十日条）。『古事談』には、「綱所惣在庁覚俊仰云」（三四二頁）と、覚俊が惣在庁の任にあったこと、〈盛〉同様に院宣を告げる役を果たしていたことが記される。○草座 「仏語。法云・修法のとき導師・

行人が敷く座具の一種。古く、草を編んで作ったが、後には綺（あやぎぬ）、金襴などで作り、四方に糸を垂らし草の葉にかたどったものをいう。仏が菩提樹下で悟りを開いた時に吉祥草を敷いていたとい

う故事による」（日国大）。○今日出仕、身二取テ雖似恥辱…

覚長は、自らがあえて出仕した理由について、「普天之降雨ハ一道ノ名望也」と澄憲の祈雨表白が「説法道」の名誉であることを高く評価

し、自身の個人的我執を捨て、この道に携わる後世の人々を考えて、恥を押さえて出仕した旨を述べる。これを聞いた諸卿も、覚長の度量

に感嘆したとする。覚長が澄憲に対する当座の勸賞を内々に知りながら、あえて出仕した理由を聞いて、諸卿が感嘆した事については、『古

事談』も「今日出仕雖可失面目、依稽古揚名事、為勸後昆也云々、可憐々々」（新大系三四二頁）と記す。なお覚長はこの年の八月に三会

の労によって権大僧正に任ぜられている（吉記）承安四年八月九日条）。○俊憲法師ト云者… 俊憲は、平安後期の歌人で中古六歌仙

の一人。父は源俊頼。若くして東大寺に入り十七歳で父と死別、保元

頃より白河の自坊歌林苑に広く歌人を集めて歌会・歌合を主催、主要

なメンバーには六条家の清輔・顕昭、御子左家の寂蓮などの他、源頼政、

鴨長明などがある。○雲ノ上ニ響ヲ聞バ君ガ名ノ雨ト降ヌル音ニゾ

有ケル 雲の上(天上と宮中を掛ける)に響き渡ったあなたの名声は、まさに祈雨の効験によって降り注ぐ雨の音のように、天から地上に降り注いでおります、の意。承安四年のこの事件のとき、俊恵が澄憲に歌を送ったことについては、『玉葉和歌集』や『栞葉和歌集』、『古今著聞集』巻二一六〇「澄憲法印祈雨の事」などに記事が見える。『玉葉和歌集』は、「高倉院御時ひさしく雨ふり侍らざりける夏、法印澄憲最勝講の講師にまゐりて雨ふるべきよしの説法めでたくして高座よりおるるままに、やがて雨ふりて世の中ののしり侍りければ、よるこびいひつかはすとて」(『国歌大観』)という詞書とともに同じ歌を記載する。素俊法師の撰による『栞葉和歌集』にも記載が見られる。○天照ス光ノ下ニウレシクモ雨ト我名ノフリニケル哉 天照大神のしらしめす国に、天から光が降り注ぐように、うれしくも慈雨と我が名声が降り注いでおりますの意。澄憲の返歌を載せるのは(盛)のみ。他の資料には見当たらない。○打続三日三夜降ケレバ 『玉葉』によれば、二十六日条「于」時戌四点、雨大降」、二十七日条「甚雨」、二十八日条「降雨」、二十九日条「天晴」となっており、雨は澄憲が夕座を勤めた二十六日夜半から二十八日までの三日間降り続いたことになる。○畿内遠国ニ至マデ民九年ノ蕃ヲ悦、人五袴ノ楽ニ誇ケリ 「九年ノ蕃」「五袴ノ楽」は、表白の末尾近くの二節「然則春稼秋熟、国保九年之蕃、月俸有余、民誇五袴之慶」を受けた表現。澄憲の説法による効験を言祝いでいる。しかしながら、実際にはこの年は早が続き、『玉葉』同年八月十一日条、六月二十一日条、七月七日条などに、この災害を案ずる記事がある事については前掲「今年春ノ比ヨリ天下早魃シテ」項参照。○藏人左衛門権佐光雅 この時、光

雅が藏人左衛門権佐の任にあったことは『玉葉』承安四年五月二十六日条からも確認できる(「龍神道理ニセメラレテ…」の項参照)。藤原光雅は、権大納言藤原光頼の三男。保元四年(一一五九)叙爵。早くから後白河法皇に近臣として仕える一方、実務能力に優れた事から多方面から起用される。仁安三年(一一六八)高倉天皇即位の時、昇殿を許され、治承二年に言仁親王(後の安徳天皇)の執事となり、治承三年(一一七九)平清盛による政変により近衛(藤原)基通が関白となつた時には、清盛の命によりその家司となつた。源頼朝追討の後白河院院宣を奉じたため、頼朝の抗議で解官されたが、やがて還任して後白河院に信任され正二位権中納言にいたる。なお、本全釈六「同廿九日…」の項(五六頁)に二条院の葬送の地を選定した一人として名があがる。○猶叡感之余、啓白之詞ヲ尋召レケルニ 院が啓白の詞の提出を求めたことは、『公請表白』にも記載が見えることは先述のとおり。前節「龍神道理ニセメラレテ…」の項参照。○最勝講啓白詞… 以下の注進文については、醍醐寺三宝院本『表白集』にも同文の記載があると指摘される(後藤丹治五〇頁、清水有聖三八二頁)。「謹んで以て注進せしめ候ふ。ひとたび叡聴を驚かし、忽ちに異賞を蒙り、再び叡覧に及び、永く後代に留むる。実には是れ一道の光栄、万代の美談なる者か。骨は縦ひ龍門の土に埋むとも、名は鳳闕の雲に留むべし。喜懼の至り、啓して余りあるのみ。澄憲恐惶頓首謹啓」。澄憲はここでも「一道之光栄」と、この出来事を説法道そのものに対する評価として捉え、その地位が高まる事を恐懼している。龍門は「中国の黄河中流の急流…禹が龍門山を切り開いて通したものと伝えられる。魚が登り切れば龍になるといわれ、ここから登龍門のことばが出た」(日国大)。「骨

縦埋 龍門之土」は、『和漢朗詠集』「遺文三十軸 軸軸金玉声 龍門

原上王 埋骨不埋名」（出典は『白氏文集』卷二十一「題 故元少尹後

集」、旧大系一七〇頁）を踏まえた表現か。鳳闕は「天子・皇帝の住

居の門。王宮の門。皇居の門。また、王宮。皇居。宮城。禁闕」（日

国大）。○太政入道ハアザ咲テ： 万民が澄憲の神をも動かし了

舌の験力に感嘆したが、清盛はこれを嘲笑した。澄憲説話の導入にあっ

た「又我一門ニアラヌ者ノ僧モ俗モ高名シタリト見聞給テハ、強ニ嫉

【参考文献】

* 後藤丹治『戦記物語の研究』（筑波書店一九三六・1。改訂増補版、磯部甲陽堂一九四四・2。引用は改訂増補版による）

* 清水有聖「澄憲と説法道」（『榎田博士頌寿祈念 高僧伝の研究』山喜房仏書林一九七二・6）

其意趣イカントナレバ、

¹ 澄憲 当初法住寺殿ニテ、御講ノ導師 勸メケル 次ニ、日出キ説法。仕タリケリ。院母屋ノ 簾内ニテ、窃ニ 大蔵卿泰経ニ仰ケルハ、「此

僧ノ若サニ、口ノキ、タル 様ヨ。世ハ末ニ成ト云ヘ共、追尽ザリケルモノ哉。実ヤ尼ノ生タル子ト 聞食トテ、咲ハセ給ケル時、泰経御返事ニ、

「故通憲入道ハ、和漢ノ才幹至レル上、心カシコキ者トイハレ候キ。相伴ケル尼モサルニニテ儲タル子ナレバ、角侍ニコソ。過ニシコロ、比叡

山ニ候ケル兒ノ、夜ノ間ニ失セテ見エザリケレバ、師匠朝ニ兒ノ部屋ニ入テ障子ヲ見ルニ、歌ヲ書テ候ケリ。

¹³ 住儘ニナツカシカラヌ 宿ナレド出ゾヤラヌ 晨明ノ月

¹⁶ ト有ケルヲ見テ、ハヤ失ニケリトテ、¹⁸ 方々尋ケル程ニ、唐崎ノ海ニ人ノ身 投タリト聞テ、²⁰ 師僧罷テ 見ケレバ、²² 浜ノ砂ニ裏ナシヲ脱置

タル 処ヘ、二三度バカリ 往還タル跡アリテ、終ニ沈タリケルヲ、一山ノ衆徒是ヲ 憐テ造仏写経シテ追善 仕ケルニ、²⁷ 凡僧ナレ共、此澄憲ヲ

唱導ニ 請ジタル。施主段ニ、『童子ノ年ハ十八歳、髪ハ長 御座ケレ共、命ハ短カリケリ。今ハ 髪、力及ズ、仏助給ヘ』ト申タリケレバ、衆

傾申給ヘリ」をここで受けている。一方で清盛の抗弁は理屈の通った

ものでもあり、清盛の合理的な一面も表れているといえようか。○

是偏ニ澄憲偏執ノ詞也 祈雨説話冒頭を受けて、本来、清盛とはほと

んど無関係である澄憲の祈雨説話を、あえて清盛の澄憲に対する偏執

を示す事例として位置づける。そして、その原因を続く逸話として展

開していく。澄憲説話に入る前にも「太政入道ハ極タル大偏執ノ人ニ

テ」とあった。同項参照。

人ノ其内ニ、女御百人⁴⁶禪販、公卿百人⁴⁷伊勢平氏、驗者百人皆乱行、三百人⁴⁸ト云テ、扇ヲヒロゲテ殿上ヲサ、ト扇散シテ、⁴⁹皆人ハ母ガ腹ヨリ生ル、ニ、澄憲ノミゾアマクダリケル」ト申テ、走入ニケリ。公卿殿上人、上ニハ咲ケレ共、底ニガクシキ⁵⁰景気也。⁵¹小松内大臣、其時ハ新大納言ニテ当座ニ候ハレケリ。始ヨリ⁵²ベシロシテエモ咲ズ、事ハ⁵³二六テ、澄憲以下人々罷出ヌ。

【校異】1〈底〉は、次節の「入道ハ不被興ケリ」まで一字落とし。〈近〉は一字落としせず。〈蓬〉は「歌ヲ書テ候ケリ」まで一字落とし。校異17参照。〈静〉は「師僧罷テ」まで一字落とし。校異21参照。2 〈近・蓬・静〉「そのかみ」。3 〈近〉「つとめける」、〈蓬・静〉「勤ける」。4 〈静〉「次」。5 〈近〉「したりけり」、〈蓬・静〉「つかまつりたりけり」。6 〈近〉「すだれのうちにて」、〈蓬〉「簾内にて」、〈静〉「簾内にて」。7 〈近〉「おほくらのきやう」、〈蓬〉「大威卿」、〈静〉「大威卿」。8 〈近〉「やうに」。9 〈近・静〉「まことや」、〈蓬〉「誠や」。10 〈蓬〉「聞召すとて」。11 〈静〉「賢」。12 〈蓬・静〉「いはれき」。13 〈近〉は上句を二字落とし、下句は改行して二字落としなし。〈蓬〉は一字落とし。〈静〉は二句に分けてそれぞれ二字落とし。14 〈近〉「やとなれば」。15 〈近・静〉「ありあけの」、〈蓬〉「有明の」。16 〈静〉「ト」なし。17 〈蓬〉「ここから一字落としせず。〈蓬〉は和歌を一字下げにするため、和歌の後に元の高さに戻ったのであろう。18 〈近〉「はうく」、〈蓬〉「方も」。19 〈近〉「なげたと」。20 〈近〉「しのそう」、〈蓬〉「師僧」、〈静〉「師僧」。21 〈静〉「ここから一字落としせず。ここから丁の裏に移るため、もとの高さに戻ったのであろう。22 〈近〉「いさごに」、〈蓬〉「砂に」、〈静〉「砂に」。23 〈蓬・静〉「所へ」。24 〈蓬〉「行返たる」、〈静〉「行返たる」。25 〈近〉「あはれみて」、〈蓬・静〉「あはれひて」。26 〈近〉「し」(難読)けるに」とし、²⁷「²⁸」に見せ消ちあり。〈蓬〉「仕けるに」。27 〈近〉「ほんぞうなれとも」、〈蓬・静〉「凡僧なれとも」。28 〈静〉「請したり」。29 〈蓬・静〉「十五歳」。30 〈近〉「おはしましけれとも」、〈蓬〉「御座けれとも」。31 〈近〉「かみの」。〈蓬〉「擦り消しの跡あり、上から「神」。32 〈近〉「待りけりとぞ」とし、「待」に見せ消ちあり。右に「侍」を傍書。33 〈近〉「まことに」、〈蓬・静〉「けにも」。34 〈近〉「しんべうに」、〈蓬〉「神妙に」。35 〈近〉「したりけり」、〈蓬〉「仕りたりけり」、〈静〉「仕りたりけり」。36 〈蓬〉「下り」なし、「むとき」。前行末の「より」と「下り」が字形近似するための誤りか。37 〈近〉「風情」なし。38 〈近〉「さいがくをか」、〈蓬〉「才覚をか」、〈静〉「才覚をか」。39 〈近〉「御けしきに」、〈蓬〉「御気色に」、〈静〉「御気色に」。40 〈近・蓬・静〉「はやす」。41 〈蓬・静〉「そゝろかすして」。42 〈近〉「まひかける」、〈蓬〉「舞かけつ」、〈静〉「舞かけつ」。43 〈近〉「かねてわらはせ給ひけり」、〈蓬〉「兼咲せさせ給ひけり」、〈静〉「兼咲せさせ給ひけり」。44 〈近〉「こゑを」、〈蓬・静〉「声を」。45 〈蓬・静〉「猶」なし。46 〈近〉「ひはん」、〈蓬・静〉「禪販」。47 〈近〉「いせへいし」、〈蓬〉「伊勢平氏」、〈静〉「伊勢平氏」。48 〈近〉「いひて」、〈蓬・静〉「いふて」。49 〈蓬・静〉以下「アマクダリケルト」まで一字落とし。ただし、〈静〉は二句に分ける。50 〈近〉「けしきなり」。51 〈近〉「こまつのない大じん」。52 〈近〉「べしぐちして」。53 〈近〉「いげ」、〈蓬〉「以下の」。

【注解】○其意趣イカントナレバ…以下、清盛が澄憲に対して「偏 記文」として引く。すなわち、後白河院の命により側近達が澄憲を囓執」を抱くようになった由来を、〈底・蓬・静〉では一字下げ記事(別 記文)として引く。し立て、これに対する澄憲の当意即妙の返しが平家を皮肉った内容で

あったため、清盛は澄憲を良く思わないようになったという逸話である。承安四年の最勝講の話からは逸れている上に、そもそも最勝講の話が、清盛が「我一門ニアラヌ者ノ僧モ俗モ高名シタリト見聞給テハ、強ニ嫉傾申給」性格を表す例として引かれたものであった。また本段でも澄憲の稚児追善の逸話を挿入するなど、二重三重の構造となつて、澄憲の逸話が展開している。しかし、清盛が澄憲に「偏執」を抱いていたことは確認できず、ここでの清盛の偏執は、澄憲の逸話を引くための契機となつてに過ぎない。なお、次々節では澄憲から重盛に巧みに話を移しながら承安四年記事に話題が戻るように工夫した構成がなされている。○澄憲当初法住寺殿ニテ、御講ノ導師勸メケル次ニ「当初」の読みは、「そのかみ」（校異2参照）。三卷本『色葉字類抄』「当初ソノカミ」（中一九ウ）、易林本『節用集』「当初ソノカミ」^同。「勤メケル」は、〈近・蓬・静〉の「勤メケル」が良い（校異3参照）。「当初」とは、前話の承安四年（一一七四）五月の祈雨話以前のこととなる。また、後ろに「小松内大臣、其時ハ新大納言ニテ」とあるので、重盛が権大納言に任ぜられた仁安二年（一一六七）一月から、病のために辞任した翌年十二月までの間の出来事と想定されるが、澄憲は大治元年（一一二六）生であるため（僧綱補任）、「此僧ノ若サニ」というのと合わない（小峯和明①五二二頁）。さらにこの後「大藏卿泰経」とあるが、泰経が大藏卿となるのは治承二年（一一七八）十一月二十四日のこと（補任）寿永二年条。以上からも、この設定自体が虚構のものである可能性が高い（後掲「大藏卿泰経ニ仰ケルハ」項も参照）。『安居院唱導集 上巻』によれば、『転法輪鈔』には「後白河院上」と表紙に題されたものが上中下の三帖存

する。おそらくこれらの表白は澄憲によるものと考えてよいだろう。ここに収められる多数の表白から、安居院そして澄憲が、後白河院政を仏法から支えるのに重要な役割を担っていたことがうかがえる。小峯和明②は「院政末期の権力の護持に安居院唱導がいかにかかわったかを直截に示している」とする（一二四頁）。この後白河院関連表白のうち、古い年記が見られるのは上十四「院中御逆修」で「平治五十日御逆修三七日表白」とあり、平治二年（一一六〇）の表白（醍醐寺本『表白集』にもあり）である。澄憲は平治元年十二月、平治の乱の際に配流されているため、翌年召し返されてすぐのことであろう。後白河院政の開始が保元三年（一一五八）であるから、その直後より後白河院の仏事において澄憲の活躍が見られることになり、表白の年記を見る限り、院が没する建久三年（一一九二）までこのような状態は続いていたようである。他にも澄憲が後白河院主催の法会に頻繁に関わっていたことは、山崎誠による澄憲略年譜から、また、澄憲が兄静賢と並んで後白河院と近い関係にあったことは、『玉葉』の記事などからも窺える（木村真美子四〇頁）。例えば、『玉葉』寿永二年（一一八三）十一月十日条には、院の意向を義仲へ伝える使者となつている。また『吾妻鏡』建久三年三月二十六日条によると、後白河院の崩御後、御前僧として弟勝賢や息聖覚らと共に葬送に参列しているし、『玉葉』建久四年二月二十日条では、御八講の証義が行われなかったのは、後白河院の「寵僧」澄憲が院の死を悼んで出席しなかったためだといふ。阿部泰郎①は、「後白河院と澄憲とは、王と説経師という関係において、分ちがたい好一對として」あり、澄憲を「王に仕え、王のために弁舌の妙技を揮い、王の信仰を代弁して仏神に告げ臣民に

宣ることで王権を莊嚴する」「王の説経師」と称するべき存在であったとする(二二頁)。他に、阿部泰郎②一六〇一七頁)。○**目出丰説法任タリケリ** 澄憲が説法の名人との評価は『玉葉』にも見られる。「澄憲説法珍重云々」(承安三年五月二十三日条)、「講師澄憲僧都、依_レ為能説、乱次被_レ点結願講師ニ云々。…次説法、神也妙也。誠是富璫之再誕歟。抑又当世之一物也。満座動_レ心情。衆人驚_レ耳目」(承安四年三月八日条)。○**院母屋ノ簾内ニテ** 法住寺殿は、最勝光院・南殿・北御所(北殿)・西御所の総称であるが、その内最勝光院の落慶供養は承安三年(一一七三)十月二十一日に行われている。ここに記される院の母屋とは、法住寺殿でも中心をなす御殿南殿の母屋と考えられる。その様子は、『年中行事絵巻』に描かれる仙洞御所がそうであるという(日本の絵巻『年中行事絵巻』巻一「朝覲行幸」の五十七紙から五十八紙にかけての絵が該当しよう)。その寝殿の平面は、母屋七間の周囲に庇を廻らしたうえ、北庇には北孫庇も備えられていた(太田静六、五七四〜五七九頁)。その寝殿の簾の内にいる後白河院が、大藏卿泰経に語りかけたとする。○**大藏卿泰経ニ仰ケルハ** 泰経は高階氏。生没、大治五年(一一三〇)〜建仁元年(一一二〇一)。泰重の息。藏人、左衛門尉、河内守、摂津守、少納言などを歴任し、治承二年(一一七八)に大藏卿。その後寿永二年(一一八三)に公卿。のち建久八年(一一九七)に出家。後白河院の院司として活躍したため、治承三年の清盛、また寿永二年の義仲のクーデターの際には解官されている。『玉葉』にも頻出し、寿永二年十月七日条には「院近臣如_二泰経之小人等_一」、元暦元年七月二十五日条には「隆房者、法皇第一之近臣泰経之婿也」などとある。この澄憲の説話に登場するのも、

近臣としての泰経像に基づくのだろう。菊池紳一によれば、泰経が院司として見えるのは、少納言に任官した永万二年(一一六六)頃からで、後白河院の近臣として第一歩を踏み出したのは、院の伝奏を勤め始めた仁安二年(一一六七)頃からであるという(一一〇頁)。これは、先述した重盛の権大納言補任の時期とほぼ重なる。〈盛〉ではこれ以降度々登場するが、平家物語諸本では、「逆櫓」で「九郎大夫判官義経、院の御所へ参つて、大藏卿泰経朝臣をもつて奏聞せられけるは」(覚下二二五九頁)のようであり、院への取り次ぎを行う立場に居ることかわかる。また頼朝と院との連絡を院伝奏として取り次いだのが、文治元年には、頼朝追討宣旨の奏請を院に取り次いだとして、籠居、後に解官配流されている(美川圭、一九二〜一九五頁)。頼朝より泰経に宛てた手紙で、後白河を「日本第一之大天狗」と批判したことは有名(『玉葉』文治元年十一月二十六日。但し、この「大天狗」を泰経と読む見解も多く見られ、その研究史については、佐伯真一論文参照)。なお、泰経のおば(近江守高階重仲女)は信西の室となり、澄憲らを産んでいる(〈尊卑〉2―四九三頁、4―二四頁)。いわば泰経と澄憲は従兄弟に当たる。○**口ノキ、タル様ヨ** 「口の達者な者であることだ」の意。澄憲が若い頃から説法に秀でていたことが示される。○**世ハ末ニ成ト云ヘ共、遠尽ザリケルモノ哉** 「道」は、『書言字考節用集』に「有繫_{サカ} 流石(略) 道」(第一一冊五九)とある。世は末になったといっても、さすがに終わってしまうというわけではないのだなあ(これだけすばらしい説法をする者もいるのだ)の意。同様の成句は、一類本『平治物語』に「末代なれども、日月はいまだ地におち給はず」(新大系一七四頁)の他、謡曲の「安宅」(新大系『謡

曲百番』一四〇頁）・「花形見」（同一八三頁）・「蟬丸」（同五八六頁）にも見られる。本全釈巻一「同人捕化鳥」の「末代トイヘ共、日月地ニ陰給ハズ」（三一—二四頁）の注解参照。○実ヤ尼ノ生タル子ト聞食（尊卑）によると、澄憲の母は高階重仲の娘（前掲「大藏卿泰経ニ仰ケルハ」項参照）。澄憲の母を尼とする説不明。この後に、「相伴ケル尼モサルニテ」の注解に見るように、高階重仲の娘と「アマゼ」と号した紀伊二位とが取り違えられることもあったようで、そうしたことの反映をこの記事に見ることが出来るか。あるいは、澄憲一族には公然と妻帯していたことへの批判があり（小峯和明②一二—一二二頁）、澄憲自身には高松女院との間に海恵という密通の子がいたほか、安居院を嗣いだ聖覚以下多数の子があったことが知られる。澄憲一族の妻帯に対する批判的な見方が、こうした俗説を生んだか。○故通憲入道ハ：信西の名は平家物語諸本、特に〈盛〉では度々登場し、その子成範、澄憲、静憲などの逸話が語られる。いずれにおいても「信西」「故」少納言入道信西」とあり、「通憲入道」とするのは、本段と次段のみ。○和漢ノ才幹至レル上、心カシコキ者トイハレ候キ 信西は、易道や卜筮にすぐれ（『台記』天養元年二月十一日条）、その他、天文や相人の他、管絃・音曲・芸能など、様々な面に才能を発揮していた。一類本『平治物語』にも、「儒胤をうけて儒業をつたへずといへども、諸道を兼学して諸事にくからず。九流をわたりて百家にいたる。当世無双、宏才博覧なり」（新大系一四八頁）や、「此人は、天文淵源を究て、推条、掌をさすが如成しが」（同一六一—一六二頁）と記される。○相伴ケル尼モサルニテ儲タル子ナレバ 〈校注盛〉はこの「相伴ケル尼」について、「後白河院

の乳母従二位藤原朝子（紀伊二位）をさすか。朝子は「アマゼ」と号し、実は近江守高階重仲女（尊卑分脈）（一一—〇二頁）と注する（同様の指摘は、早く『参考源平盛衰記』の注に見られる）。これは、〈尊卑〉2—四五七頁で、貞嗣流兼永の女子朝子の傍注に、「紀伊二位少納言入道信西室／民部卿成範卿母／後白河院御乳母／号アマセ是也」とあり、さらに「此説不審」として「実ハ近江守高階重仲女也、如何」とあることによる。すなわち信西室で成範の母朝子が「アマゼ」と号したことから、これを信西の「相伴ケル尼」と揶揄していることになる。さらに一説に従い朝子が「高階重仲女」とすると、澄憲の母に当たることにもなる。○過ニシコロ：以下、稚児説話が引かれる。澄憲の秀句を引くための説話であるが、中世の天台系寺院で多く語られていた稚児物語の一つであろうか。ここでは稚児の入水の理由は語られず、また和歌にも恋歌の様子は無いが、稚児の入水と悲しむ衆徒の様子から、稚児物語に多く見られる叡山僧の稚児への深い愛情が読み取れる。○住儻ニナツカシカラヌ宿ナレド出ゾヤラレヌ晨明ノ月「晨明」は三卷本『色葉字類抄』に「晨明 アリアケ」（下二四ウ）とあり。〈近〉は第三句「やとなれは」（校異14参照）。住んでいても離れたいとは思わない宿であるけれども、出ていこうとすると出ていきづらいものだ、夜が明けても残っている有明の月のように、の意。第三句は「宿なれど」がよい。○唐崎ノ海二人ノ身投タリ稚児が入水する稚児物語としては『秋の夜の長物語』が知られる。『秋夜長物語』では稚児梅若は瀬田川に入水する。他に稚児物語として稚児の死を描く作品としては、『稚児観音縁起』『幻夢物語』『弁の草紙』『鳥辺山物語』『花みつ』がある（濱中修①四二二頁）。なお、『秋夜長物

「語」を下敷きにしてなつたと思われる説経節『愛護若』では、細工夫婦が、入水自殺した愛護若の後を追ひ、「唐崎の松は、若君の御形見なれば、いざやここに身を投げん」（古典集成『説経集』三四三頁）として、唐崎に身投げする様子が描かれる（濱中修②六九〜七〇頁）。○裏ナシ 裏なしは、「坊主や婦人のはく、底革のついていない履物の一種」（『邦訳日葡辞書』七三二頁。なお川嶋將生八頁、保立道久一五八頁参照）で、清日や河原者・散所の者の公事物の一つ。『雑事要録』「散所者裏無二束進上」（陽明文庫蔵。「自処々礼物」項）。あるいは、『八坂神社記録』に「河原細工丸」の節季の貢納物として「裏無」が記される。「三度バカリ往還タル跡」とは、稚児の和歌にもあったように、稚児が入水を前に躊躇った様子を示す。○凡僧ナレ共 『弘安礼節』の「僧中礼事」項によれば、「僧正 可_レ准 參議」。法印、法務、僧都 可_レ准 四位殿上人。法眼、律師 可_レ准 同五位。凡僧 可_レ准 同六位。諸寺三綱及八幡社官僧綱法橋上人位 可_レ准 地下四位諸大夫。凡僧 可_レ准 同五位諸大夫。但如_二日来殿上五位_一。不_レ可_レ書 上所。威儀師 可_レ准 五位下北面。従威儀師 可_レ准 同六位」（群書一七一三九頁）とあり、同じ「凡僧」でも、六位に準じる場合と五位諸大夫に準じる場合があった事が知られる。○施主段 法会の中で、施主の願意を述べる部分。〈延〉一本「後二条関白殿滅給事」には「其比ノ説法表白ハ秀句ヲ以テ先トス」（一七八〇ウ）とあるように、説法においては当座にうまく秀句を生み出すことが重要視された。阿部泰郎③は、信承『法則集』により「発願・諷誦・開題・誦経・呪願・仏名・教化・説法・別願」の次第をあげ、「これらのうち、諷誦から教化までは儀礼上の様式を指し、いわば広義の表白

を成す各要素であろう。その帰結に位置する「説法」こそ、同書では明確にされないが、唱導において当座の機知が要求され自由な創造が口頭で演ぜられる随一の局面といえよう。このうち、注文者や聴き手とその場の状況をふまえて表現しなくてはならないのが施主段であったという（一一八〜一九頁）。また『法則集』に「口伝云。説教師、至施主段ニ巧拙堪否ノ頭也。其斟酌進退、究竟先達共、現_二不_レ覚事也_一」（天台宗全書第二十卷六七頁、返り点を一部改める）とあるように、「施主段こそは、施主や行なわれる法事の性格・位置・状況をふまえ、当座に対応した適切な文句をもって―しかもそれは聴くに快い美辞麗句でなくばならぬ―当意即妙にうち上げ唱える、唱導者の手腕の見せどころであった」（一九九頁）。また小峯和明③が紹介した『澄印草等』などをもとに牧野淳司①は、仏事法会の次第の流れを「表白―願文―仏釈―経釈―施主段」に整理し、このうち「仏釈―経釈―施主段」の部分が説法に当たるとする（一六〇〇頁）。また阿部泰郎④は、醍醐寺三寶院蔵『転法輪秘伝』に拠り、この書が「説教師は壇越の修す善根を自ら真実に随喜して念ずべき事を強調する。その仏事の作善とは施主の仏性の尊い発露であり、導師もこれに結縁して開悟得脱するものである理を」力説することを示している（二二頁）。このように、唱導師にとって施主段が聴衆を最も引きつけ、秀句を発するに最適の場であったことがうかがえる。阿部泰郎③が指摘する『諸国一見聖物語』では、関東下向の折、橋本宿で長者に亡くなった息女の供養を頼まれた澄憲（曼殊院本では「隆憲」とも読めるが、「信成ノ御子」ともありここは「澄憲」とあるべきだろう）が、施主段にかかった時、息女が慣れ親しんだ琵琶琴のことを知り、「一面ノ琵琶ノ

音ハヒカザルニ海老ノ浪ニヒギキ…」と遺愛品の琵琶を詠み込んだところ、「長者モ其外ノ見聞聴衆モ落涙袖ヲシボリケルトカ」であったという（京都大学国語国文資料叢書一四〇—一六頁）。また『沙石集』卷六は施主段にまつわる説教師の様々な逸話が収録される。いま梵舜本を底本とする旧大系に拠って二話のみ取り上げる。「一、説経師施主分聞悪事」では、「或大名ノ後家ノ禪尼」が仏事を営んだ際に、「年来ノ祈師ノ老僧ヲ、道師ニ請ジ」た。「施主分ノ法門ナンドコマヤカニ申ケル程ニ」導師は次のように言う。「大日如来ノ御額ト、尼御前ノ御額ト、打合サセ給ハ、ニ御前御額、金色ニナラセ給ナムズ。大日如来ノ御胸ト、尼御前ノ御胸ト打合サセ給ハ、ニ御前ノ御腹ト、金色ニナラセ給ナムズ。大日如来ノ御腹ト、ニ御前ノ御腹ト打合サセ給ハ、ニ御前御腹、金色ニ成セ給ナンズ。大日如来ノホソ」ここまで言いかけて、聴聞していた後見の入道が「サマアシク、聞ニク、候」と止めたという。無住は「施主分ノコマヤカナルハ、カ、ル勝事出来ル、大方斗申ベカリケルニヤ。アマリニ施主ノ心ニ入ラムトスル程ニ、スル事、常ニ出来ル。心ウキニヤ」と評している（旧大系二六〇—二六一頁）。施主に取り入ろうと細々と話すところのような失敗をするという。施主段において説教師がその場に応じた文句を凝らしていたことが窺える。「六、随機施主分事」では、大津ノ海人が仏事の際に説経師を呼んでも心に適わなかった中、ある説経師は、「各ノ近江湖ノ鱗トリ給フ事ハ、目出度キ功德也。其故ハ、此湖ハ天台大師ノ御眼ナリ。仏ノ御眼ノチリヲトルハ、ユ、シキ功德トナルベシ」と巧みな秀句で海人は随喜したという（二六六頁）。○童子ノ年ハ十八歳、髪ハ長御座ケレ共、命ハ短カリケリ。今ハ髪、力及ズ、仏助給へ小

峯和明②は、施主段は「説法の最後の山場であり、法会を主催する施主の功德をたたえる重要な要素」であり、「ここでは児の髪の長さ」と命の短さの対比がカミの音の連想から神と仏の対比に転換される。説法の機知や才覚が発揮された典型例」とする（二二六頁）。また児供養の表白の例として『澄憲作文集』六一「為児供養」や『貞慶表白集』上・五をあげる。前者には「比叡山東塔東谷被^シ害^ル少人也」とあり、実際に殺害された稚児の供養に作文されたものである（大曾根章介翻刻『中世文学の研究』東京大学出版会一九七二・七）。また後者は「山寺為小兒^ニ追善」と題するものである（続真言宗全書三十一）。阿部泰郎③（二二〇—二二二頁）も指摘するように、この澄憲の「童子ノ」句と類似するものとして、『一乗拾玉抄』が引く、やはり澄憲の説話があげられる。「物語云、参河ノ国、矢作長ガ娘ヲ殺シテ、百ヶ日ノ追善ニ、安居院ノ澄憲^ニ奉請、御説法有ル時、彼ノ長ガ娘ノ名残り惜テ、髪ヲ切テ、形見ニ持タルヲ仏前ニ置ク。是御覧ジテ、諷誦ノ^ニ時、「高瀬山ノ朝ニハ飽又別ヲ悲ミ、浜名ノ橋ノ夕ニハ取又妻ヲ待ツ、神ハ捨玉フトモ仏ハ助玉ヘ」ト一句宣玉ヲ、母ノ長、弥殊勝ニ思、珍宝ヲ布施奉也」(■は難読。あるいは墨消か。『一乗拾玉抄』臨川書店七三〇—七三二頁)。最後の「神ハ捨玉フトモ仏ハ助玉ヘ」は「今ハ髪、力及ズ、仏助給へ」と極めて似ている。おそらく同様の句が知られていて、これを澄憲の表白と結びつける基盤があり、〈盛〉や『一乗拾玉抄』のような説話をそれぞれ生み出したのだろう。○僧綱ニ准ジテ…あまりに澄憲の唱導が巧みであったために、感動した衆徒は、凡僧である澄憲を僧綱（僧正・僧都・律師）になぞらえて輿に乗せた、との意。○高座ヨリ下リン時、各ハヤ

セ 後白河院は、澄憲の芸能の才覚を試そうとして、殿上人たちに囃させる。五節で経験を積んでいる殿上人たちにとっては得意なことであった。澄憲は、当意即妙にこれに答えて、かえって人々を揶揄しながら舞奏でたとする。殿上の乱舞のさまにも通じる場面であった(石黒吉次郎四三―四四頁)。また、真鍋昌弘は、ハヤシ始められた時は、「高座ヨリ下リン時」であって、最後は、「走人ニケリ」で終結することに着目し、ハヤされる側、あるいはハヤス側において僅かでも芸能性をもった演出が即興的に考えられていたであろう話とする(四頁)。なお、「はやす」は〈日国大〉でいうところの「大きな声でほめたり、あざけったりして騒ぐ」の意が近いのだから、この後「拍」を「はやす」と訓ませているように、節を付けて煽る意味で用いられる。既出「俄二拍子ヲ替テ、伊勢平氏ハ眇也ケリトハヤシタリケリ」(一―二三頁)、「是モ五節ニ拍子ヲカヘテ……三妻雛コソ揉合ナレ。穴広々ヒロキ穴カナトハヤシケリ」(一―二九頁)と同様。○アマクダリ〈ト拍「拍」を〈近・蓬・静〉いずれも「はやす」とするが、「拍」を「はやす」と訓じる例、未見。真鍋昌弘は、「アマクダリ」が、四、五人の若き殿上人たちの口から、一つのリズムをもって、何回も拍子を打ちながら、「心ヲ合テ」発せられる様子とする(四頁)。なお、「アマクダリ」について、小峯和明①は、「平治の乱で流され、辛酸をなめた信西一門と栄華の絶頂をきわめた平氏一門との対比がきわだち、尼から生まれた安居院流一門への羨望や差別の視線も同時にここには介在している」とし、また尼から生まれたというのは、「安居院が例外的に妻帯を許されたことをさし、」それに対して「当然他からの反発があ」ったと指摘する(五一―八頁)。また阿部泰郎⑤は、「天降り人

のように神妙な説法よ、と言う意と、澄憲が尼腹より生まれたと言う事とを掛けあわせてからかった」(二二―四頁)とし、さらに阿部泰郎①は、先の俊恵と澄憲の贈答歌における俊恵の「雨ト降」をふまえた囃子詞と見る(二二頁)。但し、この逸話が先に述べたように仁安二・三年の出来事とすると、承安四年の「祈雨表白」よりも前ということになり、時系列的には整合しない。阿部はこの逸話が「祈雨表白」に触発されて後代に作られたものと解釈するか(後掲「三百人ノ其内ニ…」項参照)。○ソ、カズシテ「そそく」は慌てること、落ち着かないこと。〈蓬・静〉の「そぞろく」は、そわそわすること。○舞翔テ 二、三度手を揚げて舞の手振りをして、その調子に合わせて声を出す様(真鍋昌弘四頁)。舞っただけでなく、舞翔ったとするところに、澄憲の芸能者としての猿楽事ともいえるパフォーマンスがいかなく発揮され、おかしみを産みだし、この後の澄憲の台詞に注目が集まることになる。小峯和明②は、高座を下りるときには歌をうたったりはやしたり、ひとさし舞ったり、何らかの猿楽事に類する所作があったらしいことは、『袋草紙』一〇六の雲居寺瞻西の逸話(新大系一一―一頁)にもうかがえると指摘する(一三七頁)。○院ヨリ始進セテ：兼咲セサセ給ケリ 院が中心になって、皆で「はやし」を楽しみ、澄憲の対応を期待し、澄憲が言い出す前から「早くも笑みがこぼれていた」とする。○澄憲「三百人く」ト云音ヲ出ス 真鍋昌弘は「あまくだり」という暗示的な短い一句を受けて、澄憲も「三百人」という応戦用の、それだけでは意味の分からない象徴的な詞を言い返していることから、「ハヤシ」に対して「ハヤシ返す」ことが行われていることに注目する(四頁)。○三百人ノ其内ニ…「三百人の内、

女御百人は物売り風情の女ばかり、公卿百人は伊勢平氏のような者ばかり、驗者百人は乱行者のような者ばかり」とその場にいる者を嘲弄する言葉を書いながら謳った。「当時院宮で重んぜられる者たちを批判して言った」（〈新定盛〉1—186頁）もの。「裨販」は、物売り。

『文選』張衡「西京賦」に「爾乃商賈百族、裨販夫婦、鬻良雜苦、蚩眩辺鄙」（全釈漢文大系1—138頁）とあり、商売人の夫婦を「裨販夫婦」という。『和名類聚抄』（天正本）に「裨販 文選西京賦云一夫婦一〈和名比佐支比止〉俗云販婦云〈比佐岐女〉一也」（『古写本和名類從抄集成』第三部五五頁）とあり「ひさぎひと」と読む。『色葉字類抄』三巻本に「裨販へヒサキヒト／売男也 鬻女〈同／売女也〉」（尊経閣善本影印集成一八一—四三四頁）とし、「裨販」を男としている（ただし同二巻本では「裨販〈売買〉 鬻〈同／売女〉」（同一九—四五九頁）としているが、三巻本が本来か）。『塵添搥囊抄』巻三「販婦事」には、「文選云、裨販ノヒサギヒト夫婦アリト。惣テ町人ヲバ皆裨販ト云ベキヲ、販婦販女ト書ニ依テ、少婢ヲ指シテ、思習ハセル歟。近来下女トノミ思ヘリ。男ヲバイハズ」とし、〈盛〉と同様の澄憲の逸話を引いた上で、「是モヒサメヲ下女ト思ナルベシ」とする（臨川書店一九六八・3、五九—六〇頁）。「公卿百人伊勢平氏」については、「百人いる公卿もみな伊勢平氏のごとき者ばかり」の意か。「裨販」「皆乱行」と「伊勢平氏」が同列の揶揄の表現となっている点に注目する必要がある。重盛が新任の大納言となった仁安二・三年時点で、平氏のなかで公卿に列していたものは、清盛・重盛・宗盛など数名がいるばかりで、「公卿百人が伊勢平氏」というのは、言葉どおりの意にとれば事実と反する。院の近臣たちにむかって、「伊勢平

氏のような者ばかり」という発言が、平氏以外の公卿に対する揶揄となっている点に注意する必要がある。言葉の意味をあえて表面的に捉えてみせたのが次節の重盛の発言であり、他方、伊勢平氏という表現に含まれる侮蔑の意識に清盛が鋭く反応するという結果を生んでいるのである。同時に、この侮蔑的意識が近臣たちに共有されるものであったが故に、彼らは、自分たちが伊勢平氏のような者ばかりといわれたことに「底ニガくシキ」思いを抱くのである。なお、『塵添搥囊抄』の引く説話は〈盛〉と異なり、最勝講で導師を務めた際に、澄憲の歌と舞があったとする。すなわち、〈盛〉の二つの逸話が一つにまとめられていることになる。「于時後白川院此僧都尼子ナル事ヲ思食出テ、降雨ニ事寄セテ、退出時アマクダル、ト囃サセラレケル。其時澄憲拍子ヲ取テ、三百人ノト数反囃サセテ、公卿百人伊勢平氏、驗者百人皆濫行、女后百人皆販女ト歌ヒテ、舞ハレケリ。此雨打連三日マデ降テ、国土ノ歎喜限り无ク、一天称美類ヒナシ。法皇ヨリハ御感アマリ、皆人ハ母腹ヨリ生ル、ニ、澄憲ノミゾアマクダリケルト、仰ツカハサレケリ」。ここでは、最勝講での祈雨の効験と直接に繋がり、「あまくだり」が「尼子ナル事」のみならず「降雨ニ事寄セ」たものとなっている。さらに、「澄憲ノミゾアマクダリケル」が後白河法皇による発言となっている。澄憲をめぐる逸話として、祈雨説話と「あまくだり」説話が結びついて伝承されていたことが窺える。○扇ヲヒロゲテ殿上ヲサ、ト扇散シテ 院政の乱れた内幕の実態を突くような文句を言い立てて、三百人を追い散らそうという意味を込めて、扇を広げて殿上をささと扇ぎ散らしたという演出。舞の手と扇が重要な小道具として、この場のハヤシを盛り上げている（真鍋昌弘四

頁)。○走入ニケリ 以上の、澄憲による当意即妙で風刺の効いた歌、また堂々としながらも身体動作を伴った機敏な所作は、芸能としての説経の名人であった澄憲の人品をよく表している。牧野淳司②は、このようなエピソードを「後世から見た理想的説経師の神話的原像を、「説法道」を創始した澄憲に投影するところから生み出されたもの」と考える(二二五頁)。小峯和明③は、「宇治拾遺物語」などにもよくみえる、猿楽ごとを演じて笑いの渦をまきおこして遁走する、《笑い」と逃走》の類型そのものといってよい」と指摘する(五一八頁)。また、阿部泰郎④は、慈円が『愚管抄』で後白河院を評して、「院が芸能者や職能民たちに親しみ、その芸能に耽溺して」「近臣達に演ぜしめて興がり見物していた」「王の姿」が投影されていると見る(二二頁)。○底ニガくシキ景気也 「底ニガくシキ」は、「心の中でいとわしい感じがしているさまである」(《日国大》)とするが、用例は《盛》をあげるのみ。公卿殿上人たちは、澄憲を「アマ(尼)クダリ」と揶揄したところ、澄憲からは自分たちが「伊勢平氏」のごとき者たちであると切り替えされたために、プライドが傷つけられて不快に思ったのである。「伊勢平氏」とは、所謂「殿上闇討」事件の際の忠盛に対する揶揄「伊勢平氏ハ眇也ケリ」(一―三三頁)を想起させる言葉であり、地下の武士身分からの成り上がりを意識させる表現であろう。阿部泰郎④は、「彼をからかうために嗤い立てた殿上人達は、その毒ある秀句に一旦は笑ったものゝ、」「その諷刺の刃が自分らにも向けられていたことを悟って興醒めの躰である」(二二頁)と指摘する。○小松内大臣、其時ハ新大納言ニテ 重盛が大納言となったのは、仁安二年(一一六七)、翌年には辞任している(嘉応二年

(一一七〇)に復任)ので、「新大納言」と呼ばれるのはこの時期か(目出キ説法仕タリケリ)の項参照。澄憲と平氏の関係について、『転法輪鈔』神祇・上末の「入道太相国安芸国伊都岐嶋千部経供養表白」は年時は不明ながら清盛晩年に畿島参詣の折の表白であり(小峯和明②一二五頁、同④五〇六―五二二頁)、また、近年紹介された金沢文庫蔵『上素帖』は、澄憲の表白を集めたものであり、ここに清盛が安楽寺聖廟に千部の法華経を奉納した折の供養表白である「千部法華経供養表白清盛」が収められている(阿部美香)。澄憲が清盛のために作文をしていたことが確認される。○ベシロ「べし」は「へし(庄)」。『時代別国語大辞典 室町時代編』では、「口をへの字形に堅くひき結ぶこと。また、そうした口の形」とし、用例として『碧巖虎哉抄』「物モ不」言ベシクチスル也。喩バ物モツ棒方両端重、へノ文字ニ似タル様ニクチノアルヲ、ヘシクチト云也」をあげる。時代は下るが『嬉遊笑覧』に「安斎云、泣ものゝ口の形への字形に似たり。ヘシロとハへ口也。今按るに、ヘシとハヘシ付るなど、俗語に云ふにておさへ付るなり。即おすことにて、口の形をなぞるふる也。庄口と書たるハ当れるなるべし。猿楽の仮面にへし面といへるものも、此口付したる面なり。今是を小児の泣ことに、べそ作る、べそかくなどはあり。其口つきに喩ゆるなり」(下―七五八―七五九頁、名著刊行会一九九三・9)とある。「へす」は、「不愉快な表情をなすことの動詞」(藤田正太郎七九頁)。鎌倉時代以前の用例は見出せない。《延》には、「内府四方ヲ見マハシテ、「イシゲニサウ御気色共カナ」トテ、ヘシロセラレケリ」(巻一―四一ウ)の例が、《盛》には、他に「季貞又此由入道殿ニ申セバ、打聞テヘシロシテ、去バコソト能々心得ヌ事ニ思、急

ト返事ナシ」（卷五八、1—三五八頁）、「花ヤカニ装束シタル者ガモト、リハナチテ、サバカリノ御前へ、庄口ニ気色シテ出タリケル事、サシ
 なく、また澄憲に揶揄されても表情を崩さない、終始真面目な様子で
 モノ御大事ノ中ニ、堂上堂下女方男方陽ヲ断ケリ」（卷十、2—九二頁）
 あった重盛の様子を示す。

【引用研究文献】

- * 阿部美香 「安居院唱導資料『上素帖』について」（金沢文庫研究三三六、二〇一—一・三）
- * 阿部泰郎① 「連歌の説経論—説教師の芸能をめぐる」（国文学一九九八・12）
- * 阿部泰郎② 「唱導における説経と説経師—澄憲「釈門秘論」をめぐる」（伝承文学研究四五、一九九六・4）
- * 阿部泰郎③ 「唱導における説話—私案抄—」（説話と儀礼 説話・伝承学85）桜楓社一九八六・4）
- * 阿部泰郎④ 「唱導—「唱導説話」考—」（説話の講座3 説話の場）勉誠社一九九三・2）
- * 阿部泰郎⑤ 「唱導と能—二人の唱道者の肖像—」（国文学三一一〇、一九八六・9）
- * 石黒吉次郎 「乱舞考」（専修国文六八、二〇〇一・1。『中世の演劇と文芸』新典社二〇〇七・4再録。引用は後者による）
- * 太田静六 「寝殿造の研究」（吉川弘文館一九八七・2）
- * 川嶋将生 「山科家をめぐる散所と河原者」（立命館文学五四七、一九九六・9。『洛中洛外』の社会史）思文閣出版一九九六・6再録。引用は前者による）
- * 菊池紳一 「後白河院々司の構成とその動向—その三（完）—」（学習院史学一六、一九八〇・3）
- * 木村真美子 「少納言入道信西の一族—僧籍の子息たち—」（史論四五、一九九二・3）
- * 小峯和明① 「声を聞くもの—唱導と大衆僉議」（国文学研究二二三、二〇〇一・3。『中世法会文芸論』笠間書院二〇〇九・6再録。引用は後者による）
- * 小峯和明② 「澄憲をめぐる」（『岩波講座古典文学と仏教9』岩波書店一九九五・3。『中世法会文芸論』笠間書院二〇〇九・6再録。引用は後者による）
- * 小峯和明③ 「澄印草等」について—付・翻刻—（国文学研究資料館紀要一四、一九八八・3。『中世法会文芸論』笠間書院二〇〇九・6再録）
- * 小峯和明④ 「聖地と願文・表白—『平家物語』の厳島参詣」（『平家物語の転生と再生』笠間書院二〇〇三・3。『中世法会文芸論』笠間書院二〇〇九・6再録。引用は後者による）
- * 佐伯真一 「後白河院と「日本第一大天狗」」（明月記研究四、一九九一・11）
- * 濱中修① 『秋夜長物語』論—稚児と観音をめぐって—（沖繩国際大学文学部紀要二〇一—、一九九一・12。『室町物語論』新典社一九九六・4再録。

引用は後者による)

* 濱中修②『「幻夢物語」考』(中央大学国文三七、一九九四・3。『室町物語論攷』新典社一九九六・4再録。引用は後者による)

* 藤田正太郎「近古語彙の研究(二)」—統教訓抄の語彙—(人文科学研究所一七、一九五九・12)

* 保立道久「都市の葬送と生業」(『中世都市鎌倉と死の世界』五味文彦編、高志書院二〇〇二・9)

* 牧野淳司①『「安極玉泉集」解題』(『中世唱導資料集 真福寺善本叢刊4』臨川書店二〇〇〇・2)

* 牧野淳司②「安居院流唱導書の形成とその意義」(『中世文芸と寺院資料・聖教』竹林舎二〇一〇・10)

* 真鍋昌弘「ハヤシている風景」『源平盛衰記』において—(『中世伝承文学とその周辺』溪水社一九九七・3)

* 美川圭「関東申次と院伝奏の成立と展開」(史林六七—三、一九八四・5。『院政の研究』臨川書店一九九六・11再録。引用は後者による)

* 山崎誠「唱導と学問・注釈」(『仏教文学講座 第八卷』勉誠社一九九五・3)

新大納言ハ、最ノドヤカニ¹畏テ²御前ヲ立レヌ。北面ニ³蹲居シテ、アマタオハスル殿原ニ⁴向テ被レ申ケルハ、「一天ノ君ノ召仕ハセ給^{たまふ}三百人ノ数ニ、重盛ガ入テ侍ハ面目也。⁵但世ニ隱ナシ、朝恩ニ⁶ヨリテ、国務ヲ奉行スル事、先祖ニ多侍。^{はべり}伊勢平氏トハ、イツレノ卿上ノ事ゾト、尋申ベカリツレ共、勅願ノ導師也、便宜ナシト存ジテ、無申子細。^{おもひ}思ヨラヌニハ非ズ、父ノ禪門、加様ノ事ニタマラヌガ、親ナガラモ 悪癖ト存ズ。サテモ奉公ニ忠勤ヲ致セバ、官禄ニ洪恩アリ。而ヲ代々軍功依^{なま}無^わ私^わ子孫^わ蒙^わ朝恩^わ、加様ニ世ニ立廻者ヲ、僧モ俗モ 悪猜^{くわ}レ侍事、マコトニ不^レ及^レ力^レ存候へ。¹⁰罷帰、入道諫申サン」トテ出ラレニケリ。其跡ニ¹¹残留タル人々申ケルハ、「新大納言¹²ノ被^レ申事¹³コソ、¹⁴理ヲ極テ身ニシ¹⁵候テ覚レ。惣而ハ、君ノ所詮ナキ御心バヘニテ、澄憲ヲ愛シ^わ咲ハセ給ハントテ、係^か述^ま懐ハセラレサセ給也。サレバトテ、一座ノ御導師ヲイカニトセサセ給ベキゾ。¹⁶今日ヨリ後ハ、カルト^レシキ事、¹⁷上ニモ¹⁸下ニモ止ラルベキ也」トゾ¹⁹申合レケル。平大納言重盛ハ、入道此事聞給ナバ、サル腹悪人ナレバ、如何ナル心カ付給ハンズラン²⁰トテ、六波羅ノ宿所ニ参ラレタリ。入道ハ左ノ手ニ²¹蓮ノ実ノ念珠ヲ持、右ノ手ニ²²蒲団扇ヲ仕給テ、大納言ニ目モ係ズ、憤アル^レニ²³ハ²⁴氣色也。重盛ハ、此事ハヤ人ノ云タリケリト²⁵意得テ、大ニ畏給ヘリ。良久有テ、²⁶哀此入道ガ神ニモ仏ニモ成タラン後、和殿原ノ君ノ御後見シテ、²⁷一日世ニ立廻給ナンヤ。故通憲入道ガ²⁸誤ニテ信頼ニ頸切ラレタリシ時、憂ミタリシ澄憲ガ、向^むサマニ²⁹悪口スルヲ聞モ咎メズシテ、サテ立ケル事ノ口惜サヨ。³⁰何様ニモ沙汰有ベシ」トテ、³¹彈指ハタ^レトシ給ケリ。大納言ハ「此条重盛一人ガ事ニアラズ。百人ノ裨販ノ女御、百人ノ乱行ノ³²驗者達ノトガメラレヌ事ナルヲ、其ヲ³³閣テ³⁴非^レ可^レ咎申、惣而ハ加様ノ事ヲバ、タゞ聞ヌ様ニテ御渡候ベシト覚ユ。³⁵猿楽ト申ハ、オカシキ事ヲ云ツ³⁶ヅケテ、人ヲ咲ハカシ侍ルゾカシ。君ノオカシキ事ヲ³⁷イハセントテ、『尼ガ子³⁸トハハヤサセ^レ給ヘバ、澄憲猿楽コトヲ申ニテ侍ベシ。其故ニ中々何ト御腹ヲバ

立ラレ候ベキ。但今ヨリ後、⁴⁰猿樂事ニモ加様ノ⁴¹事申ナラバ、如何ニモ重盛相^{はから}計候ベシト被レ申タリ。其時入道カホノ色少シ直リテ、「穴^{あな}軽タシノ君ノ御代ヤ。⁴³販女ノ⁴⁴女御トハ、サレバ⁴⁵誰ゾ。⁴⁶若丹後ノ局ノ事歟。ソモ桶・櫃ヲ^い戴テ物ヲバヨモウラジ。乱行ノ^{まじ}験者トハ、先房覺僧都ガ事ニヤ、其僧コソ、⁴⁷至^{いた}処ゴトニ不覺^ふヲノミセラルナレバ、京童部ガ『房覺不覺』ト云^い略頌^{りやくしゆ}ヲバ云ナレトテ、カラ^わく^わト咲^わテ、入道内^いヘ入ラレケリ。重盛^{しげもりのきやう}卿、今ハ入^い道^{だう}別^{べつ}ノ事ヲバセジト覺シテ、心安^{しん}思ハレ被^れ出ケリ。其事猶モ本意ナク思ハレケレバ、澄憲ノ雨ノ高名モ、天下ニハ謳歌シケレドモ、入道ハ^{ざり}被^{られ}興^{きよう}ケリ。

【校異】1〈近〉「かしまつて、〈蓬〉」畏て。2〈蓬〉「御前へを」。3〈近〉「そんきよして、〈蓬〉」蹲居して、〈静〉「蹲居して」。〈静〉のルビ「ウスイ」は「ウズキ」（うずくまっていること）の意。4〈近〉「むかて、〈蓬〉」向て。5〈蓬・静〉「但世ニ隱ナシ」なし。6〈近〉「よつて」。7〈近〉「いせへいじとは、〈蓬〉」伊勢平氏とは。8〈近〉「あしくひかめりと、〈蓬・静〉」あしき癖と。9〈近〉「かうふる、〈蓬・静〉」かうふりて。10〈近〉「まかりかへり、〈蓬〉」罷^まりて、〈静〉「罷^まりて」。11〈蓬・静〉「ノ」なし。12〈近〉「申さるゝこと、〈蓬・静〉」申され事。13〈近〉「ことはりを、〈蓬〉」理を、〈静〉「理を」。14〈蓬〉「しみ入おほゆれ、〈静〉」入おほゆれ。15〈近〉「しゆつくわいば。16〈蓬・静〉」今より。17〈近〉「かみにも」。18〈近〉「しもにも、〈蓬〉」下にも。19〈蓬・静〉「申あひける」。20〈蓬・静〉「トテ」なし。あるべきだろう。21〈蓬〉「蓮子の、〈静〉」蓮子の。22〈蓬〉「蒲打輪、〈静〉」蒲打輪。〈蓬・静〉は「ヲ」なし。23〈近〉「心得て、〈蓬・静〉」心えて。24〈近〉「なりたらんのはとのぼらの」。は「は」の前後に点あり。当初「なりたらんのは、とのぼらの」と解して書写したものか。25〈近〉「御うしろみして、〈蓬〉」御後見して。26〈近〉「ひとひ。27〈蓬・静〉」あまりにて。28〈蓬〉「向様に」。29〈近〉「あつこうするを、〈蓬〉」悪口するを、〈静〉「悪口するを」。30〈近〉「何やうにも、〈蓬〉」何様にも。31〈蓬・静〉「尋さたあるへし。32〈近〉「つまはじき、〈蓬・静〉」爪弾を。33〈近〉「ひはんの、〈蓬・静〉」裨販の。34〈蓬・静〉「行者達の。35〈近〉「さしおめて、〈蓬・静〉」閣て。36〈近〉「とがむべきにあらず。37〈近〉「さるがくと、〈蓬〉」猿樂と、〈静〉「猿樂と」。38〈近〉「いはんとて」とし、「は」の後に補入符あり。右に「せ」を傍書。39〈近〉「さるがくことを、〈蓬〉」さるかくの言を、〈静〉「さるかくの言を」。40〈近〉「さるがくことにも、〈蓬〉」猿樂事にも。41〈近〉「ことを」。42〈近〉「かるくしの、〈蓬・静〉」かるくしの。43〈近〉「はんちよの、〈蓬〉」販女の、〈静〉「販女の」。44〈近〉「にうごとは」とし、「に」の後に補入符あり。右に「よ」を傍書。45〈近〉「たれぞかし。46〈近〉「若」なく、「たんこのつほねのことかと」と、「と」を補う。47〈蓬・静〉「至所」。48〈近〉「京わらはべが、〈蓬〉」京童部か、〈静〉「京童部か」。49〈近〉「りやくじゆをは、〈蓬・静〉」略頌をは。50〈蓬〉「内」。51〈蓬〉「覺して、〈静〉」おほして。

【注解】○新大納言ハ、最ノドヤカニ畏テ 鹿谷の乱の折、召し籠め カニ^{カニ}参入したと記される。こどもそうした重盛像を受け継ぐものだられた成親のもとに駆けつける重盛は、慌て騒ぐことなく、「ノドヤ ろう。〈盛〉」小松殿へハ人参テ、叛謀ノ者トテ人々被召参侍、大納言

殿モ被食籠オハシツルガ、此晚ニ可奉失ナンド聞エ候ト申ケレバ、内大臣ハ良久有テ子息ノ中將軍ノ尻ニ乗セテ、衛府四五人、隨身二三人被食具タリ。各布衣ニテ、物具シタル者ハ一人モ不具給、最ノドヤカニテ西八條へ被入ケリ」(一―三三二頁)。

○北面ニ蹲居シテ 重盛が院の御前左右に居並ぶ公卿の座を立て、部屋の出口あたりで法皇に面して蹲踞し、院及び座に居並ぶ公卿等に向かって、以下の発言をした。重盛の言葉は、一見温厚で礼儀に叶っているように見えるが、実は清盛の名を出すことで、悪ふざけをした院・公卿らに対する圧力ともなっている。桃崎有一郎によれば、蹲踞は最大限の敬意を表す礼節で、『年中行事総覧』(巻一、朝覲行幸)の仙洞御所舞御覽の場面に描かれた衛府の官人の片膝を突いた姿勢が「蹲踞」にあたる(七〇頁)。

○一天ノ君ノ召仕ハセ給三百人ノ数ニ、重盛方入テ侍ハ面目也 澄憲の言葉「公卿百人伊勢平氏」を、文字通りの表面的な意味にあえて解釈し、「一天ノ君」の召仕う「三百人」の中の「公卿百人伊勢平氏」(公卿百人は伊勢平氏である)に重盛が入っているのはまことに光栄である、と謙遜してみせた言葉。

○但世ニ隠ナシ。朝恩ニヨリテ、国務ヲ奉行スル事、先祖ニ多侍「但世ニ隠ナシ」(蓬・静)なし。校異5参照。前を受けて、「但し、伊勢平氏という一門を考えるならば、先祖には朝恩によって国務を奉行した者は数多くいた事実は、世間に広く知られているところである」の意か。澄憲が揶揄を込めた表現「伊勢平氏」を逆手にとって、文字どおりに解釈し直して、過去には朝廷に仕えて国務を遂行した先祖が多かったという一門の功績を主張してみせた発言。この場合の「国務」とは、受領としての「国務」の意。

○伊勢平氏トハ、イツレノ卿上ノ事ゾ… 前項を受けて、

その上で、澄憲のいう「伊勢平氏」とは誰のことを指すのか、との意で、重盛が理屈をもって澄憲の発言に不審を述べている。「卿上」は、〈盛〉では「二門ノ卿上雲客數十人」(巻六「入道院参企」1―三三二頁)など、「卿上雲客」の例が数箇所に見られる。他にも「平家ノ卿上ヲ都ノ外ニ追落スベキ瑞相」(巻一六「馬尾鼠巢例」4―九九頁)など。「卿相」と同意であろう。重盛が大納言に就任したばかりの仁安二・三年の時点で、「公卿」と呼ばれる身分に達していた平氏は、清盛・重盛の他には、仁安二年に参議従三位になった宗盛、翌仁安三年に参議となった教盛、従三位となった頼盛などがあるばかりであった(前節「三百人ノ其ノ内ニ」項参照)。伊勢平氏とはいえないが、仁安元年(一一六六)に参議従三位となっていた時忠をふくめても、公卿は六名。澄憲の「公卿百人伊勢平氏」を、文字通りの意味として理解してみせることで、その誤りを「伊勢平氏トハ、イツレノ卿上ノ事ゾ」と問い正したい(反論したい)と思いましたが、勅願の導師に対して失礼になるかと思ひ、これを控えました」と語るのである。

○思ヨラヌニハ非ズ (澄憲の皮肉を込めた「公卿百人伊勢平氏」の言葉に対して) 思いあたる節がないわけではありません、の意。ここまです重盛は、あくまでも澄憲の発言を表面的に解釈する立場から発言をしてきたが、実はその揶揄の意図を理解していない訳ではないことが明かされる。

○タマラヌガ「堪まらぬ」。父清盛はこういった一門が軽んぜられるようなことに我慢ができない性質であることが、の意。具体的には、例えば「殿下乗合」事件の折の、『平家物語』が記す清盛の対応などを想定して言うのだろう。

○代々軍功依無私、子孫蒙朝恩… 私心なく代々軍功を積み、朝恩を蒙ってきているのに、この

ように立ち回っている者を、僧や俗（澄憲や公卿など）が憎み嫉んでいらっしやることは、どうにもできないことではない、との意。「悪猜レ」を尊敬の意と取る。但し、父清盛はそのような人々の振る舞いについては「タマラヌ」性質であるが故に、父を諫めに向かう、というのである。重盛の論理は、あくまでも平氏一門に非があるのではないが、このように朝恩を蒙ると、これを悪み猜む者が出てくるのは世の常であり、仕方の無いことである、但し、清盛はそういうことには我慢が出来ないので、というものであろう。○君ノ所詮ナキ御心バヘニテ、澄憲ヲ愛シ咲ハセ給ハン 残った公卿殿上人により、後白河法皇に対する批判が語られる。すなわち、後白河院のつまらない思い付きで、澄憲をからかい笑わせようとされたから、このように重盛が皆の前で心中を述べることになったのだという。○一座ノ御導師 澄憲がこの時、法住寺殿の御講で導師を勤めていたことをいう。導師である澄憲をどうこうすることもできないとの意。○サル腹悪人 「腹悪」とは激昂しやすいく、感情の起伏が激しいこと。俊寛の祖父「京極ノ源大納言雅俊卿」についても、「ユ、シク腹悪、心猛キ人」との評が見られる。清盛はこの後にも「入道腹悪キ人ニテオハスレバ」（巻五「成親以下被召捕」1—三三三頁）、「入道猶モ腹悪キ人ナレバ」（巻六「小松殿召兵」1—三九八頁）、「西八條殿ハ世ニモ腹悪人ニテ、思立給事ハ横紙ヲヤブラル、ゾカシ」（巻十七「祇王祇女」3—二〇頁）と評される。松尾葦江は、こうした驚き騒ぐ清盛像は、「内大臣ハ例ノ吉事ニモ悪事ニモ強ニ騒給事御座ザリケレバ」（巻十「中宮御産」2—七九頁）という重盛と対照的に設定されているとする（一六六頁）。こうした清盛の造形については、本全釈九—六七頁「入道本ヨリイチ

シルキ人ニテ」項参照。なお、〈延・長〉等には、「腹悪人」という清盛の造形は見られない。○入道ハ左ノ手ニ蓮ノ実ノ念珠ヲ持、右ノ手ニ蒲団扇ヲ仕給テ 重盛の予想どおり、清盛は澄憲の発言に憤りを述べる。清盛の姿は、左手には、入道姿にふさわしく念珠をにぎっていたが、右手には、怒りの余り興奮もさめやらぬ様子で、蒲団扇を煽っていたとする。その怒鳴り立てる清盛の様子は、「物狂いめいた、一種滑稽味を帯びた造形であると言ってよいだろう」（松尾葦江一六六頁）。なお、牧野淳司はここに後白河法皇と平清盛が対照的に描かれていると見る。澄憲に対する「相異なる二つの反応は、そのまま両者の権力の質を暗示しているように思われる。権力を笑い飛ばす芸能をも受け入れた後白河法皇と、そうした芸能とは無縁のところに位置する清盛が対照的に浮かび上がる」（三一五頁）。「蒲団扇」は、蒲の葉を編んで作った団扇（〈日国大〉）。○哀此入道力神ニモ仏ニモ成タラン後、和殿原ノ君ノ御後見シテ、一日世ニ立廻給ナンヤ 私が亡くなった後、おまえ達は帝のご後見をして一日でも世の中で立ち回ることができるのか。かつて流罪になった澄憲にも馬鹿にされているのだから、私がいなくなった後が不安であると批判する。○故通憲入道ガ誤ニテ信頼ニ頸切ラレタリシ時 平治の乱の折、信西が敵対した信頼側の兵源光保に見つかり、身を隠していた穴から掘り出され、首を刎ねられたことを言うのだが、平治の乱の折の信西の斬首を「通憲入道ガ誤」とする認識は、他の諸本や『平治物語』諸本にも見られない。信西が、平治の乱では、二条天皇側近グループとも、後白河院近臣グループとも敵対し落命したことを言うとも取れる。○憂目ミタリシ澄憲方 平治の乱で、澄憲の父信西が斬首された後、この澄憲らも配

流の憂き目に遭ったことをいう。『平治物語』「少納言入道の子息、僧俗十二人の罪名をさだめ申されむがためなり。大宮左大臣伊通公の有め申されけるによって、死罪一等を減じて遠流に処せられける。……新宰相俊範、出雲国。播磨中将重憲、下野国。右中弁定憲、土佐国。美濃少将修憲、隱岐国。信濃守惟憲、佐渡国。法眼静憲、安房国。法橋観敏、上総国。大法師勝憲、安芸国。憲耀、陸奥国。覚憲、伊予国。明遍、越後国。澄憲、信濃国。かやうに国々へぞながされたる」(新大系一七六頁)。ただし、〈尊卑〉2—四九二頁では「平治 配下野国」とする。〈補任〉などから兄弟と同様、翌年召し返されていると考えられる。○弾指ハタ／＼トシ給ケリ 批難の態度を表す。『大鏡』「いかに罪え侍りけん」とて、弾指はた／＼とす」(旧大系二五六頁)など。〈延〉「童爪ハジキヲハタ／＼トシテ「穴ウタテノ御心ヤ」(巻三一八〇オ)も同様。○百人ノ裨販ノ女御、百人ノ乱行ノ驗者達ノトガメラレヌ事ナルヲ、其ヲ閣テ非可咎申 女御や驗者達も、澄憲に「裨販」のとか「乱行」とかと咎められているのに、そのことを差し置いて、我々だけが澄憲を咎め立てすることはできませんの意。○猿楽ト申ハ、オカシキ事ヲ云ツツケテ、人ヲ咲ハカシ侍ルゾカシ 澄憲の言動を「猿楽ごと」とする。小峯和明は、唱導と猿楽の関係について、「機知に富んだ言辞や所作が法会の場合ではしばしば行われたことは」「宇治拾遺物語」をはじめとする仲胤の例などからあきらか」とし、『法華経直談抄』をはじめ、中世後期にみる澄憲の猿楽芸へのイメージ形象のなせるわざ」とみる。例えば、「扇をさ／＼とちらして「澄憲のみぞあまくだりける」といって走り入る所作は、寸分のすきもない猿楽芸の絶妙のきわみ」とする(五一八頁)。『法華経直談抄』の説

話とは、承安四年の最勝講で澄憲を挑発し却って恥をかけた興福寺僧が、酒宴で澄憲の舞を指して「比叡山ノ小猿ガ木ニ離タルヲ見バヤ」と嘲したのに対して、澄憲が「奈良ノ犬ニ被^レ吠顔^ヲ赤メタリ」と舞い収めたというものである(『法華経直談抄』臨川書店、三—三七七—三七八頁)。舞で応酬しながら、当意即妙に機知で相手を皮肉りつつおかしみをもたらすという、〈盛〉の逸話と同じ基盤に立つ説話と言えよう。説話に描かれる澄憲像は弁舌をもって「たとえば権威や窮地を笑いとばしはねかえず、たくましい演技者のすがた」であり、〈唱導ノ芸能〉者的存在が、澄憲を介して、既に中世では伝承上の典型となっていた」(阿部泰郎一二六頁)。ただし、小峯和明は、「安居院の唱導は」「より高邁な教字に根ざしたものであり」「澄憲その人が猿楽芸に直接関与していたかどうか、やや疑問である」とする。『盛衰記』の澄憲像には、あくまで猿楽芸への期待の地平が凝縮されているのであって、中世後期以降「猿楽とも結びついた芸能への路線が幻視化され、次第に肥大化していった」(五二〇頁)と見る。したがって、このような澄憲の人物像・逸話は、仲胤像などがもともとあって、後世に作り出されたものと考えられる。また、奈良の帰路を狙われて反撃するのは、『古今著聞集』偷盜第十九—四三一「澄憲法印、奈良坂の山賊を教化の事」の話などがもともととなっているのだろう。『古今著聞集』では澄憲が相手を真面目に教化する話となっているが、『直談抄』では著名な最勝講での澄憲の伝説に結びついて、即興の弁舌をもってやり返すという機知に富んだ話へと展開していったと考えられる。○丹後ノ局 高階采子。高階氏の僧澄雲の娘。「従二采子」「宣陽門院并教成卿母」(〈尊卑〉4—一—三頁)。平治の乱前後に平業房の室となり、

業兼、教成の他三人の娘を産んだ（尊卑）4—3—14頁）。治承三年のクーデターにより業房が捕らえられて亡くなった後、幽閉先の後白河院に出仕し、寵愛を受けた。『玉葉』文治三年二月十九日「女房丹後へ法皇愛妾、故業房妻也。卑賤者也。然而殊寵無双、不奈李夫人楊妃「歎」。「卑賤者」であるように、当時蔑視されていたことが、ここでの清盛の発言の背景にある。ただしこの逸話の段階では、丹後局はまだ後白河のもとに出仕していない。さらに後には後白河院に四宮（後鳥羽天皇）を推薦する場面でも登場する。「浄土寺ノ二位殿、其時ハ丹後殿ノ局トゾ申ケル。御前ニ候給ケルガ、袖ヲ絞テ申サレケルハ：四宮ハ御子孫マデ日本国ノ御主タルベシトゾ」（卷三十二「四宮御位」、4—4—89頁）。『吾妻鏡』建久六年三月二十九日条には「將軍家招請尼丹後一品〈宣陽門院御母儀。旧院執権女房也〉於六波羅御亭「給」とあるように、「執権女房」とまで評されている。〈盛〉の記事には、このように卑賤とされた丹後局が、法皇の寵愛を受け政治にまで介入するようになった事実の反映があると考えられよう。なお、西井芳子は、丹後局の母は建春門院の乳母若狭局（平政子）であり、さらにその父は平正盛ではなかったかと推測するが（一六三—一六七頁）、下郡剛はこれを疑問視している（二一九—二二〇頁）。○ソモ桶・櫃ヲ戴テ物ヲバヨモウラジ 『福富草紙』に見る販女は、打掛を着て裾をたくしあげ、白の脚絆に白の足袋をはき草履をはき、頭には鉢巻のような物をし、その上に大根と魚が入った籠をのせている（『新版絵巻物による 日本常民生活絵引』4—1—263頁）。この場合は、頭に桶や櫃を置いて物を売り歩く販女の姿を指すのであろう。丹後の局のことだとしたならば、そもそも桶や櫃を頭に乘せて物をよもや売った

りしてまいの意。○房覚僧都 源顕房の五男、信雅の子。園城寺僧。〈尊卑〉に「権僧正法務一乗寺ノ験者」とある（3—5—33頁）。醍醐寺座主や東大寺別当になった定海（一〇七五—一一四九）や東大寺東南院主覺樹（一〇八四—一一三九）とは叔父甥の關係にあった三井寺の高僧で、青壮年期には葛城・大峯・熊野などで修行、験者としても著名で、高倉・安徳・二天皇の護持僧となり、養和元年十一月には牛車の宣旨を賜り、治承元年に長吏、寿永二年十二月にも長吏に還補され、元暦元年（一一八四）六月に八十三歳で没した。重源の勸進職補任に関わった一人かとされる（堀池春峰三頁）。「乱行ノ験者」とするうちに、著名な験者であったことは、『今鏡』第七「武蔵野の草」に「その成雅の中將の兄にか弟かにて、房覚僧正とて、三井寺に験者おはすとぞ聞え給ふ」（講談社学術文庫下—一八七頁）とわざわざ記されているように、当時から知られていた。『古事談』卷三—七七に、藤原忠通の「発り心地」を「祈落」した逸話が語られ、『平家物語』では〈盛〉でこの後、卷十「中宮御産」に、「御験者ニハ房覚・昌雲両僧正、俊堯法印、豪禪・実全両僧都ナリ」（2—7—9頁）、卷二十七「源氏追討」に、「院御所ニハ五壇法、房覚前大僧正ハ降三世、昌雲前権僧正ハ重茶利、覚養権大僧都ハ大威徳、公顕前大僧正ハ金剛夜叉、澄憲新僧正ハ不動明王、各忠勤ヲ抽テ殊ニ丹精ヲ致ス」（4—1—187頁）など見られるように、智証門徒となった後白河院（本全釈八一—三二頁「智証門人阿闍梨滝雲坊ノ行真」項参照）との關係が深い。他にも〈延〉「兵革ノ祈ニ秘法其被行事」に、「同日、房覚僧正ヲ院御所へ被召テ、熊野山悪徒等、紀伊国ニシテ度々官兵ト合戦、剩へ彼山ヲ滅亡セムト企ルヨシ、其聞アリ。急ギ登山シテ相シヅムベキヨシ被仰

含「ケリ」(巻六―八九ウ)のように、悪徒を鎮めるように院から依頼を受けている。「房覚不覚」とは、房覚の何らかの失敗を揶揄したものであるが、「至処ゴトニ不覚ヲノミ」していたというのは、資料では確認できない。○略頌ヲバ云ナレ 「略頌」は『古今著聞集』

に「美福門は田広し、朱雀門は米雀門」と略頌につくりてあざけり侍ける程に」(旧大系・三三三頁)とあるように、言葉遊びの類を指す。「云ナレ」の活用は不審であるが、「僧コソ」の結びが流れたため、文末で已然形で結んでいるか。

【引用研究文献】

- * 阿部泰郎「唱導と能―二人の唱導者の肖像―」(国文学解釈と教材の研究三二―一〇、一九八六・九)
- * 小峯和明「声を聞くもの―唱導と大衆僉議」(国文学研究一三三、二〇〇一・三)、『中世法公文芸論』笠間書院二〇〇九・6再録。引用は後者による)
- * 下郡剛「伝奏の女房―高倉院政期の性と政―」(院政期文化論集一『権力と文化』森話社二〇〇一・9)
- * 西井芳子「若狭局と丹後局」『後白河院』吉川弘文館一九九三・3)
- * 堀池春峰「重源上人と南大門仁王像の造顕」(南都仏教六五、一九九一・3)
- * 牧野淳司「『平家物語』と仏事儀礼」(中世文学と隣接諸学4『中世の軍記物語と歴史叙述』竹林舎二〇一一・4)
- * 松尾葦江「源平盛衰記の叙事の様相・その一―清盛像から―」(東京女学館短期大学紀要四、一九八二・2)、『平家物語論究』明治書院一九八五・3再録。引用は後者による)
- * 桃崎有一郎「中世公家社会における路頭礼秩序について―成立・沿革・所作―」(史学雑誌一一四―七、二〇〇五・7)、『中世京都の空間構造と礼節体系』思文閣出版二〇一〇・2再録。引用は後者による)

¹ 近衛大将可有其闕ト聞エケレバ、人々望申サレケル中ニ、平大納言重盛卿²ノ被レ申ケルハ、「大臣ノ息大将³ニ任ハ、古今ノ⁴例也。⁴就中其身⁵苟武将也、其職⁶已武官也。⁵官職所掌、⁶文武道異也。偏被⁷抽ニ⁷花族、只⁸被⁸撰ニ⁸重代⁹、是近年ノ訛跡也。⁹非聖代之流例¹⁰」¹⁰被¹¹奏ケレバ、同¹¹七月八日、除目被¹²任ニ¹²右近大将¹²ケリ。同¹³廿一日ニ¹³拝賀ヲ被¹³申ケリ。¹³小松亭ヨリゾ出立¹⁴ケル。先¹⁴法住寺殿ニ¹⁴被¹⁴參ケレバ、¹⁵御前ニ¹⁵召レ、法皇ハ寝殿ノ西ノ戸内ニ¹⁵御座、大将ハ¹⁶透渡殿ニ¹⁶被¹⁶候ケル。兼テ¹⁷円座ヲ¹⁷被¹⁷敷タリ。内¹⁸蔵頭親信ゾ¹⁸申次ヲ¹⁸バ勤ケル。御馬ヲ¹⁹引レケレバ、地ニ¹⁹下テ¹⁹取¹⁹縄、²⁰二²⁰拝之後、左中²¹将²¹知盛朝臣ゾ²¹請取ケル。次ニ²²建春門院ノ御方ニ²²申サレテ、其後²³参内セラレケリ。殿上ノ²⁴前²⁴驅廿七人、²⁵地下ノ前²⁵驅十人トゾ聞エシ。番長ニ²⁶ハ下毛野武安、²⁷扈從ノ公卿ニ²⁷ハ、²⁸五条大納言邦綱、²⁹治部卿光隆、³⁰別当成親、³¹右衛門督宗盛、³²花山院中納言兼雅、³³中宮権大夫時忠、³⁴右兵衛督頼盛、³⁵平宰相教盛、³⁶六角宰相家通、³⁷修理大夫信隆、³⁸二³⁸条三位経盛、³⁹藤三位基家也。申次ヲ⁴⁰バ頭中將⁴⁰美宗朝臣ゾ⁴⁰ツトメラレケル。扈從ノ月卿雲客、或ハ時⁴¹ニアヘル権勢、或又⁴²花族ノ人々也ケレバ、何モ⁴³執々ニ⁴³ハヘトシクゾ被⁴⁴

見ケル。

【校異】 1 〈近〉「こむゑの大しやう、〈蓬〉「近衛大将」、〈静〉「近衛大将」。 2 〈蓬・静〉「ノ」なし。 3 〈蓬〉「儀也」。 4 〈近〉「なかわづく」、
 〈蓬〉「就中」、〈静〉「就中」。 5 〈近〉「くわんしよくのつかさとするところ」、〈蓬〉「官職所」掌、〈静〉「官職所」掌。 6 〈近〉「ぶんふ」、
 〈蓬〉「文武」。 7 〈近〉「くわしよくを」とし、「しよく」の左に一重線を施す。右に「ぞく」を傍書。〈蓬〉「花族を」、〈静〉「花族を」。 8 〈近〉「ゑ
 らはる」、〈蓬〉「撰る」、〈静〉「撰る」。 9 〈近〉「あらずと」、〈蓬〉「あらず」、〈静〉「あらずと」。 10 〈近〉「そうせられれとも」とし、「とも」
 に見せ消ちあり。右に「ば」を傍書。 11 〈近〉「七月八日の」。 12 〈近〉「うこんの大しやうに」、〈静〉「右近大将に」。 13 〈近〉「こまつのていより
 ぞ」。 14 〈近〉「まいられければ」、〈蓬〉「参せられければ」、〈静〉「参られければ」。 15 〈蓬〉「御前に」、〈静〉「御前に」。 16 〈蓬・静〉「めさる」。
 17 〈近〉「おはしまし」、〈蓬〉「御座」、〈静〉「御座」。 18 〈近〉「すまわたとのにそ」とし、「た」の後に補入符あり。右に「り」を傍書。 19 〈近〉
 「さぶらはれける」、〈蓬・静〉「候せられける」。 20 〈蓬・静〉「敷れけり」。 21 〈近〉「つなをとり」、〈蓬〉「取れ繩」、〈静〉「取れ繩」。 22 〈近〉「二た
 びはいするの」、〈蓬・静〉「二拝の」。 23 〈近〉「とももりあそんぞ」、〈蓬〉「知盛朝臣そ」、〈静〉「知盛朝臣そ」。 24 〈近〉「ぜんくう」、〈蓬〉「前駆」、〈静〉
 「前駆」。 25 〈近〉「地下のせんくう」（「地」字に濁音符あり）、〈蓬〉「地下前駆」、〈静〉「地下前駆」。 26 〈近〉「ばんちやうには」、〈蓬・静〉「番長
 には」。 27 〈近〉「五条の大納言」。 28 〈近〉「ゑもんのかみ」、〈蓬〉「右衛門督」、〈静〉「右衛門督」。 29 〈近〉「くわんのゐんのちうなごんかねまさ」
 とし、「わ」の後に補入符あり。右に「さ」を傍書。〈蓬〉「花山院中納言兼雅」。 30 〈近〉「ちうくうのこんたゆふ」、〈蓬〉「中宮権大夫」、〈静〉「中
 宮権大夫」。 31 〈近〉「ゑもんのかみ」。 32 〈近〉「六かくのさいしやう」、〈蓬〉「六角宰相」、〈静〉「六角宰相」。 33 〈近〉「二てうの三位」、〈静〉「二
 条三位」。 34 〈近〉「さねむねあそんぞ」、〈蓬〉「実宗朝臣そ」、〈静〉「実宗朝臣そ」。 35 〈蓬・静〉「勤ける」。 36 〈近〉「くわしよくの」とし、「しよ
 に一重線を施す。右に「ぞ」を傍書。 37 〈近・静〉「とりくくに」、〈蓬〉「とりとりに」。

【注解】 ○近衛大将可有其闕ト聞エケレバ： ここで話は、澄憲の逸話において、重盛が清盛の怒りを鎮めた場面を経て、重盛の右近衛大
 将補任、また相撲召合での重盛の容儀へと移り、重盛に焦点が当てら
 れることになる。年次については、承安四年（一一七四）三月の法皇
 厳島御幸、五月の最勝講に並んでいることとなる。ただし、〈盛
 同月の相撲召合と、編年的に並んでいることとなる。ただし、〈盛
 ではそれより前に、師長の辞大将（卷三「成親望大将」）と、それ
 を受けての重盛宗盛左右大将のこと（「重盛宗盛左右大将」。史実では
 安元三年（一一七七）のことが記されていたために、年次が逆行し
 ているかのような印象を受ける。さらにその前には、本段とも重複す
 る相撲召合のことが、嘉応三年（一一七二）七月のこととして誤っ
 て記されていた。この辺りの記事の混乱については、本全釈九一九
 頁「妙音院入道（師長）、其時ハ内大臣左大将ニテオハシケルガ：」
 項参照。〈盛〉は矛盾を生じないように、師長の辞大将、及び重盛宗
 盛左右大将の記事では年次を示さないようにしていたが、相撲召合や
 重盛の大将補任の記事が重複するのは、やはり混乱を生じているとい

えるだろう。近衛大将の地位が、大臣への登竜門となる重要なポストであったことは、本全九一―一三頁「新大納言成親卿、ヒラニ被望申ケリ」項など参照。○大臣ノ息大将二任ハ、古今ノ例也…院政期の近衛大将に限ってみると、左右大将の地位は摂関家とのちの清華家（三条家、徳大寺家など）によって独占されている（曾我良成四頁）。そのほとんどが大臣の息であるが、永万二年（一一六五）に右大将となった藤原忠雅の父忠宗は長承二年（一一三三）に権中納言で亡くなっているなどの例外はある（祖父家忠は左大臣）。このように、家格という点では問題はあるものの、重盛自身、父清盛が内大臣・太政大臣に就任しており、「大臣ノ息」という条件は満たしていることになる。○就中其身苟武將也、其職已武官也。官職所掌、文武道異也。近衛大将は、武官であり、武將である者がなるのがふさわしく、ただ大臣家の子息というだけで代々この職に就くのは誤っているとす（後掲「同七月八日、除目被任右近大将ケリ」項参照）。この主張に基づいて、重盛は右大将になったとする。以上から、羽原彩は、「盛衰記において求められる理想的な平氏の姿とは、武力を以て天下を鎮め朝家を守護する役割を果たすことのできる、実質的な武力を持った將軍像ではないだろうか」（三二頁）とする。○偏被抽花族、只被撰重代、是近年ノ訛跡也。非聖代之流例。「花族」は大臣まで昇る家柄。「花族モ英才モ面ヲ向ヘ、肩を并ル人ナカリケリ」（盛）一―四二頁。「近衛大将を、花族から代々お選びになるのは、近年の誤ったやり方である。聖代の慣例ではない」の意。大臣家から近衛大将に任じる近年の慣例を批判し、結果として重盛が任じられることになったとする。『本朝文粹』卷六（一六〇）に、「是則近年之訛跡、專

非聖代之流例」（新大系 三二五頁）と類似した文言がある。○同七月八日、除目被任右近大将ケリ。この時の公卿の構成によれば、単純に順番どおりであれば左大将師長の次は、大納言定房となる。しかし、定房は、仁安三年（一一六八）に大納言に転じてから、文治四年（一一八八）に出家するまでは二十年間そのままの地位であった人物なので、実質的には重盛が次の順位ということになる。『玉葉』承安四年（一一七四）七月九日条によれば、次の右大将の候補は権大納言重盛と権中納言藤原兼雅であったという。中納言の中でも六番目の順位にあった兼雅が候補となることも異例であったが、重盛の場合はいくら上席とはいえ大将未経験の平氏から選ばれるのは、極めて異例であった。しかし、『玉葉』の記主兼実は、その通例破壊に対して嘆きながらも、その適格性を逆に認めている。むしろ、大将本来の職務にたちかえれば平氏こそがふさわしいと言えなくもない。これらのことから兼実は、嘆きながらも納得したのである（曾我良成七―九頁）。『玉葉』七月九日条「去夜有臨時除目云々、右大将重盛卿、參議成範卿云々、此外、左右近將監將曹少々云々、即右大将之許云。悦由了、大将事、重盛、兼雅兩人之間、有持疑云々、而禪門之心有于重盛、仍所任云々、將軍者顯要也、古來撰其人、所補來也、今重盛卿、於當時尤可謂其任、嗟乎悲哉々々」。○同廿一日二拜賀ヲ被申ケリ。拜賀の記事は『玉葉』には見られないが、補任承安四年平重盛の尻付けに、「七月八日右大将（同廿一日拜賀。邦綱卿以下公卿十人雲客廿七人扈從）」とある。また、『一代要記』に「右大納言平重盛（承安四年七月八日補年三千七百十八日拜賀。扈從公卿十二人、殿上人三十人云々）」（改訂史籍集覽五九四頁）とある。○小松亭重

盛邸を言う。『山槐記』「内大臣家小松亭」（治承三年正月六日条）。九
 条家本『延喜式』卷四十二の左京凶に、八条大路北堀河西に「小松殿」
 とある。仁平元年に焼亡した八条大路北堀河西の藤原顕長宅跡地に、
 重盛が新たに小松殿を構えたか（戸田秀典、二二三～二二四頁、高橋昌
 明、二六～二七頁）。○法皇ハ寢殿ノ西ノ戸内ニ御座、大将ハ透渡殿
 ニゾ被候ケル 太田静六によれば、西礼の家である法住寺南殿では
 西四足門を入ると西中門廊があって西中門を開き、西中門廊は西対代
 から出ていたこと、及び西対代と寢殿との間には西透渡が渡される一
 方、寢殿から西対代の前面にかけては南池が広がり、南池には中島が
 横たわっていた（五七七頁）。また、寢殿の東にも、東透渡殿があっ
 たが、ここは西透渡殿のこと。法住寺南殿復元図参照のこと（五九二
 頁）。○兼テ円座ヲ被敷タリ 公卿の座には、円座が用いられた。
 『中右記』「敷円座為公卿座」（康和四年三月二十四日条）。○内
 蔵頭親信 道隆流、信輔の四男。この後「扈從ノ公卿」の一人とし
 て引かれる修理大夫信隆の弟。生没、保延三年（一一三七）～建久八
 年（一一九七）。右兵衛督、備中守、右馬守、伊予守を経て嘉応二年
 （一一七〇）内蔵頭（尊卑）一四八六頁。内蔵頭には、経済力の
 ある院近臣が任ぜられた。後、太宰大弼となり治承元年（一一七七）
 従三位。院の近臣であり治承三年のクーデターでは解官されるも、翌
 年朝参を許される。後に中納言となり建久八年出家、薨去。『平家物語』
 には度々名前が見られ、〈盛〉巻五「成親妻子歎」では、「後白川院ノ
 近習者ニ、坊門中納言親信ト云人御坐ケリ。右京大夫信輔朝臣ノ子也。
 彼信輔武蔵守タリシ時、当国ニ下リテ儲タリケルガ、元服シテ叙爵シ
 給タリケレバ、異名ニ坂東大夫ト申ケルガ」（一―三四二―三四三頁）

として登場し、成親にからかわれたところ切り返した逸話が語られる
 （〈延・長〉にも同話あり）。○御馬ヲ引レケレバ、地ニ下テ取繩、
 二拝之後、左中將知盛朝臣ゾ請取ケル 院への拝賀の引出物である馬
 を、重盛は、庭に下りて馬の手綱を取り、二拝の後に、武官の左中將
 知盛が受け取った。知盛の左中將任官は、仁安三年（一一六八）三
 月二十三日。同様の所作は『中右記』「殿下自取緑給勅使」（宰相中
 將忠教伝献之、白樹「領重之」、中将下庭中二拝」（嘉承元年九月
 十八日条）、「牽出物御馬二足不置鞍、左中將宗通朝臣、右中將顯雅
 朝臣牽之」（寛治六年二月二十九日条）、「次牽出物（馬一疋）、大将
 下南庭、取馬一拝云々」（寛治七年十一月二十一日条）などに見ら
 れる。○次ニ建春門院ノ御方ニ申サレテ 拝賀先については、藤
 原師家の場合（『山槐記』治承三年三月廿三日条）内↓皇嘉門院↓院
 の順番、藤原基実の場合（『山槐記』仁平二年十一月十五日条）は内
 ↓院↓美福門院↓新院↓皇嘉門院などとあり、内裏・院・女院などに
 行っている。また九条兼実の息良通の右大将拝賀の記事が『玉葉』に
 詳しい（『玉葉』治承三年十一月十四日条）。その拝賀順は関白↓内↓
 八条院となっているが、これは「先欲参内之処、日已欲曛、博陸第今
 夕勸学院参賀、仍先向彼亭」という事情によるもので、基本的にはは
 じめに内裏に向かうのが普通であった。このように拝賀の順番は嚴格
 なものではなかったようである。〈盛〉ではまず、院と建春門院に拝
 賀しているが、本来であればその前に高倉天皇に拝賀があるべきであ
 る。〈盛〉が省略したか、良通の場合のように何らかの事情があっ
 たかであろう。拝賀は、内裏・院・女院・撰関（・父親）に対して行
 われていたようである。拝賀の具体的な様相は、前掲、良通の右大将

拝賀の時の様子が指図とともに残されており、南庭において挨拶を行い、着座の後に引出物が渡されるという形式をとっている。○殿上

ノ前駆廿七人、地下ノ前駆十人トゾ聞ヘシ 前項同様、良通の右大将
 拝賀の記事(『玉葉』治承三年十二月十四日条)によると、「路頭行列」の主な順序は「居飼」「御厩舍人」「一員、将監・将曹・府生」「前駆十二人」「車」「下臈隨身」「雑色」「扈從殿上人」であった。ただし、「依康平・元永等例、無殿上人前駆・公卿扈等」とあり、このときの行列には正式のものに較べ、殿上人前駆と公卿扈從が欠けていたことがわかる。重盛の場合と比較すると、殿上の前駆は、重盛の二十七人に対して良通は無し、地下の前駆は、重盛の十人に対して良通は十二人となる。良通の場合が比較的簡素に行われたのは、地下の前駆の人数について「今度折節頗無骨、仍不過人数、頗撰人」と記しているように激動の治承三年の状況によるものであったと考えられる。ただ、その簡素化していた行列においても地下の前駆は十二人で構成されており、重盛の十人はそれよりさらに二人少ない。治承元年の平宗盛の右大将拝賀の時の記事に「右大将申慶賀、物節親武、有府一員。前駆藏人五位八人、六位二人、一家殿上人十数、後從三位中将平知盛之料也」(『顯広王記』治承元年二月三日)、「右大将宗盛拝賀云々。院渡御南殿、為備拝賀礼儀也。北殿可有其憚之故云々。将軍前駆、殿上人親昵輩十人、藏人五位六人(自院殊被催遣之、祇侯関白之許人々被釣出云々)。六位一人、扈從公卿三位中将知盛一人、番長中臣近武(本候院府生也。今被下番長云々)、『玉葉』同前)とあり、これによれば宗盛の殿上の前駆は藏人(五位と六位)八人と「親昵輩」十人程度を合わせた二十人程度であったことがわかる。

ただし、藏人には人脈がなかったのか、院の「催」に頼っているのも興味深い。また、この前駆とは別に、良通の場合は簡素化されて殿上人のみになっていたが、行列の後部に扈從の公卿・殿上人がつく。なお、「同廿一日ニ拝賀ヲ被申ケリ」項に引用した(補任)に、「公卿十人雲客廿七人扈從」、『一代要記』に「扈從公卿十二人、殿上人三十人云云」とあり、人数が一致しない。この後に引かれる「扈從ノ公卿」は、邦綱を初めとして十二人で、『二代要記』に一致する。前掲宗盛の右大将拝賀の時の公卿扈從は知盛一人であるので、これに較べると重盛の場合はかなり盛大であった。○番長二ハ下毛野武安 番長は「衛府のトネリの上首」で、近衛府・衛門府・兵衛府・大舍人寮に置かれた。「行幸や行啓などに供奉し、諸祭りに奉仕」し「また公卿らに配属される隨身の中に含まれた」(『平安時代史事典』)。下毛野武安は、『下毛野氏系図』(京都大学附属図書館蔵)では注記に「小松大臣殿番長」等とあり、武正の子。『玉葉』では仁安二年(一一六七)以降、名前が見られ、文治四年(一一八八)正月二十七日条に、「近衛舍人之中、当世容儀之者、所謂近武、武安、兼平、兼次而已」と「近衛舍人」として名が見え、建久五年(一一九四)四月十七日条には「右近将曹下毛野武安」とある。その後は『明月記』に頻出する。中原俊章によれば、隨身家の一つである下毛野家が勢力を得るのは、十一世紀末の白河院政下で、武安の曾祖父敦季の頃からである。敦季の息武忠の家系は摂関家の隨身となる者が多く、『兵範記』によれば武安も基実の隨身となっている(六三〇七三頁)。この後の二十七日の相撲節においても、『玉葉』の記事に「右大将重盛参入(番長武安経宣仁門、宣陽殿壇上等(後略))」とある。今回の拝賀の儀にあたって、近衛府

の役人を引率し警護に当たったのであろう。また武安は『吉記』安元二年四月二十七日条の法皇比叡山行幸の供奉として「右大将重盛」の隨身に「番長下野武安」としていて、しばしば重盛に付き従っていたようである。○扈從ノ公卿二八、五条大納言邦綱…〈補任〉承安

四年重盛の尻付けに、拝賀の様子が、「邦綱卿以下公卿十人雲客廿七人扈從」（一—四七八頁）とある。①五条大納言藤原邦綱（一一二二—一一八二）。藤原邦綱については本全釈五—三三三頁（関白基実急死の折、邦綱の献策により、清盛の娘である後家の盛子が莊園の大半を継承する）、八—七三頁（⑦五条中納言藤原邦綱）の項参照。家柄は低い、平氏に近く、天皇家とも繋がりを持ち、富み栄えた。平家にも多くの逸話が描かれる。仁安三年（一一六八）に権中納言となり、承安五年に中納言に転じ、安元三年（一一七七）に権大納言に任じられている。したがって本記事の承安四年には権中納言が正しい。②治部卿藤原光隆（一一二七—一一〇二）。「額打論」で上皇に供奉する人物として既出（本全釈七—四七頁参照）。「猫間中納言」として知られる。平治の乱により解任されたが、永暦元年（一一六〇）より治部卿に還任している。承安四年当時前権中納言、治部卿。平家と特に親しい関係は見出せない。③別当藤原成親（一一三八—一一七七）。「成親望大将」に既出（本全釈九—一三—一四頁）。仁安二年（一一六七）に権中納言、嘉応二年（一一七〇）より左衛門督と別当を兼ねる。「成親望大将」では、これより後、重盛・宗盛が左右大将に並び立った安元三年のことなので、「新大納言成親卿」とあった。重盛親子と成親一族との親密な関係は言うまでもなからう。④右衛門督平宗盛（一一四七—一一八五）。「重盛宗盛左右大将」で、安元三年の任右大将のことが

(九)

既出（本全釈九—二五—二六頁）。嘉応二年に権中納言、右衛門督を兼ねる。承安四年当時も同。⑤花山院中納言藤原兼雅（一一四八—一一〇〇）。巻二「清盛息女」で清盛の第一女の結婚相手として既出（本全釈五—四四頁）。また巻三「重盛宗盛左右大将」では、「花山院ノ兼雅卿モ、様々ゾ被祈申ケル」として、実定や成親と並んで大将の位を望んだ人物として登場する（本全釈九—二五頁）。仁安三年（一一六八）より権中納言、養和二年（一一八二）権大納言。後に昇進を遂げ、建久九年（一一九八）左大臣となる。⑥中宮権大夫平時忠（一一三〇—一一八九）。巻二でのちの高倉天皇の擁立を謀り解官されるなど頻出。（本全釈六—一七頁）。承安元年に権中納言、翌年より中宮権大夫を兼ねる。⑦右兵衛督平頼盛（一一三一—一一八六）。ここまでも平家一族として列挙される形で頻出している。嘉応元年（一一六九）より参議、翌年より右兵衛督を兼ねる。⑧平宰相平教盛（一一二八—一一八五）。頼盛と同様、頻出。仁安三年より参議。⑨六角宰相藤原家通（一一四三—一一八七）。実父は師実流忠基、幼くして頼宗流重通の子となる。六角を号する（尊卑）一一—二七五頁）。永万二年（一一六六）参議。寿永二年（一一八三）に権中納言左兵衛督となる。『兵範記』に「家通卿〈号入道猶子〉」（承安元年十二月二十六日条）とあるように、家通は清盛の猶子となっていた。平家昵懇の公卿の一人であった（菊池紳一、七九頁）。⑩修理大夫藤原信隆（一一二六—一一七九）。巻二「清盛息女」で清盛の第六女の結婚相手として既出（本全釈五—三五頁）。清盛の娘との結婚は、隆清が生まれた仁安三年（一一六八）以前。その一族は院近臣の有力メンバーとして富裕を極めた。承安元年（一一七一）より修理大夫。⑪二条三位平経盛

(一一二四)～(一一八五)。卷二「山僧燒清水寺」で、延暦寺大衆による清水寺焼討の報を受けて「若狭守経盛朝臣ハ、折烏帽子ニ胄ヲ著ス」として登場(本全釈七一―八頁参照)。嘉応二年(一一七〇)に従三位、大宮亮や讃岐守を兼ねる。治承三年(一一七九)に修理大夫に任ぜられ、〈盛〉でも「修理大夫経盛」と表記されることが多い。二条の呼称、〈盛〉でもこのみ、理由は未詳。②藤原三位基家(一一三二～一一二四)。頼宗流通基の子。持妙院を号した。妻は平頼盛の娘で、また資盛は智であり、平家との関係が深い。一方息基宗は成親の娘成子を娶っている。頼盛娘との間に生まれた北白川院陳子は守貞親王(後高倉院)の妻となり後の後堀河天皇を儲けている。承安二年に従三位。文治四年(一一八八)に権中納言となっている。以上二名の内①の邦綱を大納言と誤る他は、すべて承安四年での官位を正しく記している。また官位の順に並べられている。○申次ヲバ頭中將実宗朝臣

藤原実宗は公季流、公通の長男。生没、久安元年(一一四五)～建暦

【引用研究文献】

- * 太田静六『寝殿造の研究』(吉川弘文館一九八七・1、新装版一九九二・1)
- * 菊池紳一「後白河院々司の構成とその動向―その一―」(学習院史学一四、一九七八・1)
- * 曾我良成「安元三年の近衛大将人事―『平家物語』と古記録のはざま―」(名古屋学院大学論集人文・自然科学篇三二―一、一九九五・7)
- * 高橋昌明「平重盛の小松殿と小松谷」(日本歴史二〇〇四・5)
- * 戸田秀典「九条家本延喜式所載の平安京図の作成について」(『奈良・平安時代の宮都と文化』吉川弘文館一九八八・2)
- * 中原俊章『中世公家と地下官人』(吉川弘文館一九八七・2)
- * 羽原彩『源平盛衰記』における将軍交替の文脈―「日本ノ将軍」清盛を中心に―(文学二〇〇七・11)

同廿七日¹、²大内ニテ³相撲ノ召合^{めしあはせ}アリ。頭左中弁⁴長方朝臣ゾ奉行シケル。諸卿⁵杖座^ニ。参著セラレケリ。⁷午刻^{むまのこく}ニ、⁸宸儀南殿ニ出御

二年(一一二二)(補任)。実宗は、先ず平氏と接近し、承安元年(一一七一)頼盛の女との間に公経を儲けている(尊卑)1―二六七頁)。さらに、建春門院の別当に補され(『兵範記』仁安四年(一一六九)四月十九日条)、高倉院の旧臣でもあった(『玉葉』建久四年正月十四日条)。しかし、平氏の没落後、実宗は、後白河院へ接近した(菊池紳一、七七頁)。応保元年(一一六二)右中將、嘉応二年(一一七〇)藏人頭となり、承安四年時点では頭中將。後、安元二年(一一七六)に参議、元久二年(一一〇五)に内大臣にまで昇っている。その息公経は西園寺家の祖。また娘は藤原定家の妻となり為家を生んでいる。○執々ニハへぐシクゾ「それぞれに華やかに見られた。」と「りどり」を「執々」と表記するのはこのみ。他では「御娘八人御座ケルモ、皆取々ニ幸ヒ給ヘリ」(卷二「清盛息女」1―六一頁)のように「取々」とする。

ナリケレバ、内侍劍璽ニ候シケリ。左大将師長・右大将重盛、左右ノ奏ヲ取テ、相カハリテ簀子ヲ経テ御簾ヲ褰テ被^カ奏。重盛卿奏覽之後、¹²被^レ退出^シケレバ、「容儀¹³可^レ見^ル進退有^レ度¹⁴」トゾ上下称美シアヘリケル。両大将本座ニ被^レ復ケレバ、左大臣経宗、右大臣兼実、源大納言定房、¹⁵大宮大夫公保、¹⁶中宮大夫隆季、¹⁷三条大納言実房、新大納言実国、¹⁸五条大¹⁹納言邦綱、¹⁹中御門中納言宗家、²⁰别当成親、左兵衛督成範、²²殿ニ昇テ²⁴著座アリ。相撲ノ²⁵長²⁶左右各二人、²⁸左番長²⁹秦兼宗、³⁰下毛野武守、³⁰右番長³¹秦兼景、³²下毛野種友ナリ。³²籌判府生、³³左右各一人、左貞弘、右諸武、³⁴随勝負³⁵立合テ³⁶籌判ス。一番相撲、左³⁸加賀国住人藤井守安、右⁴⁰因幡国住人尾張長経ヲ召合ラレケルニ、長経膝ヲ⁴²突テサハリヲ申ケリ。是ハ内取ノ日負ニケレバ、涯分ヲシリテ、勝負ヲセザリケルトゾ聞エシ。

【校異】 1 〈蓬〉・静 「ニ」なし。 2 〈近〉「たいだひにて」〈静〉「大内にて」。 3 〈近〉「すまふの」〈蓬〉「相撲の」〈静〉「相撲の」。 4 〈近〉「ながかたあそんそ」〈蓬〉「長方朝臣そ」〈静〉「長方朝臣そ」。 5 〈近〉「ちやうさに」〈蓬〉「杖座に」〈静〉「杖座に」。 6 〈蓬・静〉「参着せられけり」。 7 〈静〉「午剋に」。 8 〈蓬・静〉「震儀」。 9 〈静〉「左右の」。 10 〈近〉「とつて」〈蓬・静〉「取て」。 11 〈近〉「きよれんを」〈蓬・静〉「御簾を」。 12 〈蓬・静〉「退かれければ」。 13 〈近〉「みつへて」とし、「て」の右に「く」を傍書、〈静〉「可^レ見^ル」。 14 〈近〉「しんたい」〈蓬〉「進退」〈静〉「進退」。 15 〈近〉「おほみやのたゆふ」〈蓬〉「大宮大夫」〈静〉「大宮大夫」。 16 〈近〉「ちうくうのたゆふ」〈蓬〉「中宮大夫」〈静〉「中宮大夫」。 17 〈近〉「三てうの大なこん」〈静〉「三条大納言」。 18 〈近〉「五てうの大納言」。 19 〈近〉「なかのみかどの中納言」〈蓬〉「中御門中納言」〈静〉「中御門中納言」。 20 〈近〉「べつとう」とし、「と」に見せ消ちあり。右に「た」を傍書。 21 〈近〉「しげのり」〈蓬・静〉「成範」。 22 〈近〉「てんに」〈蓬・静〉「殿に」。 23 〈近〉「のぼつて」〈蓬・静〉「昇り」。 24 〈蓬・静〉「着座」。 25 〈近〉「すまふの」〈蓬〉「相撲の」〈静〉「相撲の」。 26 〈近〉「ちやう」〈静〉「長」。なお、〈蓬〉は「長」なし。 27 〈蓬〉「左右」〈静〉「左右」。 28 〈近〉「左ばんちやう」〈蓬〉「左番長」〈静〉「左番長」。 29 〈近〉「はだのかねむね」〈蓬・静〉「秦兼宗」。 30 〈近〉「右ばんちやう」〈蓬〉「右番長」〈静〉「右番長」。 31 〈近〉「はだのかねかけ」〈蓬〉「秦兼景」〈静〉「秦兼景」。 32 〈近〉「ちうはんふしやう」〈蓬〉「籌判座生」〈静〉「籌判座生」。 33 〈蓬〉「左右」。 34 〈近〉「したがひて」〈蓬・静〉「したがひ」。 35 〈近〉「たちあふく」とし、「く」に見せ消ちあり。右に「て」を傍書。〈蓬〉「立合て」。 36 〈近〉「ちうはんす」〈蓬〉「籌判す」〈静〉「籌判す」。 37 〈近〉「一ばむのすまふ」〈蓬〉「一番相撲」〈静〉「一番相撲」。 38 〈近〉「かぐのくにのぢうにん」〈蓬〉「加賀国住人」〈静〉「加賀国住人」。 39 〈近〉「ふちゐのもりやす」〈蓬・静〉「藤井守安」。 40 〈近〉「いなはのくにのぢうにん」〈蓬〉「因幡国住人」〈静〉「因幡国住人」。 41 〈近〉「おほりのながつねを」〈蓬〉「尾張長経を」〈静〉「尾張長経を」。 42 〈近〉「つひて」〈蓬〉「つきて」〈静〉「突て」。

【注解】 ○同廿七日ニ、大内ニテ相撲ノ召合アリ… この承安四年七月二十七日の相撲節は、保元三年（一一五八）以来十七年ぶりに復活ケル（一—一四頁）と、重盛の容姿のすばらしさが語られていたされたものであった。〈盛〉はすでに承安元年七月のこととして、「七（四・闘・延・長）も同様」。これは「稀有の記念行事に際し、新

任の右大将として奉行に当たった重盛にとって特筆されるべきことであり、嘉応三年の「平家栄光の年に引きつけ」、同時に「次の重盛・宗盛兄弟左右大将独占という記事へ繋がれていく」構造となっている(水原一、八四〜八五頁)。しかし史実では相撲節が行われたのは承安四年七月であり、〈盛〉は先の記事と重複しながらも、ここで承安四年の相撲節会の資料を取り込み、重盛評価の記事の中で引いたと考えられる(本全九一四頁「七月ニハ相撲ノ節ナンド聞エキ」、この後の注解「容儀可見進退有度」参照)。相撲節会は七月に行われる国家行事であった。天養二年(一一四五)の相撲節は、七月二十七日に召合が予定されていたが、この年に彗星が出現し中止された。その後相撲節は催されることはなく、保元三年に至る。保元三年の相撲節は、七月・八月が忌月である^{きげつ}と信西が建議し、六月末に行われた。最後の開催となった承安四年の相撲節は、旧に復して七月二十七日・二十八両日、紫宸殿において召合・^{ぬきだ}抜出の儀が行われた。新田一郎によれば、九世紀以降の相撲節の儀式は専ら簡略化された「召合」であり、占手相撲は省略され、一日目には十七番の取組を中心とした中核的儀式が配され、二日目には「^{おしすまい}追相撲」「^{ぬきだ}抜出」と称されるいわば「お好み相撲」が配された(九一頁)。さらに、最末期の相撲節の特色としては、天覧相撲のほかに、院(上皇)による相撲御覧の儀が、相撲節の前後などに、召合とはば同様の儀式次第によってしばしばおこなわれていたこと、後白河院は日吉社頭で相撲見物にのぞんでいるなど、民間でおこなわれる諸芸能に強い関心をもっていたことから、相撲への関心も強かったようであるという。また、承安の相撲節の前後にもいくたびか後白河院による相撲御覧の儀があったから、相撲節の開催の背景には、

相撲人を召集しようという院の意向がはたらいっていたかともいう(二〇六頁)。承安四年の相撲節の様子は、『玉葉』『吉記』『愚昧記』によって知られる。これらによると、七月五日には召仰が行われ、天皇によって相撲節の実施が宣言された。八日の重盛の任右大将を挟んで、二十三日に後白河院により相撲人御覧が行われた。二十五日に内取(節会の前に行われる相撲。『玉葉』「今日内取也。始三番之間雨降云々」)が行われ、二十七日が召合(節会当日の相撲)となる。この日の様子は『玉葉』『愚昧記』に子細に記録されている。そして二十八日が^{ぬきだ}抜出(節会の翌日に選抜者により行われる相撲。『玉葉』で兼実は「此日相撲^{ぬきだ}抜出也。余依^三所^三勞^三不^三出^三仕^三、依^三不^三審^三尋^三遺^三源^三納^三言^三之^三許^三、大概^三注^三送^三状^三如^三此^三」)として、源雅頼より詳細を報告させている)。さらに八月に入ってから、二日には院御所で天皇と院を前に相撲御覧が催されている。『吉記』によれば六日には左大将師長が、八日には右大将重盛が相撲人を饗応している。相撲節の儀式においていかに近衛大将が重要な任にあったかがうかがえる。○^頭左中弁^長方朝臣 藤原長方は、卷二「二代后」で、^解官された頼盛・時忠に替わって右少弁に任ぜられたとして既出(本全九六一二〇〜二二頁「以長方被任右少弁」項参照)。嘉応二年(一一七〇)正月に左中弁、十二月に蔵人頭に任ぜられており、この時頭左中弁、『玉葉』承安四年七月二十七日条の召合の記事に、「次頭弁長方朝臣、就^レ軾^レ仰^レ大臣^レ云、侍従可^レ召者。大臣正^レ笏^レ聞^レ之。長方欲^レ起、大臣呼^レ留^レ之、有^レ被^レ示^レ事、若^レ座^レ事^レ歟。不^レ聞^レ及^レ。長方微^レ唯^レ退^レ下^レ了」とある。○^杖座 陣の座。近衛の陣の公卿の座席を指す。『玉葉』二十七日条に「直向^レ陣、先是、左大臣以下、公卿十人許^レ在^レ座」と

ある。○午刻ニ、宸儀南殿ニ出御ナリケレバ、内侍劍璽ニ候シケリ『愚昧記』二十七日条「相撲召合也。午時相府参内、予相從之。先是渡御南殿云々、内侍臨檻」。「檻」は欄干。『玉葉』には「次内侍出（不見及）」とあるのみ。校注〈盛〉は、「内侍が叢雲の劍と、八坂瓊の曲玉とを捧げて君側に侍する」とし、国文叢書〈盛〉には、「劍は三種神器の一なる御劍（神代のは熱田神宮にます）爾は神璽にて八坂瓊曲玉也、天皇出御の時は内侍必ず劍璽を奉じて君側に候する也」とある。○左大将師長・右大将重盛、左右ノ奏ヲ取テ：大日方克己によると、召合の儀式の構成は、「①天皇が南殿に出御し、召しにより王卿が参上する。左右近衛大将が相撲奏を奏する。相撲長、立合、籌刺が準備をする。②相撲が十七番ある。③その間に御厨子所が御膳を供す。④勝方が乱声を発し、左が抜頭、右が納蘇利を舞う。勝方は最後の最手同士の勝負で決するが、それで決まらなければ、勝ち番の数の多い方の勝ちとなる。」（二〇五頁）。また大日方は「相撲節は、九世紀末から大きく転換する。相撲司が編成されなくなり、王卿は天皇とともに観覧者の立場になる。近衛府が相撲人を率いて奉仕する行事へと再編される」（二一六頁）ことを指摘する。「国家体制確認の意義を伴った国家儀礼から、近衛府によって奉仕され天皇以下諸王臣の観覧に供される技芸催事へと、その性格を転換させた」（新田一郎九〇頁）ともいえる。近衛大将に任じられた重盛の晴れ舞台とも位置づけられる行事であり、この後重盛の身のこなしが「容儀可_レ見進退有_レ度トゾ下_レ称美」すると記されるに相応しい行事として取り上げられたのであろう。〈盛〉の言うように、左右大将が御簾を襄げて奏上する様子が、『玉葉』『愚昧記』の二十七日条に記される。『玉葉』

「次左大将、昇自東階南边、自簀子敷進西（杖首当三〇程）、杖末不出自右袖、左右手之間、及三尺四五寸、右大将杖持様同前、但両手間猶広、当高欄西妻、跪後、更膝行三度（左右左）、居向北面、以左手襄御簾（自東当第三縁程）、襄御簾、徐指入杖、内侍受取之（件書留御所）、大将逆行二度（先右膝）、抜笏（揖無、右廻（左右廻、雖有兩説、以右廻為善）、右廻立（先右足）、自簀子敷行東、復本座揖、次右大将昇自東階（杖持様見端）、自簾下就内侍（自額間指入之）、自御座東間奏覽、定例也、進入自御座間、未見事也、復座」。『愚昧記』「次左大将起座、立殿異間壇上（割書略）、次右大将下殿、立軒廊西二間、（中略）左大将指笏取杖、経簀子敷參進、跪簾下東妻膝行、襄御簾授杖於内侍、抜笏右廻復座、次右大将又如此、但自御簾西妻献之云々」。○容儀可_レ見進退有_レ度 容儀見つべく、進退度有り。重盛の身のこなしは見るに美しく、動作は落ち着きがあると、皆賞讃したという。ただし、相撲の節会におけるこうした重盛評価は、冒頭の注解にも見るように、『平家物語』では、嘉応三年（承安元年（一一七一））のこととして記すのが本来の形であった。〈盛〉でも、冒頭の注解に引いた記事の他に、卷六の卷末記事にも、「嘉応ノ相撲ノ節会ニ、大将ニテ右ノ片屋ニ事行シ給ケルニ、見物ノ中ニ立タリケル人ノ申ケルハ、果報冥加コソ目出クテ、近衛大将ニ至リ給フトモ、容儀心操サヘ人ニ勝レ給ケル難有サヨ。但此国ハ小国ナリ、内大臣ハ大果報ノ人也。末代ニ相心セズシテトク失給フベキニヤト申タリケルガ、露タガハザリケルコソ不思議ナレ」（一四二頁）とある。傍線部がその重盛評価である。なお、『玉葉』二十七日条によると、左大将師長が起座

した後「下_レ自_レ東階南辺」、立_レ辰巳角壇上」であったのに対して、右大将重盛が「下_レ殿立_レ軒廊」であったことについて、同じ大納言である左右の大将は同じ立ち位置につくべきと考える兼美は批判的である。天慶七年に今回と同じような立ち位置の前例はあるが、そのときは二人の大将は大臣と大納言であるため今回は適用できず、その意味で兼美は「雖存先規、非正説歟」と述べている。この作法については、「後聞、依保安三年例、可立軒廊之由、左大臣教訓云々」とあり、のち左大臣経宗の教訓に依るものであったことが判明する。しかし、その保安三年は左右大将とも大納言という点では今回と同じだが、上臈の藤原家忠が本来は下位のものが立つべき軒廊に先に立ってしまったために、下位の源有仁がそれに揃えて軒廊に立たざるを得なかったであり、今回は全く状況が異なるものであり、兼美は「此事不得心」と記している。この他にも『玉葉』には「今日違例事」、「右大将自額間進奏事」などがあげられており、重盛の作法は九条兼美の考える作法とは異なる点が多かったようである。さらに十月八日条では、「相撲之間、右將軍作法違例事、依_レ入々告_レ伝_レ聞_レ之云々。以_レ左府訓_レ存_レ金言之間、有_レ如_レ此事、非無疑殆_レ之由、自歎息云々。凡左府者、年齢相積之故、頗雖_レ練_レ公事、不受_レ口伝、不_レ学_レ大事、仍有_レ訛誤事等_レ歟」として、平氏に儀式作法を教授した人物である経宗を批判している（松蘭齋七四頁）。経宗の故実には平氏に伝授され広まりを見せていたが、兼美からすれば「正統な学識を備えた撰閲としての自負と裏腹に、平氏とそこに取り込まれた藤原氏大臣家への忌避感や嫌悪感が存した」と見られる（平藤幸三九二頁）。ただし、本文の「容儀可見進退有度」の「容儀」は容姿の美しさ、「進退」は立ち

居振る舞いをそれぞれ褒めたものであり、儀式の作法が前例に合致しているかどうかを問題にしているわけではないので、『玉葉』とは矛盾しない。○左大臣経宗…①左大臣藤原経宗。卷二「二代后」で永暦元年に惟方とともに捕らえられ配流されたとして、また「新帝御即位崩御」で二条院の葬儀参列者としてなど既出（本全積六一六〇頁）②右大臣兼美。卷一「平家一門繁昌」で兄弟左右大将の例としてなど既出。仁安元年（一一六六）に右大臣に任じられている。③源大納言定房。村上源氏、顕房の孫、雅兼の息、雅定の猶子（尊卑）三―五四三頁）。家成娘を室とし、娘に左大臣経宗の室がいる。生没、大治五年（一一三〇）―文治四年（一一八八）。保元二年（一一五七）に参議、永万二年（一一六六）に大納言に任じられている。④大宮大夫藤原公保。卷二「新帝御即位崩御」で二条院の葬儀参列者として既出（本全積六一六〇頁）③別当藤原公保「項参照」。仁安元年（一一六六）より大宮大夫、翌二年より権大納言。⑤中宮大夫藤原隆季。卷一「新帝御即位崩御」で二条院の葬儀参列者として既出（本全積六一六〇頁）⑤大宮宰相藤原隆季「項参照」。子隆房は清盛の娘を室とするなど、平家との関係が深い。仁安三年に権大納言、承安二年（一一七二）より中宮大夫。⑥三条大納言実房。公季流公教の三男。生没、久安三年（一一四七）―嘉祿元年（一二二五）。仁安三年に権大納言。『愚昧記』の著者。⑦新大納言藤原実国。卷一「新帝御即位崩御」で二条院の葬儀参列者として既出（本全積六一六〇頁）④新中納言藤原実国「項参照」。実房の兄。嘉応二年（一一七〇）に大納言。⑧五条大納言邦綱。前段で重盛に扈從した公卿にも名がある。なお、承安四年では、邦綱

は権中納言。承安五年に中納言、安元三年（一一七七）に大納言任官。
 ⑨中御門中納言宗家。北家頼宗流宗能の三男。生没、保延五年（一一三九）〜文治五年（一一八九）。仁安元年より権中納言、同三年に転正。後権大納言に至る。⑩別当成親。既出。嘉応二年より別当。この時権中納言で左衛門督を兼ねる。⑪左兵衛督藤原成範。信西の四男。卷二「清盛息女」で、清盛長女の婚約者として既出（本全釈五—三頁）。仁安二年より左兵衛督、この承安四年七月八日に参議となっている。以上十一名の官位は、邦綱以外は正確である。『玉葉』二十七日には、「次左大臣〈依雨不経小庭、経宜陽殿壇上二也〉已下、歴宜陽殿西壇上、及軒廊等、昇自東階、副南欄、為先左足、左府五級脱沓、余一級脱履、相分着座」とあり、着座の公卿を次のように挙げる。〈盛〉に該当する人物に番号を付す。「着南座之人（①左大臣、②余、左大将、③源大納言、右大将、⑦新大納言、⑧五条中納言、源中納言（已上路、自箕子西行、入自当間、着座之後揖如恒）、着北座之人（④一条大納言、⑤中宮大夫、⑥三条大納言、⑩别当、⑨中御門中納言、⑪左兵衛督（已上、経東庇并母屋南辺、最末人猶廻着）、但成範卿、良久不着座。番号のない左大将・右大将は先に「兩大将本座ニ被復ケレバ」とあるので、『玉葉』にあつて〈盛〉に名前のないのは源中納言資賢のみである。但し、『愚昧記』同日条には、「次①左大臣、②右大臣、左大将〈師〉、③源大納言〈定〉、右大将〈重〉、已上外座、④大宮大夫〈公〉、⑤中宮大夫〈隆〉、⑥予〈已上奥座〉、⑦新大納言〈実〉、外座、⑧五条中納言〈邦綱〉、⑩别当〈成〉、⑨中御門中納言〈宗〉、已上奥、（中略）令岩参議領之⑪左兵衛督成範着座」（割書は一部を残して省略し、

主として人名のみを列挙する）とあり、資賢の名はなく、〈盛〉と一致している。〈盛〉の書き漏らしとは言えない。○相撲ノ長左右各二人、左番長秦兼宗・下毛野武守、右番長秦兼景、下毛野種友「相撲の長」は、「相撲の頭取。相撲の節の時、相撲人を監督する職」（日国大）。この当時、勝負判定をつかさどる中立の者はいないため、左右それぞれから「相撲の長」と称する職員が出て進行をつかさどり、「立合」が相撲人を立ち合わせた（新田二郎九六頁）。『兵範記』によれば、保元三年六月二十七日に行われた召合では、「今日相撲抜出御覧也、（中略）、次相撲長、左番長中臣季近、秦兼頼、右秦兼清、同兼任、（中略）次立合、進出、左公貞、右助弘、次算判着座、左府生行重、右同季重」（国立歴史民俗博物館データベースによる。算判は籌刺のことか）とあり、相撲長と立合が挙げられている（大日向克己一一五頁）。なお、相撲の長は、秦氏、下毛野氏が任に当たっているように、隨身家から選ばれている。秦兼宗は『玉葉』承安五年三月七日条に、「今日、申刻許、自院給御牛、左府生秦兼宗為御使」と見える他、『山槐記』治承三年三月二十四日条に、右少将隆房の隼として「右府生秦兼宗…（兼宗祇候院者）、同年四月二十一日条に、右少将頭家の隼として「左府生秦兼宗」が記される。『秦氏系図』（京都大学付属図書館蔵）には確認できない。秦兼景は『玉葉』元暦二年六月二十一日条に「競馬奏、…六番、左番長秦兼景、右近衛下毛野厚近、追勝」〈兼景嫌申馬、厚近申可乗替之由〉、勝了、高名之由、人々令称云々」などに見える。『秦氏系図』によれば兼任の子。「母重近女、参後白川院番長、後府生、其後九条内大臣良通官人、死去了」とある。下毛野武守は、『下毛野氏系図』によると、武正の孫で武成の子、

前節に記される番長下毛野武安の甥に当たる。〈校注盛〉は「下毛野武盛か。隨身。玉葉に見える」とするが、『山槐記』には「御隨身左番長下毛野武守」(治承三年十月二十五日条)等と記されるように、「武守」で良い。下毛野種友なる人物は見出し得ないが、『玉葉』承安四年三月二十九日「入夜隨身番長中臣重長来云、……弟種友(関白右番長)与国方(院下臈重文字也、重近外孫也)口論、事及大事、刃傷国方」とあり、また安元二年五月九日「今比叡競馬毎年事也。：関白隨身中臣種友(番長)、落馬絶人云々」とある中臣種友なる人物がいる。また『吉記』安元二年四月二十七日条の法皇比叡山行幸の供奉として関白の隨身に、「左番長同(引用者注、下毛野)武守(萌木上下)右番長中臣種友(花田上下)」と、下毛野武守とならんで中臣種友の名がある。また、『山槐記』にも他出する。〈盛〉はこの中臣種友を下毛野氏と誤ったのではないか。なお、承安四年八月二日に行われた相撲御覧では、『吉記』によれば、「次左右相撲長各一人、(左兼宗(兼頼子)・下野武守(殿下番長武成子)、右秦(兼任子)・中臣雅友(季近子、殿番長)とある。この日の相撲長と、召合の相撲長はほぼ一致しているため(兼任子)とするのも先に確認したように兼景を指す)、種友ではなく雅友の可能性もあろう(ただし『吉記』が「種」を「雅」と誤写している可能性もある)。『玉葉』二十七日条では「隨身番長、左右共被点定相撲長」「次左右相撲長各二人取(円座、出自北第三間、幕所前)許丈置之」など、その行動が記されているが、名前は記されない。○**審判府生、左右各一人、左貞弘、右諸武** 審判は、^{かすさ}審判と同意であろう。『中右記』「左右相撲長二人各置(円座一枚)、立合審判(右方誤先立合前出審判、左方不_レ咲、又失也)」

(嘉保二年七月三十日条)、「一度之後被_レ止兵衛射手、又二度間雨脚頗下、仍出居座、審判等座入廊中、亥時許事了、右勝、依_レ雨脚不_レ被_レ延也」(永長元年正月十八日条)。審判は、賭射、競馬、相撲などの「勝負を行なう時に、勝った度数を数えるために勝つことに串や枝などを数立てにさし入れること」「また、その係の者」(日国大)。府生は衛府の下級役人。『弘安礼節』「隨身 太上天皇十四人。将曹二人、府生一人、番長二人(以上騎馬)、近衛八人(歩)」(群書二七―四二頁)。卷三「殿下乗合」では、府生秦兼清、右府生武光、左府生師峰などの名が見える。『玉葉』二十七日条に、「次左右審指各一人、着_レ南円座、指_レ審一、次一番出、左右共着_レ花取_レ剣衣、……と見える。『愚昧記』同日条にも「次審判府生着」とある。この「審指(刺)」(かざし)を指すのだろう。ただし、審判の人名は『玉葉』『愚昧記』ともに記されていない。貞弘は、『玉葉』治承四年五月四日条に「院番長播磨貞弘参来」など見えるのがそれであろう。『秦氏系図』に付随する「播磨氏系図」によれば、「高倉番長府官人、信貞三男」とある。諸武は、『吉記』八月二日条の相撲御覧の記事では、「次審判着座(先立箭一筋於座前左、右府生下野師武)」とある。この日に審判を勤めた下毛野師武を指すと思われる。『玉葉』治承二年十月二十九日条「引馬、左府生下毛野師武(関白殿御隨身)」、『山槐記』治承三年三月三日条「御隨身師武(故法性寺殿御隨身、相續為_レ六条摂政御隨身、此殿御時兼清死去替被_レ召_レ加_レ左府生」など見える。ただし『下毛野系図』では「諸武」として見えるので、両様の表記がされたか。これによれば武正の子で、前出武安の兄に当たる。右傍注に「散所長」とある。○**一番相撲、左加賀国住人藤井守安、右因幡**

国住人尾張長経ヲ召合ラレケルニ：野口実①によれば、相撲節の所管は兵部省であったが、相撲人を集めるのは近衛府の仕事で、左相撲人は左近衛府、右相撲人は右近衛府がそれぞれ一道ないし数カ国ごとに府生クラスの下級官人を部領使こよりつかひに任命して相撲人の徴発にあたった。この相撲人の徴発はなかなかうまく行かなかったようだが、院政期になると相撲人に選ばれることが、在地領主にとって地方で勢力を伸ばす上で好都合になってくると、相撲人になることが一種の利権化し、相撲人を出す家も大体決まってくるようになったという（一〇四頁）。なお、名が見える守安、長経ともに未詳。『玉葉』七月二十三日条に相撲人御覧の記事があるが、相撲人の名前は「正家」と「惟長」をあげるのみである（なお、彼ら二人の名前は、十六年前の保元三年の相撲節における取組に出て来る。それによれば、正家は、下野の住人藤井正家、惟長は、尾張の住人豊原惟長。『兵範記』六月二十七日条）。なお、『古記』八月六日条に、師長が相撲人を饗応した記事に、「最手正家」「脇永貞」「占手守安并遠宗」、また七日条、法皇による左方相撲召合の記事でも「脇永貞及守安・真貞・末清等」など、守安の名はしばしば挙がるが、長経は確認できない。野口実①②は、相撲人として度々登場する藤井姓について、彼らは藤原姓であり、目以下とみなされて藤原を藤井と称したとする（①一一八頁、②六三頁。他に、青山幹哉三二頁）。ただしこれは下野国の藤姓足利氏について述べたも

【引用研究文献】

- * 青山幹哉「中世武士における官職の受容―武士の適応と官職の変質―」（日本歴史一九九六・6）
- * 大日方克己『古代国家と年中行事』（吉川弘文館一九九三・9）
- * 新田一郎『相撲の歴史』（山川出版社一九九四・6。講談社学術文庫二〇一〇・7に再刊。引用は後者による）

ので、〈盛〉の「加賀国住人」の藤井氏は別と考えるべきだろう。また野口実②は「因幡国においてツネ（経・恒・常）を通字とし、介を称する在地豪族といえ、同国一宮宇倍宮の社司であるとともに在庁官人中第一等の地位にあった伊福部氏において、ほかに該当するものはない」（六四頁）とするが、尾張長経がこれに関わるかは不明。さて、〈盛〉は、右方の長経が膝を突いて支障を述べた、すなわち自ら負けたのは、内取（稽古）の日に負けたので、身の程を知って勝負を避けただけだということ。『玉葉』二十七日条には、一番の取り組みは次のように記されている。「左右共着花取剣衣、各置剣衣練合（挙手徐歩如常）、手合一兩度之後、右相撲突膝、左突之、左相撲目幕所第二間給纏頭、入自第三間（左右相撲纏頭儀、已下皆如之）、右替籌指立合等（負方、每度改之、勝方又突之）、抑、一番右雖負、長暦元年以後之流例也。また『愚昧記』同日条には「次一番相撲出、手合之後、右故突膝入了、是承暦以後例也」とある。これによると、右方が膝を突いて負けとなったのは事実のようだが、一番で右方が負けるのは長暦元年（一〇三七）（もしくは承暦年間（一〇七七—一〇八一））以来の慣例であり、長経も形式的に負けただけということになる。いずれにせよ、この一番相撲の記事は、重盛の威容を伝えるエピソードにおいて、話題がずれているといえよう。

- *野口実①『鎌倉の豪族Ⅰ』（かまくら春秋社一九八三・1）
- *野口実②「相撲人と武士」（『中世東国史の研究』東京大学出版会一九八八・2）
- *平藤幸「藤原経宗の口伝―平家一門が学んだ公事・故実瞥見―」（『玉葉』を讀む）勉誠出版二〇一三・3）
- *松蘭斉「武家平氏の公卿化について」（九州史学一一八・二一九、一九九七・11）
- *水原一『延慶本平家物語論考』（加藤中道館一九七九・6）